賃貸仮設用資機材
総合カタログ
Vol.9

WE BUILD THE FUTURE.
LERICOM
株式会社レリコム

浜松本社
鶴見機材センター　〒435-0022 浜松市南区鶴見町1580
TEL.053-425-7997 FAX.053-425-7734

西伝寺機材センター　〒435-0035 浜松市南区西伝寺町298

静岡営業所　〒422-8026 静岡市駿河区富士見台1-13-9
TEL.054-280-4163 FAX.054-280-4162

東部支店
沼津営業所機材センター・沼津清掃工場　〒410-0317 沼津市石川76-1
TEL.055-967-4824 FAX.055-967-4857

関東支店
神奈川営業所機材センター　〒243-0213 厚木市飯山3340
TEL.046-248-7921 FAX.046-248-7917

埼玉営業所機材センター　〒359-1101 所沢市北中四丁目452
TEL.04-2940-5511 FAX.04-2940-5522

http://www.lericom.co.jp/

WE BUILD THE FUTURE.

WE BUILD THE FUTURE.
LERICOM
株式会社レリコム

LERICOM

WE BUILD THE FUTURE.

LERIICOM 株式会社レリコム NETWORK

関東エリア～静岡県～東三河まで、レリコムの広域ネットワーク。

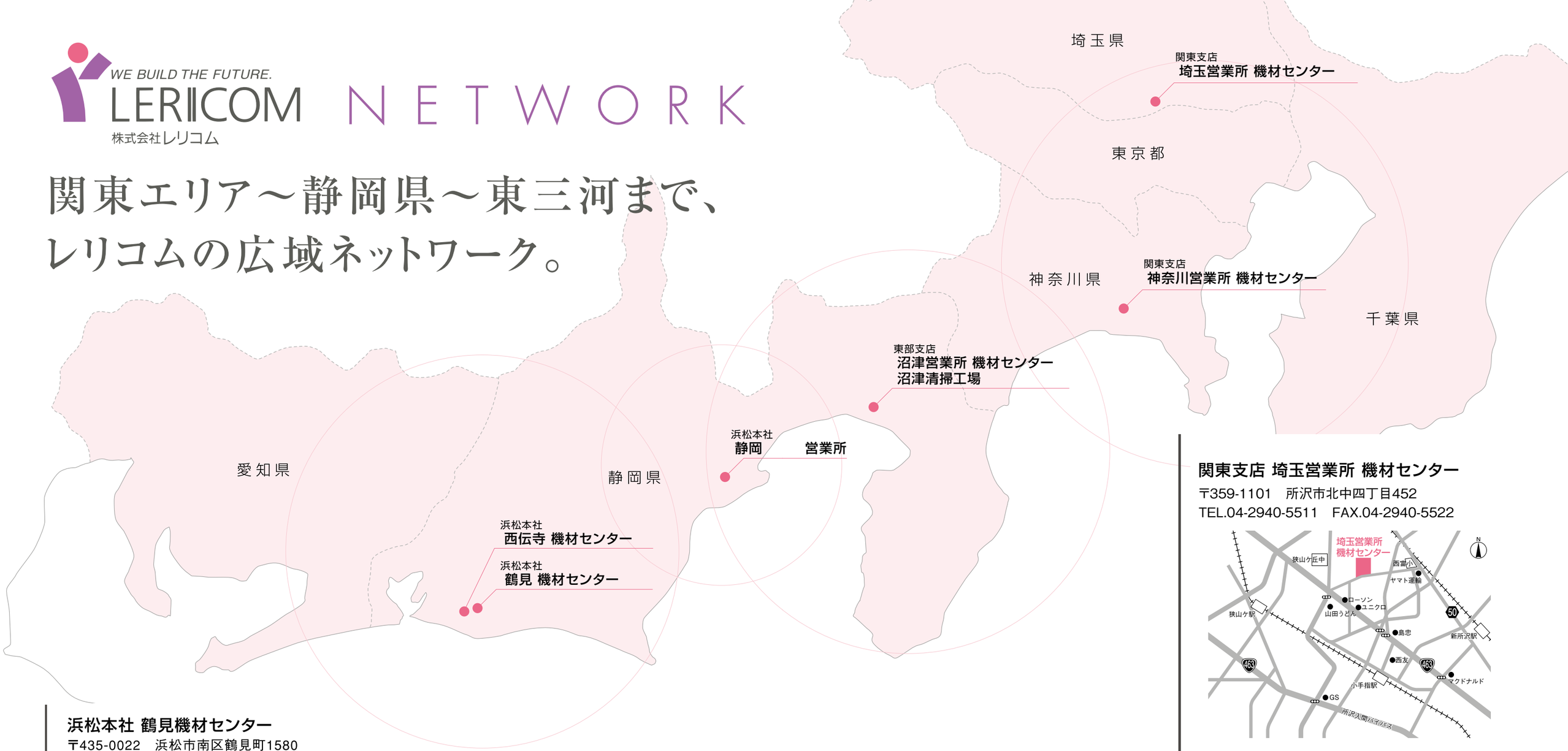

浜松本社 鶴見機材センター
〒435-0022　浜松市南区鶴見町1580
TEL.053-425-7997 FAX.053-425-7734

浜松本社 西伝寺機材センター
〒435-0035　浜松市南区西伝寺町298

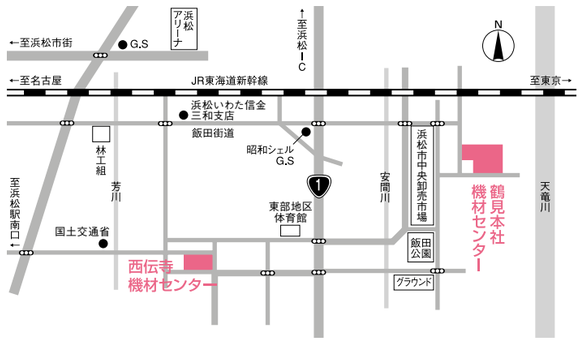

浜松本社 静岡営業所
〒422-8026　静岡市駿河区富士見台1-13-9
TEL.054-280-4163　FAX.054-280-4162

東部支店　沼津営業所 機材センター・沼津清掃工場
〒410-0317　沼津市石川76-1
TEL.055-967-4824　FAX.055-967-4857

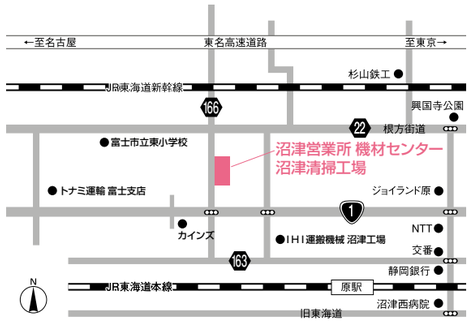

関東支店 埼玉営業所 機材センター
〒359-1101　所沢市北中四丁目452
TEL.04-2940-5511　FAX.04-2940-5522

関東支店 神奈川営業所 機材センター
〒243-0213　厚木市飯山3340
TEL.046-248-7921　FAX.046-248-7917

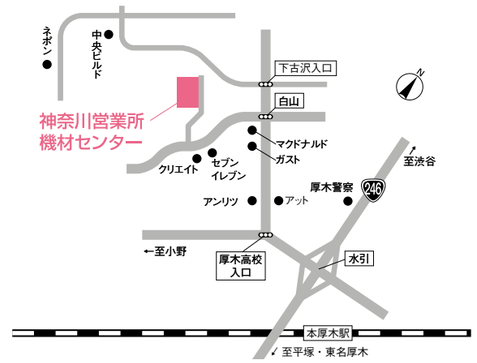

ごあいさつ

謹啓

弊社は 1972 年の創立以来、約半世紀にわたって建設現場を仮設資材レンタルでサポートして参りました。

本社浜松を軸に静岡県全域・関東エリアに拠点を広げ、多くのお客様にありがたいご愛顧をいただき今日に至っています。

建設関係法令・仮設資材・施工技術の安全性の向上により、現場における労働災害は減少していますが、その発生割合は全産業の中で依然として高い環境にあります。

安全で確かな品質・優れた価格・迅速な対応、この実現をもって今後も建設現場のお役となりたく、引き続き、或いは新たなるお引き立てを賜ります様よろしくお願い申し上げます。

敬具

株式会社　レリコム

代表取締役社長　伊藤 友輔

仮設工業会への取組み

※（社）仮設工業会ホームページより

適用工場制度

経年仮設機材に関する安全性を確保するため、「経年仮設機材管理基準適用工場規程」に基づく社内管理規程により機材の整備・修理等を適正に管理する機材センターを認定するものです。

また、適用工場のうち、特に機材管理等で他の模範となる工場に対し、機材管理モデル工場として認定しています。

指定工場認定証

浜松本社

沼津営業所

神奈川営業所

埼玉営業所

認定合格証

認定制度

仮設構造物（仮設足場、型わく支保工等）の安全性を確保するため、仮設機材に関する厚生労働省規格及び本会の定める仮設機材認定基準等に適合していることを検査するためのものです。

製造工場の認定検査（工場審査及び製品の抜取試験）の結果は認定検査審査委員会に諮り、委員会の意見をもとに会長が認定を行うものです。

承認（システム・単品）制度

システム承認制度

「仮設機材に関する認定制度」の適用を受けないシステムとして組立てられた仮設構造物等の安全性を確認するものです。仮設構造物のシステムおよびその構成部材等を対象に書類審査・工場調査及び必要とされる強度試験等を実施し、組立方法及び使用方法等を含めた安全性を確認の後、承認審査委員会に諮り、委員会での審査に基づき会長が承認を行うものです。

単品承認制度

「仮設機材に関する認定制度」の適用を受けない個々の仮設機材について設置目的・設置箇所・設置方法に照らして、十分な安全性を有していることを確認し、単品承認する制度です。

製造工場の単品承認検査（工場審査および抜取検査）の結果は単品承認審査委員会に諮り、委員会の審査に基づき会長が単品承認を行うものです。

毎度ご利用いただき
ありがとうございます。

資材を取りに来る場合は
必ず事前にFAX又は電話での注文をお願いします

お早くご返却いただくためにご協力下さい

1 出荷時と同様出来るだけ区別して梱包して下さい。
（長さ別、種類別に区分）

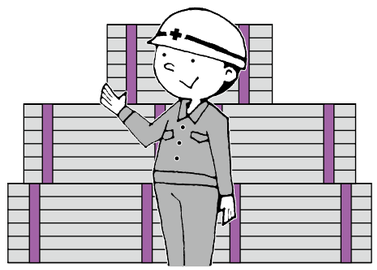

2 積み下ろしは全てフォークリフトで行っています。
お手数ですが、敷き端太角の設置、並びに返却資材の番線等での結束をお願いします。

3 休日及び作業時間以外の入出庫はご遠慮願います。

〈受付時間〉 8:00～16:30
〈休憩時間〉 10:00～10:15
12:00～13:00
15:00～15:15

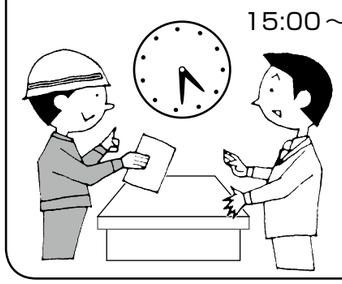

その他ご返却時に特にお願いしたいこと。

1. 滅失、紛失トラブル防止のため送り状を必ずつけて下さい。
2. 荷おろし時及び運搬途中の荷くずれによる危険を防止するため、結束をお願いします。
3. 他の品物とつみ合せるときは当社のものを上にしてすぐにおろせる様にして下さい。
4. ジャッキベース、大引受等はメッシュパレット又は平パレット等の上に数えやすい様に梱包して下さい。
5. クランプ、ジョイント等小物類は25個ずつ袋詰めにして下さい。
6. パイプ筋違、手摺、手摺柱類は必ず長さ別に分けて梱包をお願いします（50本結束）。
7. 他社品の返却はお引受けできません。

上記のご協力により返却時間が大幅に短縮でき、
待ち時間も少なくご返却頂けます。

機材返却時の梱包例

1 次世代足場

同じサイズを50本にまとめて梱包してください。

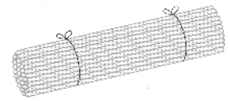

2 建 枠

同じサイズのものを相互に25本ずつ積み、50本にまとめて梱包して下さい。

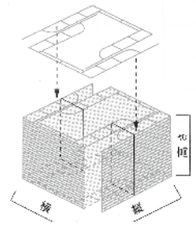

3 調整枠

同じサイズのものを、20本にまとめて梱包して下さい。

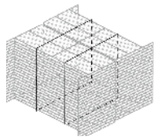

4 布 板

500mm幅のものは1列25枚を2列、240mm幅のものは1列20枚を4列にまとめて梱包して下さい。なお1番下になる布板は裏返して下さい。

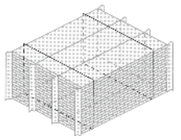

5 足場板

木製足場板は50枚（13枚＋12枚＋12枚＋13枚の4列）、鋼製足場板は30枚（15枚を2列）にまとめて梱包して下さい。なお、鋼製足場板の一番下になる板は裏返して下さい。

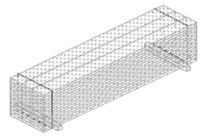

6 パイプ、筋違、手摺などの長尺物

できるだけ長さ別、種類別にまとめて梱包して下さい。
（50本結束）

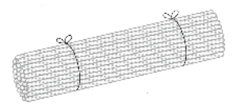

7 クランプ、ジョイントなどの小物類

25個ずつ袋に入れて下さい。

※メッシュパレットを使用する場合は袋に入れずそのままパレットに入れて下さい。

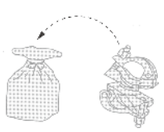

8 パイプサポート

同じサイズをまとめて梱包して下さい。
（30又は50本結束）

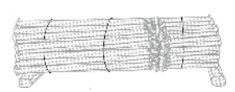

9 脚 立

同じサイズを相互に重ねて梱包して下さい。
（10又は15本結束）

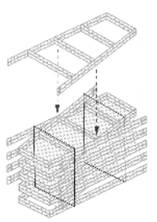

賃貸契約条件

1　賃貸料金

●1日あたりの賃貸料単価に賃貸期間を掛けたもので御請求致します。

●賃貸期間は弊社機材センターから出庫した日より入庫された日までと致します。

2　基本料金

●入・出庫検収及び整備を含んだものとし、御使用の有無、期間の長短に拘わらず全部材に対し御請求致します。

●基本料は原則として賃貸料の初回請求時に併せ申し受けます。

3　清掃料金

●コンクリート及び塗料等が付着している場合は清掃料を申し受けます。

4　修理料金

●損傷の程度により修理可能な場合は修理料を申し受けます。

5　破損・紛失料金

●紛失又は損傷が著しく修理不可能と判断した部材に対して亡失料もしくは破損料を申し受けます。

●部材に溶接等の火入れをしたものは全て破損品と致します。

6　受渡し場所

●弊社指定機材センター渡しと致します。

●弊社にて運搬した場合実費運搬料を申し受けます。

7　検　収

●弊社機材センターへの返納・検収に際しては弊社機材センター内で行います。

●他社製品の受入れはお断り申し上げます。

（万一返却された場合は責任を負いかねます。）

※上記以外のことはレンタル基本契約書及び御見積書に基づきます。

サイトマップ

- あいさつ
- 営業所案内（レリコムネットワーク）
- 仮設工業会への取組み
- 返却時のお願い
- 賃貸契約条件
- サイトマップ
- 目　　次
- 仮設機材カタログ
  - 次世代足場 関連
  - 枠組足場 関連
  - シート・ネット 類
  - アサガオ・防音パネル・先行手摺
  - 荷受フォーム・ローリングタワー
  - 鉄骨建て方用仮設機材
  - 仮囲い・ゲート 類
  - ハウス・備品 類
  - 機械・測量機器
- 関連資料集
  - 仮設工業会　認定機材一覧
  - 風荷重の計算
  - 次世代足場の使用基準
  - 枠 組 足 場
  - 足場部材の許容強度
  - パイプサポート
  - ローリングタワー
  - アングルブラケット
  - 鋼製足場板・木製足場板
  - 片持・単純梁の荷重公式
  - 材料の許容応力度・ヤング係数
  - 断 面 性 能
  - 断面性能算出公式
- （関連法規制）
  - 労働安全衛生法／同施工令
  - 労働安全衛生規則
  - 労働安全衛生規則（解釈）

50音順　目次

A～Z
- Hクランパー …… 37
- OKマット …… 88
- Uフック …… 75

あ
- アサガオ …… 46-49
- 足場板（鋼製） …… 30
- 足場板（木製） …… 30
- アルミ大引き材 …… 31
- アルミ階段 …… 28
- アルミ角パイプ …… 31
- アルミ脚立（9尺） …… 69
- 安全脚立 …… 69
- 安全ブロック …… 65
- イージークライマー …… 66
- 異形建枠連合金具 …… 33
- オートレベル …… 94
- 大引受ジャッキ …… 33
- 鬼クランプ …… 51
- 親　綱 …… 62
- 親綱緊張器 …… 62
- 親綱支持用ベルト …… 64
- 親綱支柱システム …… 62
- 親綱ストレッチポール …… 63

か
- ガードFH鋼取付金具 …… 79
- ガードフェンス …… 77
- ガードフェンスサポート …… 79
- 階段手摺 …… 28
- 回転レーザーレベル …… 95
- 角パイプ …… 31
- 壁つなぎ …… 37
- クランプ類 …… 34-35
- コーンバー …… 79
- 固定ベース …… 32
- ゴムバンド …… 69
- ゴムマット …… 78
- コンビステップ …… 39

さ
- 作業台 …… 68
- 作業台エリアガード …… 68
- サポート …… 72
- シートハンガー …… 41
- 敷　板 …… 30
- 敷鉄板 …… 78
- 自在ジャッキベース …… 32
- 次世代足場 …… 12-19
- 次世代シートアサガオ …… 20-21
- 次世代用クランプ類 …… 51
- 下さん …… 26
- 縞鋼板 …… 78
- ジャッキベース …… 32
- ジャッキ付車輪 …… 33・61
- 消火器 …… 88
- 白シート（防炎） …… 43
- 垂直ネット …… 44
- 垂直はしご …… 39
- 垂直はしご手摺 …… 39
- スキマステップ …… 39
- 筋　違 …… 26
- スタンション …… 63
- 隅梁受け …… 55
- スライドはしご …… 66
- セーフティホルダー …… 28
- セオドライト …… 96
- 先行手摺 …… 52-53
- 送風機・ダクト …… 89

た
- ターンバックル …… 36
- 建　枠 …… 22-25
- ダブルジャッキベース …… 32
- 単管バリケード・ウエイト …… 79
- 段差解消マット …… 78
- チェーン …… 33
- チェーンハンガー …… 33
- チューブライト …… 89
- 妻側伸縮手摺 …… 29
- 手 摺　柱 …… 29
- 手 摺　布 …… 29
- ドアパネル …… 75
- 仮設トイレ …… 93
- トータルステーション …… 97
- 塗装シート …… 40

な
- 荷受フォーム …… 58-59
- ヌキ板 …… 30
- 布　板 …… 15・27
- 根がらみクランプ …… 35
- ネットハンガー …… 45
- ネットブラケット …… 38
- 法面階段 …… 70

は
- パイプベース …… 32
- はしご …… 66
- バタ角 …… 30
- ハッチ式布板 …… 15・27・61
- 発電機 …… 89
- パネルゲート …… 80
- パネルメッシュキャスターゲート …… 83
- 梁　枠 …… 54
- 梁渡し …… 55
- パンチングパネル …… 76
- ハンドレール …… 67
- 万能鋼板 …… 76
- 万能鋼板用ドア …… 76
- フックボルト …… 76
- ブラケット …… 38
- ブラケット枠 …… 25
- プラシキ …… 78
- フラットパネル …… 73-74
- ブルマン …… 36
- 風呂シャワーユニット …… 93
- ベコビーム …… 56-57
- ベランダブリッジ …… 71
- 防音シート …… 42
- 防音パネル …… 50
- 方　杖 …… 55
- ポンプ類 …… 89

ま
- マイティーベース …… 68
- 丸パイプ …… 31
- ミニドア …… 81
- メッシュシート …… 40
- メッシュパレット …… 88
- 木製バリケード …… 79

や
- 山留H鋼 …… 84-86
- 山留部材 …… 87
- ユニットハウス …… 90-92
- 養生枠 …… 51
- 溶接用シート …… 43

ら
- ライトゲートクロス …… 82
- ライトゲートパネル …… 82
- ラッセル安全ネット …… 45
- レボコーン …… 79
- ローリングタワー …… 60
- ローリング枠 …… 25・61
- 6役チャック …… 36
- ロックチャン …… 37
- ロリップ …… 63
- ロング大引受ジャッキ …… 33
- ロングジャッキベース …… 32

分野別　目次

分　類	品　目　名　称			P
次世代足場・次世代シートアサガオ	次世代足場			12
	次世代足場・部材			14
	次世代足場・部材			16
	次世代足場・組立手順			18
	次世代シートアサガオ構成部材図			20
建　枠	建枠 4055A 調整枠 404L	建枠 4055B 調整枠 403L	調整枠 417	22
	建枠 6117A 調整枠 204L	はしご枠 6117SS 調整枠 203L	調整枠 217	24
筋違・下さん	筋　違	下さん		26
階段・手摺	階　段（アルミ）	セーフティホルダー	階段手摺	28
足場板・バタ角	鋼製足場板 ヌキ板	木製足場板（杉） バタ角	敷　板	30
ジャッキベース	ジャッキベース ダブルジャッキベース	ロングジャッキベース 固定ベース	自在ジャッキベース パイプベース	32
クランプ	兼用直交クランプ 3連自在クランプ	兼用自在クランプ 角丸直交クランプ	3連直交クランプ 角丸自在クランプ	34
鉄骨金物	6役チャック ブルマン	6役チャック大 ターンバックル		36
ブラケット	ブラケット	ネットブラケット		38
シート・ネット	メッシュシート	塗装シート		40
	防音シート			42
	垂直ネット			44
アサガオ	アサガオ			46
	アサガオ組立図			48
防音パネル	防音パネル	防音コーナーパネル	採光パネル	50
先行手摺	先行手摺	先行手摺取付金具		52
梁　枠	梁　枠			54
ベコビーム	外ビーム	内ビーム		56
荷受フォーム	荷受フォーム			58
ローリング	ローリング構成図			60
墜落防止	親綱支柱システム	親　綱	親綱緊張器	62
	親綱支持用ベルト			64
鉄骨建方	はしご	スライドはしご	イージークライマー	66
作業台 マイティーベース	作業台	作業台エリアガード	マイティーベース	68
法面階段	法面階段			70
サポート	サポート	補助サポート		72
フラットパネル	フラットクリアパネル	フラットパンチングパネル		74
万能鋼板	万能鋼板 万能鋼板用ドア	パンチングパネル	フックボルト	76
敷鉄板 ゴムマット	ゴムマット 敷鉄板	段差解消マット 縞鋼板	プラシキ	78
ゲート	開型パネルゲート	簡易パネルゲート		80
	ライトゲートクロス	ライトゲートパネル		82
山留H鋼	H200型 H250型主材	H250型部材		84
	H400型主材	H400型部材		86
生コン打設・パレット・備品	OKマット	メッシュパレット	消火器 旗竿キャップ・クリート	88
ハウス トイレ 風呂シャワー	ユニットハウス			90
	エアコンハウス	物置ハウス		92
測量機器	オートレベル			94
	セオドライト			96

分　類	品　目　名　称			P
次世代足場・次世代シートアサガオ	次世代足場			13
	布　板	補助布板	ハッチ式布板	15
	次世代足場・部材			17
	次世代足場・組立手順			19
	次世代シートアサガオ 安全対策			21
建　枠	建枠 3055A 調整枠 304L	調整枠 305L 調整枠 303L	調整枠 317	23
	ブラケット枠 9117 ローリング枠	ブラケット枠 6117 ローリング調整枠	建枠ジョイントピン	25
布　板	布　板	補助布板	ハッチ式布板	27
手　摺	手摺　柱 妻側伸縮手摺	手摺　布		29
パイプ・大引材	丸パイプピン付 アルミ角パイプ	丸パイプピンなし アルミ大引き材	角パイプ 丸パイプ杭	31
大引受・車輪チェーン	大引受ジャッキ 異形建枠連合金具	ロング大引受ジャッキ チェーン	ジャッキ付車輪 チェーンハンガー	33
クランプ・ジョイント	角角直交クランプ 根がらみ自在クランプ	角角自在クランプ ブラケット用クランプ	根がらみ直交クランプ パイプ直線ジョイント	35
壁つなぎ	壁つなぎ	ロックチャン	Hクランパー	37
ステップ・垂直はしご	コンビステップ 垂直はしご	スキマステップ 垂直はしご手摺		39
シート・ネット	シートハンガー	PPひも		41
	白シート（防炎）	溶接用シート		43
	ラッセル安全ネット	ネットハンガー	安全ネットひも	45
アサガオ	コーナーアサガオ			47
	コーナーアサガオ 組立図			49
養生枠 鬼クランプ	養生枠・鬼クランプ 次世代用クランプ	鬼クランプコーナー 次世代用クランプコーナー	鬼クランプコーナ3ツ爪 次世代用クランプ3ツ爪	51
先行手摺	先行手摺　組立図			53
梁　枠	方　杖	隅梁受け	梁渡し	55
ベコビーム	ベコビーム組合せ			57
荷受フォーム	荷受フォーム			59
ローリング	ローリング枠 ハッチ式布板	ローリング調整枠 巾　木	ローリング布板 ジャッキ付車輪	61
墜落防止	親綱ストレッチポール	スタンション スタンション用フックボルト	ロリップ	63
	安全ブロック			65
鉄骨建方	ハンドレール			67
脚　立	安全脚立	アルミ脚立（9尺）	ゴムバンド	69
ベランダブリッジ	ベランダブリッジ			71
フラットパネル	フラットパネル本体	フラットコーナーパネル	フラットスライドパネル	73
パネルドア	ワイドドアパネル	ミニドアパネル Uフック	ドアパネル	75
ガードフェンス	ガードF全鉄板 ガードF全鉄板ドア付	ガードF1.8 ガードF1.8ドア付	ガードF1.2 ガードフェンス台	77
バリケード レボコーン	ガードフェンスサポート コーンバー	ガードFH鋼取付金具 木製バリケード	レボコーン 単管バリケード・ウエイト	79
ゲート	パネルゲート部材表	ミニドア		81
	パネルメッシュ キャスターゲート	キャスターゲート サイズ表		83
山留H鋼	H300型主材 H350型主材	H300型部材 H350型部材		85
山留部材	カバープレート	キリンジャッキ	六角ボルト・ナット	87
機械類	水中ポンプ 発電機（2KVA）	オートポンプ 送風機・ダクト	キュースターポンプ チューブライト	89
ハウス トイレ 風呂シャワー	ユニットハウス			91
	簡易水洗トイレ	風呂シャワーユニット		93
測量機器	回転レーザーレベル	受光器LS-70B		95
	トータルステーション			97

次世代足場
ファステック

仮設工業会足場承認取得　承認 第63号
仮設工業会支保工承認取得　承認 第90号
国土交通省新技術情報システム「NETIS」登録製品
登録番号 KT−130098−VE

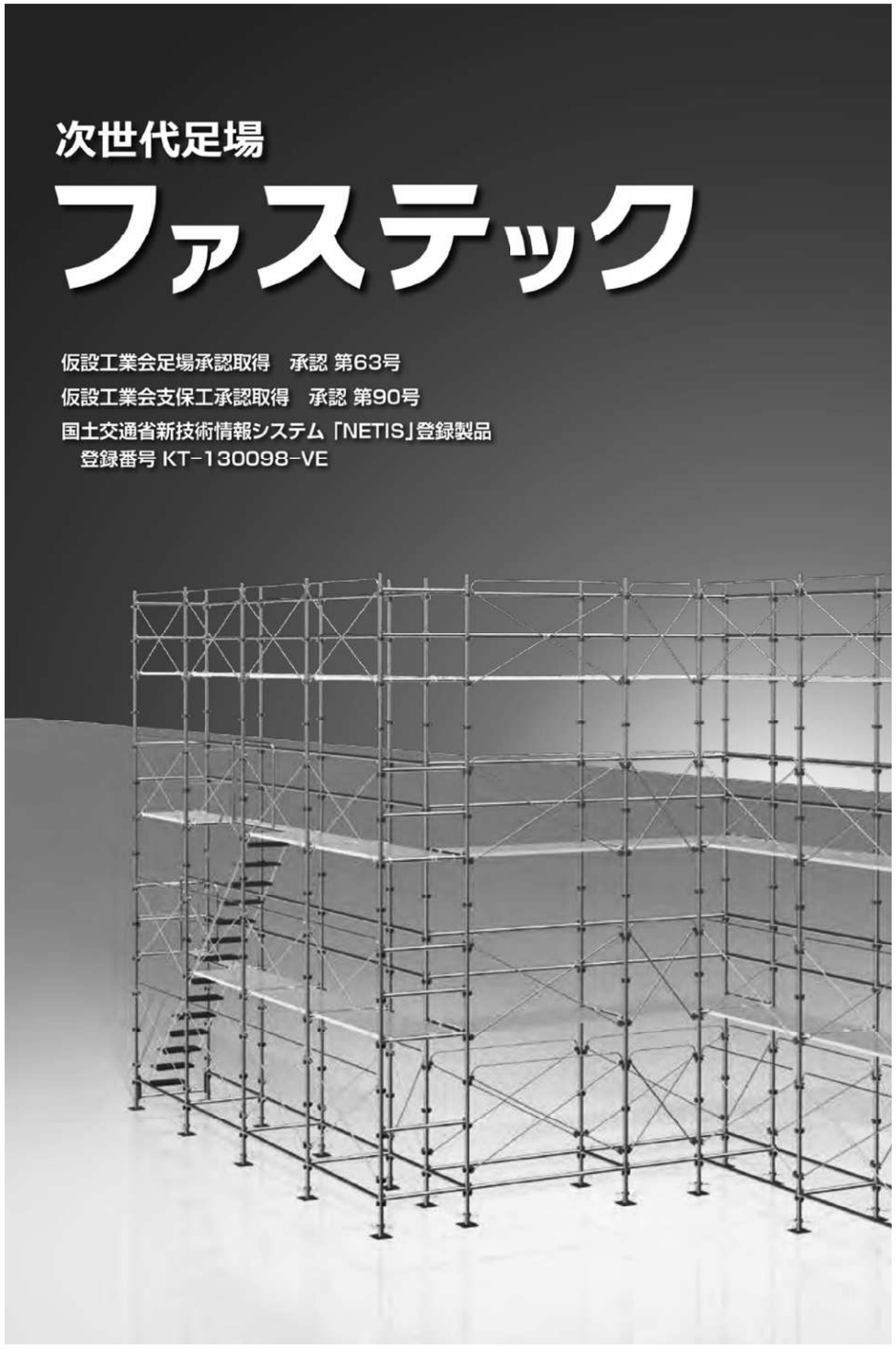

インデックス
次世代足場・次世代シート アサガオ
建　枠
筋違・下さん 布　板
階　段 手　摺
足場板・バタ角 パイプ・大引材
ベース・大引受 車輪・チェーン
クランプ ジョイント
6役・ブルマン 壁つなぎ 他
ブラケット ステップ・垂直はしご
シート（シートハンガー） ネット（ネットハンガー）
アサガオ
防音パネル 養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしご ハンドレール
作業台マイティーベース 脚　立
法面階段 ベランダブリッジ
サポート
フラットパネル パネルドア 万能鋼板 ガードフェンス 敷鋼板 ゴムマット バリケード レポコーン
ゲート類
山留H鋼 山留部材
生コン打設資材 パレット・備品・機械類
ハウス トイレ 風呂シャワー
測量機器

ファステックは、安全な上に、施工性と剛性を両立させた足場です。

- 先行手すり方式（手すり高さは1m）
- 布材の堅結を目視で点検可能
  ➡改正安全衛生規則対応機種

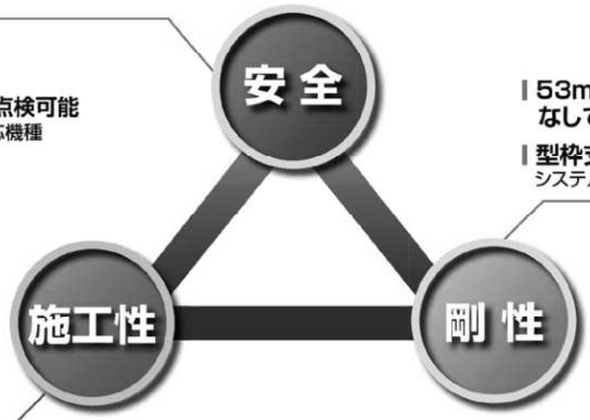

- 53mまで単管補強なしで組立可能
- 型枠支保工への転用可能
  システム支保工（48.6タイプ）相当

- 布材の3ステップ施工
- 先行手すりの自動セット方式

枠組足場から次世代足場へ

枠組足場

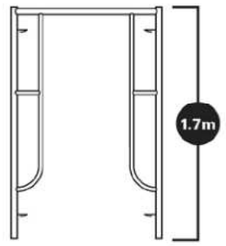

約16kg／枚（当社材）

ブレース

足場板

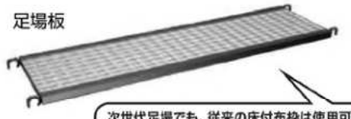

次世代足場でも、従来の床付布枠は使用可能

2層相当の設計
➡
さらに運送時の効率もUP

次世代足場（ファステック）

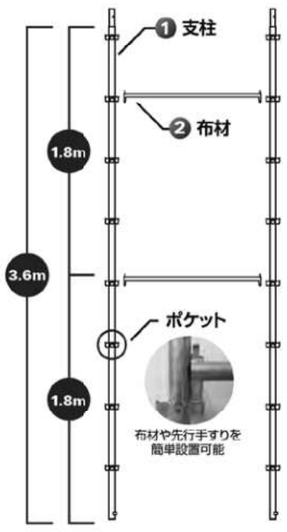

❸ 先行手摺付きブレース

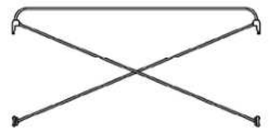

- 支柱と布材を個別に。支柱についたポケットに布材を取付ける。
  ➡置場輸送効率がよい（枠組足場比、約+40%効率）
- 支柱も軽量（2層分で1本）
  ➡ファステック：11.8kg/本
- 階高を1.8mに
  ➡支柱長さ3.6m
- 支柱を2層分にすることで、下の階から上の階のブレースを設置可能に＝先行手すり方式
  ➡安全（転落防止に）

ファステックの部材

布板等は従来品が使用可能です。

支柱

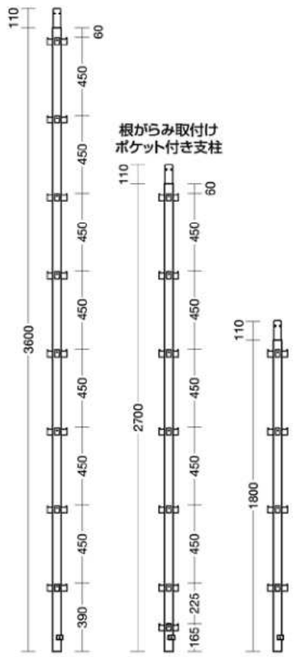

品　番	JFT-36	JFT-27	JFT-18	JFT-13.5	JFT-09	JFT-4.5	JFT-2.5
重量（kg）	11.8	9.3	6.1	5.0	3.3	1.9	1.4
L:長さ(mm)	3600	2700	1800	1350	900	450	250
パイプ外径(mm)	Φ48.6						
	50011	50012	50013	50014	50015	50016	50017

ほぞ脱着式タイプ

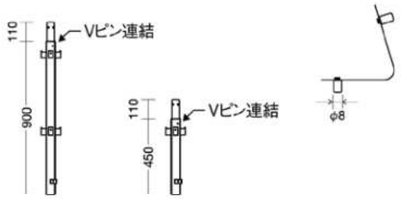

Vピン

品　番	JFT-09HV	JFT-4.5HV
重量（kg）	3.3	1.9
L:長さ(mm)	900	450
パイプ外径(mm)	Φ48.6	
	50021	50022

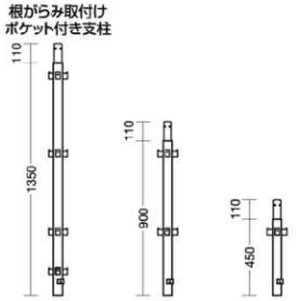

品　名	圧縮ジャッキ
重量(kg)	2.5

40802

品　名	ジャッキアダプター
重量(kg)	0.5

40803

●圧縮ジャッキ600

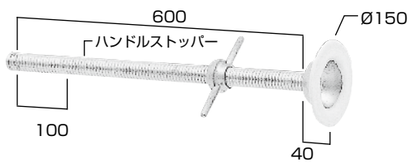

●ジャッキアダプター

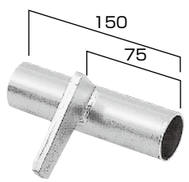

使用例

品　名	S ジャッキベース
重量(kg)	3.2

40800

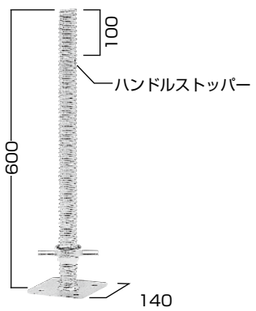

品　名	アンダーベース
重量(kg)	1.0

40178

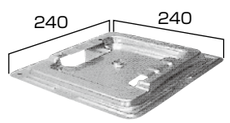

品　名	布　板
重量(kg)	

品　番	L(mm)	重量(kg)	梱 包 数	
HPS−6	1,829	15.6	50	40251
HPS−5	1,524	13.5	40	40252
HPS−4	1,219	11.3	40	40253
HPS−3	914	9.1	40	40254
HPS−2	610	6.9	40	40257

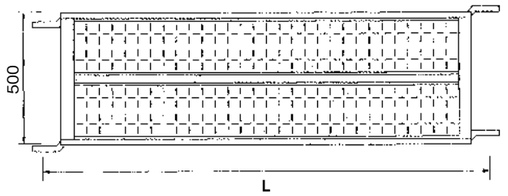

品　名	補助布板
重量(kg)	

品　番	L(mm)	重量(kg)	梱 包 数	
HPS−624	1,829	8.5	80	40261
HPS−524	1,524	7.4	80	40262
HPS−424	1,219	6.3	80	40263
HPS−324	914	5.2	80	40264
HPS−224	610	4.1	80	40265

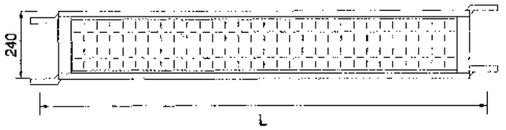

品　名	ハッチ式布板
重量(kg)	17.5
梱 包 数	5

40256

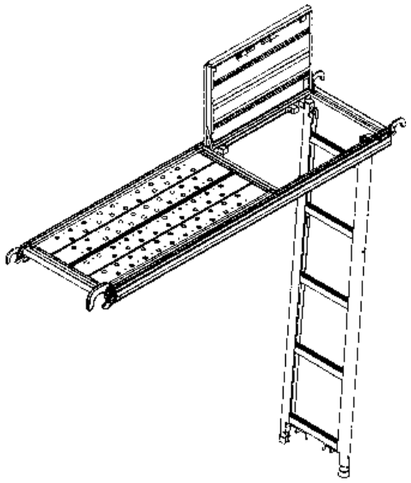

寸法図

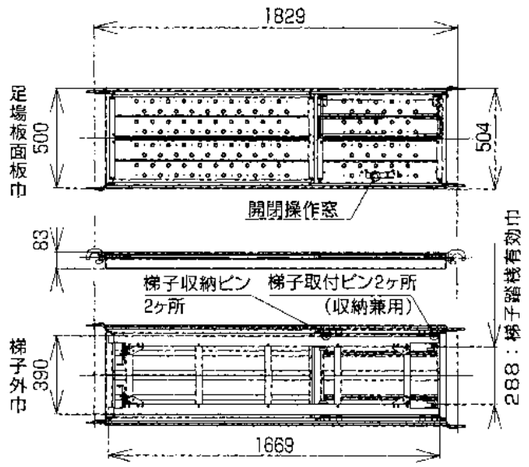

伸縮梯子調節長サ:375mm　25mmピッチ

■4方向に取り付けられる梯子
伸縮梯子は現場の状況に合わせて、4方向のいずれにも設置することができます。

布材

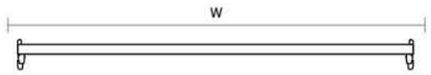

品　番	JFN-183	JFN-153	JFN-123	JFN-093	JFN-063	JFN-043	JFN-03	JFN-02
重量(kg)	5.0	4.3	3.5	2.7	2.0	1.4	1.2	1.0
W:使用長(mm)	1829	1524	1219	914	610	410	305	200
パイプ外径(mm)	Φ42.7							
	50051	50052	50053	50054	50055	50056	50057	50058

先行手摺付きブレース

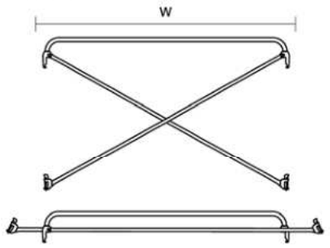

品　番	JFX-183N	JFX-153N	JFX-123N	JFX-093N	JFX-063N
重量(kg)	6.8	5.9	5.1	4.3	3.6
W:使用長(mm)	1829	1524	1219	914	610
パイプ外径(mm)	手摺パイプΦ27.2　ブレースΦ21.7				
	50071	50072	50073	50074	50075

ブラケット(片持ちタイプ)

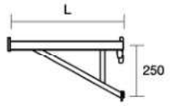

品　番	JBK-75	JBK-50	JBK-35
重量(kg)	3.4	2.5	1.9
L:長さ(mm)	838	538	324
パイプ外径(mm)	Φ42.7		
	50121	50122	50123

両端くさび付ブラケット

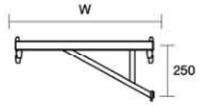

品　番	JBKN-063	JBKN-04
重量(kg)	2.8	2.1
W:使用長(mm)	610	400
パイプ外径(mm)	Φ42.7	
	50101	50102

ピンブラケット

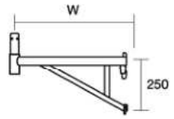

品　番	JBKP-063	JBKP-04
重量(kg)	3.3	2.6
W:使用長(mm)	610	400
パイプ外径(mm)	Φ42.7	
	50111	50112

張出ブラケット(拡幅用)

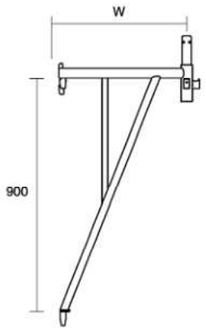

品　番	JHBK-6	JHBK-3
重量(kg)	5.2	4.4
W:使用長(mm)	610	305
パイプ外径(mm)	Φ42.7	
	50131	50134

伸縮ブラケット

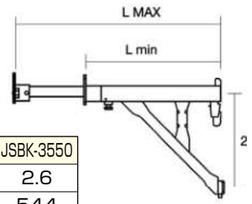

品　番	JSBK-7510	JSBK-5075	JSBK-3550
重量(kg)	5.1	3.7	2.6
L:長さ(mm)最大	1070	804	544
L:長さ(mm)最小	838	538	354
パイプ外径(mm)	Φ42.7		
パイプ内管外径(mm)	Φ36.4		
	50141	50142	50143

梁 枠

3スパン用

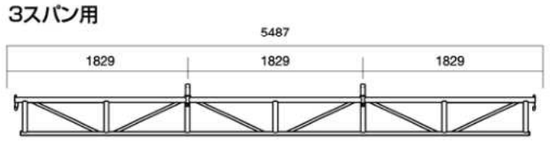

2スパン用

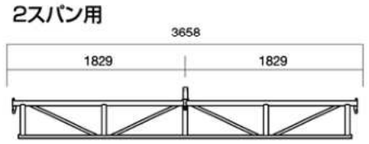

品　番	JHL-3	JHL-2	JHL-1.5
重量(kg)	35.5	23.9	15.0
パイプ外径(mm)	上弦材、下弦材共Φ42.7		
	50151	50152	50153

1.5スパン用

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん 布　板
階　段 手　摺
足場板・バタ角 パイプ・大引材
ベース・大引受 車輪・チェーン
クランプ ジョイント
6役・ブルマン 壁つなぎ 他
ブラケット ステップ・垂直はしご
シート (シートハンガー) ネット (ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル 養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしご ハンドレール
作業台・マイティーベース 脚　立
法面階段 ベランダブリッジ
サポート
フラットパネル パネルドア 万能鋼板 ガードフェンス 敷鋼板 ゴムマット バリケード レボコーン
ゲート類
山留H鋼 山留部材
生コン打設資材 パレット・備品・機械類
ハウス トイレ 風呂シャワー
測量機器

階段手摺

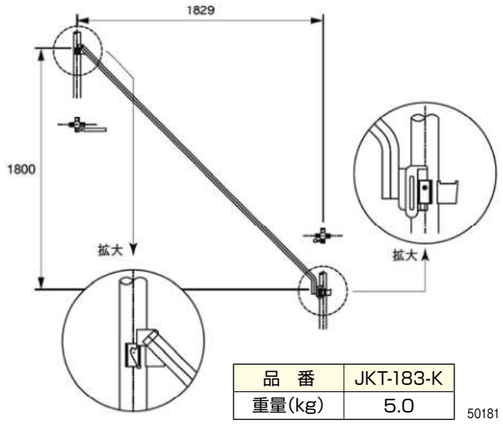

品　番	JKT-183-K
重量(kg)	5.0
	50181

階段枠

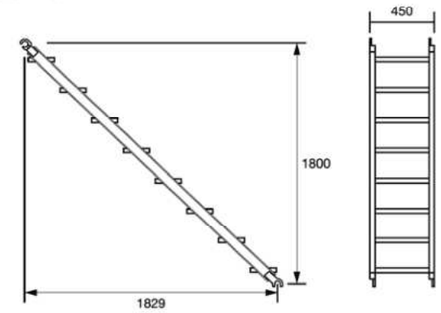

品　番	KDJ-F458MS
重量(kg)	12.3
	50161

階段受け

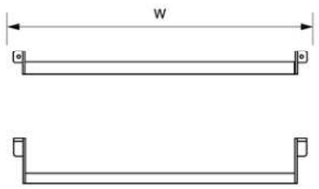

品　番	JNU-123	JNU-093	JNU-063
重量(kg)	4.0	3.6	2.6
W:使用長(mm)	1219	914	610
	50191	50192	50193

階段開口部用手摺枠

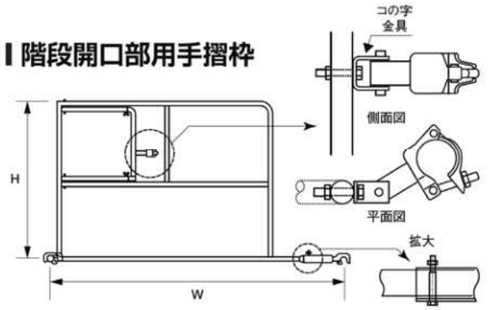

品　番	SFG0029JK
重量(kg)	13.4
H:手すり材高さ(mm)	974
W:使用長(mm)	1829～1800
	50172

桁側幅木

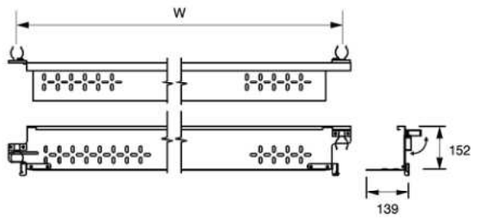

品　番	JHKR-183G	JHKR-153G	JHKR-123G	JHKR-093G	JHKR-063G
重量(kg)	5.8	4.9	3.9	3.2	2.1
W:使用長(mm)	1829	1524	1219	914	610
	50211	50212	50213	50214	50215

妻側幅木

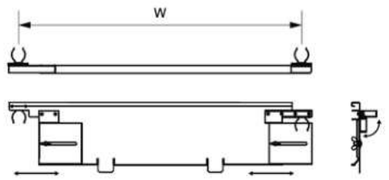

品　番	JHTR-8153G	JHTR-8123G	JHTR-8093G	JHTR-8063G
重量(kg)	3.9	3.3	2.7	2.1
W:使用長(mm)	1524	1219	914	610
	50205	50201	50202	50203

組立手順

1）足場の脚部

設計計画図に基づき、敷板の上にジャッキベースを所定の位置に設置し釘等で固定します。
注1) 基礎の支持力が十分であることを確認します。

2）支柱根がらみの取付

①最下層の支柱、根がらみ用ソケットのあるJFT-27、JFT-13.5を使用します。
設置場所に傾斜がある場合はJFT-2.5、JFT-4.5等の支柱で高さ調節する。(支柱が倒れないように注意)
②最下段のソケットに根がらみ (布材) をセットします。
注2) 布材をセットするときには、図-1の通りくさびが上限にあり、ロックピンが引っ込んでいることを確認して下さい。ロックピンが突き出していると布材が浮き、その状態でくさびを打ち込むとロックピンが損傷する恐れがあります。
注3) 布材のパイプが支柱のソケット部に接触している事を確認してください。
注4) 図-2の通り、くさびを打ち込むと、ロックピンが突き出しソケットの穴にロックピンが貫通します。ソケットの穴よりロックピンが貫通するまで打ち込んでください。

図－1　図－2

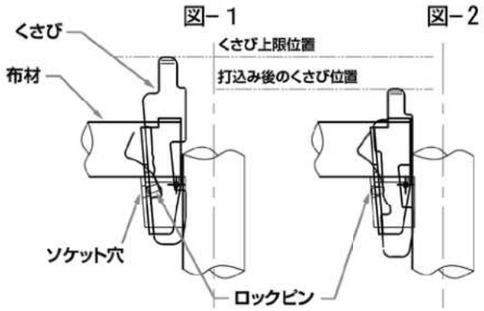

ロックピンがソケット穴から貫通していることを確認してください。
➡貫通しないと抜け止め機能が働かない。

3）ころばし(布材)の取付

床用に足場の幅方向に,ころばし (布材) を支柱の5段目のソケットに取付けます。

4）1層目先行手摺付きブレースの取付け

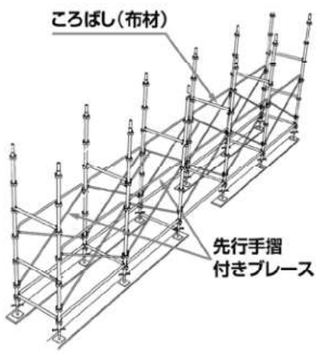

①先行手摺付きﾌﾞﾚｰｽを折り畳んだ状態で持ち上げ、4段目のソケット両側に上部差込金具を装入する。
②2段下がったソケットに下部取付金具を横方向より装入し、くさびをハンマーにて緊結する。(この時、くさびはソケットに干渉しないように持ち上げながら装入する。)
③足場の前踏み/後踏み側の両面に設置する。

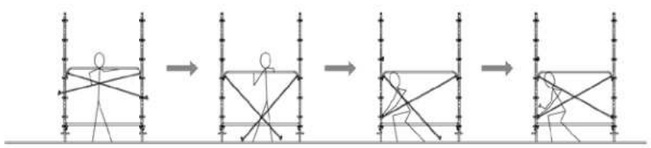

5）2層目先行手すり付きブレースの取付

①左図のとおり支柱の最上段のソケットに先行手摺の上部差込金具のフックを掛ける。
②反対側のソケットに先行手摺付きブレースの上部差込金具を差し込むと自動的に①側の差込金具はソケットの奥に差し込まれます。

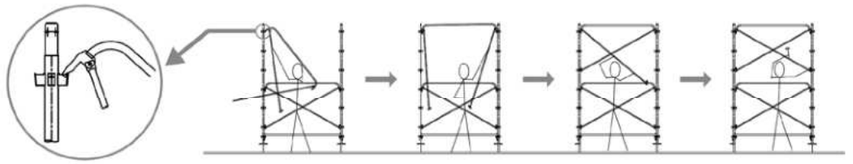

6）床付き布わくの取付け

二層目に床付き布わくを設置する。

7）①階段受け、②階段枠、③階段手すりの設置

①最下段のソケットに階段受けを取り付ける。②階段枠を階段受けに掛け設置する。③階段手すりを取り付ける。
注5) 階段枠は最初に下部つかみ金具をセットしてから上部つかみ金具をセットする。

8）手すり(布材)の取付け

前踏み側と妻側に手すり (布材) を取り付ける。
注6) 手すり設置時には、墜落制止用器具を先行手摺の手摺材に取付けること。

9）階段開口部用手摺枠の設置

階段開口手摺枠を設置する。

10）3層目以降の組立

①下段支柱 (JFT-27)のホゾ部に上段支柱 (JFT-36又はJFT-18)を差込みます。
②支柱を回転させ、ロック金具より「カチッ」と音がして、回転しなくなればロック完了です。
③3層目以降の組立は「3) ⇒9)」の繰り返しとなります。

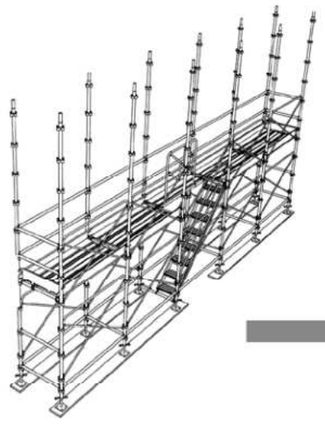

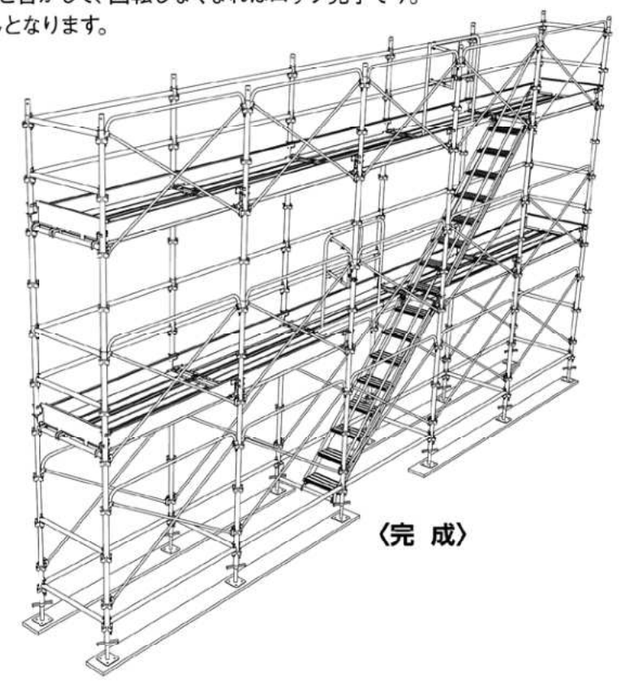

〈完　成〉

11）その他

壁つなぎの取付
注) 垂直方向5.0m以下、
水平方向5.5m以下の事

構成部材図

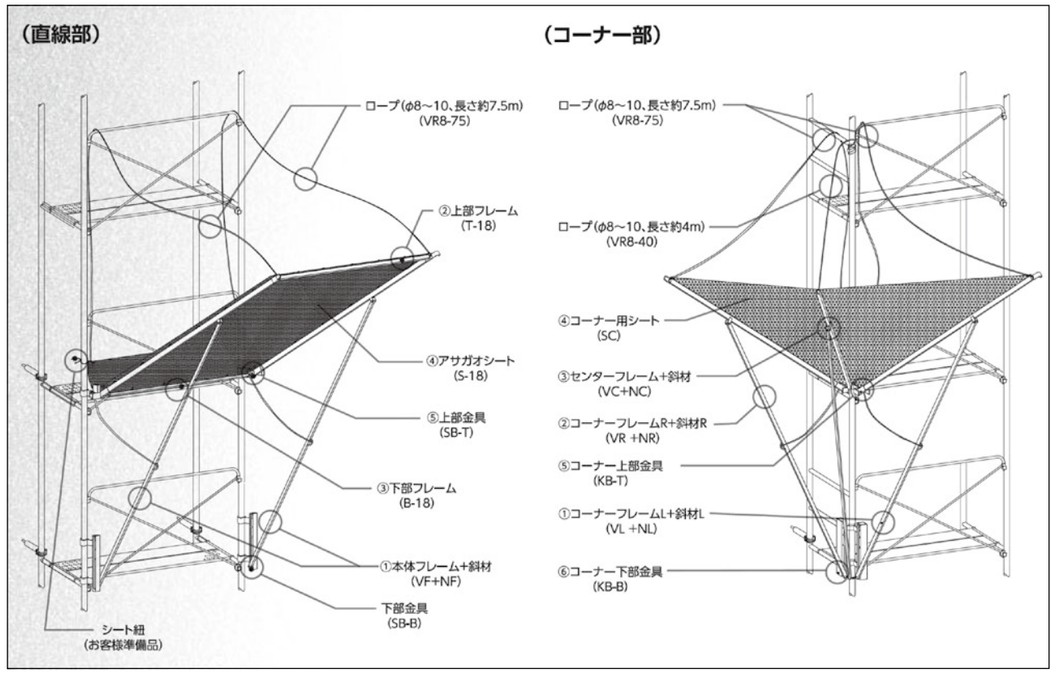

各種サイズ一覧表（次世代足場用）

	品　名	品　番	重量(kg)
1	1800型	HP-18Z	44.0
2	1500型	HP-15Z	42.0
3	1200型	HP-12Z	40.3
4	900型	HP-09Z	38.2
5	600型	HP-06Z	36.2
6	コーナー部	HP-KZ	54.8
7	ロープ	VR8-75	
8	ロープ	VR8-40	

各種サイズ一覧表（コーナー部）

	品　名	品　番	重量(kg)	
1	センターフレーム+斜材	VC+NC	11.2	50363
2	フレームL+斜材L	VL+NL	10.7	50362
3	フレームR+斜材R	VR+NR	10.7	50361
4	シート	SC	6.2	50371
5	ロープ	VR8-40		50392
6	ロープ	VR8-75		50391
7	上部金具	KB-TZ	7.8	50381
8	下部金具	KB-BZ	8.2	50382

各種サイズ一覧表（直線部）

	品　名	品　番	重量(kg)	
1	本体フレーム+斜材	VF+NF	10.5	50301
2	上部フレーム	T-18	3.9	50311
3	上部フレーム	T-15	3.4	50312
4	上部フレーム	T-12	3.0	50313
5	上部フレーム	T-09	2.5	50314
6	上部フレーム	T-06	2.0	50315
7	下部フレーム	B-18	2.6	50316
8	下部フレーム	B-15	2.1	50317
9	下部フレーム	B-12	1.7	50318
10	下部フレーム	B-09	1.2	50324
11	下部フレーム	B-06	0.7	50325
12	シート18	S-18	7.4	50331
13	シート15	S-15	6.4	50332
14	シート12	S-12	5.5	50333
15	シート09	S-09	4.4	50334
16	シート06	S-06	3.4	50335
17	ロープ	VR8-75		50391
18	上部金具	SB-TZ	4.5	50341
19	下部金具	SB-BZ	4.6	50342

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

安全対策（完全養生）

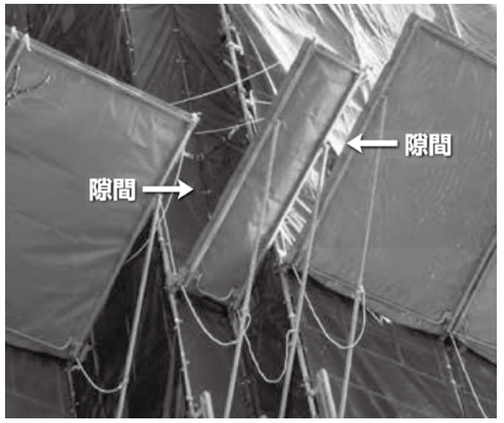

段差部や隙間部の養生

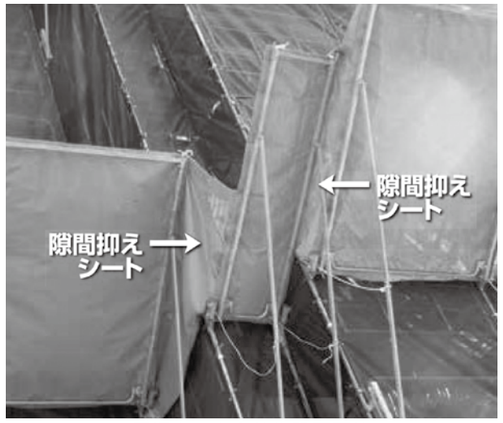

足場内で完全養生設置可能

朝顔の上に乗らずに足場内でセット

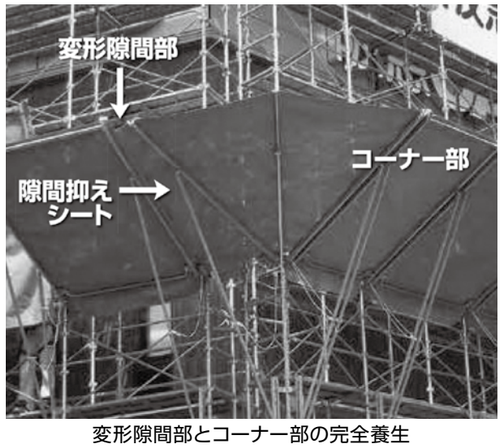

変形隙間部とコーナー部の完全養生

朝顔の上に乗らずに足場をセット

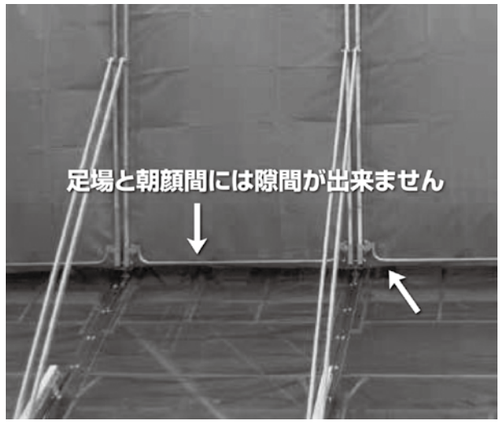

品　名	建　枠
規　格	KA−4055A
重量(kg)	14.0
梱 包 数	50

40191

スパン別適合筋違		
1,829	KA−14	40231
1,524	KA−11	40235
1,219	KA−13	40238
914	KA−012	40236
610	KA−12	40237

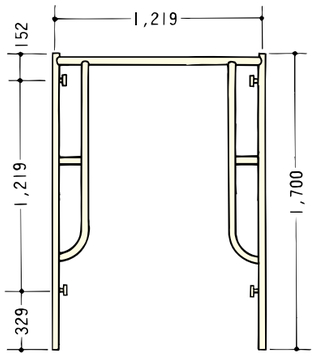

品　名	建　枠
規　格	KA−4055B
重量(kg)	15.6
梱 包 数	50

40192

スパン別適合筋違		
1,829	KA−14	40231
1,524	KA−11	40235
1,219	KA−13	40238
914	KA−012	40236
610	KA−12	40237

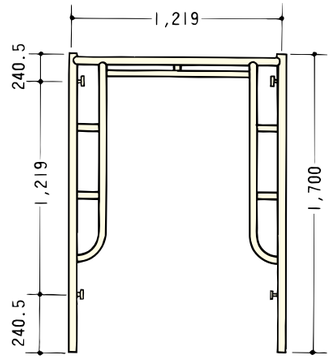

品　名	調整枠
規　格	KA−404L
重量(kg)	13.0
梱 包 数	20

40196

スパン別適合筋違		
1,829	KA−19	40242
1,524	KA−18	40244
1,219	KA−012	40236
914	KA−19S	40246
610	KA−09	40233

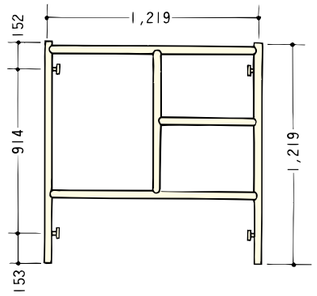

品　名	調整枠
規　格	KA−403L
重量(kg)	11.0
梱 包 数	20

40197

スパン別適合筋違		
1,829	KA−08	40232
1,524	KA−9	40234
1,219	KA−12	40237
914	KA−09	40233
610	KA−06	40248

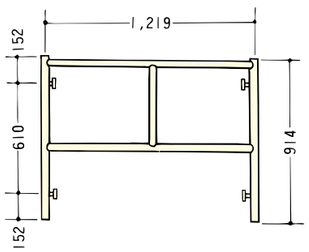

品　名	調整枠
規　格	KA−417
重量(kg)	9.1
梱 包 数	20

40198

スパン別適合筋違		
1,829	KA−16S	40240
1,524	KA−16	40245
1,219	KA−16A	40239
914	KA−16B	40241
610	KA−03	40250

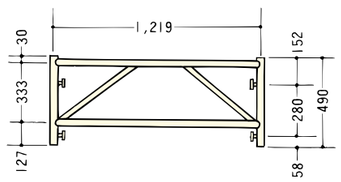

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名	建　枠
規　格	KA−3055A
重量(kg)	13.7
梱 包 数	50

40201

スパン別適合筋違		
1,829	KA−14	40231
1,524	KA−11	40235
1,219	KA−13	40238
914	KA−012	40236
610	KA−12	40237

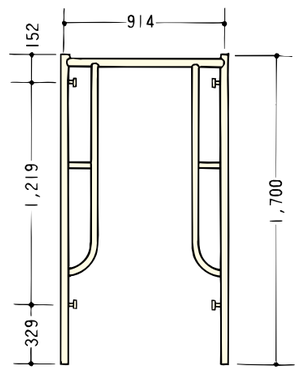

品　名	調整枠
規　格	KA−305L
重量(kg)	13.2
梱 包 数	50

40207

スパン別適合筋違		
1,829	KA−14	40231
1,524	KA−11	40235
1,219	KA−13	40238
914	KA−012	40236
610	KA−12	40237

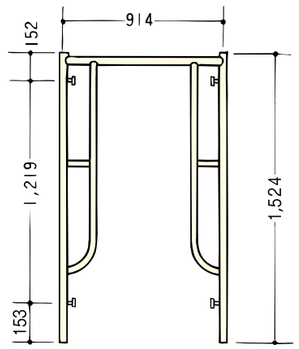

品　名	調整枠
規　格	KA−303L
重量(kg)	9.2
梱 包 数	20

40204

スパン別適合筋違		
1,829	KA−08	40232
1,524	KA−9	40234
1,219	KA−12	40237
914	KA−09	40233
610	KA−06	40248

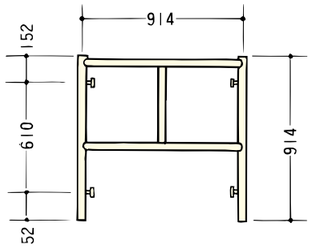

品　名	調整枠
規　格	KA−304L
重量(kg)	11.0
梱 包 数	20

40203

スパン別適合筋違		
1,829	KA−19	40242
1,524	KA−18	40244
1,219	KA−012	40236
914	KA−19S	40246
610	KA−09	40233

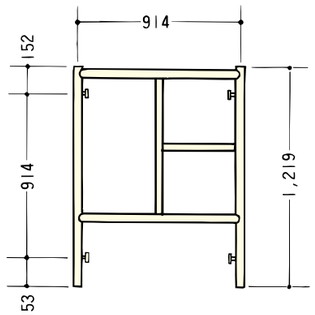

品　名	調整枠
規　格	KA−317
重量(kg)	8.2
梱 包 数	20

40205

スパン別適合筋違		
1,829	KA−16S	40240
1,524	KA−16	40245
1,219	KA−16A	40239
914	KA−16B	40241
610	KA−03	40250

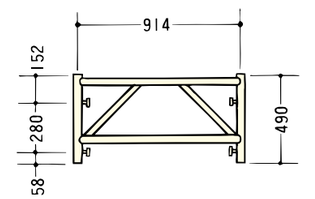

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・パタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名	建　枠
規　格	KA−6117A
重量(kg)	11.3
梱 包 数	50

40211

スパン別適合筋違		
1,829	KA−14	40231
1,524	KA−11	40235
1,219	KA−13	40238
914	KA−012	40236
610	KA−12	40237

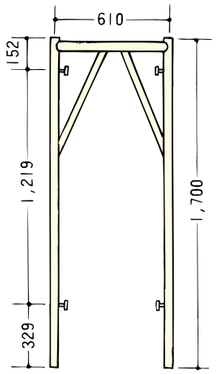

品　名	はしご枠
規　格	KA−6117SS
重量(kg)	11.9
梱 包 数	20

40212

スパン別適合筋違		
1,829	KA−14	40231
1,524	KA−11	40235
1,219	KA−13	40238
914	KA−012	40236
610	KA−12	40237

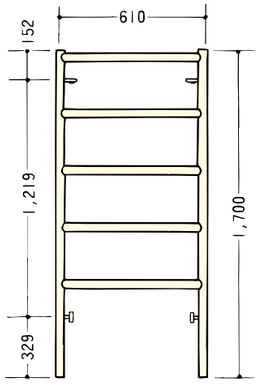

品　名	調整枠
規　格	KA−204L
重量(kg)	10.2
梱 包 数	20

40214

スパン別適合筋違		
1,829	KA−19	40242
1,524	KA−18	40244
1,219	KA−012	40236
914	KA−19S	40246
610	KA−09	40233

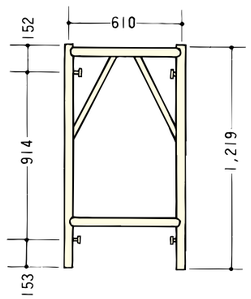

品　名	調整枠
規　格	KA−203L
重量(kg)	8.2
梱 包 数	20

40215

スパン別適合筋違		
1,829	KA−08	40232
1,524	KA−9	40234
1,219	KA−12	40237
914	KA−09	40233
610	KA−06	40248

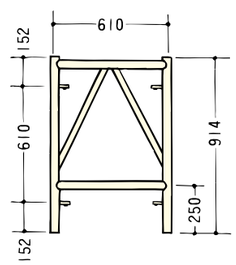

品　名	調整枠
規　格	KA−217
重量(kg)	7.5
梱 包 数	20

40216

スパン別適合筋違		
1,829	KA−16S	40240
1,524	KA−16	40245
1,219	KA−16A	40239
914	KA−16B	40241
610	KA−03	40250

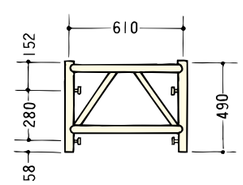

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・パタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名	ブラケット枠
規　格	KA−9117
重量(kg)	21.0
梱 包 数	50

40221

スパン別適合筋違		
1,829	KA−14	40231
1,524	KA−11	40235
1,219	KA−13	40238
914	KA−012	40236
610	KA−12	40237

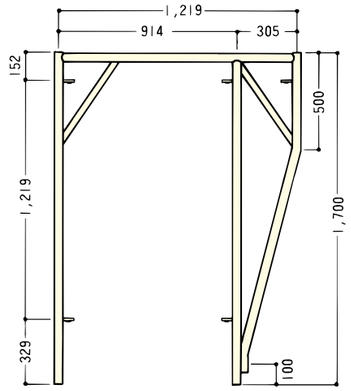

品　名	ブラケット枠
規　格	KA−6117
重量(kg)	17.5
梱 包 数	50

40222

スパン別適合筋違		
1,829	KA−14	40231
1,524	KA−11	40235
1,219	KA−13	40238
914	KA−012	40236
610	KA−12	40237

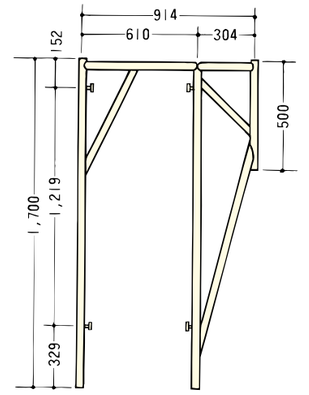

品　名	ローリング枠
規　格	KA−2
重量(kg)	19.0
梱 包 数	25

40224

スパン別適合筋違	
1,829	KA−14

40231

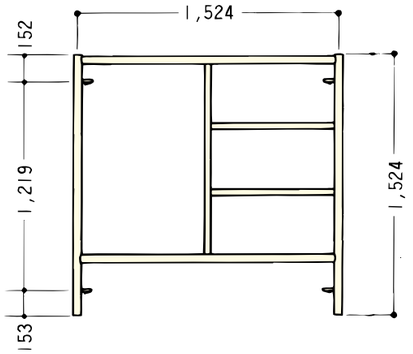

品　名	ローリング調整枠
規　格	Z−2
重量(kg)	10.8
梱 包 数	25

40225

スパン別適合筋違	
1,829	Z−3

40243

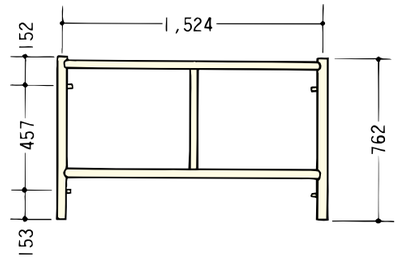

品　名	建枠ジョイントピン
規　格	RA−20
重量(kg)	0.6

40226

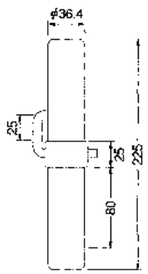

品　名	筋　違
梱包数	50

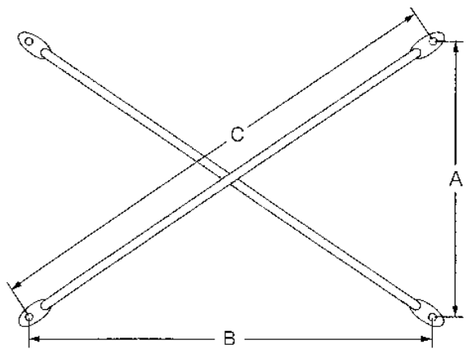

（単位：mm）

規　格	建枠H	A	B	C	重量 (kg)	識別色	
KA−14	1,700	1,219	1,829	2,198	4.2	レリコム色	40231
KA−11			1,524	1,952	3.7	紺	40235
KA−13			1,219	1,724	3.3	茶色	40238
KA−012	1,524		914	1,524	3.0	赤	40236
KA−12			610	1,363	2.7	黄色	40237
KA−19	1,219	914	1,829	2,045	3.9	草色	40242
KA−18			1,524	1,777	3.4	ピンク	40244
KA−012			1,219	1,524	3.0	赤	40236
KA−19S			914	1,293	2.5	緑	40246
KA−09			610	1,099	2.1	水色	40233
KA−08	914	610	1,829	1,928	3.7	白	40232
KA−9			1,524	1,642	3.1	金色	40234
KA−12			1,219	1,363	2.7	黄色	40237
KA−09			914	1,099	2.1	水色	40233
KA−06			610	863	1.7	レリコム色	40248
KA−16S	490	280	1,829	1,850	3.5	黒	40240
KA−16			1,524	1,549	3.0	オレンジ	40245
KA−16A			1,219	1,251	2.4	こげ茶	40239
KA−16B			914	956	1.9	ねずみ色	40241
KA−03			610	671	1.4	草色	40250
Z−3	762	457	1,829	1,885	3.5	レリコム色	40243

縦・横 逆使用で兼用

品　名	下さん
梱包数	100

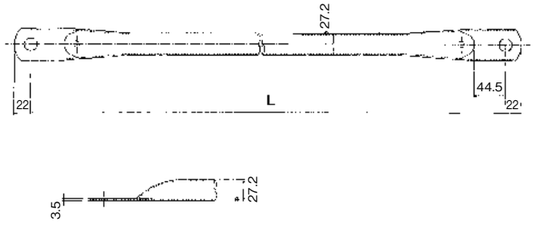

L (mm)	重量 (kg)	識別色	
1,829	1.9	レリコム色	40326
1,524	1.6	紺	40327
1,219	1.3	茶色	40328
914	1.0	赤	40329
610	0.7	黄色	40330

品　名	布　板

品　番	L(mm)	重量(kg)	梱包数	
HPS−6	1,829	15.6	50	40251
HPS−5	1,524	13.5	40	40252
HPS−4	1,219	11.3	40	40253
HPS−3	914	9.1	40	40254
HPS−2	610	6.9	40	40257

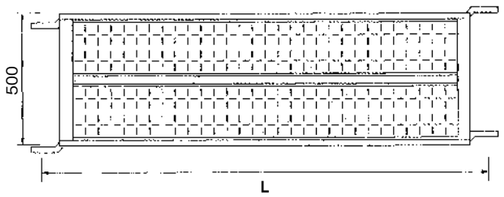

品　名	補助布板

品　番	L(mm)	重量(kg)	梱包数	
HPS−624	1,829	8.5	80	40261
HPS−524	1,524	7.4	80	40262
HPS−424	1,219	6.3	80	40263
HPS−324	914	5.2	80	40264
HPS−224	610	4.1	80	40265

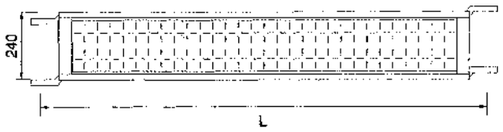

品　名	ハッチ式布板
重量(kg)	17.5
梱包数	5

40256

寸法図

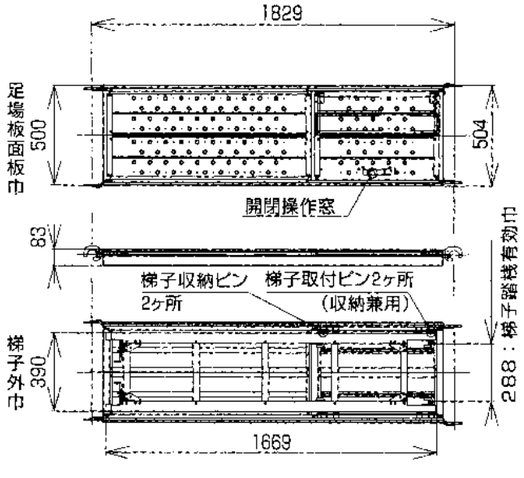

伸縮梯子調節長サ：375mm　25mmピッチ

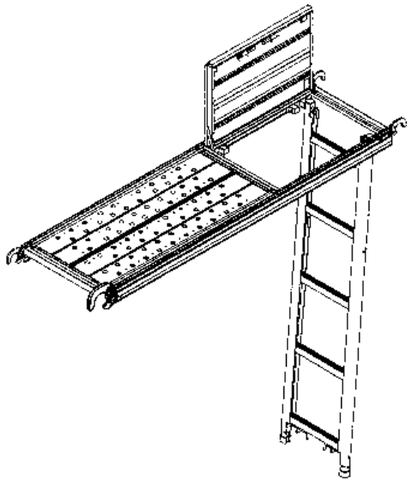

■4方向に取り付けられる梯子
伸縮梯子は現場の状況に合わせて、4方向のいずれにも設置することができます。

品　名	階　段(アルミ)
規　格	KDB−F457Z
重量(kg)	12.0
梱 包 数	10

40272

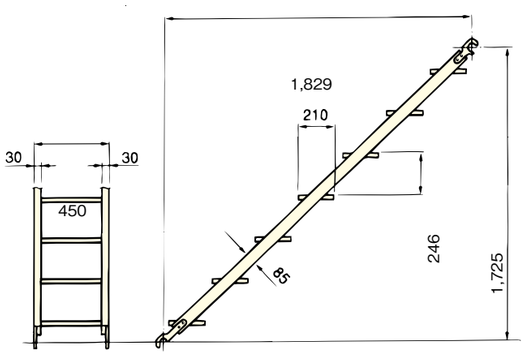

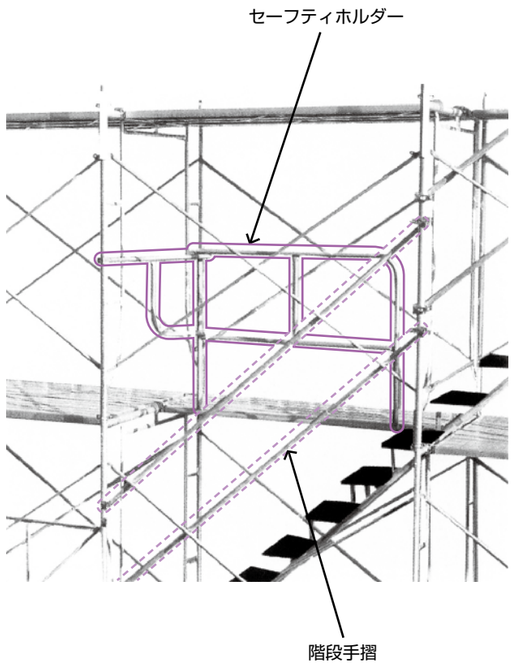

品　名	セーフティホルダー
重量(kg)	12.5
梱 包 数	10

40275

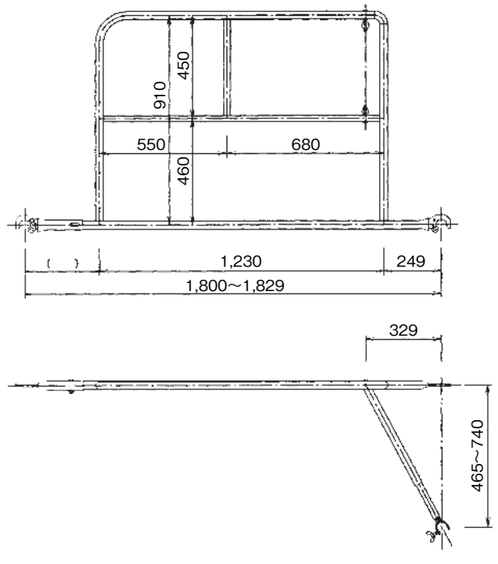

品　名	階段手摺
規　格	AT−Ⅱ
重量(kg)	5.7
梱 包 数	10

40276

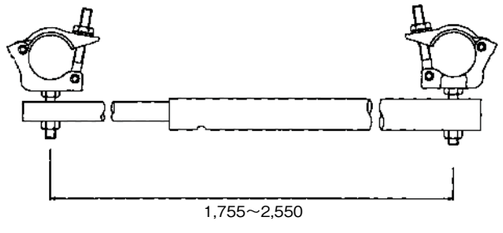

品　名	手 摺 柱
規　格	KA−25
重量(kg)	2.7
梱 包 数	50

40301

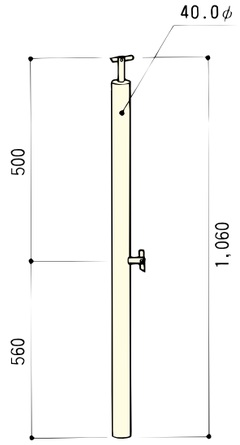

品　名	手 摺 布
梱包数	50

規　格	L(mm)	重量(kg)	
KA−31	1,829	1.8	40302
KA−32	1,524	1.5	40303
KA−29	1,219	1.2	40305
KA−27	914	0.9	40306
KA−28	610	0.7	40308

品　名	妻側伸縮手摺
重量(kg)	3.0
梱 包 数	50

40279

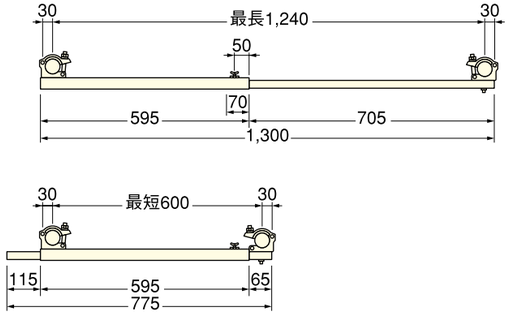

品　名	鋼製足場板
梱包数	30

L(mm)	重量(kg)	
4,000	13.2	40015
3,000	10.1	40016
2,000	6.8	40017
1,000	3.4	49709

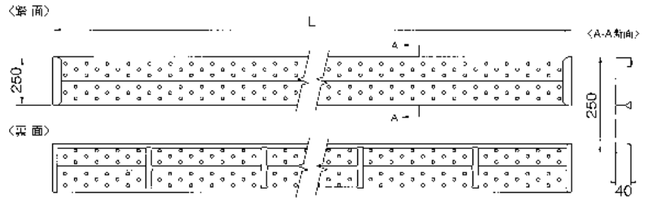

品　名	木製足場板(杉)
梱包数	50

※小口に、補強金具(コ型又は波型)が取付けてあります。
※色:レリコム色

L(mm)	重量(kg)	
4,000	約 16.0	30001
2,000	約　8.0	30004

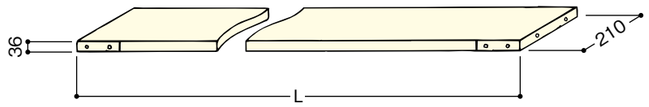

品　名	敷　板
梱包数	50

※色:黄色

L(mm)	重量(kg)	
4,000	約 16.0	30011
2,000	約　8.0	30012
1,200	約　4.8	30014
900	約　3.6	30015
300	約　1.2	30016

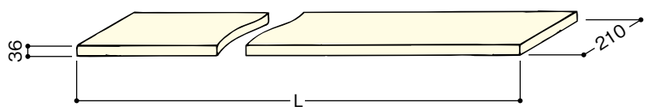

品　名	ヌキ板
梱包数	50

L(mm)	重量(kg)	
4,000	約　4.8	30021
2,000	約　2.4	30022

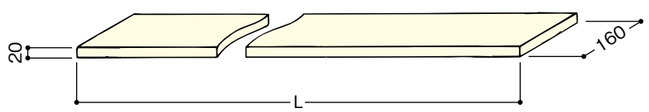

品　名	バタ角
梱包数	50

L(mm)	重量(kg)	
4,000	約 17.0	30071
2,000	約　8.5	30073

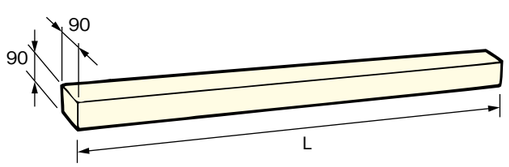

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名	丸パイプピン付
重量(kg)	2.73kg/m
梱包数	50

L(mm)
1,000～6,000
500mmピッチ
1,000=40436

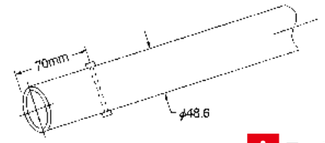

! スーパーライトは2.08kg/m

品　名	丸パイプピンなし
重量(kg)	2.73kg/m
梱包数	50

L(mm)
1,000～4,000
500～900
1,000=40414

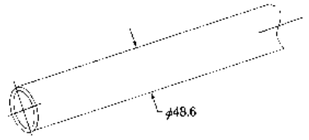

! ピンは片側か両側無しです。

丸パイプ　一般構造用炭素鋼管　JISG-3444　3種　STK-51						
外径	厚さ	単位重量	断面積	断面二次モーメント	断面二次半径	断面係数
48.6mm	2.4mm	2.73kg/m	3.48㎠	9.32㎝	1.64cm	3.83㎤

品　名	角パイプ
重量(kg)	4.06kg/m
梱包数	50

L(mm)
1,000～4,000
500mmピッチ
1,000=40635

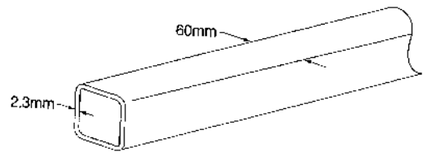

寸法(mm)		単位重量	断面積	断面二次モーメント	断面二次半径	断面係数
辺の長さA×B	厚さt					
60×60	2.3	4.06kg　m	5.17㎠	28.3cm	2.34cm	9.44㎤

品　名	アルミ角パイプ
重量(kg)	1.6kg/m
梱包数	50

L(mm)
6,000
1,000～4,000
500mmピッチ

40650
1000=41171

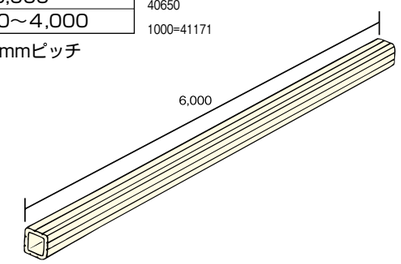

寸法(mm)		単位重量	断面積	断面二次モーメント	断面二次半径	断面係数
辺の長さA×B	厚さt					
60×60	2.3	1.56kg　m	5.77㎠	31.36cm	2.33cm	10.45㎤

品　名	アルミ大引材
重量(kg)	6.72kg/m
梱包数	20

L(mm)
1,000～4,000
500mmピッチ
1,000=40649

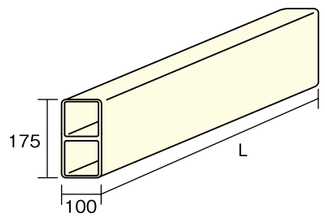

寸法(mm)		単位重量	断面積	断面二次モーメント	断面二次半径	断面係数
辺の長さA×B	厚さt					
100×175	3.5	6.72kg　m	24.69㎠	108.2cm		123.7㎤

品　名	丸パイプ杭
梱包数	50

L(mm)	重量(kg)	
1,100	3.0	40439
1,500	4.1	40437

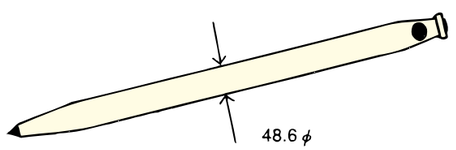

品　名	ジャッキベース
規　格	KA−752
重量(kg)	3.9

参考:200本／パレット

40180

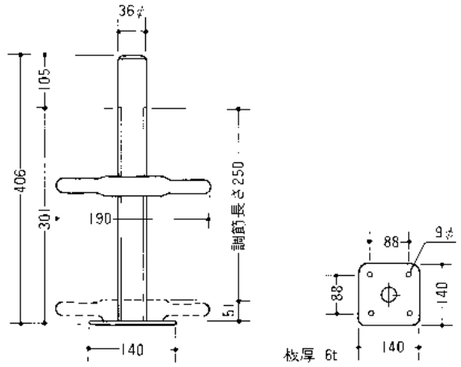

品　名	ロングジャッキベース
規　格	KA−752S
重量(kg)	5.0

参考:150本／パレット

40185

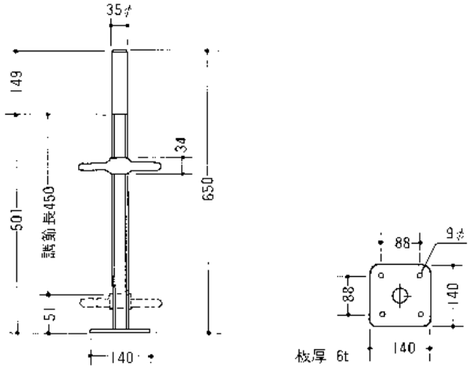

品　名	大引受ジャッキ
規　格	KA−752H
重量(kg)	5.3

40189

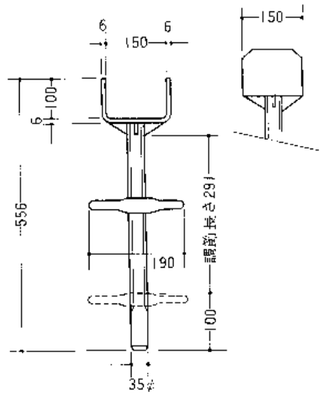

品　名	ロング大引受ジャッキ
規　格	KA−752HS
重量(kg)	6.5

40188

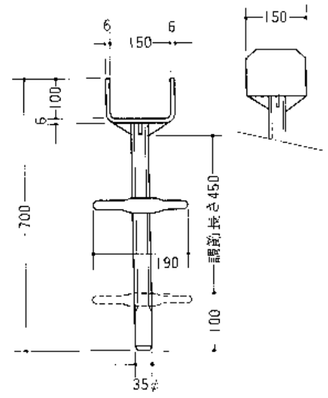

品　名	自在ジャッキベース
重量(kg)	3.1

参考:150本／パレット

40183

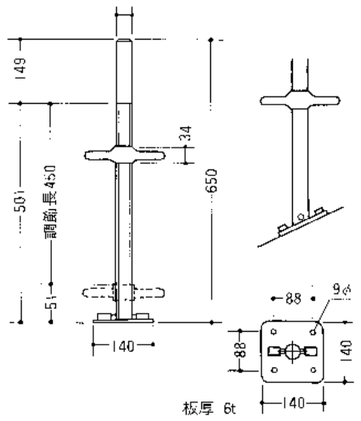

品　名	ダブルジャッキベース
重量(kg)	5.0

40179

品　名	ジャッキ付車輪
重量(kg)	7.4

参考:60本／パレット

40312

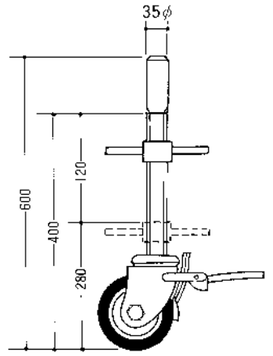

品　名	異形建枠連合金具
規　格	BU−205
重量(kg)	1.2
梱 包 数	15

40227

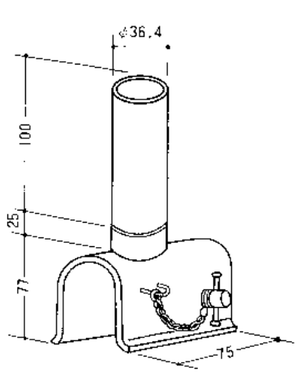

品　名	固定ベース
規　格	KA−15
重量(kg)	1.1

40182

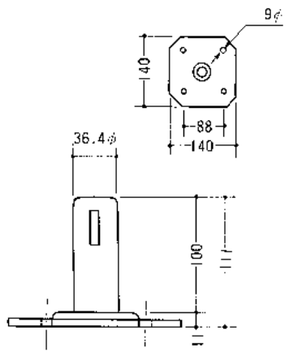

品　名	パイプベース
重量(kg)	1.2
梱 包 数	20

40184

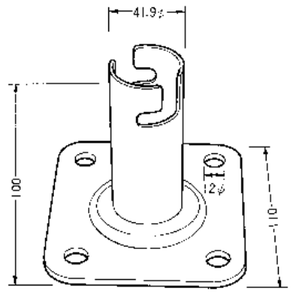

品　名	チェーン

規格	長さ(m)	重量 (kg)	梱包数
D−4	4	2.58	5
D−3	3	1.93	10

40141

40142

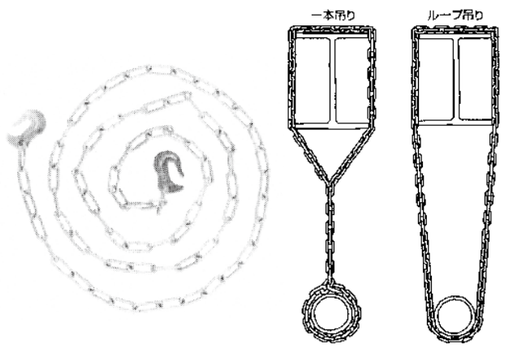

品　名	チェーンハンガー
重量(kg)	1.5
梱 包 数	30

40150

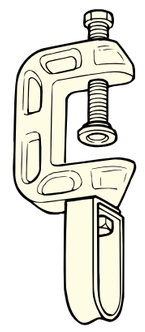

品　名	兼用直交クランプ
重量(kg)	0.8
梱 包 数	25

42.7φ・48.6φ兼用

40441

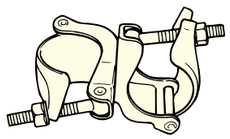

品　名	兼用自在クランプ
重量(kg)	0.8
梱 包 数	25

42.7φ・48.6φ兼用

40442

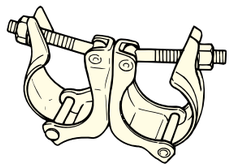

品　名	3連直交クランプ
重量(kg)	1.2
梱 包 数	15

48.6φ専用

40446

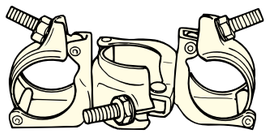

2ヶが90°固定＋1ヶが角度自在となります。

品　名	3連自在クランプ
重量(kg)	1.2
梱 包 数	15

48.6φ専用

40445

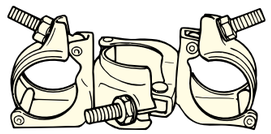

3ヶが全て角度自在となります。

品　名	角丸直交クランプ
重量(kg)	0.95
梱 包 数	15

48.6φ＋60角

40451

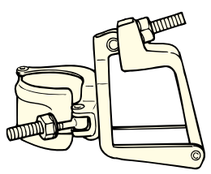

品　名	角丸自在クランプ
重量(kg)	0.95
梱 包 数	15

48.6φ＋60角

40452

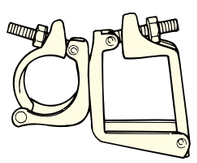

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名	角角直交クランプ
重量(kg)	1.05
梱 包 数	15

60角専用

40453

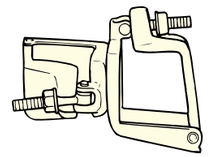

品　名	角角自在クランプ
重量(kg)	1.05
梱 包 数	15

60角専用

40454

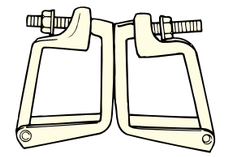

品　名	根がらみ直交クランプ
重量(kg)	0.9
梱 包 数	20

48.6φ＋60.5φ

47171

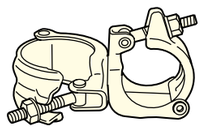

品　名	根がらみ自在クランプ
重量(kg)	0.9
梱 包 数	20

48.6φ＋60.5φ

47172

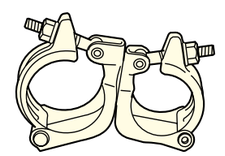

品　名	ブラケット用クランプ
重量(kg)	0.4
梱 包 数	30

48.6φ専用

40455

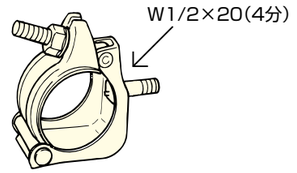

品　名	パイプ直線ジョイント
重量(kg)	0.7
梱 包 数	30

40460

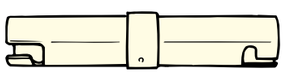

品　名	6役チャック
重量（kg）	1.3
梱 包 数	20

40475

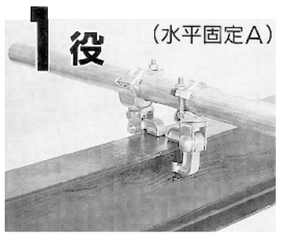

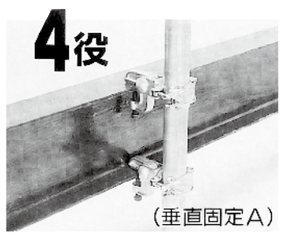

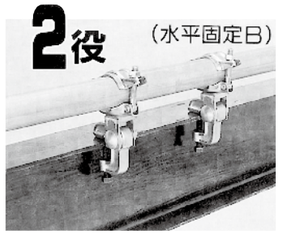

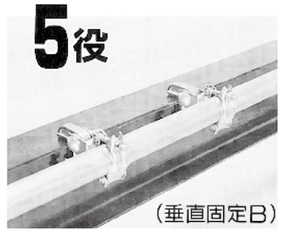

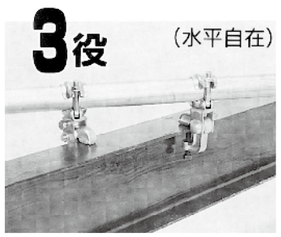

〈寸　法　図〉

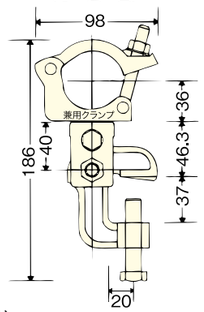

〈使用上の注意〉
- ●2ヶを1セットにてご使用下さい。
- ●抜け方向では絶対に使用しないで下さい。
- ●本体フレームの1番奥までくわえてお使い下さい。
- ●取り付ける際の締付けトルクは350～450kgf/cmで行って下さい。
- ●変換ボルトは十分に締付けてお使い下さい。
- ●H形鋼等への掴み厚さは6mm以上のものでお使い下さい。

品　名	6役（大）
重量(kg)	1.7
梱 包 数	10

40476

掴み幅：38～103

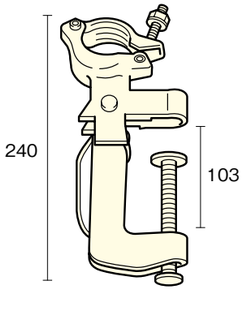

品　名	ブルマン
規　格	C－50型
重量(kg)	3.1
梱 包 数	5

49300

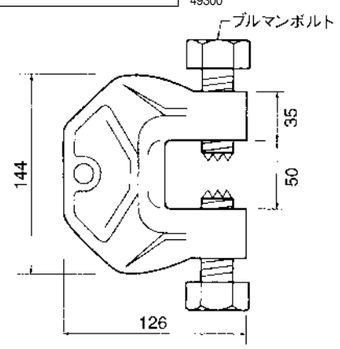

品　名	ターンバックル
規　格	AHH12
重量(kg)	1.2
梱 包 数	10

40072

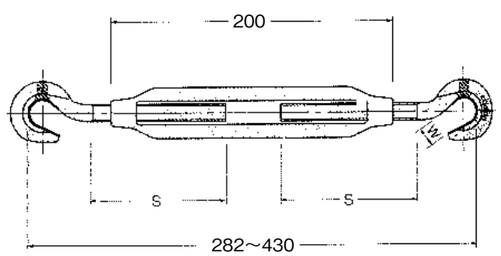

品　名	壁つなぎ

規　格	寸　法	重量(kg)	梱包数
D－140	140～170	0.63	20
D－170	170～210	0.69	20
D－200	200～250	0.74	20
D－250	240～325	0.9	20
D－340	300～440	1.0	10
D－450	420～590	1.23	10
D－600	570～860	1.6	10
D－850	820～1110	2.1	5

※下記の資材は寸法変更の為、今後移行していきます。

規　格	寸　法	重量(kg)
D－440	440～660	1.23
D－660	660～880	1.6
D－880	880～1100	2.1

D－140 40378

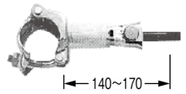

D－200 40376

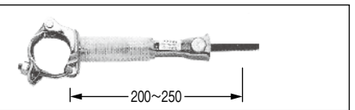

D－170 40377

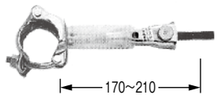

D－250 40375

D－340 40374

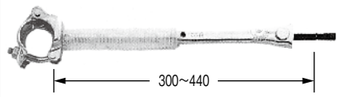

D－450 40373

※D－440 40380

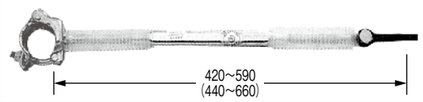

D－600 40372

※D－660 40379

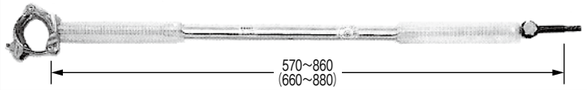

D－850 40371

※D－880 40370

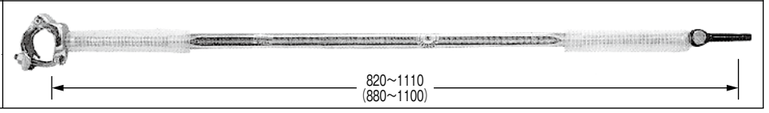

アンカー …4分

特徴・用途

- ●取扱いの楽なターンバックル調整式。
- ●主材はφ15材を使用。
- ●インサートへのねじ込み部はW1/2高張力パワーボルト使用。
- ●つかみ金具（クランプ）は48.6φ、42.7φ兼用型で便利。
- ●調整ボルトは、丸ネジ（ネジピッチが従来の倍）を採用しており、寸法調整が早くできます。

品　名	ロックチャン
重量(kg)	0.35
梱 包 数	30

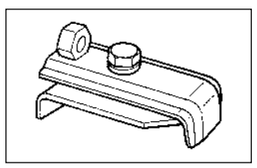

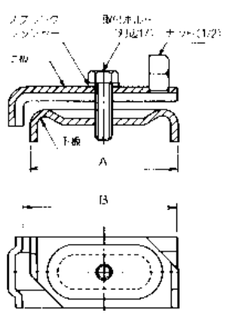

サイズ…100・120

41060・41061

品　名	Hクランパー
重量(kg)	0.35
梱 包 数	30

41070

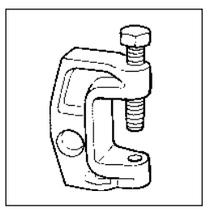

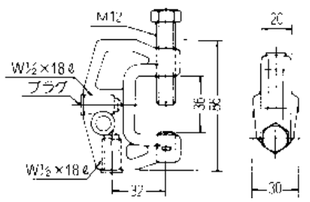

品　名	ブラケット
規　格	NKB−500
重量(kg)	3.6
梱 包 数	30

40163

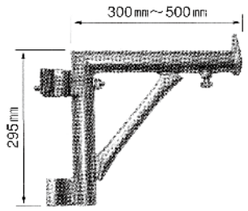

品　名	ブラケット
規　格	NKB−750
重量(kg)	4.8
梱 包 数	30

40162

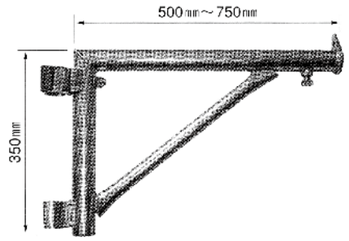

品　名	ブラケット
規　格	NKB−1000
重量(kg)	6.7
梱 包 数	30

40161

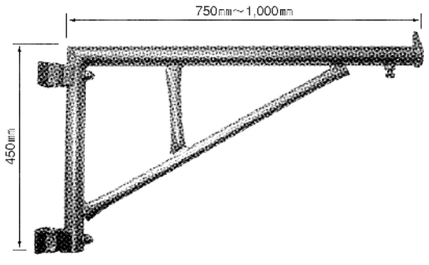

品　名	ネットブラケット
重量(kg)	2.7

40165

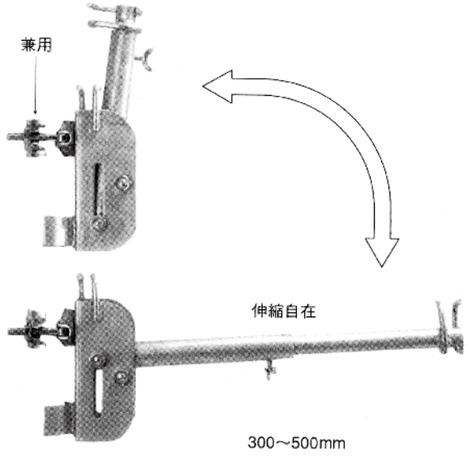

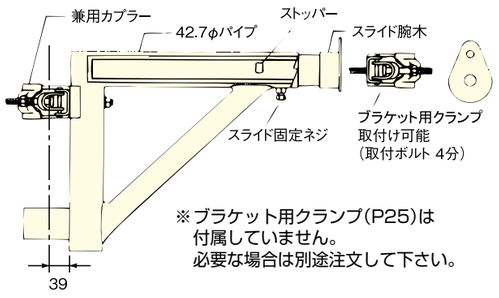

※ブラケット用クランプ(P25)は
付属していません。
必要な場合は別途注文して下さい。

規　格	腕木の長さ	
	最小(mm)	最大(mm)
NKB−500	300	500
NKB−750	500	750
NKB−1000	750	1,000

〈特 長〉

- ●起立式になっていますので壁作業等でジャマになる時も取り外す必要は有りません。
- ●ワンタッチで、ネットを張ったまま起立させ開口部を作りそのまま作業を行えます。
- ●水平材がスライド式になっていますので躯体の出入に合わせ300mm～500mmの間で調整可能です。

〈ネットブラケット性能試験〉

300(先端より50mm部分加圧)		500(先端より50mm部分加圧)	
試験体番号	最大荷重(kg f)	試験体番号	最大荷重(kg f)
1	466	1	173
2	473	2	163
3	466	3	169
平　均	468	平　均	168

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名	コンビステップ
重量(kg)	6.4
梱 包 数	20

40011

250mm×600mm
(パイプ間隔:720mm)

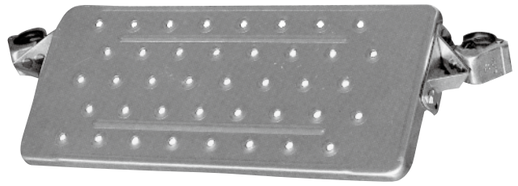

実用本位の5段階角度調整システム(35° 45° 55° 65° 75°)

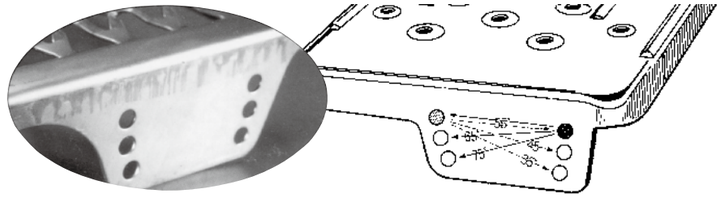

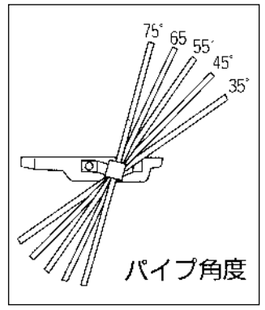

品　名	スキマステップ
規　格	CKN−450
重量(kg)	5.7
梱 包 数	20

40267

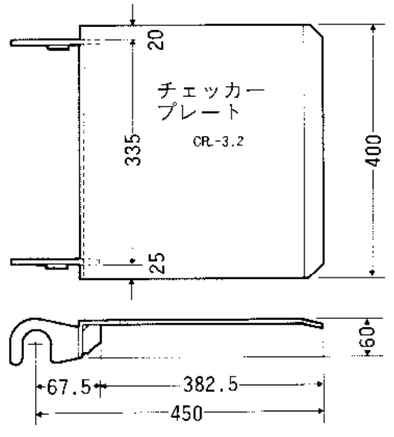

品　名	スキマステップ ハーフ

40268

914mm巾以上の建枠には2枚使用して下さい。

品　名	垂直はしご
規　格	NSH−1700
重量(kg)	9.1
梱 包 数	20

48200

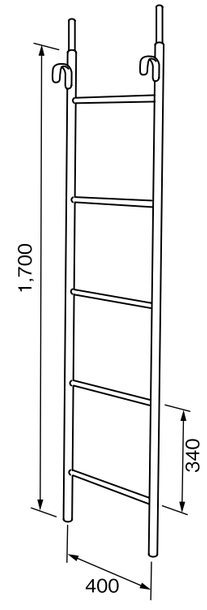

品　名	垂直はしご手摺
重量(kg)	0.85

48203

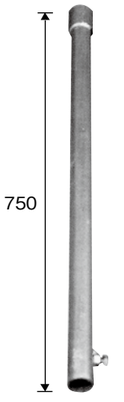

品　名	メッシュシート
品　名	塗装シート

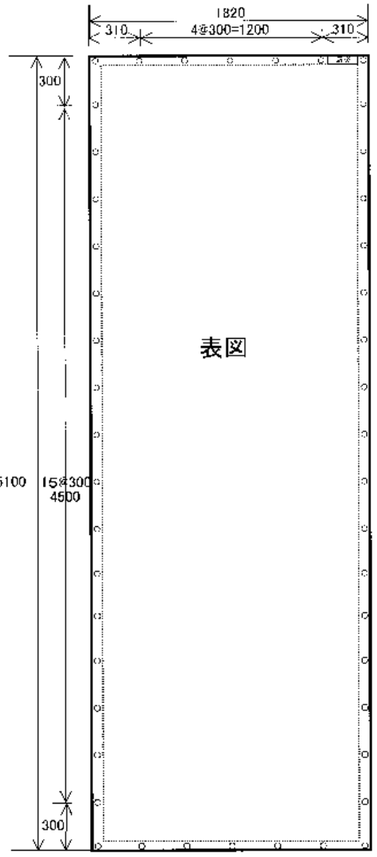

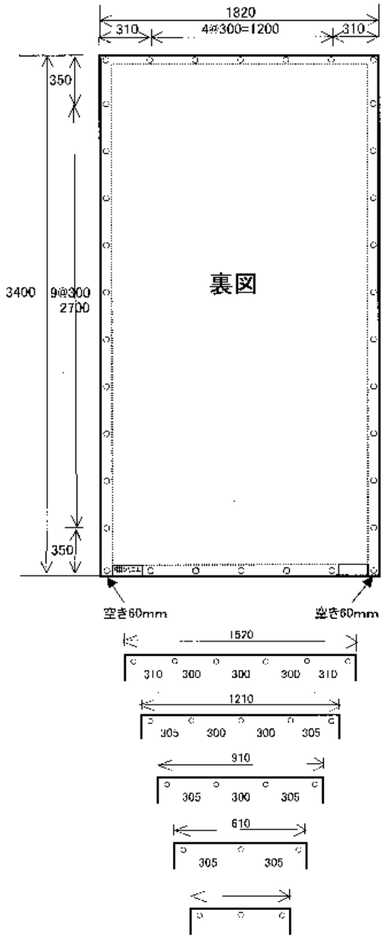

防炎メッシュシート(色：グレー)　防炎Ｉ類

W (mm)	L (mm)	重量 (kg)	梱包数	
1,820	5,100	5.0	5	40036
1,520	5,100	4.2	5	40037
1,210	5,100	3.5	5	40038
910	5,100	2.8	5	40039
610	5,100	2.1	5	40045

W (mm)	L (mm)	重量 (kg)	梱包数	
1,820	3,400	3.4	5	40040
1,520	3,400	2.9	5	40041
1,210	3,400	2.4	5	40042
910	3,400	1.9	5	40043
610	3,400	1.5	5	40044

規　格	重量(g/㎡)	引張強力 N/3cm(kgf/3cm)		伸び (mm)		タフネス kN・mm(kgf・mm)		(財)日本防炎協会 登録番号	防炎性 (JIS A8952)	充実率
		タ　テ	ヨ　コ	タ　テ	ヨ　コ	タ　テ	ヨ　コ			
UK333	450	1,960 (200)	1,960 (200)	57	60	111.7(11,400)	117.6(12,000)	C0840026	Ｉ類適合品	0.9

塗装シート(色：グレー)　防炎2類

W (mm)	L (mm)	重量 (kg)	梱包数	
1,820	5,100	1.7	10	40120
1,520	5,100	1.5	10	40121
1,210	5,100	1.2	10	40122
910	5,100	0.9	10	40123
610	5,100	0.6	10	40124

W (mm)	L (mm)	重量 (kg)	梱包数	
1,820	3,400	1.2	10	40125
1,520	3,400	1.0	10	40126
1,210	3,400	0.8	10	40127
910	3,400	0.6	10	40128
610	3,400	0.4	10	40129

規　格	重量(g/㎡)	引張強力 N/3cm(kgf/3cm)		伸び (mm)		タフネス kN・mm(kgf・mm)		(財)日本防炎協会 登録番号	防炎性 (JIS A8952)	充実率
		タ　テ	ヨ　コ	タ　テ	ヨ　コ	タ　テ	ヨ　コ			
#10000U	140	640 (65.3)	640 (65.3)	20	21	100 (10.2)	100 (10.2)	C0000023	2類適合品	0.73

品　名	シートハンガー
重量(kg)	0.5
梱 包 数	30

40153

品　名	PPひも
取扱単位	100本

40047

! 販売のみの扱いとなります。

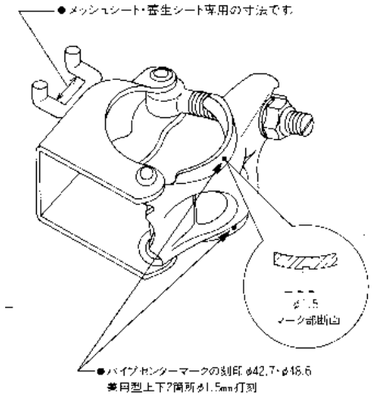

メッシュシート及び塗装シートは、従来の取り付け方法ですと、どうしても『ゆるみ』や『たるみ』が生じ、作業の安全性を保つ上でも問題があり、また見た目も見苦しいものでした。『シートハンガー』は、最新の技術により、こうした難点を解消し、簡単に施工できる全く新しいシート取り付け専用金具です。
今後各種建設現場において、この専用金具が積極的に使用していくと思われます。なお、中間部はこれまで通り結束紐による固定です。

① 建枠など垂直方向の単管に『シートハンガー』を(カギ型が上向きにして)上部に仮止めをしてメッシュシートをかける。
※上部より1つ目又は2つ目のハトメをかける。

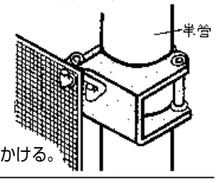

② メッシュシートの下部に『シートハンガー』を(カギ型が下向きにして)取り付けて固定をする。

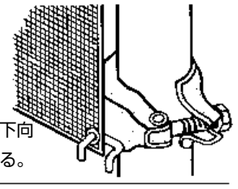

③ 上部に仮止めをした『シートハンガー』を引き上げて本締めする。

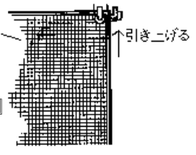

④ ①～③と同様に取り付けた隣あったメッシュシートのハトメどうしを結束紐で結束する。

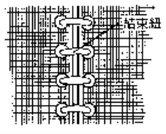

⑤ 次の上部のメッシュシートを①～②と同様に取り付ける。

①㉒の図を参照してください。

⑥ ②と同様にメッシュシートの下部に『シートハンガー』を(カギ型が下向きにして)取り付けて固定をする。

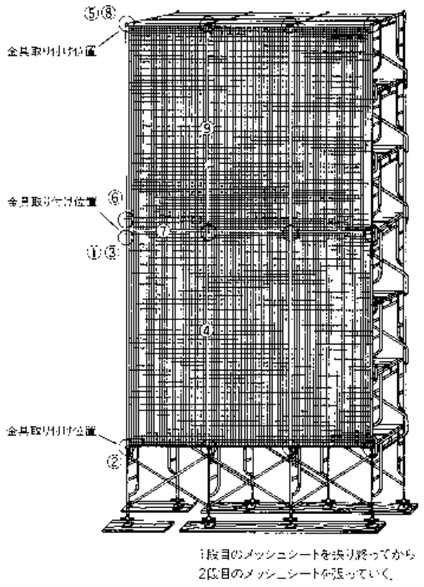

⑦ 取り付けた上下のメッシュシートのハトメどうしを結束紐で結束する。

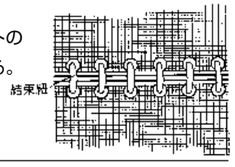

⑧ 上部に仮止めをした『シートハンガー』を引き上げて本締めする。

㉓の図を参照してください。

⑨ ④と同様に取り付けた隣あったメッシュシートのハトメどうしを結束紐で結束する。

④の図を参照してください。

メッシュシートどうしの結束方法

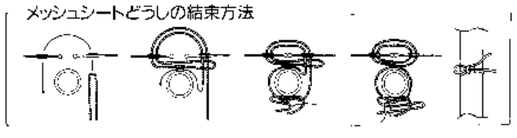

インデックス
次世代足場・次世代シート アサガオ
建　枠
筋違・下さん 布　板
階　段 手　摺
足場板・バタ角 パイプ・大引材
ベース・大引受 車輪・チェーン
クランプ ジョイント
6役・ブルマン 壁つなぎ 他
ブラケット ステップ・垂直はしご
シート（シートハンガー） ネット（ネットハンガー）
アサガオ
防音パネル 養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしご ハンドレール
作業台・マイティーベース 脚　立
法面階段 ベランダブリッジ
サポート
フラットパネル パネルドア 万能鋼板 ガードフェンス 敷鋼板 ゴムマット バリケード レボコーン
ゲート類
山留H鋼 山留部材
生コン打設資材 パレット・備品・機械類
ハウス トイレ 風呂シャワー
測量機器

品　　名	防音シート

防音シート

W（mm）	L（mm）	重量（kg）	梱包数	
1,800	3,400	9.8	2	40055
1,500	3,400	8.6	2	40056
1,200	3,400	7.1	2	40057
900	3,400	5.6	2	40058
600	3,400	4.1	2	40059

A部拡大図

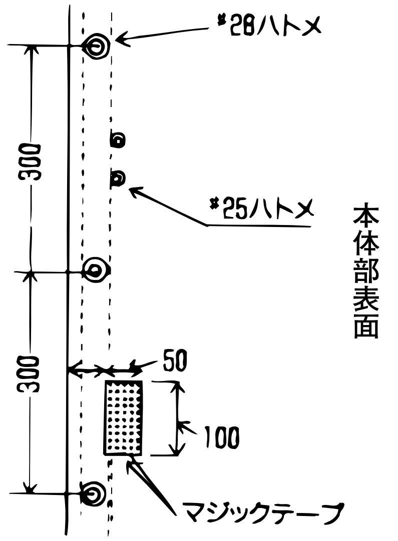

特殊配合塩ビ
高強力ポリエステル

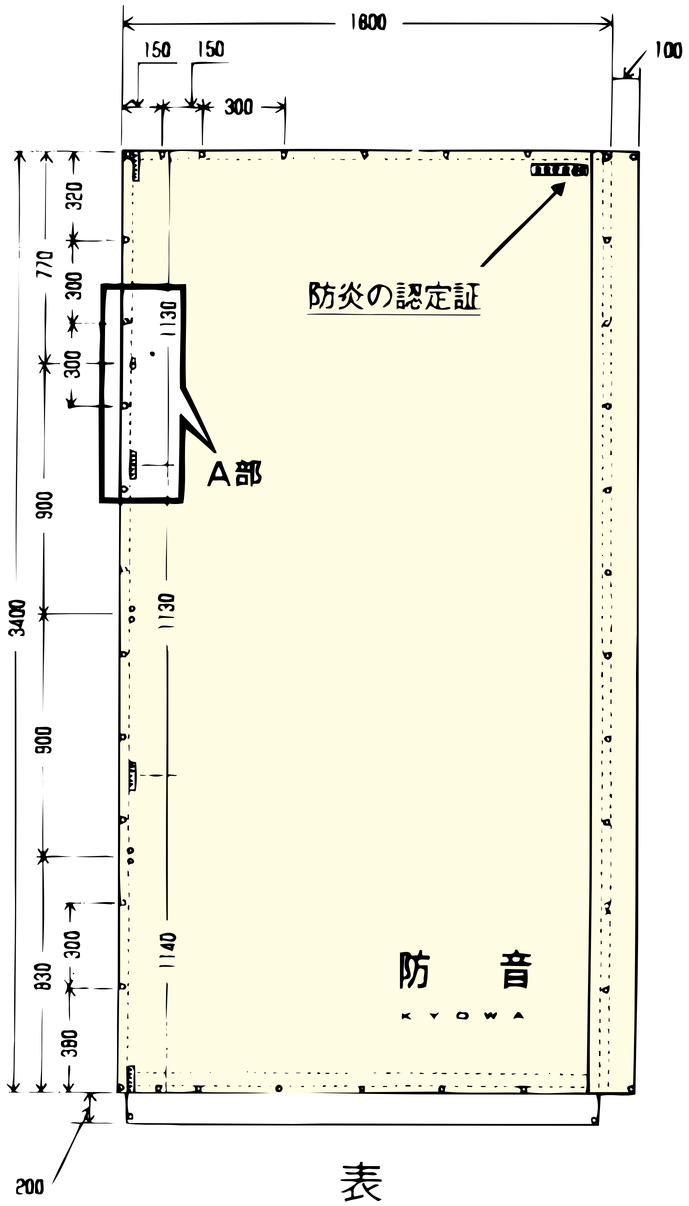

表

規　格	重量(g/㎡)	厚さ (mm)	引張強力 N/3cm(kgf/3cm)		伸び (mm)		引裂強力 N・mm(kgf・mm)		防炎性 (JIS A8952)	充実率
			タ　テ	ヨ　コ	タ　テ	ヨ　コ	タ　テ	ヨ　コ		
#1000	1200	1.0	1,568 (160)	1,470 (150)	22	30	392 (40)	441 (45)	I 類適合品	1.0

騒音レベルの参考例

●騒音に係る規制基準（例：大阪府生活環境の保全等に関する条例第84条）

	朝 午前6時から午前8時まで	昼間 午前8時から午後6時まで	夕 午後6時から午後9時まで	夜間 午後9時から翌午前6時まで	備　考
第一種区域	45	50	45	40	第1・2種低層住居専用地域
第二種区域	50	55	50	45	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など
第三種区域	60	65	60	55	近隣商業地域、商業地域 準工業地域など
第四種区域 学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第三種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	60	55	工業地域、工業専用地域などで学校・病院等の周辺など
その他の区域	65	70	65	60	工業地域、工業専用地域など

※特定建設作業を伴う建設工事の規制の基準　85デシベル　（単位：デシベル）

防音シート#1000の測定値

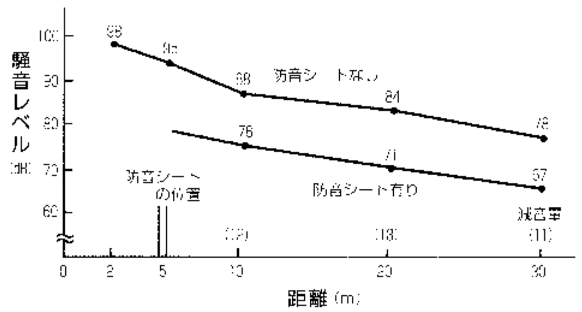

●音源：コンクリートブレーカー2台
●防音シートの位置：音源より5m離れ高さ10mとする

品　　名	白シート（防炎）

！販売のみの扱いとなります。

W（mm）	L（mm）	重量（kg）	
1,829	3,400	2.8	40084
1,829	5,100	4.0	40094
約 3,600	5,100	8.0	40093

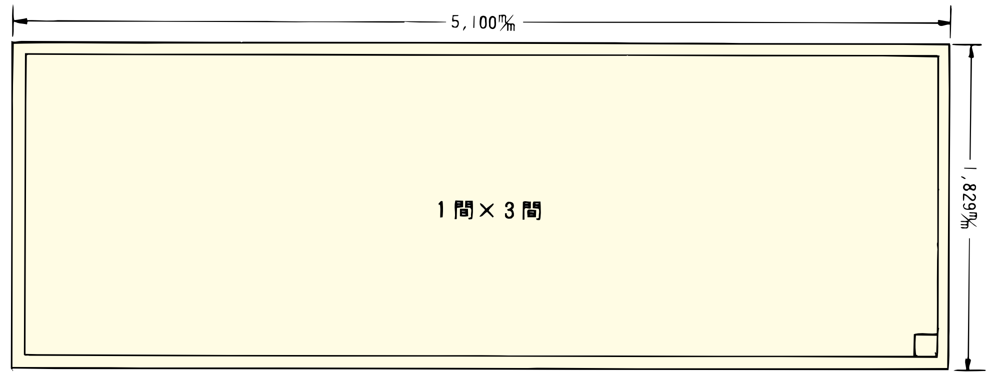

品　　名	溶接用シート

寸　法	重量（kg）	
2m×3m	4.5	40022

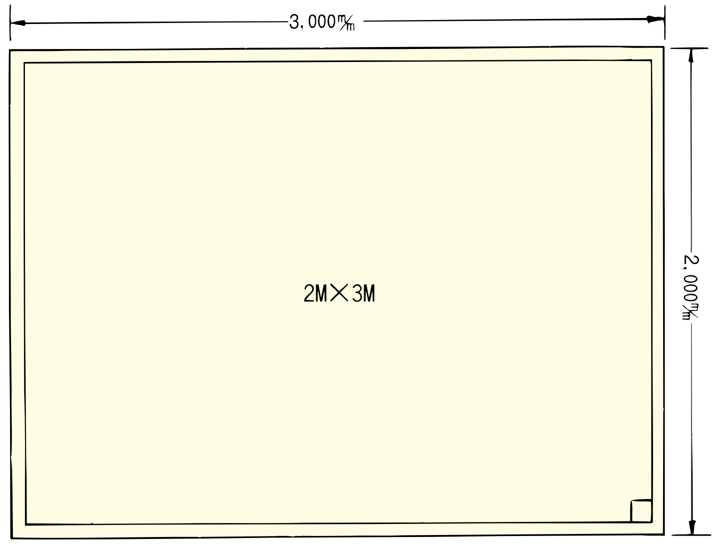

規　格	重量(g/㎡)	寸法 (mm)	引張強力 N/5cm		引張伸び (%)		引裂強力 N		溶接に対する難燃性 (JIS A 1323)
			タ　テ	ヨ　コ	タ　テ	ヨ　コ	タ　テ	ヨ　コ	
FR－2010	750	2,000x3,000x1.0	1,150	650	17	20	65	57	A種,B種 合格品

国土交通省不燃材適合品（認定番号 MM・8019）

品　名　**垂直ネット**

! メーカーからの取り寄せになります。

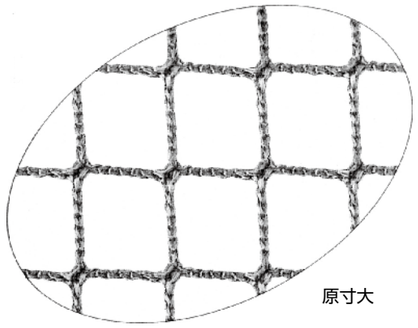

原寸大

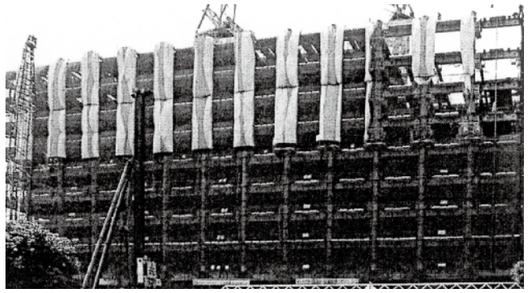

製　品　規　格

規　　格	KN-815			日本工業規格
色	シルバー(S)	ブルー(B)	グリーン(G)	
網地の素材(網の種類)	難燃原着ポリプロピレン(ラッセル網)			
網目の寸法の大きさ	15mm			13mm～18mm
網糸の引張強さ※	300N			270N以上
ロープの引張強さ※	6kN			3kN以上
耐貫通性	貫通及び網糸切断なし			落下体が垂直ネットを貫通せず、かつ、網糸が切断しないこと。
防 炎 性	合　格			JIS A 8960に定める防炎性を有するもの
充 実 率※	0.26			—
サ イ ズ	1m×10m　4m×14m 7m×7m　7m×14m	1m×10m　6m×6m 3.6m×12m　6m×12m	1m×10m　3.6m×12m 6m×12m	—

※実測値であり保証値ではありません。

キョーワネットは、防炎製品認定委員会より防炎製品認定を取得しています。

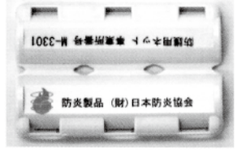

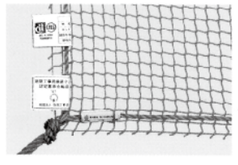

防炎製品認定品のキョーワネットには、財団法人日本防炎協会のプラスチック製防炎ラベルを取り付けています。

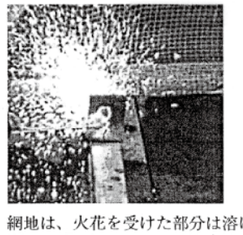

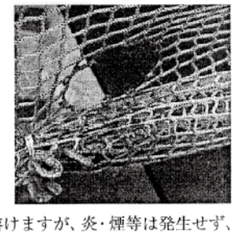

網地は、火花を受けた部分は溶けますが、炎・煙等は発生せず、燃え広がりません。

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・パタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名　**ラッセル安全ネット**

! メーカーからの取り寄せになります。

KSK-1780（防炎）・・・・・ブルー

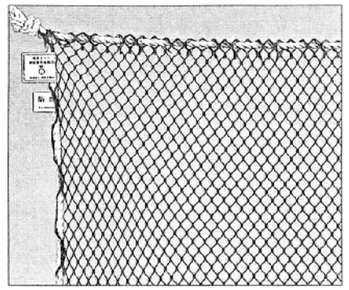

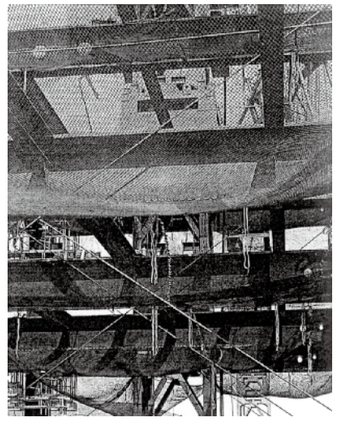

規　格	KSK－1780－BOUEN
材　質	ポリエステル難燃原着糸（濃ブルー）
網地の種類	ラッセル網
網糸の太さ	1840dtex×8本
網目一辺の大きさ	15mm×15mm
網糸強力〔(社)仮設工業会認定基準〕	480N〔400N以上〕
縁網・吊網強力〔(社)仮設工業会認定基準〕	17.65kN〔14.7kN以上〕
充実率	0.27
サイズ	0.5m×6m　1m×6m 2m×6m　3m×6m 4m×7m　5m×5m 5m×10m　6m×6m 7m×7m　8m×8m

※規格以外のサイズも1mピッチで対応できます。

(1) 使用上の注意等

1. 安全ネットを複合ネットとして使用するときは、ネット同士の平行する縁網を30cm以下の間隔で合成繊維ロープ又は専用金具等を用いて結合してください。
2. 安全ネットの取り付けにあたっては、四隅の吊綱を必ず用いてください。
3. 安全ネットが溶接作業等の火花等により損傷の恐れのあるときは、火花等が飛散しないように処置をしてください。
4. 安全ネットの使用時は、次の点検を行い処置してください。
   - ◆ 大雨、強風（風速15m以上）、大雪及び中震以上の地震等の後は、安全ネットの支持部等の異常の有無について点検を行ってください。
   - ◆ 安全ネットの近くで溶接溶断作業が行われたときは、その作業の終了後、すみやかに網地、吊綱、縁綱等の損傷の有無について調査し、損傷のあるときは、正常なものと取り替えてください。
   - ◆ 飛来落下物等により安全ネットが損傷したときは、正常なものと取り替えてください。
5. 次の安全ネットは、使用しないでください。
   - ◆ 安全ネットの網地・吊綱・縁綱等の損傷、摩耗が著しいもの。
   - ◆ 社団法人仮設工業会の認定ラベルが取り付けられていないもの。
   - ◆ 異物等が付着したもの，汚れが著しいものであって、補修又はクリーニングが済んでいないもの。
   - ◆ 人体又は人体相当以上の落下物により衝撃を受けたもの。
6. 安全ネットを本来の目的以外の用途に使用しないでください。

品　名	ネットハンガー
重量(kg)	0.83
梱 包 数	20

40152

品　名	安全ネットひも
取扱単位	100本

! 販売のみの扱いとなります。

40030

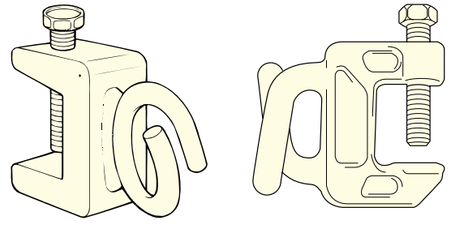

⚠使用上のご注意

- ! 締付ボルトは34.5～44N・m（350～450kgf・cm）で締め付けてください。
- ! 取り付け時は鉄骨をできるだけ深くくわえてください。
- ! 安全ネットの吊綱は構造物にしっかりと結んでください。
- ! 隅部で吊綱の結べない場合は必ず2個使用し、柱から15cm以内に取り付けてください。
- ! ネットクランプの取り付け間隔は1m以内にしてください。
- ! 縁綱を2本のフックに必ず通し、緩みのないようしっかりと張った状態で使用してください。
- ⃠ 縁綱を掛ける際はフックに巻き付けないでください。
- ⃠ ボルトには絶対に縁綱を掛けないでください。
- ⃠ 落下衝撃の加わったネットクランプは原則として再使用しないでください。
- ⃠ 目視でわかる変形が生じた物は使用しないでください。

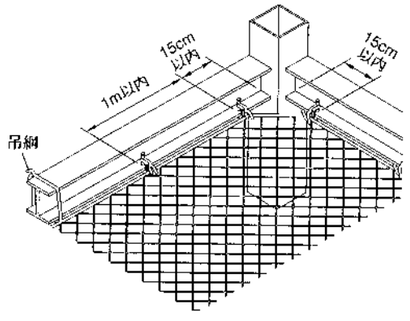

品　名	アサガオ

組立構成図

1. SKアサガオの受け庇を所程位置に架設した時、標準枠組足場2段相当分の面積展開となります。但し、アサガオ主材及び斜材（支持パイプ）の取付場所は標準枠1段の範囲であり、枠の上・下接続部（建枠の横地部につける）に各専用金具をセットして固定します。
2. 解体作業はアサガオ全体を足場側に引き起こし、足場内から、組立時の逆の手順で行います。まずコーナー部、続いて直線部の順序です。

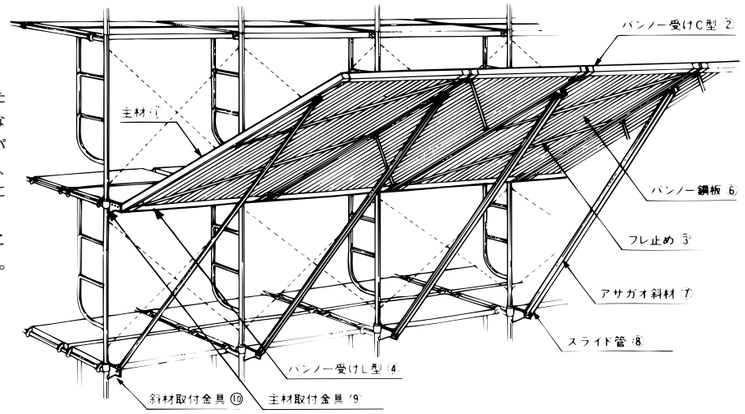

取付断面図

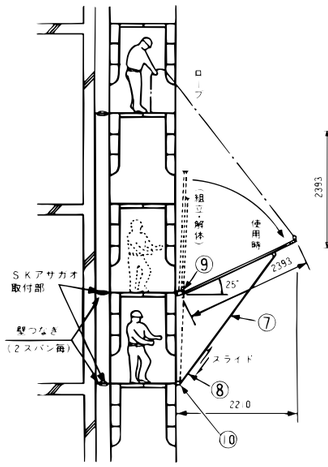

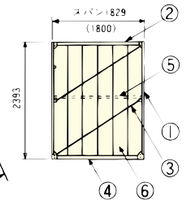

1.　直線部部材数量（1スパン当たり）

No.	品名	数量	備考
①	アサガオ主材	各1	左用・右用有り
②	バンノー受けC型	1	
③	フレ止め	2	グラビティロック付
④	バンノー受けL型	1	
⑤	バンノー押え	1	
⑥	バンノー鋼板	6	
⑦	アサガオ斜材	2	
⑧	スライド管	2	
⑨	主材取付金具	1	
⑩	斜材取付金具	1	

重量（1スパン当り）
スパン　1829mm　125.9kg〔107.3kg〕
スパン　1800mm　125.5kg〔107.0kg〕
〔　〕内は、バンノーⅡ型t=1.6を使用した場合

付記事項・諸件

(1) 使用上の御注意
SKアサガオ取付部は、必ず2スパン毎に壁つなぎを取って下さい。
(2) 特寸規格スパン
1829・1800の標準スパンの他に1500・1200・900の特寸サイズもあります。但し、特注生産となります。
(3) 仕様の変更
安全・機能上の考慮から部材の仕様等につき変更を行なうことがあります。
(4) 工業所有権等
SKアサガオは仮設工業会認定基準にもとずく強度試験に合格した安全推奨品であり、構造・機能を含め2件の工業所有権出願がなされています。

部　材　表　1. 直線部

①　アサガオ主材　40381

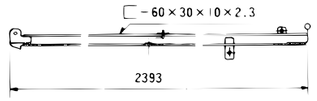

左用　OA－2390L　7.5kg
右用　OA－2390R　7.5kg

②　バンノー受けC型　40385

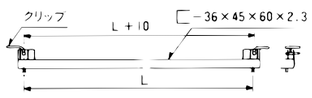

スパン1829　L=1703　OA－2306D　5.0kg　梱10

③　フレ止め　40384

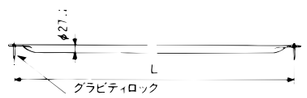

スパン1829　L=2027　OA－2306C　2.7kg　梱20

④　バンノー受けL型　40382

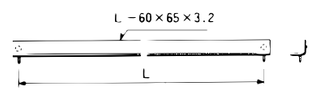

スパン1829　L=1703　OA－2306A　6.7kg　梱10

⑤　バンノー押え　40383

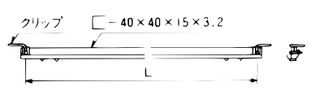

スパン1829　L=1719　OA－2306B　4.4kg　梱10

⑥　バンノー鋼板　40388

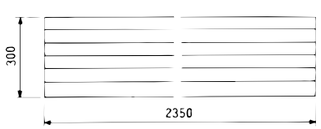

t=1.2　BB－223　9.1kg
t=1.6　BB－623　12.2kg

⑦　アサガオ斜材

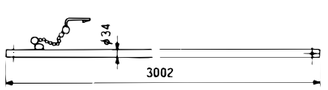

OA－3000S　5.4kg

⑧　スライド管

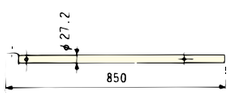

OA－08S　1.2kg

⑨　主材取付金具　⑩　斜材取付金具

OA－UK　1.4kg　　OA－PK　1.2kg

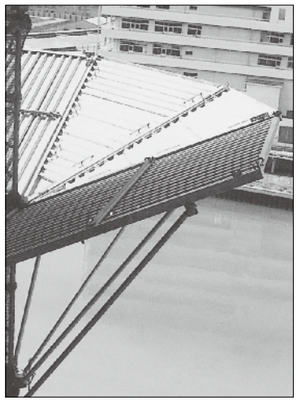

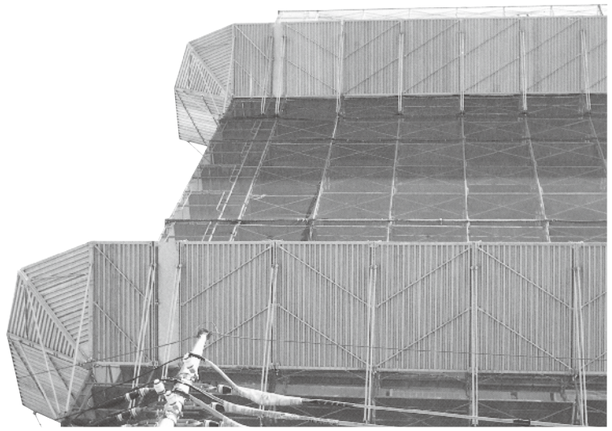

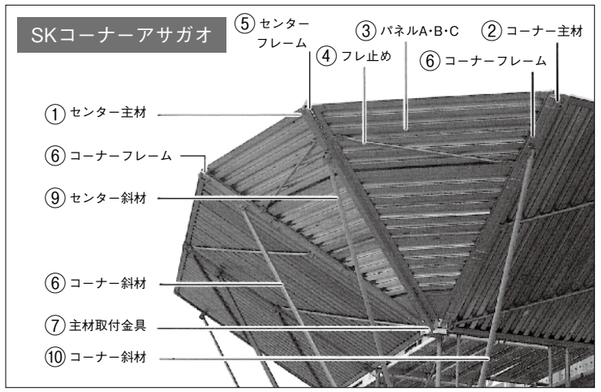

2.　コーナー部部材数量（1セット当り）

No.	品名	数量	備考
①	センター主材	1	
②	コーナー主材	各1	左用・右用有り
③	パネル	各2	A・B・C有り
④	フレ止め	2	グラビティロック付
⑤	センターフレーム	各1	左用・右用有り
⑥	コーナーフレーム	各1	左用・右用有り
⑦	主材取付金具	1	
⑧	斜材取付金具	1	
⑨	センター斜材	1	
⑩	コーナー斜材	2	
⑪	センタースライド管	1	
⑫	コーナースライド管	2	

重量（1セット当り）　144.2kg

2. コーナー部

①　センター主材　40390

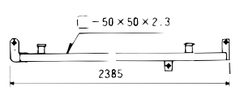

OAC－2380　9.7kg

②　コーナー主材　40391　40392

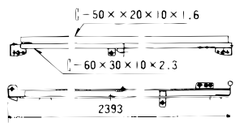

左用　OAC－2390L　10.1kg
右用　OAC－2390R　10.1kg

③　パネルA・B・C　40394

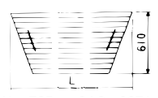

パネルAL=735　OAC－207A　4.8kg
パネルBL=1185　OAC－211B　8.7kg
パネルCL=1635　OAC－216C 12.8kg

④　フレ止め　40393

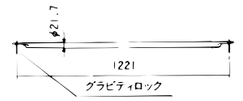

OAC－23C　1.3kg

⑤　センターフレーム

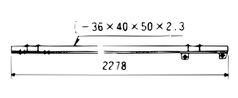

左用　OAC－23EL 5.6kg
右用　OAC－23ER 5.6kg

⑥　コーナーフレーム　40395　40396

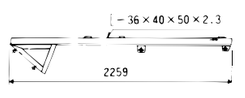

左用　OAC－23FL 7.0kg
右用　OAC－23FR 7.0kg

⑦　主材取付金具　40399

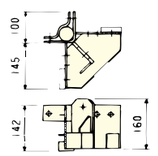

OAC－UK　4.2kg

⑧　斜材取付金具　40400

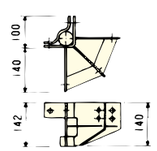

OAC－PK　2.9kg

⑨　センター斜材

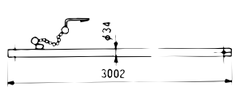

OA－3000S　5.4kg

⑩　コーナー斜材

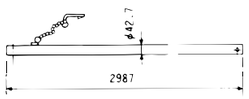

OAC－2980S　7.1kg

⑪　センタースライド管

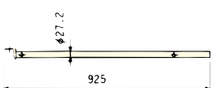

OAC－09S　1.2kg

⑫　コーナースライド管

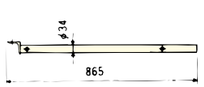

OAC－08S　1.8kg

組立手順〔直線部〕

1　主材の取り付け

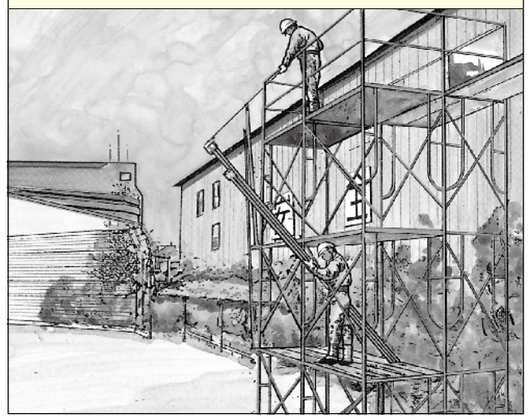

2　バンノー受け材取り付け

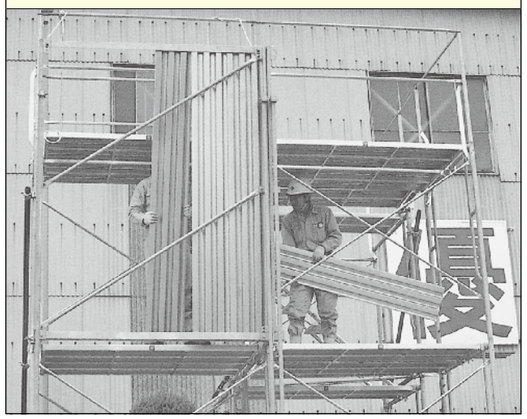

3　バンノー押えフィックス

4　アサガオ斜材の固定

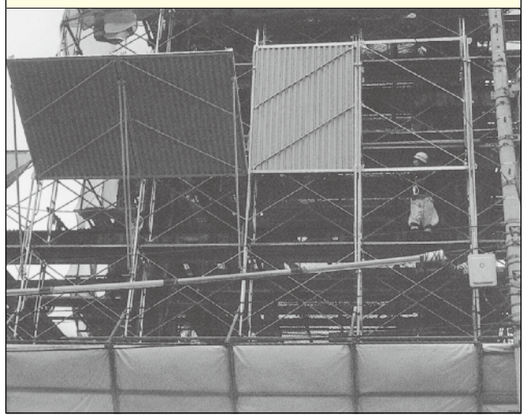

SK アサガオの組立手順

SK アサガオの組立て作業は、概ね次のような手順で取進められます。

①**主材の取り付け……**
あらかじめセットされた主材（約 30kg）のつり金具にロープを掛け、所定の位置まで持ち上げ主材・斜材取付金具のクランプを足場にセットし、締めつけます。

②**バンノー受け材取り付けとバンノー装着……**
取り付けられた主材に、バンノー受け C 型（上部）バンノー受け L 型（下部）フレ止め（2 本）を順序どおりに足場内より取り付けます。
組立てられたフレームに端部より、バンノー鋼板を上部のバンノー受け C 型に先端を差し込み、下部のバンノー受け L 型へのせます。以下、同様にして、バンノー鋼板をフレーム全巾に装着して行きます。（1 スパン当り、6 枚使用します）

③**バンノー押えフィックス**
フレーム中間部にバンノー押えを取り付け、クリップで固定して、組立は完了します。

④**アサガオ斜材の固定……**
主材左・右のロープ掛けリングにロープを通し、斜材のピンをはずし所定の位置までロープを縮めながら左右同時にアサガオを下げて行きます。
斜材に固定ピンを挿入し、ロックしてからロープを外します。

⑤**隣接アサガオフレームとの緊結……**
隣り合うアサガオとの隙間が大きい場合、フレーム外枠材にあらかじめ設けてあるジョイント板にボルト・ナットを通して締めつけて下さい。

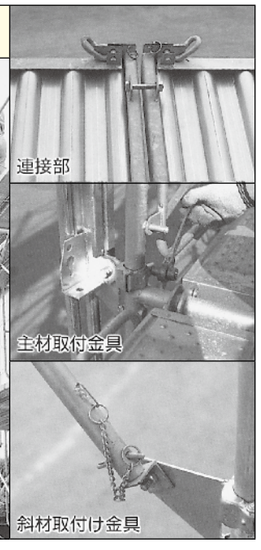

インデックス
次世代足場・次世代シート アサガオ
建　枠
筋違・下さん 布　板
階　段 手　摺
足場板・パタ角 パイプ・大引材
ベース・大引受 車輪・チェーン
クランプ ジョイント
6役・ブルマン 壁つなぎ 他
ブラケット ステップ・垂直はしご
シート (シートハンガー) ネット (ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル 養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしご ハンドレール
作業台マイティーベース 脚　立
法面階段 ベランダブリッジ
サポート
フラットパネル パネルドア 万能鋼板 ガードフェンス 敷鋼板 ゴムマット バリケード レポコーン
ゲート類
山留H鋼 山留部材
生コン打設資材 パット・備品・機械類
ハウス トイレ 風呂シャワー
測量機器

組立手順〔コーナー部〕

1　主材の取り付け

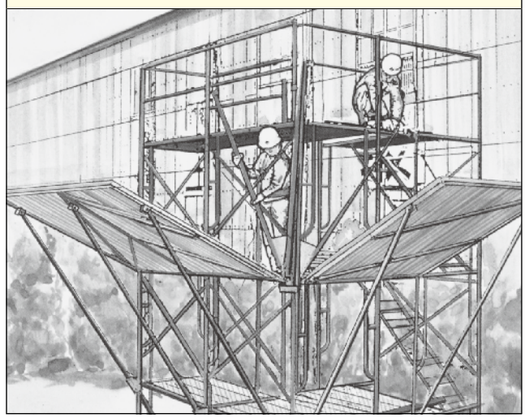

2　バンノー取り付け（正面）

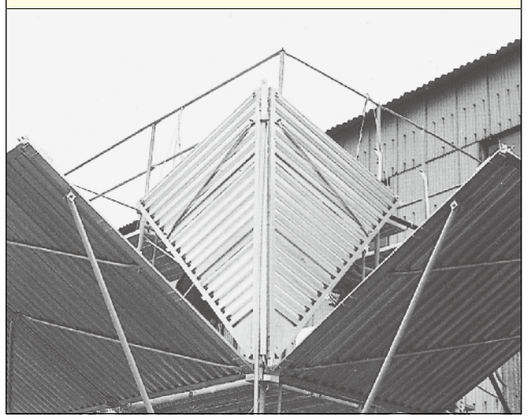

3　斜材の固定

4　隣接部アサガオと緊結

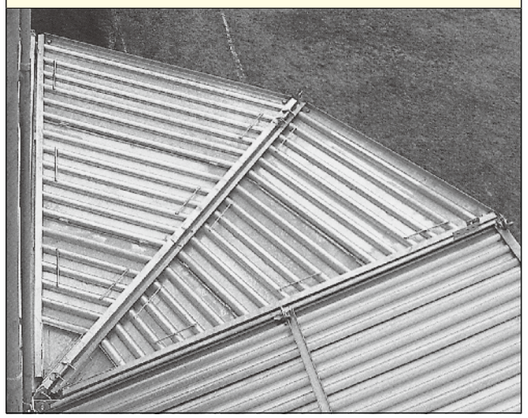

コーナーアサガオの組立手順

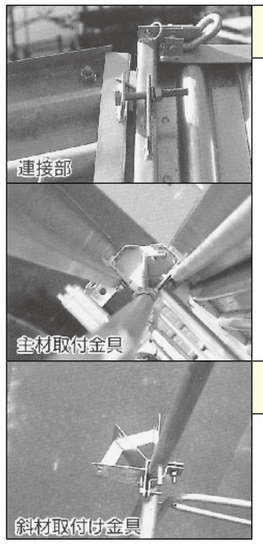

コーナー部分アサガオの組立て作業も、基本は直線部と同様の手順で取進めます。

①**主材の取り付け……**
取り付け方法は主部の場合と同様ですが、枠組足場のコーナー部に 90° に開いたアサガオ空間部を三角形に埋めつなぐため、主材の基部は 1 支点、上部が 3 方向に開くように取り付けます。

②**バンノー取り付け……**
2 面の 3 角形を構成するように組まれた主材上にセンターフレーム・コーナーフレーム・フレ止めを順次取り付け、パネル A・B・C を配して行きます。

③**斜材の固定……**
所定の斜材取付金具に、センター・コーナーの各斜材を取り付け固定します。

④**隣接部アサガオと緊結……**
緊結の要領は主部と同様です。

組立に必要な工具類

①ラチェットスパナ 17 × 21（3/8 × 1/2）クランプの締め付け等
②ロープ（4m 以上）2 本 1 セット …… 荷上げ及びアサガオの上げ下げ
③ハンマー …… クリップの取付用
④その他一般工具

品　名	防音パネル

注：出庫時には敷パレットと一緒に梱包してあります。
敷パレットが返却されない場合は、滅失料がかかります。

規　格	寸　法			重量 (kg)	梱包数		
	W (mm)	H (mm)	T (mm)		段付タイプ	旧タイプ	
SX2−18 I	1,819	862	40 (22)	9.9	50	25	40075
SX2−15 I	1,514	862	40 (22)	8.4	50	25	40076
SX2−12 I	1,209	862	40 (22)	6.9	50	25	40077
SX2−09 I	904	862	40 (22)	5.4	50	20	40078
SX2−06 I	600	862	40 (22)	3.9	50	20	40079
コーナー	—	862	40	0.9	—	—	40064
採光パネル	1,819	862	40	10.0	—	25	40063

寸法 ( ) 内の数値は段付タイプの重ねた時の高さを示しています。

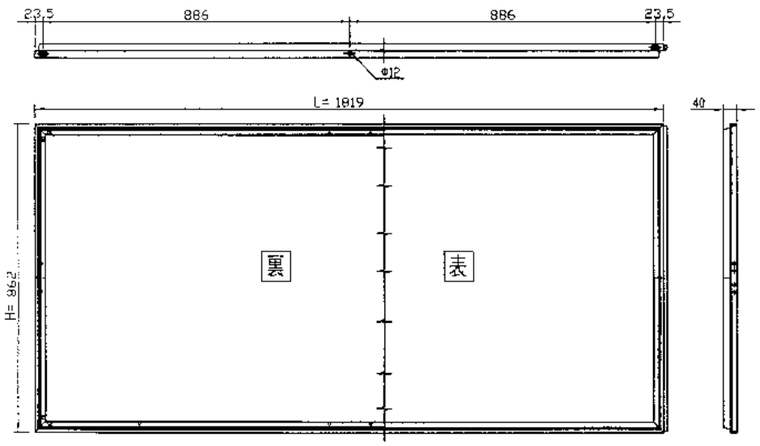

品　名	防音コーナーパネル

※取付は「鬼クランプコーナー3ツ爪」を使用して下さい。

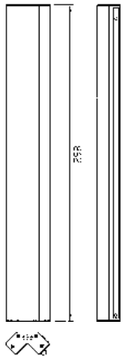

防音パネルビルガードSX2

品　名	採光パネル

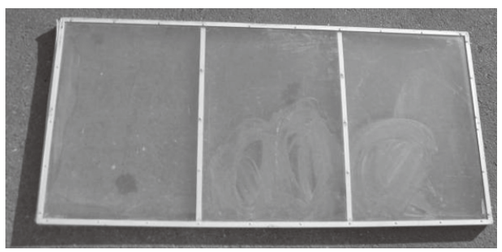

フレームは段付き構造なので、保管効率が約2倍（旧タイプ）
併せて、積載効率も約2倍ですから、輸送費が半減されます。

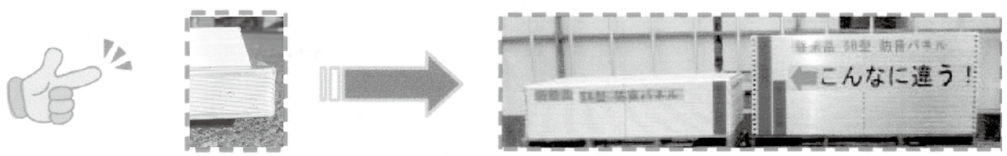

段付き構造　　防音パネル（段付タイプ）　防音パネル（旧タイプ）

品　名	養生枠

規　格	寸　法			重量 (kg)	梱包数	
	W (mm)	H (mm)	T (mm)			
HND1829z	1,814	860	25	10.8	50	40331

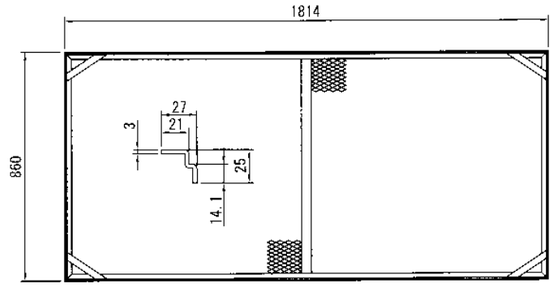

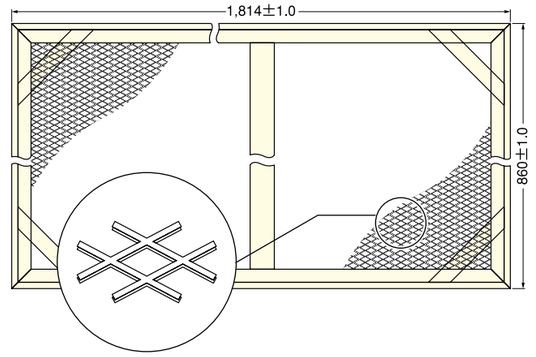

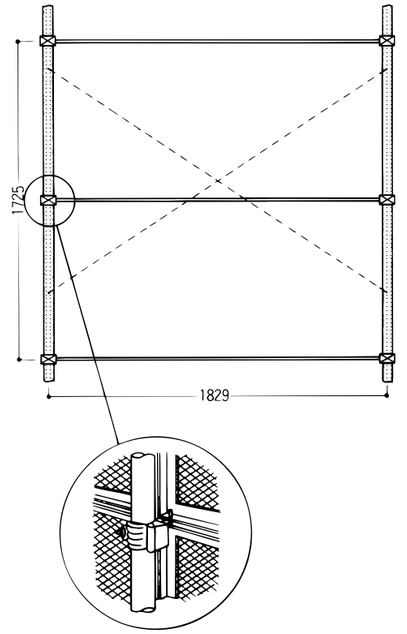

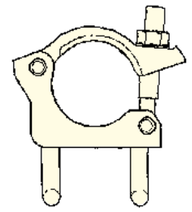

品　名	鬼クランプ
重量(kg)	0.46
梱 包 数	30

40062

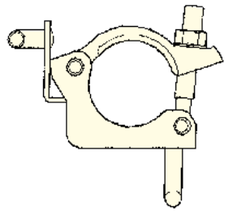

品　名	鬼クランプコーナー
重量(kg)	0.5
梱 包 数	30

40069

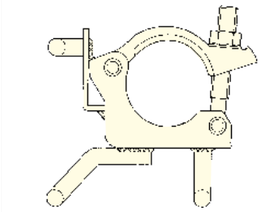

品　名	鬼クランプコーナー3ツ爪
重量(kg)	0.57
梱 包 数	30

※防音コーナーパネル取付用です。　40070

品　名	次世代用鬼クランプ/PL付
重量(kg)	0.99
梱 包 数	30

50251
50254

品　名	次世代用鬼クランプコーナー/PL付
重量(kg)	0.55
梱 包 数	30

50252
50255

品　名	次世代用鬼クランプコーナー3ツ爪/PL付
重量(kg)	0.62
梱 包 数	30

50253
50256

品　名	先行手摺本体
梱包数	25

規　格	使用スパン	重量(kg)	梱包数
FSPR−18	1,829	7.4	25
FSPR−15	1,524	6.7	25
FSPR−12	1,219	6.1	25
FSPR−9	914	5.4	25

【折畳み状態】　【取付状態】

手摺柱部分

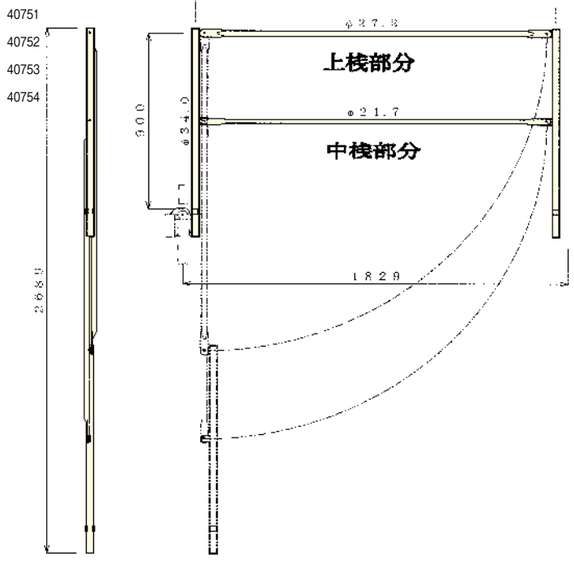

品　名	取付金具(先送型)
重量(kg)	1.7
梱包数	5

40762

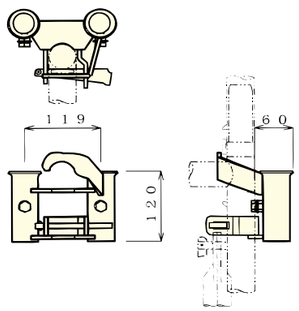

品　名	取付金具(据置型)
重量(kg)	1.3
梱包数	10

40761

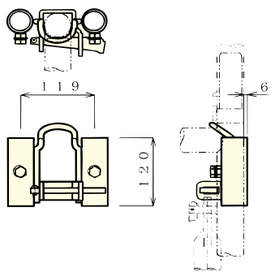

品　名	取付金具コーナー左
重量(kg)	1.1
梱包数	10
色	青

40763

品　名	取付金具コーナー右
重量(kg)	1.1
梱包数	10
色	赤

40764

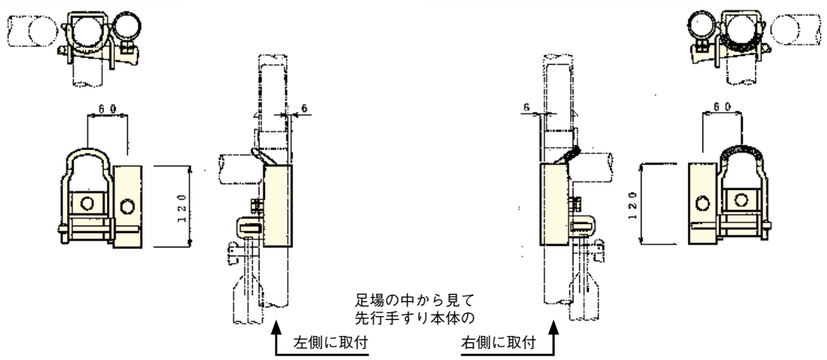

据置方式

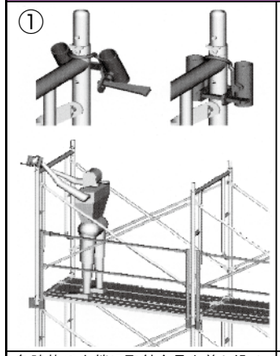

各建枠の上端に取付金具を差し込み、クサビにて脚柱に固定します。

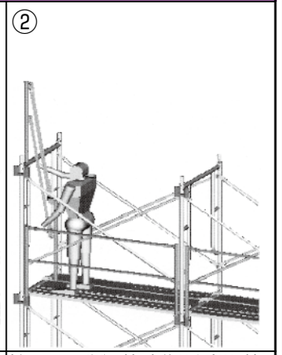

折り畳んだ先行手摺本体の上方の手摺柱を取付金具に差し込みます。

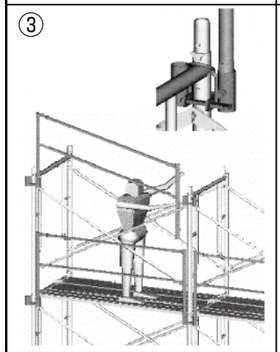

下方の手摺柱を持ち上げ同様金具に差し込み、各ボルトを締込みます。

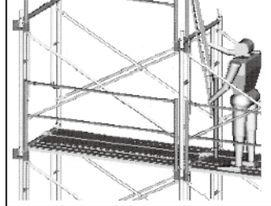

②〜③を繰り返し、各スパンに先行手摺本体を取り付けます。

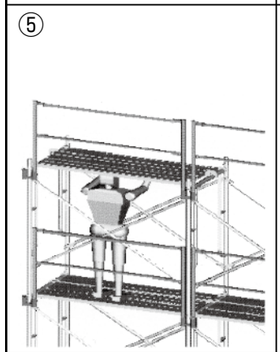

布板を取り付けます。

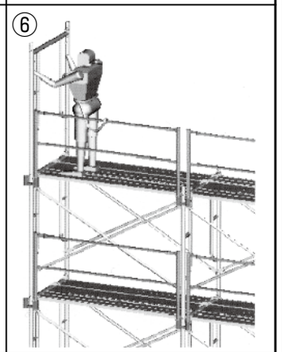

先行手摺本体の上桟に安全帯を取り付け、上層の建枠、交さ筋違を組み立てます。

①〜⑥を繰り返し、全ての層に取付金具と先行手摺本体を取り付けます。

先送り方式

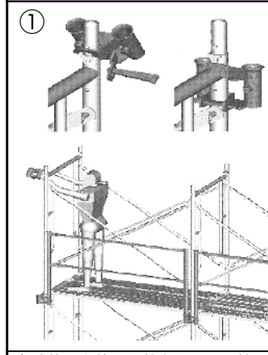

各建枠の上端に取付金具を取り付け、クサビにて脚柱に固定します。

3層目以降は仮置きした下層の取付金具を盛替えます。

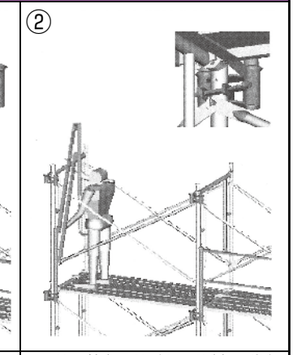

下層の取付金具のボルトを緩め、先行手摺本体の手摺柱を片方ずつ取り外し上層に盛替えます。

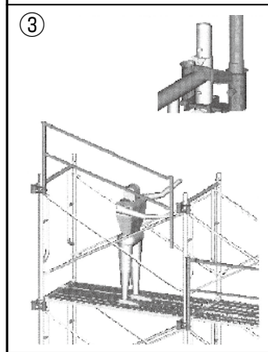

先行手摺本体の手摺柱を片方ずつ取付金具に差し込み、各ボルトを締込みます。

②〜③を繰り返し、各スパンに先行手摺本体を盛替えます。

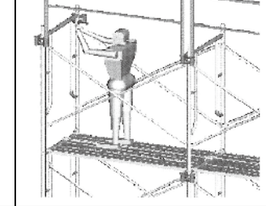

下層の取付金具を取り外し、建枠の前踏み側に仮置きします。

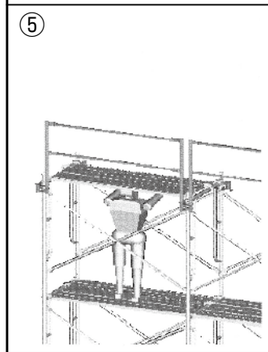

布板を取り付けます。

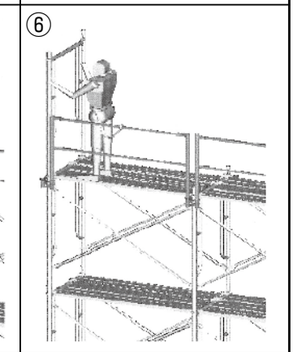

先行手摺本体の上桟に安全帯を取り付け、上層の建枠、交さ筋違を組み立てます。

①〜⑥を繰り返し、取付金具と先行手摺本体を順次上層へ盛替えていきます。
最終的に、最上層のみに設置された状態となります。

品　名	梁　枠

規　格	スパン	重量(kg)	
A146	4スパン	65.0	40289
A147	3スパン	38.8	40281
A148	2スパン	28.3	40282

	規　格	2スパン	3スパン	4スパン
梁枠	A148	2		
	A147		2	
	A146			2
方杖	A1471		4	4
	A1475	4		
隅梁受	A1453	4	4	4
梁渡し	A150/A152/A153	1	2	3

※梁渡しは建枠の幅により異なります。

A148(2スパン)

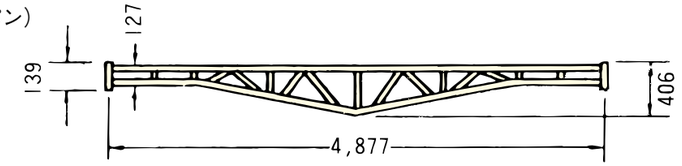

A147(3スパン)

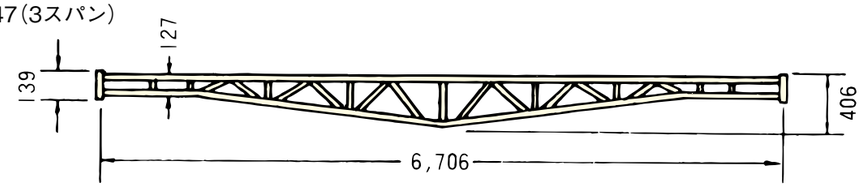

A146(4スパン)

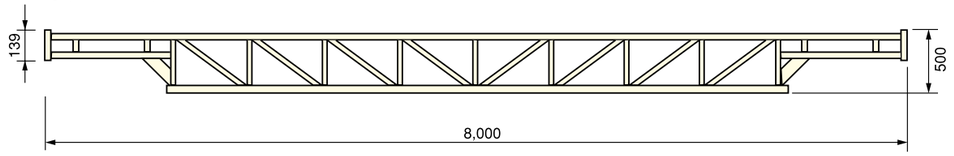

品　名	方　杖

規　格	使用スパン	A(mm)	B(mm)	重量(kg)	
A1471	3・4スパン	2,134	2,020	6.2	40286
A1475	2スパン	1,524	1,410	4.8	40287

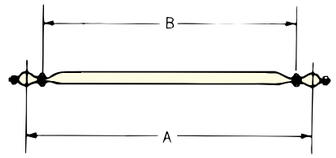

品　名	隅梁受け
規　格	A1453
重量(kg)	2.8

40288

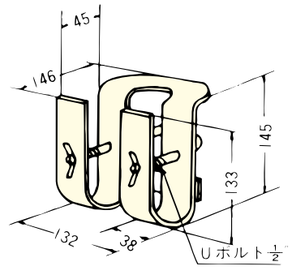

品　名	梁渡し
規　格	A150
重量(kg)	8.8

40283

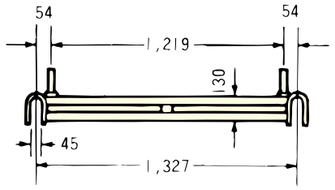

品　名	梁渡し
規　格	A152
重量(kg)	5.4

40284

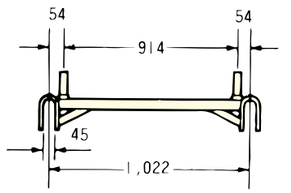

品　名	梁渡し
規　格	A153
重量(kg)	4.7

40285

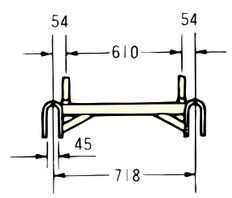

ペコビーム

品　名	外ビーム

規　格	重量(kg)	梱包数	
L-9	25.6	10	40691
L-7	20.4	10	40692

L−9

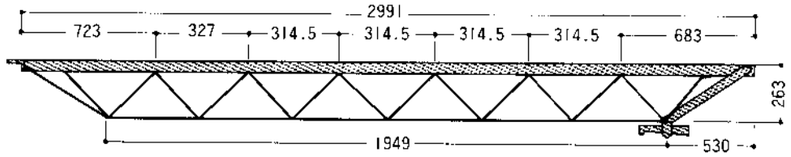

L−7

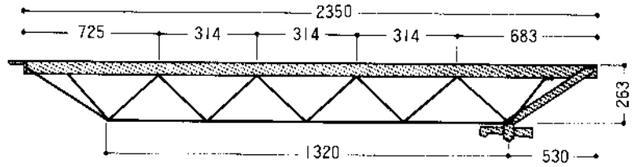

外ビーム爪部

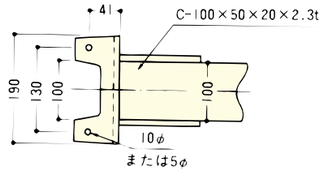

品　名	内ビーム

規　格	重量(kg)	梱包数	
P-9	28.0	10	40695
P-5	14.0	10	40697

P−9

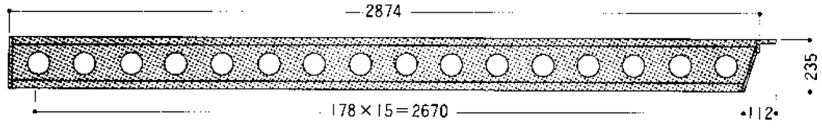

P−5

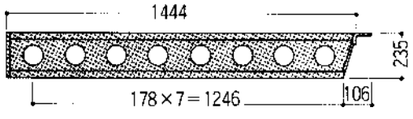

内ビーム爪部

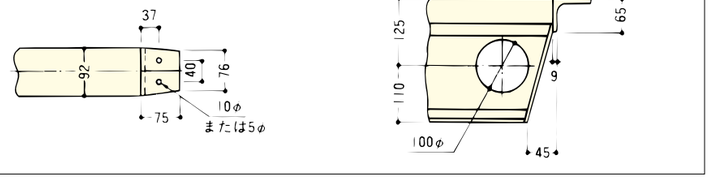

外ビーム・内ビーム組合せ

2本つなぎ

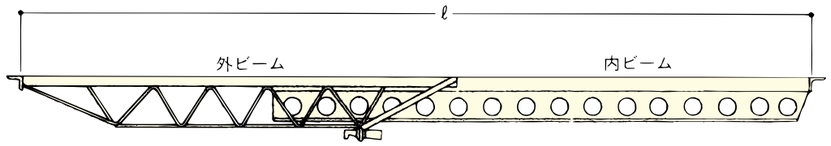

外ビーム	内ビーム	ℓ調節長(mm)	重量(kg)
L−7	P−9	2885~4675	48.4
L−9	P−9	3005~5315	53.6

3本つなぎ

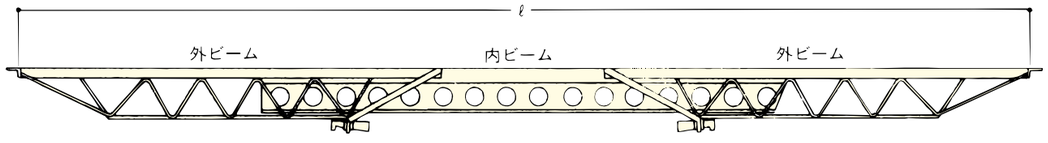

内ビーム	外ビーム		ℓ調節長(mm)	重量(kg)
P−9	L−7	L−7	4705~6415	68.8
		L−9	5345~7055	74.4
	L−9	L−9	5985~7700	79.2

品　名　**荷受けフォーム**

架設・盛り替え・解体作業が飛躍的にスピードアップ。安全性も向上したユニット式荷受けステージ。

地上面でも足場上でも安全、スピーディな組立解体

この荷受けフォームは、地上面でユニットを組み立てた後、クレーンで足場に取付ける架設システムを採用。安全かつスピーディな架設と解体作業を実現しました。
足場の2段目から取り付け可能。もちろん、足場上でも手作業による架設・解体作業が安全、簡単に行えます。

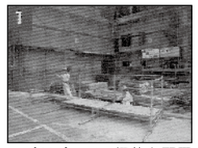

スパンピッチに梁枠を配置し、各々2枚の足場板を取付けるなど、ステージを仮組みします。

仮組したステージをクレーンで1.8～2mほど吊り上げ、吊り材や各斜材間に交差筋交いを取付けます。

組み立てたステージをクレーンで設置場所まで吊り上げます。

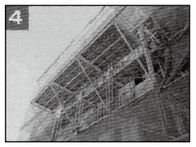

枠組足場にあらかじめ取付けた金具にステージを取付けます。

完成

盛り替えもクレーン利用で解体・再架設不要

荷受けフォームを解体することなく、クレーンでそのまま移動、設置できます。従来の解体して再架設という二度手間がなくなり、作業効率が飛躍的に向上しました。
また、設置後のスパン変更も、ユニット式により、クレーン使用方式、従来方式を問わず安全、簡単に増減ができます。

常に一定した強度を提供

ユニット式の組み立てにより、組み手によるステージのばらつきが無く、いつでも安定した強度が得られます。
面倒な部材の拾い出しや、設置の度々の強度計算も不要になりました。

■許容積載荷重表

建枠の幅(mm)	2層以上13層以下	14層以上20層以下	21層以上26層以下
1219	750kg/スパン	600kg/スパン	450kg/スパン
建枠の幅(mm)	2層以上11層以下	12層以上20層以下	21層以上26層以下
914	750kg/スパン	600kg/スパン	500kg/スパン
建枠の幅(mm)	2層以上10層以下	11層以上23層以下	24層以上26層以下
610	500kg/スパン	400kg/スパン	300kg/スパン

注)足場に積載する荷重は1スパンあたり400kg以下とし、連続して同時に積載する場合は、2スパン以下、また同一スパンに積載する場合は2層以下とする。
※積載方法により許容荷重は変わります。詳しくは取扱説明書をご覧ください。

荷受フォーム

コード	品　名	スパンあたりの必要数量		
		1スパン	2スパン	3スパン
NUA 01	梁　　枠	2	3	4
NUA 02	手 摺 枠	2	2	2
NUA 03	取付金具	4	6	8
NUA 04	幅 木 L	1	2	3
NUA 05	幅 木 S	2	2	2
NUA 06	吊　　材	2	3	4
NUA 07	手 摺 柱	0	1	2
KA－31	手 摺 布	2	4	6
KA－14	筋　　違	1	2	3
HPS－6	布　　板	3	6	9

■全体図(2スパン)

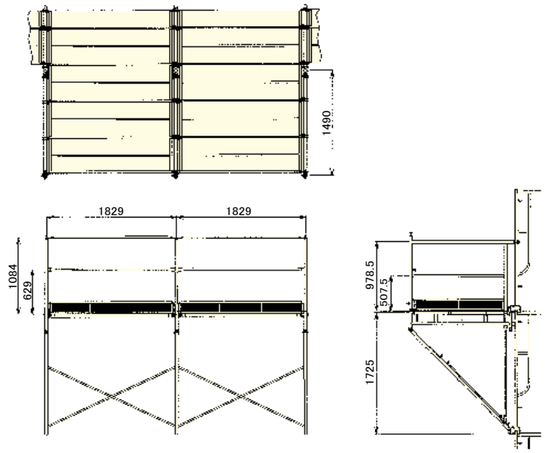

梁枠　●NUA01　15.4kg

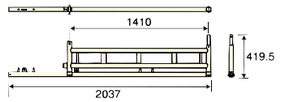

49701

手摺枠　●NUA02　11.2kg

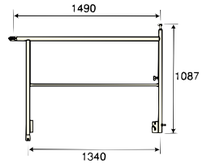

49702

取付金具　●NUA03　1.0kg

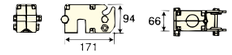

49705

幅木L　●NUA04　6.2kg

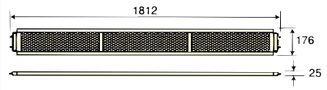

49703

幅木S　●NUA05　4.1kg

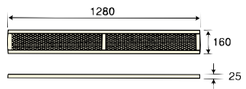

49704

吊材　●NUA06　1.2kg

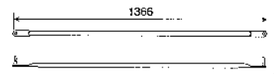

49707

手摺柱　●NUA07　3.3kg

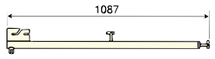

49706

手摺布　●A31　1.8kg

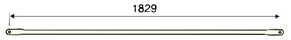

40302

■取付金具詳細図

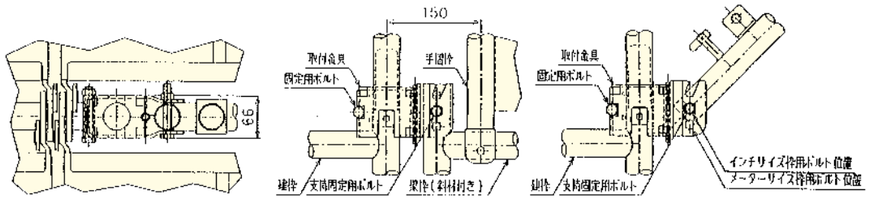

ローリングタワー

品　名	ローリングタワー

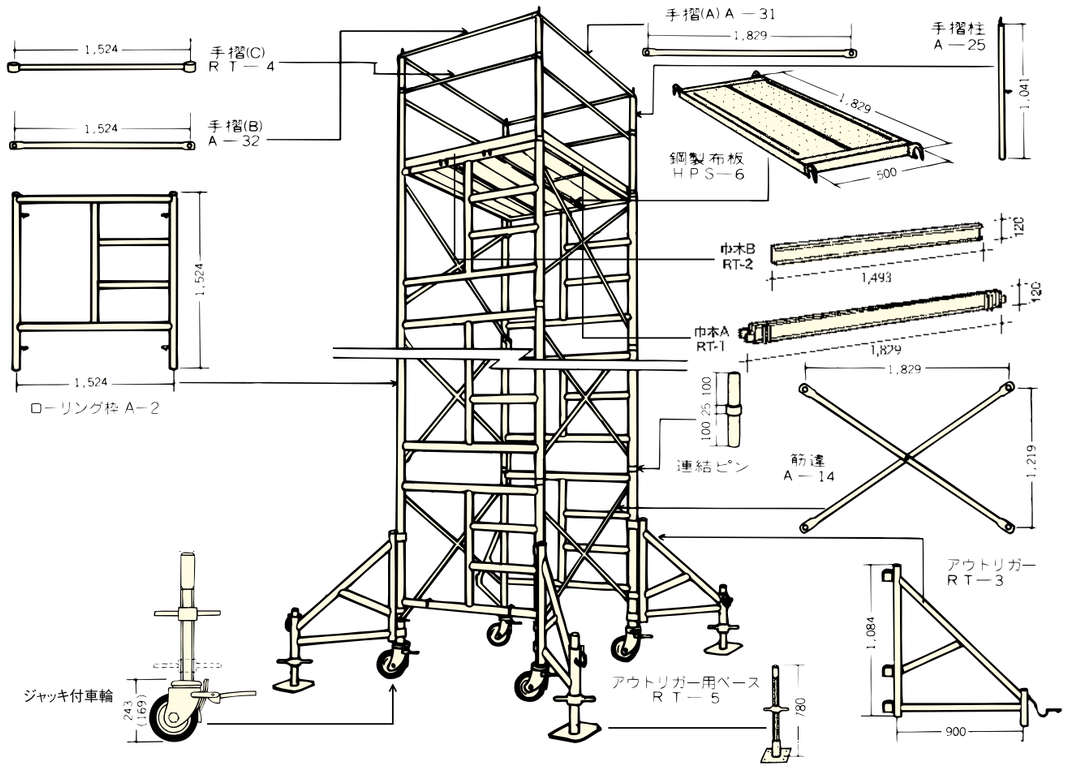

〔部材構成表〕

品　名	規　格	組立段数	1段	1.5段	2段	2.5段	3段	3.5段	4段	
		最高	1,924	2,711	3,473	4,260	5,022	5,809	6,571	
		最低	1,804	2,591	3,353	4,140	4,902	5,689	6,451	
		重量(kg)	163.0	209.6	244.9	307.1	388.8	451.0	470.7	
ローリング枠	KA−2	19.0	2	2	4	4	6	6	8	40224
ローリング調整枠	Z−2	10.8		2		2		2		40225
連結ピン	A−20	0.6	4	8	8	12	12	16	16	40226
筋　違	KA−14	4.2	2	2	4	4	6	6	8	40231
筋　違(調整枠用)	Z−3	3.5		2		2		2		40243
手摺柱	KA−25	2.7	4	4	4	4	4	4	4	40301
手摺布 A	KA−31	1.8	4	4	4	4	4	4	4	40302
手摺布 B	KA−32	1.5	2	2	2	2	2	2	2	40303
手摺布 C	RT−4	1.9	2	2	2	2	2	2	2	40304
布　板	HPS−6	15.6	1	2	2	3	3	4	4	40251
ローリング布板		14.1	1	1	1	1	1	1	1	40255
ハッチ式布板	BKN6TB	17.5	1	1	2	2	3	3	4	40256
巾木 A	HA−1	4.1	2	2	2	2	2	2	2	40321
巾木 B	HA−2	2.6	2	2	2	2	2	2	2	40322
ジャッキ付車輪	KA−728J	7.4	4	4	4	4	4	4	4	40312
アウトリガー	RT−3	8.2					4	4	4	40315
アウトリガーベース	RT−5	5.7					4	4	4	40316
自在クランプ		0.8					8	8	8	40442

〔注意事項〕

1. ジャッキ付車輪の確認　タイヤの損傷がなく、完全にブレーキがきくかどうか確認して下さい。
2. 水平つなぎの取り付け　最下段には必ず水平つなぎ、又は布枠を取り付け、移動によるタワーの変形・ねじれを防止して下さい。
3. 枠の連結　枠と枠の連結にはロック付連結ピンまたはアームロックを使用して下さい。
4. ジャッキ付車輪のブレーキ　作業中は必ずジャッキ付車輪にブレーキをかけて下さい。
5. 移動　イ）作業員が乗ったままでの移動は絶対しないで下さい。ロ）ジャッキ付車輪がローリング枠から外れないように差込み長さに注意して下さい。
6. 控枠(アウトリガー)　3段以上のときは控枠(アウトリガー)を設置して下さい。

品　名	ローリング枠
規　格	KA−2
重量(kg)	19.0
梱 包 数	25

スパン別適合筋違	
1,829	KA−14

40224

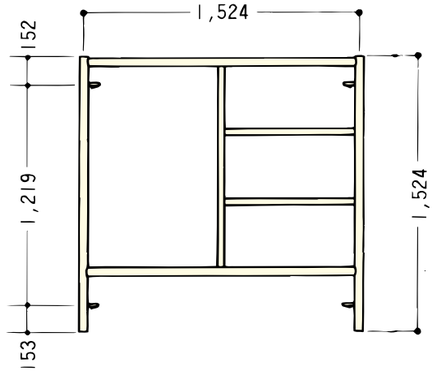

品　名	ローリング調整枠
規　格	Z−2
重量(kg)	10.8
梱 包 数	20

スパン別適合筋違	
1,829	Z−3

40225

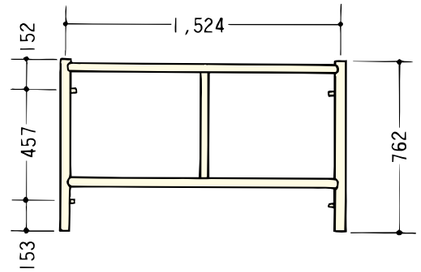

品　名	ローリング布板
重量(kg)	14.10

40255

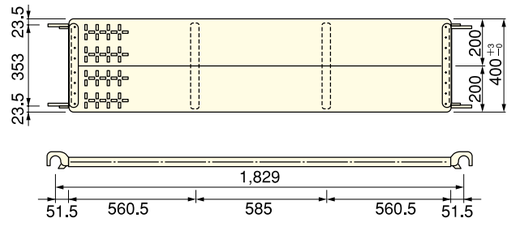

品　名	ハッチ式布板
重量(kg)	17.5
梱 包 数	5

40256

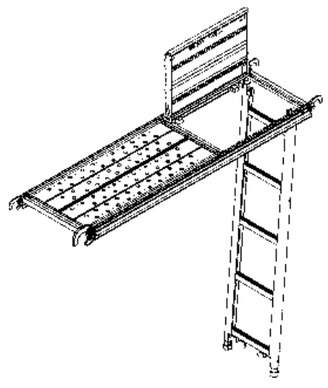

品　名	巾木A
規　格	HA−1
重量(kg)	4.1

40321

品　名	巾木B
規　格	HA−2
重量(kg)	2.6

40322

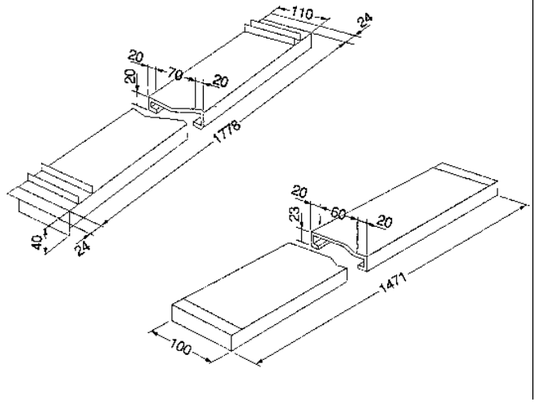

品　名	ジャッキ付車輪
重量(kg)	7.4

40312

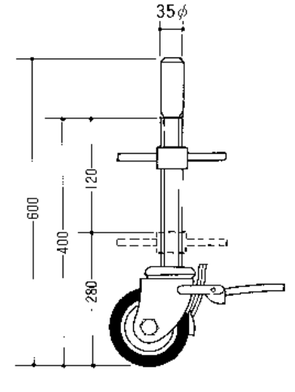

品　名	親綱支柱システム
重量(kg)	8.9

41047

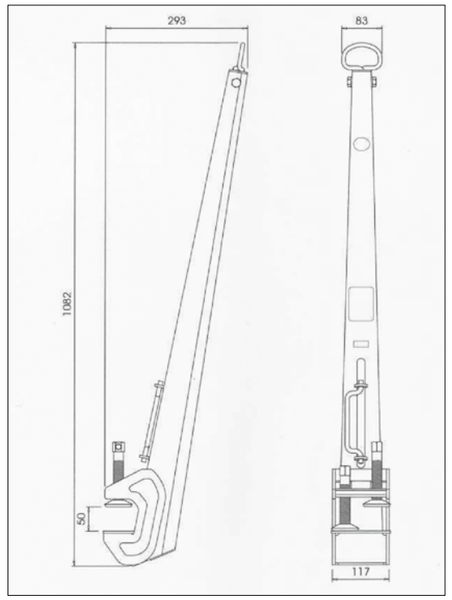

●キョーワの直交・平行兼用タイプはどの方向にでも使用できます。

●支柱本体に角度を設けることにより垂直の支柱に比べて親綱の位置が外側へ185mm広くなります。特に鉄骨フランジ幅の狭い小梁上での歩行が容易になります。

●素材が鋼製にもかかわらず8.9kgと軽量です。

●鉄骨フランジの厚さは、50mmまで使用できます。
（参考：社内の落下阻止性能試験において落体質量100kgをクリア）

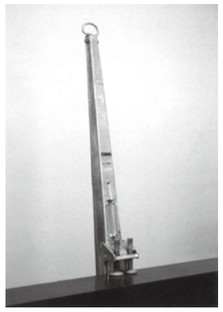

警告 親綱支柱の使用時の注意事項

- 鉄骨は支柱の奥まで鉄骨フランジに差し込み、締め付けボルトを十分に締めてください。［トルク：6kN・cm以上］
- 親綱支柱を鉄骨フランジに固定するときは、平行幅21mmのラチェットレンチ又はシノを使って締めてください。
- 親綱に安全帯を取り付ける場合は、安全帯のランヤードを親綱にまわし掛けをしないでください。
- 親綱は、キョーワ製のエストリオロープを使用してください。
- 本来の用途、及び使用方法以外は使用しないでください。

警告 次に該当する親綱支柱は、使用しないでください

- 落下衝撃を受けたもの。
- 著しい変形、又は腐食等の損傷のあるもの。
- 締め付けボルト（押さえ板を含む）に損傷、又は付着物のあるもの。

品　名	親　綱	
規　格	色	重量(kg)
6m	白	1.5
8m	緑	1.8
10m	黄色	2.2
15m	青色	2.9
20m	赤色	3.7
30m	黒色	5.4

41039
41038
41036
41035
41033
41030

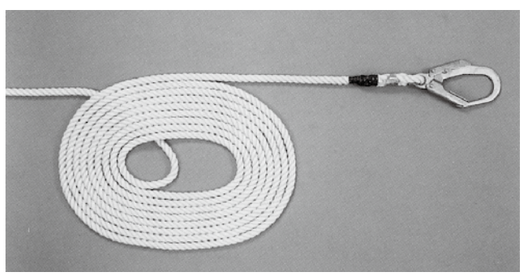

品　名	親綱緊張器
重量(kg)	1.35
梱 包 数	10

40160

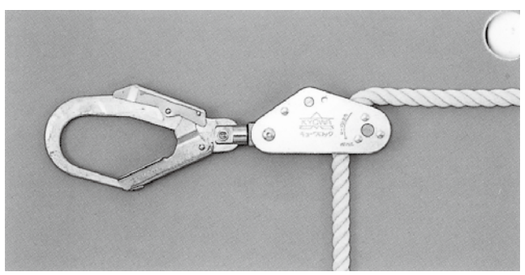

品　名	親綱ストレッチポール
重量(kg)	6.5

41025

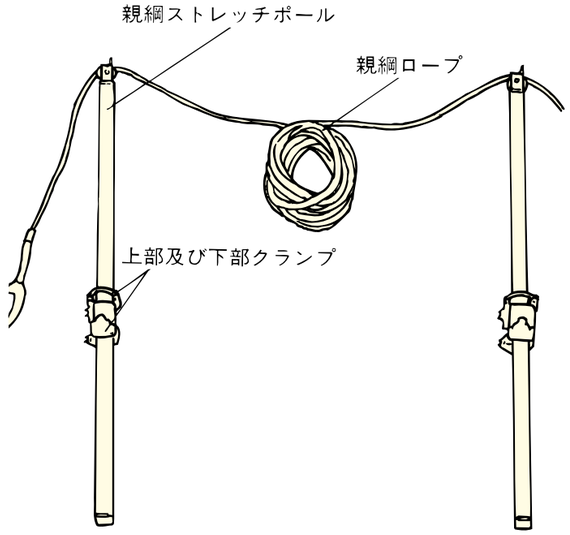

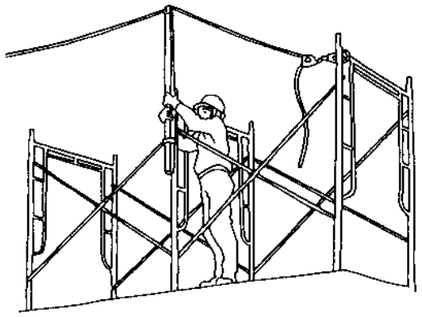

品　名	スタンション

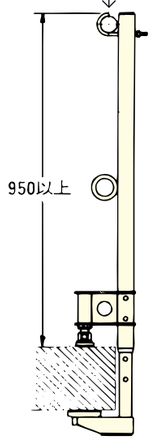

規　格	NRE型
重量(kg)	8.0
締付厚さ	0～600m/m

40155

品　名	スタンション用フックボルト

40157

! 販売のみの扱いとなります。

スタンションには付属していません、必要な場合は別途注文して下さい。

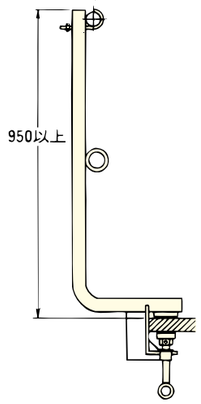

規　格	H－2型
重量(kg)	6.7
締付厚さ	0～60m/m

40156

品　名	ロリップ

41045

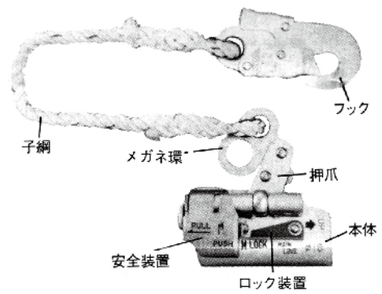

品　名 **親綱支持用ベルト**　40154

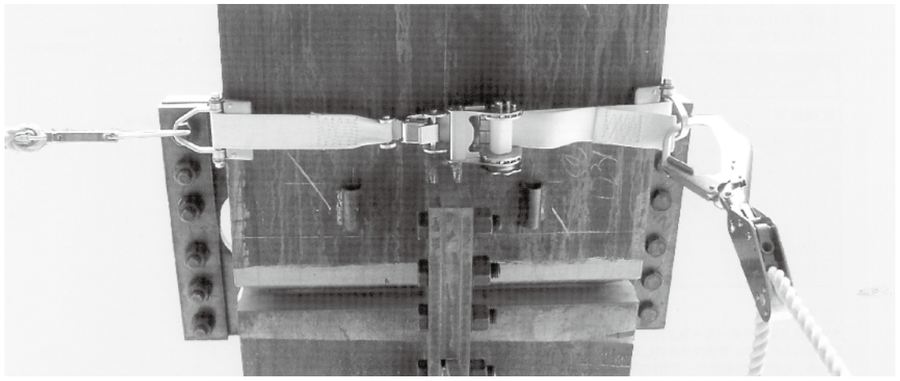

親綱用ピースが不要、取り扱いが簡単で機能性に富んだ親綱支持用ベルト!

◆特　長◆

(1)親綱用ピースが不要になります。
(2)ベルトの緊張はラチェットレンチ対応で取り扱いが簡単で安全です。
(3)コーナーD環は柱の断面を選びません。
(4)ベルトは耐熱性に優れた特別な超高強力繊維素材を使用しています。

◆取扱説明◆

(1)コーナーD環にベルトを通してください。
(2)連結フックを緊張部のリベットに掛けます。
(3)つまみを手で回して仮緊張します。
(4)緊張部の六角頭にラチェットレンチをはめて回転させ、ベルトを増し締めして緊張します。
(トルクは約6kN･cm)
(5)緊張の解除は、ラチェットレンチで少し締め、緊張部のラチェット爪と解放レバーを同時に引くとベルトが緩みます。

◆使用基準◆

(1) 使用スパンは10m以下で使用してください。10mを超える場合はスパンが10m以下となるように中間に親綱支柱を設置し、1スパン毎に1セットの親綱を使用してください。
(2) 1スパン1人で使用し、2人以上での使用はしないでください。
(3) 鉄骨柱の溶接及びエレクションピースのガス切断時は、親綱支持用ベルトを当該作業箇所より20cm以上上部に設置してください。
(4) 鉄骨柱の全出隅にコーナーD環を取り付けてください。
(5) 親綱は、キョーワ製合成繊維ロープを使用してください。ワイヤーロープは絶対に使用しないでください。
(6) 親綱フックは必ずコーナーD環に掛けてください。
(7) コーナーD環１個に掛ける親綱は2本以下にしてください。

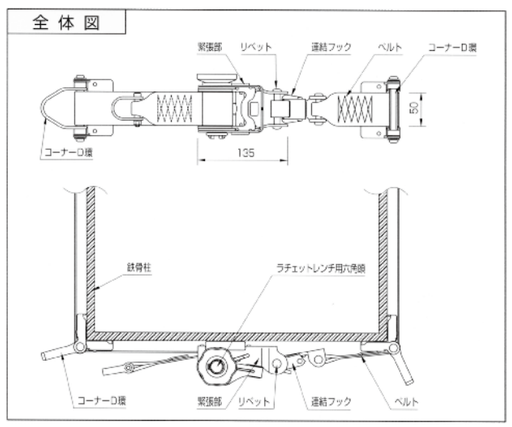

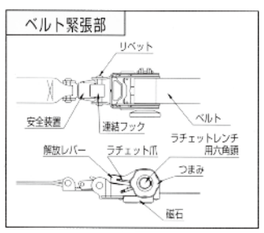

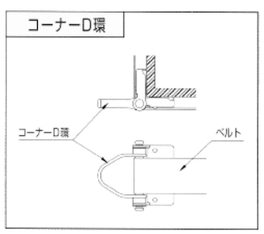

◆仕　様◆

(1)ベルト幅:50mm
(2)有効長さ:3m,4m
5mは受注生産
(3)ベルトの破断協力:62.3kN
(4)ベルトの破断伸度:3.4%

親綱支持用ベルトには、親綱・緊張器を使用してください。

品　名 **安全ブロック**

規　格	重量(kg)	
15m	7.2	40099
12m	6.0	40098
6m	3.2	40112

15m・12m

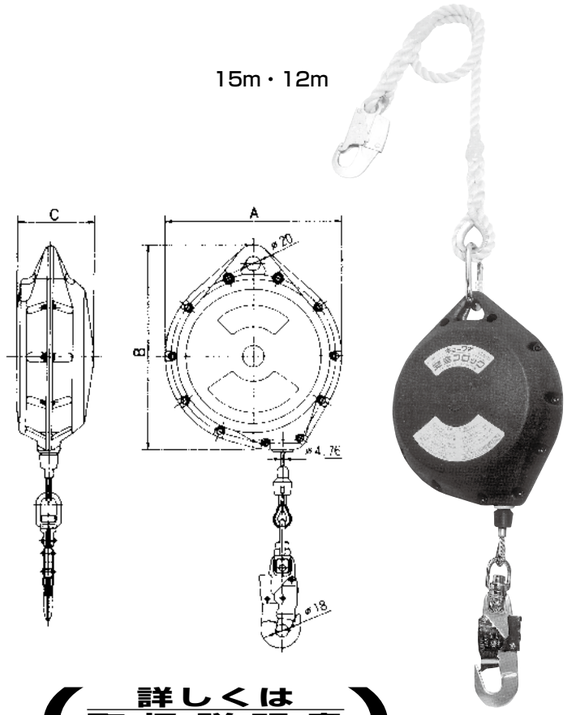

6m

詳しくは 取扱説明書 を読んでください

正しくお使いいただくために

■設置にあたって

1. 本器は垂直作業専門として使用してください。
2. 使用前に必ず本器が正常に作動するか点検してください。
3. 本体は作業者よりも、上方の堅牢な構造物に設置してください。

■使用時のご注意

4. 使用中ワイヤーロープに、たるみを生じた場合は、少し引き出してから巻き取ってください。たるんだままで使わないでください。
5. 作業中の水平移動は、大きくなるほど落下時に大きく振れて危険です。よって、本体真下より30°以内の範囲で使用してください。

■収納時は

6. 繰り出したワイヤーロープは、ゆっくり収納してください。手を放して急に巻き取ると故障の原因になります。また、収納時に巻き取り残しがあるときは、再度引き出してから収納してください。

■管理について

7. 本体を投げたり、引きずったり、ぶつけたりしないでください。
8. 屋外に放置したり、悪条件下に長時間置かないでください。
9. 分解しないでください。(分解したものは補償対象外になります。)

■点検・定期検査

10. 墜落やテストで本器が作動した場合は、必ずメーカーの点検を受けてから、使用してください。
11. 使用、未使用にかかわらず、3年ごとに必ずメーカーの点検を受けてください。

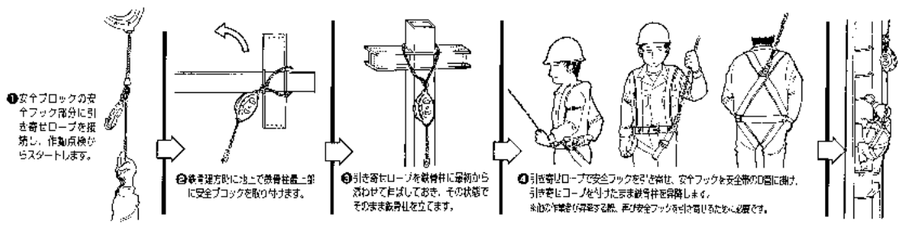

■仕　様

型　式		LB-15	LB-12	BB-60-KYO
寸法A × B × C		244×284×107mm	224×270×97mm	162×181×67mm
ワイヤーロープ	種別	AS(航空機用ステンレスワイヤー)		ベルト
	径	Φ4.76		Φ18mm
	長さ	15m	12m	6m
最大使用質量		85kg		130kg
停止距離		30cm以下		
重　量		6.3kg	5.0kg	2.2kg

※外観並びに仕様は改良のため、予告なしに変更することがあります。

■付属品

部品名	サイズ	備　考
吊り下げロープ	Φ16×0.9m (フック、シンブル付)	ポリエステルスパン
カラビナ	Φ10×109×56	O型安全環付
引き寄せロープ	Φ5×5m･12m	ポリエステルスパン

品　名	はしご

規　格	重量(kg)	
6m	13.3	40116
5m	11.1	40105
4m	9.0	40104
3m	7.2	40108
2m	5.6	40106

品　名	スライドはしご

規　格	重量(kg)	
10m	26.3	40100
7m	18.5	40103

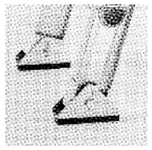
滑り止め端具ユニット

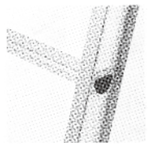
アルフロジョイント構造

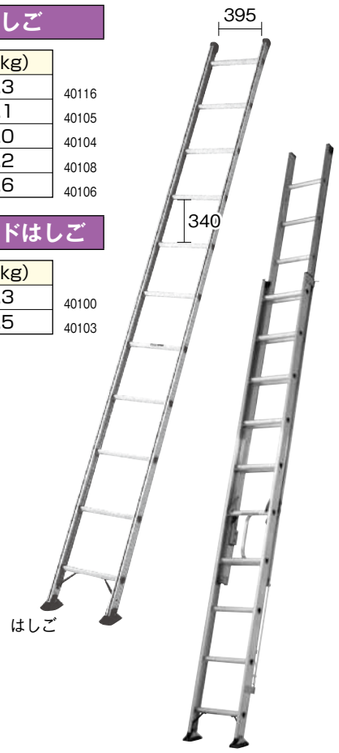

はしご

スライドはしご

品　名	イージークライマー(はしご取付金具)

40109

●EG36　4.8kg

■各部名称

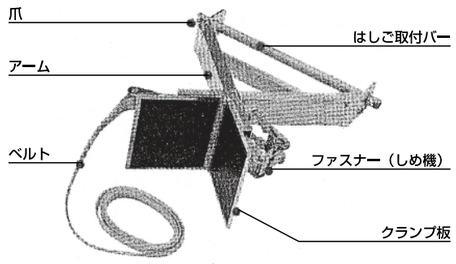

指定鉄骨柱　設置できる鉄骨柱は、一辺が300～650mmのコラム・H・I型です。指定以外の鉄骨柱に設置しないでください。

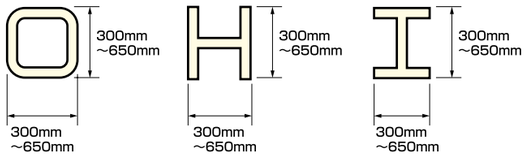

※丸柱には使用できません。

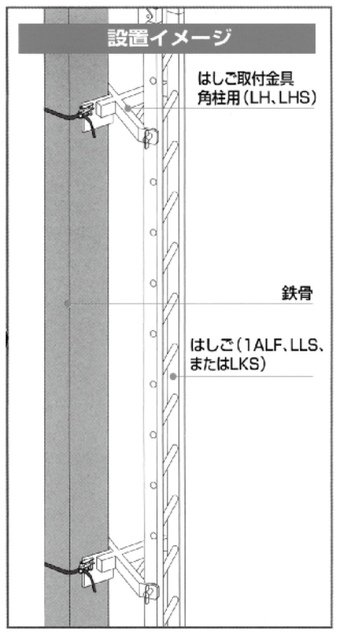

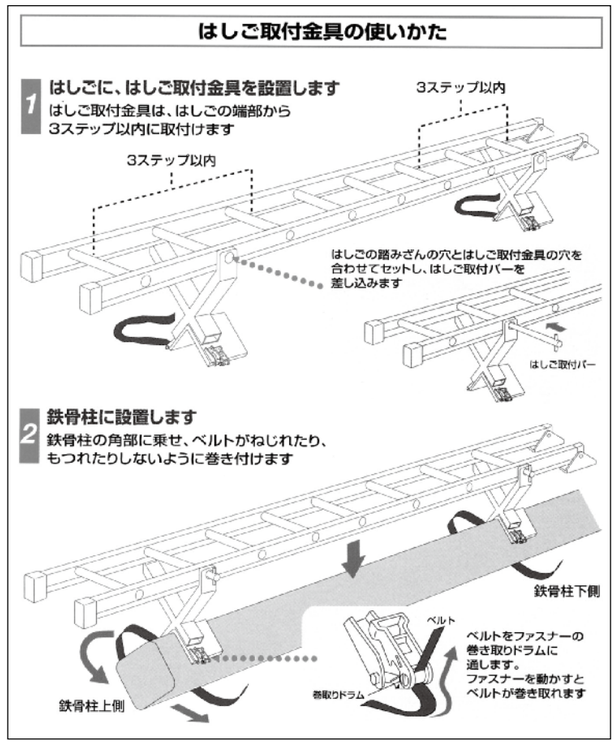

品　名	ハンドレール(鉄骨階段用仮設手摺)
規　格	KSH－2034、KPH－1118

仕　様

KSH－2034(階段用)　40323

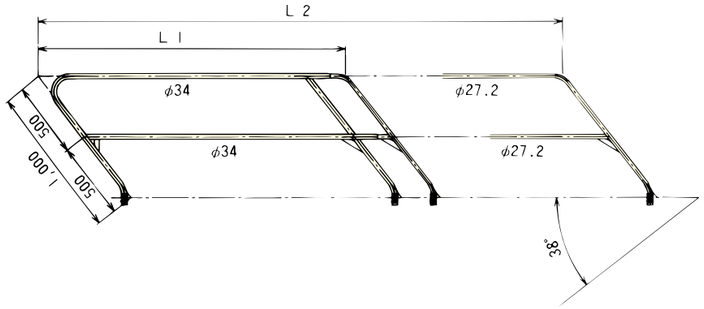

KPH－1118(踊り場用)　40324

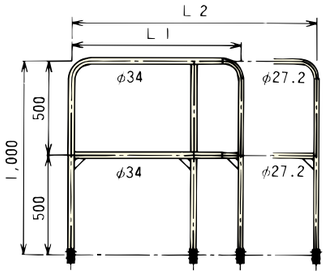

使用場所	規　格	L－1(最短mm)	L－2(最長mm)	重量(kg)	梱包数
階　段	KSH－2034	2,000	3,400	17.0	10
踊り場	KPH－1118	1,100	1,800	12.0	10

取付使用例

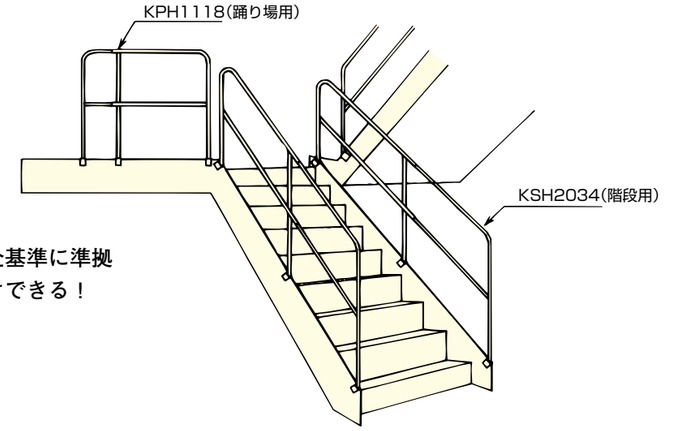

仮設工業会墜落防護工安全基準に準拠
伸縮自在で手軽に取り付けできる！

特　長

●取付金具(当社独自のユニークな金具)
- ■取付金具は180°回転させることが可能で、内・外どちら側からでも締め付けられます。
- ■金具を回転させる事により、コンクリートで埋まる事は有りません。また金具が出っ張らず階段通路を広く使用できます。
- ■金具を90°回転させると整理時、金具が邪魔にならず、積み重ねが出来ます。
- ■金具は取替が可能です。

●安全性向上
- ■仮設工業会墜落防護工安全基準に準ずるテストに適合しています。
- ■地上で階段等にセット出来るため、高所作業はなく安全です。

●作業性・経済性向上
- ■従来の様にパイプやクランプの数量拾い出し作業・運搬作業が大幅に省力され経済的です。
- ■最高3,400mmまで3ヶ所のボルトを締めるだけで手摺は組立完了です。
- ■従来の様に長いパイプを振り回さなくて伸縮ができ、軽量なため作業性がよい。

品　名	作業台

規　格	天板有効寸法		作業高さ		許容荷重(kN)	重量(kg)	梱包数
	W(mm)	D(mm)	最小(mm)	最大(mm)			
DXA-18BT	1,563	500	1,370	1,800	1.47	25.0	5
DXA-15BT	1,563	500	1,050	1,480	1.47	22.6	5
DXA-10BT	1,563	500	730	1,070	1.47	17.1	5

仮設工業会認定のタフな業務用足場台

揺れを抑え耐久性アップ

DXA-18BT (段差設置状態)

品　名	作業台用エリアガード

天場を囲うことで、作業可能エリアを認識できるエリアガード

型式	適合機種	バーの高さ(mm)	質量(kg)
DXA-AGS	DXA-13B、15B、13BT、15BT、18BT (手掛り棒DXA-TE1を取り付けたもの)	667	3.6

品　名	マイティーベース

規　格	天板有効寸法		作業高さ		許容荷重(kN)	重量(kg)	梱包数	
	W(mm)	D(mm)	最小(mm)	最大(mm)				
CSR180WD	1,680	500	1,417	1,777	1.47	24.4	5	40775
CSR150D	1,488	400	1,204	1,493	1.47	16.1	5	40773
CSR100D	1,300	400	646	959	1.47	11.5	5	40771

各脚伸縮と二重安全の防塵カバー付貫通ロック方式で メンテナンスも簡単

各伸縮脚は、25mm ピッチで調節可能、凹凸のある場所でも天板を傾けずに作業できます。ロック操作部は安全カバーを採用。蓋が閉じられることでロック確認が行え、操作部への異物の侵入も防ぎます。確実に固定できる貫通ロック方式とにより、コンクリート等の付着時のメンテナンスも簡単に行えます。

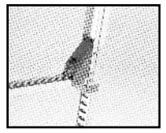

品　名	安全脚立
梱包数	15

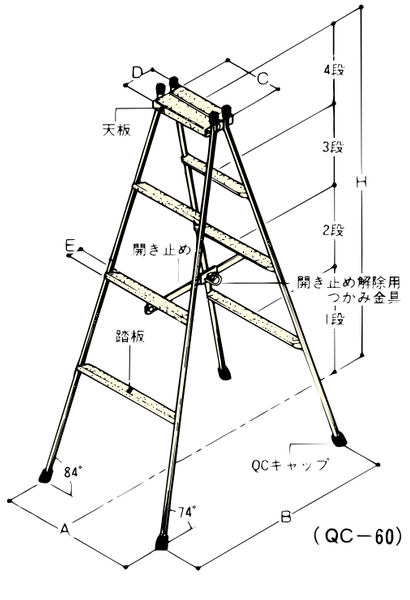

単位:mm

規　格	H	A	B	C	D	E	1段	2段	3段	4段	5段	6段	重量(kg)	
QC−75	2,135	760	1,185	320	175	50	535	400	400	400	400		17.0	40006
QC−60	1,735	675	985	320	175	52	535	400	400	400			13.5	40007
QC−40	1,190	570	695	320	175	52	390	400	400				9.7	40008
QC−30	865	500	500	320	175	52	465	400					7.4	40009
TAK−27A	2,610	860	1,650	320	156	65							15.0	40012

品　名	ゴムバンド

41100

! 販売のみの扱いとなります。

品　名	アルミ脚立(9尺)
規　格	TAK−27
重量(kg)	15.0
梱包数	5

40012

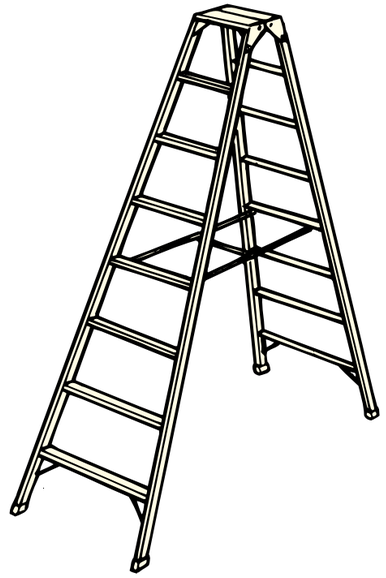

品　名 **法面階段**

規　格	L寸法(mm)(支持間隔)	高さ寸法(mm)(設置高さ)	取付角度	重量 (kg) 本体	重量 (kg) 手摺(片側)
※N-12	1,380	470～1,295	20°～75°	15.0	3.6
N-20	2,415	834～2,299		22.5	4.5
N-30	3,105	1,077～2,968		28.5	5.0

1. 取付設定角度が自在で、踏み板は常に水平です。(20°から75°)
2. 角度調整は手摺を利用したテコの原理でスムースに行えます。
3. どんな角度でも最上段の手摺が近くより安全に昇降できます。
4. アルミ製ユニットの為、設置が容易で工数を大幅に削減できます。

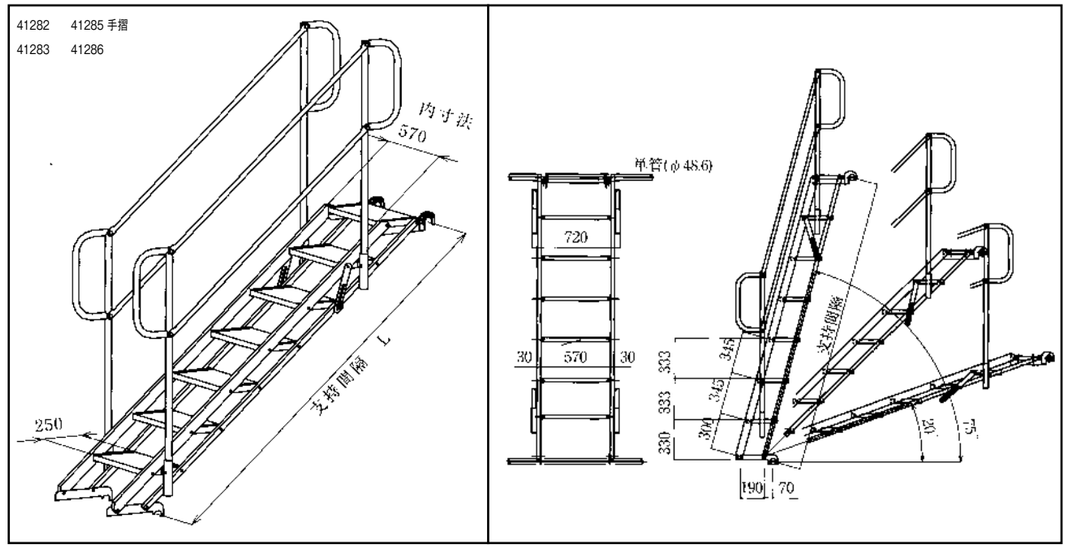

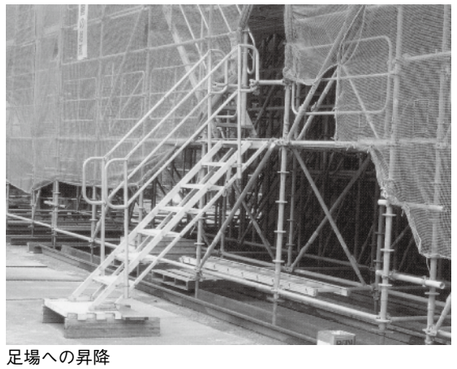
足場への昇降

斜面の昇降

砂防流路工事(昇降及び作業足場)

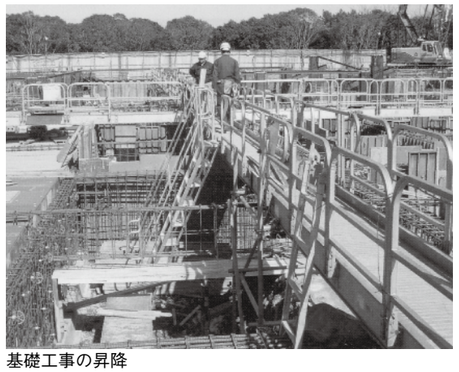
基礎工事の昇降

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレポコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名 **ベランダブリッジ**

名　称	規　格	数　量	重量 (kg)	許容荷重
本　体	ALV11	1	12.0	1.28kN(130kgf)
手　摺	ALVR11	2	6.4	—
専用支持棒	ALV1	1	6.0	—

48255
48256
48257

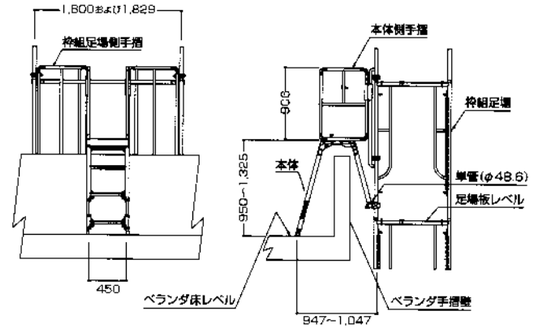

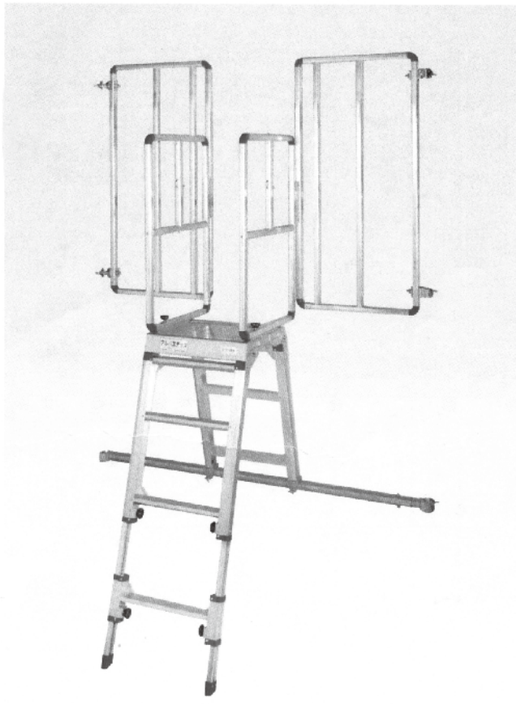

安全・スムーズな昇降

脚立形状のベランダ連絡通路により、ベランダ側はもちろん足場側でも安全な昇降ができます。
しかも、ベランダ床のレベルと枠組足場のレベルがどのような位置関係でも、スムーズな昇降が行えます。

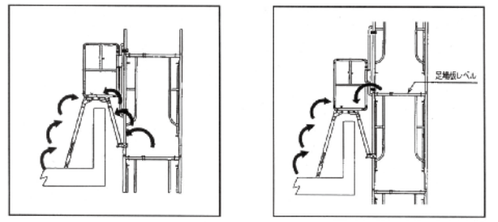

自在に調節できる伸縮脚

伸縮脚は 16 段階(25mm ピッチ)で調節可能。
最下段のステップも登りやすいように独立して調節できます。
※最大 375mm スライド幅

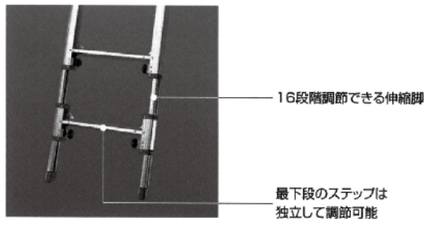

多彩な特長を持つ手摺

枠組足場側手摺と本体側手摺で構成された手摺は、腕でつかんでの安全で快適な昇降が行えます。
また、回転金具により、枠組足場側手摺と本体側手摺は、上下にスライドし、360 度回転します。
これにより、本体に取付ける際は方向性もなく、枠組足場への取付けも枠組足場側手摺の取付角度調節により、インチサイズ・メーターサイズを問わず対応できます。

軽量・堅牢で簡単取付け

アルミ合金製の材質により、本体は軽量・堅牢。
設置・解体・移動時などにおいて作業の効率化が図れます。
根絡みは、汎用の単管で取付けOK。16 段階調節可能の伸縮脚により、どのような取付位置でも設置可能です。

品　名	サポート、補助サポート
梱包数	50

※短いサイズ、補助サポートは梱包してありません。

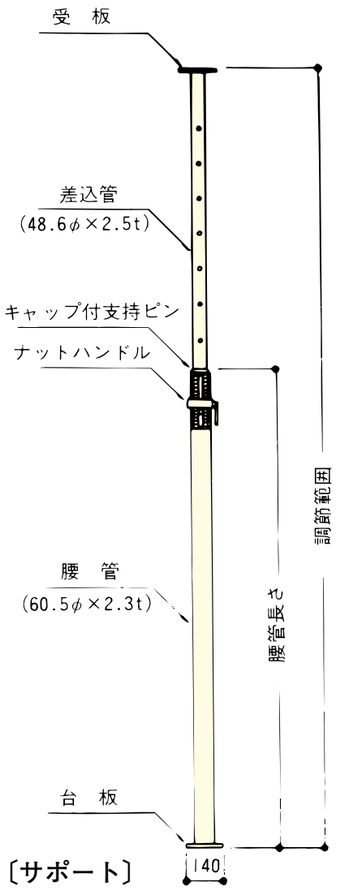

〔サポート〕

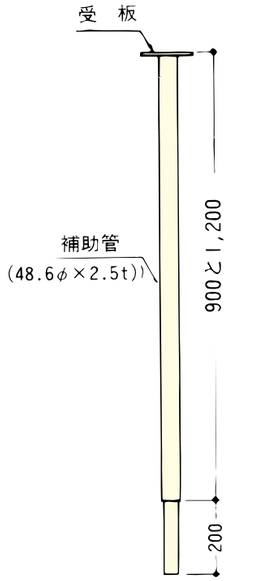

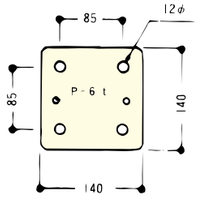

〔補助サポート〕

受板・合板

●パイプサポートの許容支持力

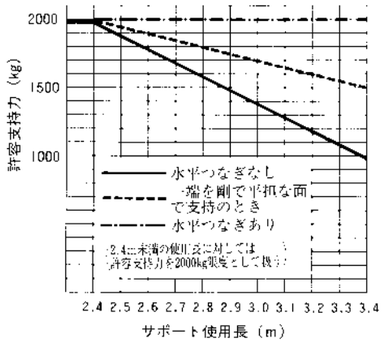

〔サポート〕

規　格	重量（kg）	長さ（m）	
9尺	14.5	2.62~3.94	40661
7尺	13.0	2.12~3.44	40662
6尺	12.0	1.72~3.04	40663
5尺	10.5	1.52~2.59	40664
4尺	9.0	1.22~1.995	40665
3尺	7.0	0.92~1.415	40666
2尺	5.5	0.62~0.94	40667
1尺5寸	4.5	0.41~0.62	40668
1尺	4.0	0.32~0.44	40669

（溶融亜鉛メッキ仕上）

〔補助サポート〕

補助サポート	一本重量（kg）	長さ（m）	
4尺	4.5	1.2	40672
3尺	3.7	0.9	40673

（溶融亜鉛メッキ仕上）

●パイプサポートの許容支持力

●中間つなぎを設けない場合

一般の使用状態に対する許容支持力は高さ3mで1t 高さ2.4mで2tとし、その中間は直線で補間し、高さ2m以下の場合は2tとなります。

サポート高さh(m)に対する許容支持力P(t)

P＝4.4－h……2.4m≦3.4m

P＝2t……　h≦2.4m

●中間つなぎを設けた場合

高さが2.4mを超える場合でもサポートの中間で上下端より2m以内の位置に2方向の水平つなぎや筋かいによって横変位の拘束を行なえば許容支持力は2tとなります。

●補助サポートを使用した場合

許容支持力1tとなります。

施工上の注意

イ）パイプサポートを3以上継いで用いないでください。

ロ）パイプサポートを継いで用いるときは、4以上のボルト又は専用の金具を用いてください。

ハ）高さが3.5mを超えるときは、高さ2m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、水平つなぎの変位を防止してください。

※ガルバリウムタイプもご用意できます。

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名	フラットパネル（本体）

フラットでスマートな空間を創造します。

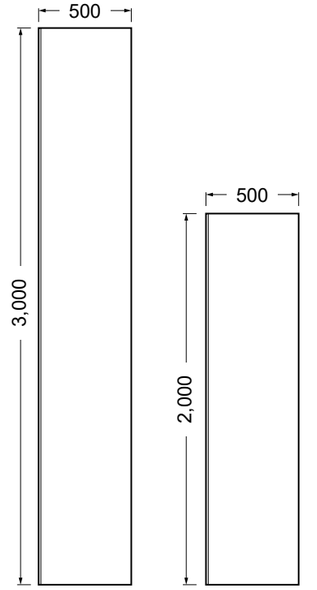

■ 断面図

板厚　1.2mm

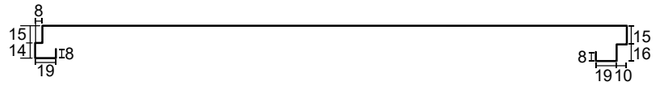

■ Uフック取付断面

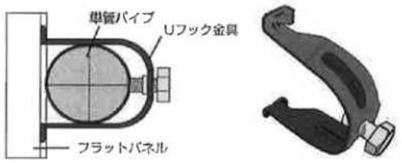

長さL(m)	重量(kg)	
3	18.0	40368
2	12.0	40369

品　名	フラットコーナーパネル

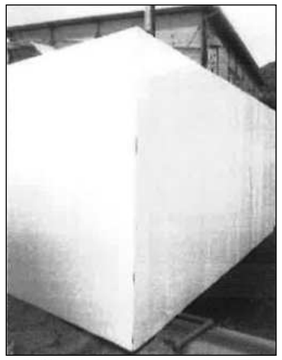

フラットパネルをより自由にご使用いただけるようにフラット専用自在コーナーを用意いたしました。このコーナー部材は現場に合わせて仮囲いの角度を自由に調節できます。

長さL(m)	重量(kg)	
3	18.0	40357
2	12.0	40358

出隅部使用角度:70°～180°

入隅部使用角度:60°～180°

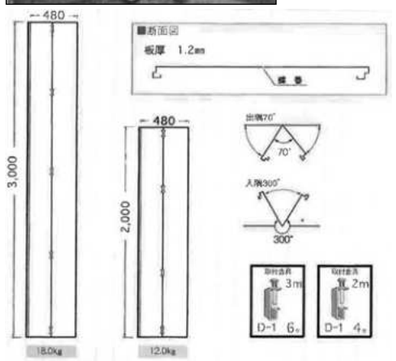

品　名	フラットスライドパネル

長さL(m)	重量(kg)
3	18.0
2	12.0

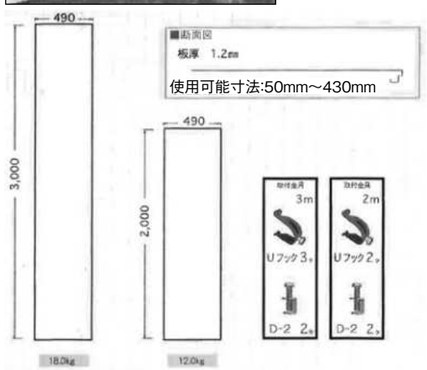

※ガルバリウムタイプもご用意できます。

品　名 **フラットクリアパネル**

クリアパネルは工事現場周辺の安全に役立ちます。

■透明タイプ・半透明タイプ

長さL(m)	重量(kg)
3	5.4
2	3.6

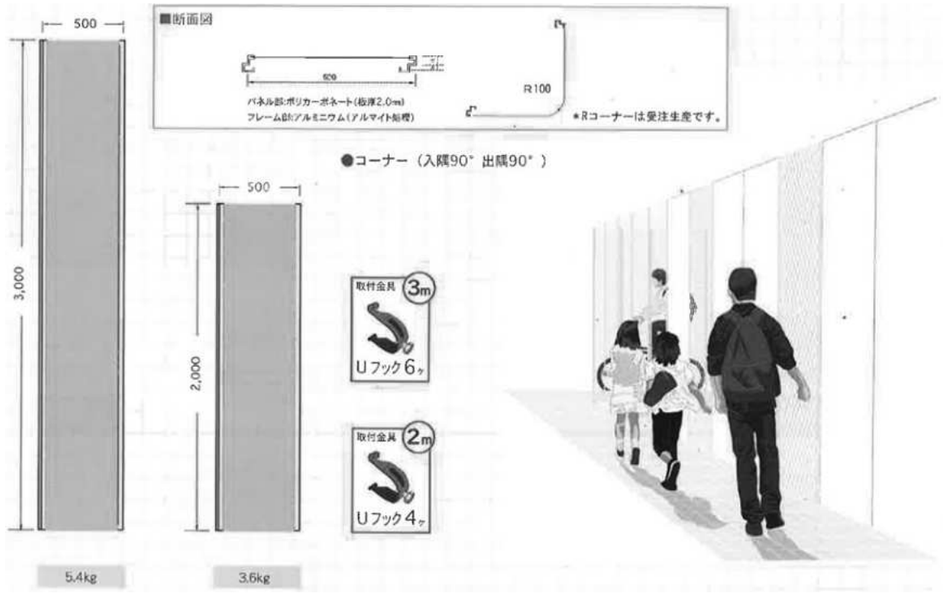

品　名 **フラットパンチングパネル**

パンチングパネルは風圧の緩和に役立ちます。

■台風時　■山間部　■沿岸沿い　■線路沿い

長さL(m)	重量(kg)
3	9.9
2	6.6

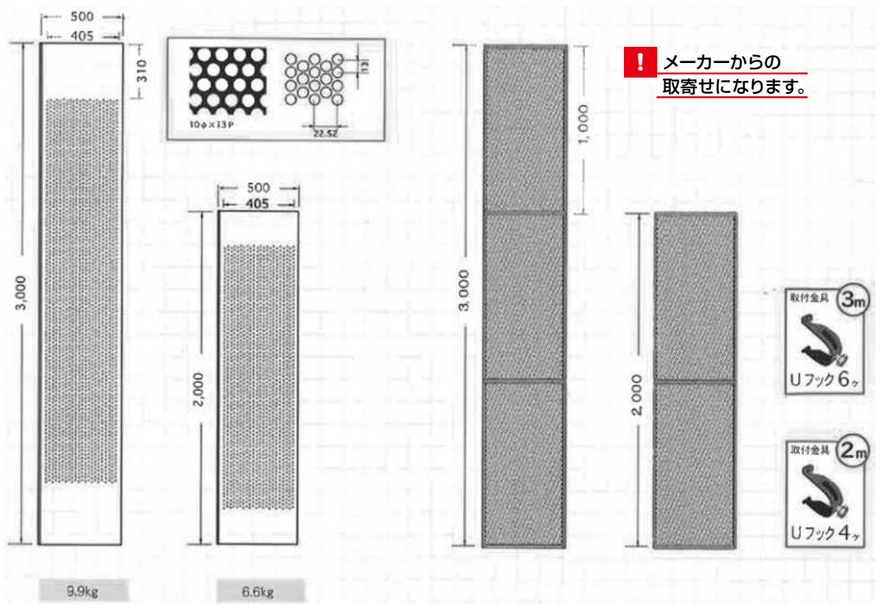

! メーカーからの取寄せになります。

品　名 **ワイドドアパネル**

! メーカーからの取寄せになります。

● ドアパネル上部

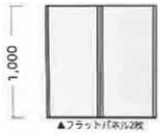

● ドアパネル下部

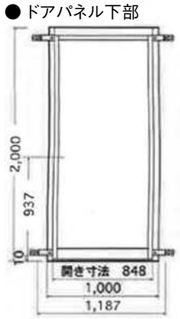

● ドアパネルとフラットパネルの取付図

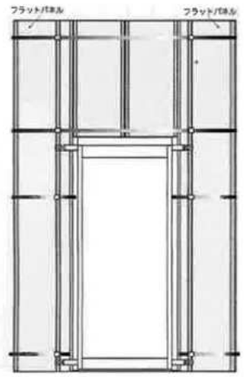

■ ケースハンドル
■ シリンダー錠付
■ 内開き

長さL(m)	重量(kg)
3	49.0
2	37.0

■ 断面図

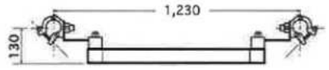

下記のタイプも受注生産にて承ります

・オートロック
・テンキータイプ
・内開き、外開き
・窓付き
・両シリンダー
・ドアストッパー

品　名 **ミニドアパネル**

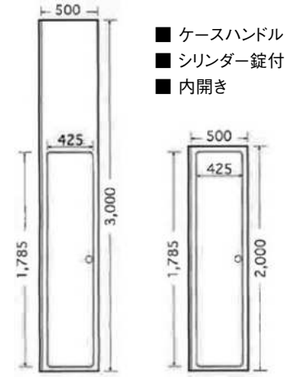

■ ケースハンドル
■ シリンダー錠付
■ 内開き

長さL(m)	重量(kg)
3	23.5
2	17.5

品　名 **Uフック**

41941

軽く締め付けるだけでフラットパネルを設置できます。また任意の位置に取付け可能なので布パイプの高さも自由に設定できます。他の種類のフックとの共用はできません。締め過ぎに注意して下さい。

Uフック設置投影図

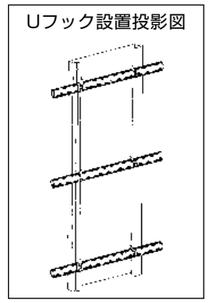

品　名 **ドアパネル**

! メーカーからの取寄せになります。

● ドアパネル上部

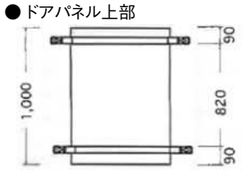

● ドアパネル下部

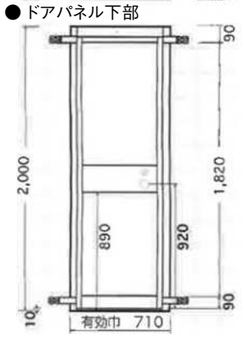

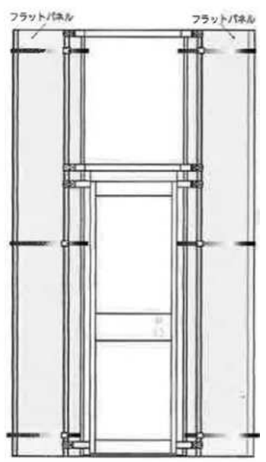

■ ケースハンドル
■ シリンダー錠付
■ 内開き

長さL(m)	重量(kg)
3	55.0
2	38.0

■ 断面図

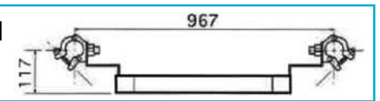

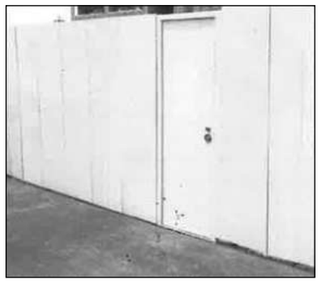

品　名	万能鋼板

品　名	パンチングパネル

品　名	長さ(mm)	巾(mm)	厚さ(mm)	重量(kg)	
万能鋼板	3000	540	1.2	17.9	40361
万能鋼板	2000	540	1.2	12.0	40362
パンチングパネル	3000	540	1.2	14.1	40363
パンチングパネル	2000	540	1.2	9.6	40364

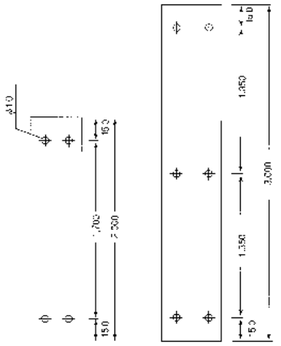

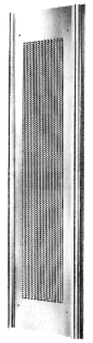

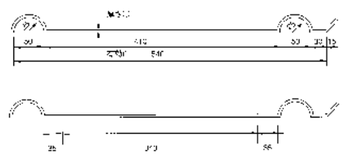

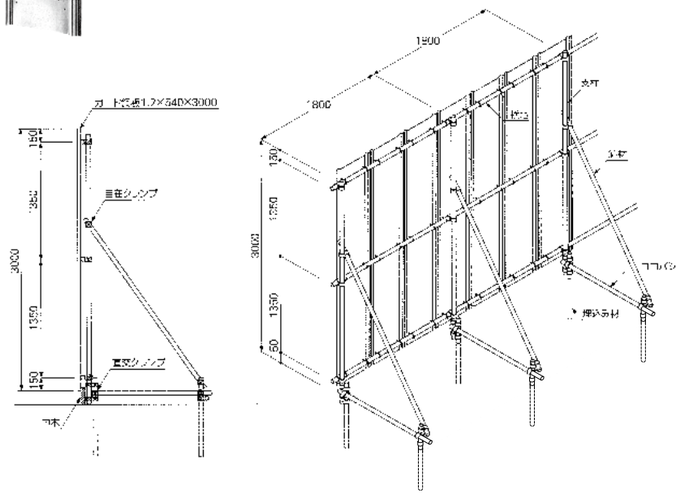

品　名	フックボルト
梱 包 数	100

40367

! 販売のみの扱いとなります。

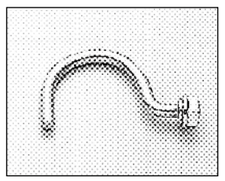

フックボルトI−2 φ8mm

品　名	万能鋼板用ドア

! メーカーからの取寄せになります。

開閉が簡単で通りやすく設計された、スマートな現場の通用口です。
施錠はミワロックで設計してありますので防犯対策も万全。また、錆止め塗装を施すなど耐久性や安全性にも優れていますし、現場の美観にも役立ちます。

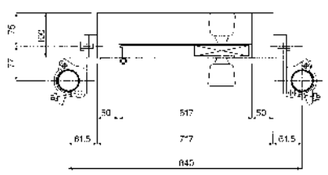

規　格	重量(kg)	
H3000	79	40365
H2000	60	40366

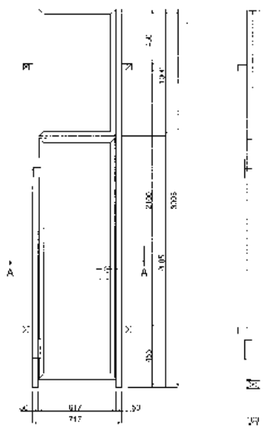

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名	ガードフェンス全鉄板
重量(kg)	16.0
梱 包 数	25

40875

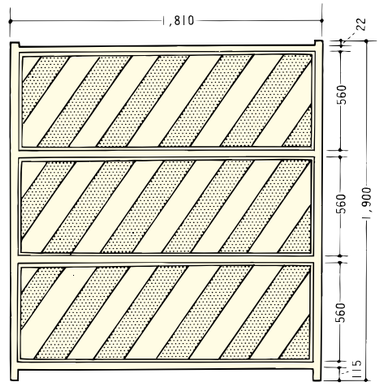

品　名	ガードフェンス全鉄板ドア付
重量(kg)	23.0

40876

品　名	ガードフェンス1.8
重量(kg)	17.0
梱 包 数	25

40871

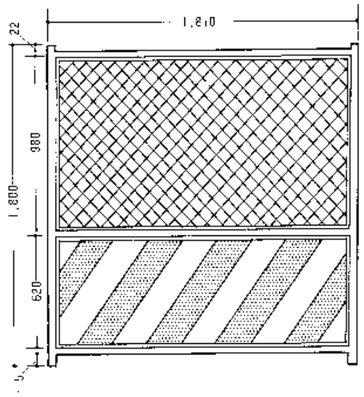

品　名	ガードフェンス1.8ドア付
重量(kg)	20.0

40873

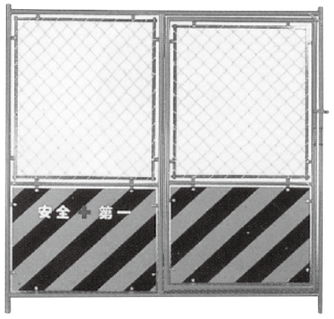

品　名	ガードフェンス1.2
重量(kg)	12.5
梱 包 数	25

40872

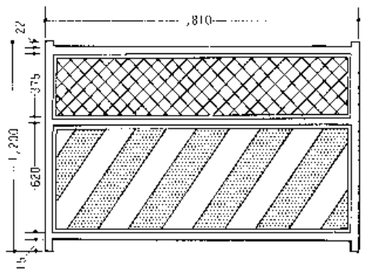

品　名	ガードフェンス台
重量(kg)	10

40880

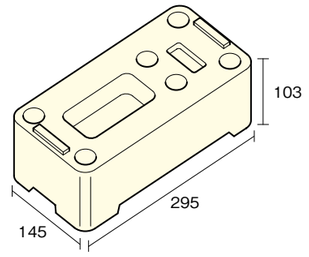

品　名	ゴムマット
規　格	PA1010
寸法(mm)	1,000×2,000×10
重量(kg)	24.0

40720

圧縮許容応力：15kg/㎠

品　名	敷鉄板

寸　法(mm)	重量(kg)	
1,524×6,096×22	1,600	40700
1,524×3,048×22	800	40701

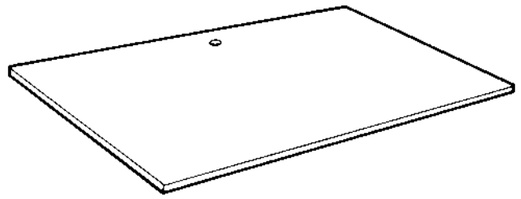

品　名	縞鉄板

寸　法(mm)	重量(kg)	
900×1,800×9	110	40717

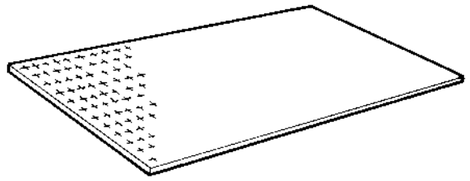

品　名	段差スロープA（敷き鉄板用）

寸　法(mm)	色
155×1500	黄

品　名	段差スロープ（コーナー用）

寸　法(mm)	色
155w　L型	黄

コーナー用

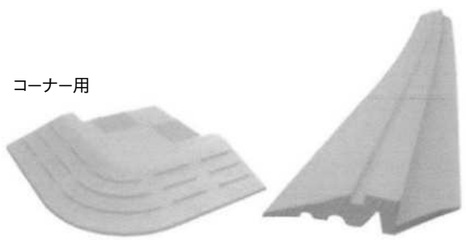

敷き鉄板用

品　名	プラシキ

寸　法(mm)	重量(kg)
1,220×2,440×13	39

材質:100%ポリエチレン

※滑り止め山付き

! メーカーからの取寄せになります。

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア
万能鋼板
ガードフェンス
敷鋼板
ゴムマット
バリケード
レボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名	ガードフェンスサポート
重量(kg)	1.8
梱 包 数	10

40883

品　名	ガードフェンスH網取付金具
重量(kg)	1.0
梱 包 数	15

40881

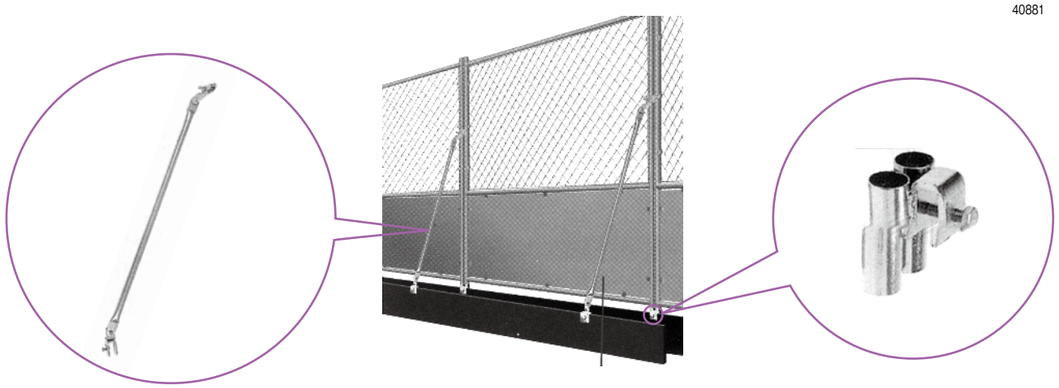

品　名	レボコーン
重量(kg)	3.2
梱 包 数	10

40731

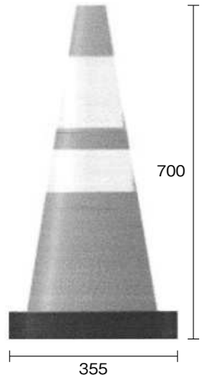

品　名	コーンバー
重量(kg)	1.0
梱 包 数	10

40732

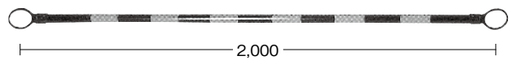

品　名	木製バリケード
重量(kg)	16

30095

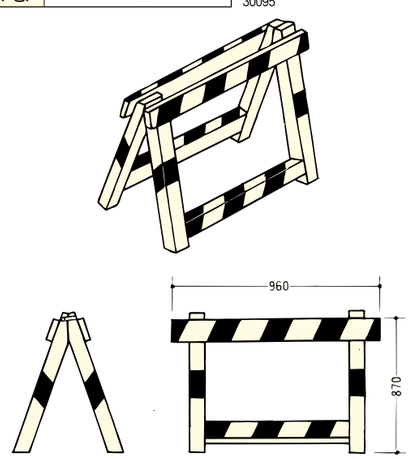

品　名	単管バリケード
重量(kg)	4.5
梱 包 数	10

47300

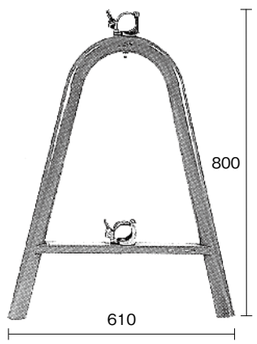

48.6φクランプ付

品　名	ウエイト
重量(kg)	8.0

47310

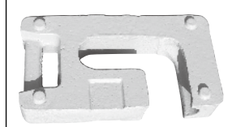

品　名 **開型パネルゲート(CKN)**

! メーカーからの取寄せになります。

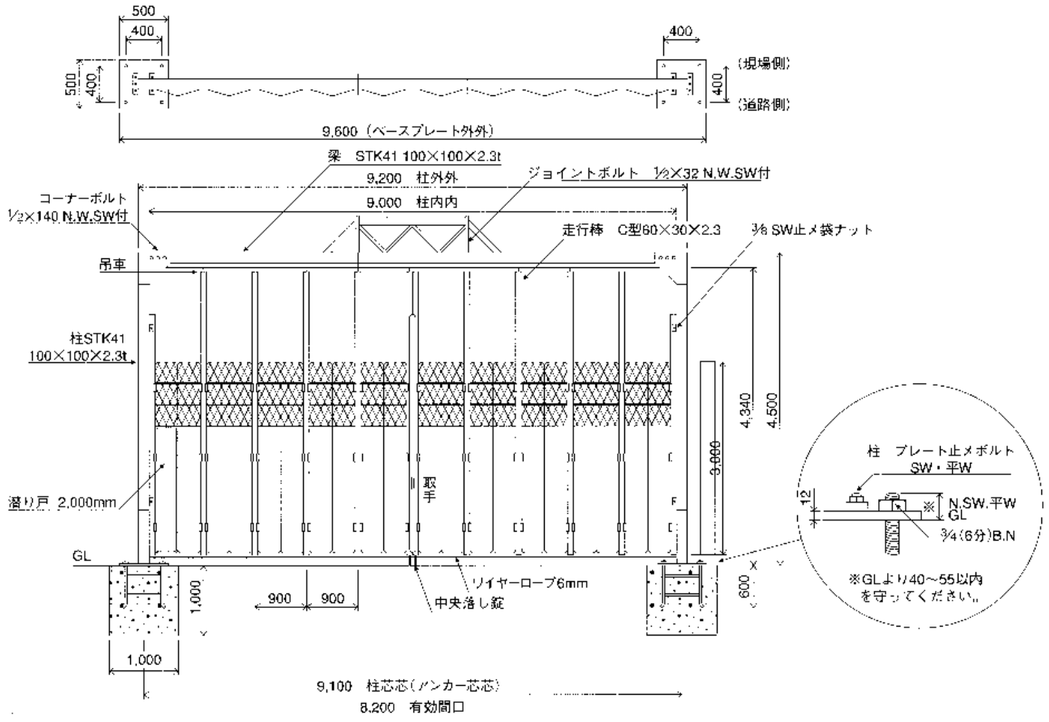

パネルゲート部材表

部　材　名		規格・使用数量								
		CK−36	CK−45	CK−54	CK−63	CK−72	CK−81	CK−90	CK−99	CK−108
支柱(左・右兼用)		2	2	2	2	2	2	2	2	2
梁　部材										
36型	40531	1								
45型	40532		1							
54型	40533			1						
63型	40534				1					
72型(中央ジョイント)	40535					2	2	2	2	2
81型(72+09)	40536						1			
90型(72+18)	40537							1		
99型(72+27)	40538								1	
108型(72+36)	40539									1
走行棒　部材										
中央右(落し棒付)		1	1	1	1	1	1	1	1	1
中央左(落し棒付)		1	1	1	1	1	1	1	1	1
中間		2	3	4	5	6	7	8	9	10
側(左右兼用)		2	2	2	2	2	2	2	2	2
CKパネル　中間		3	4	5	6	7	8	9	10	11
CKパネル　潜り戸付		1	1	1	1	1	1	1	1	1
パネル止めピン		24	30	36	42	48	54	60	66	72
ベースプレート		2	2	2	2	2	2	2	2	2
アンカーボルト(3/4X600)		4	4	4	4	4	4	4	4	4
吊車(3号　単車)		4	5	6	7	8	9	10	11	12
ワイヤー(6 m /m)		5.6	6.5	7.4	8.3	9.2	10.1	11	11.9	12.8
ターンバックル		1	1	1	1	1	1	1	1	1
ワイヤークリップ		4	4	4	4	4	4	4	4	4
柱・プレート止めボルト		12	12	12	12	12	12	12	12	12
柱・梁止めボルト		6	6	6	6	6	6	6	6	6
梁継ぎボルト						10	20	20	20	20
袋ナットセット　3/8		4	4	4	4	4	4	4	4	4

品　名 **簡易パネルゲート(KCN)**

! メーカーからの取寄せになります。

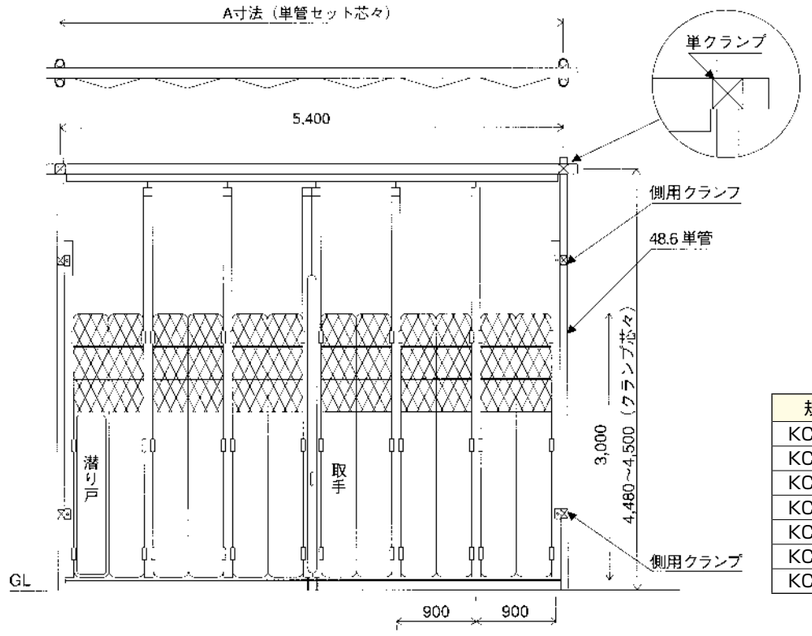

規　格	A寸法(mm)	
KCN−36	3,600	40541
KCN−45	4,500	40542
KCN−54	5,400	40543
KCN−63	6,300	40544
KCN−72	7,200	40545
KCN−81	8,100	40546
KCN−90	9,000	40547

品　名 **ミニドア**

規　格	重量(kg)	
6.0m	94.0	40502
4.5m	80.0	40501

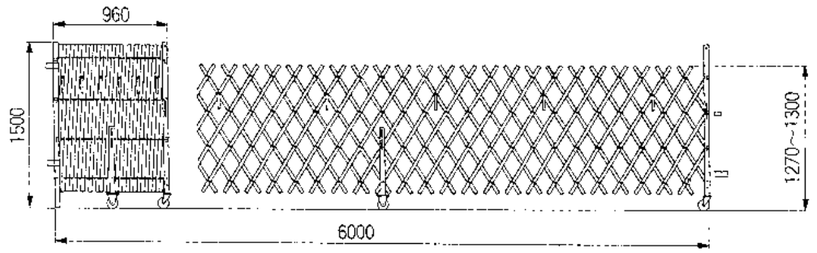

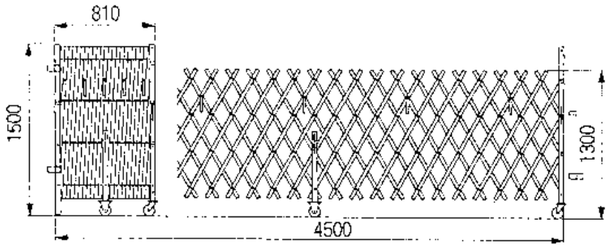

振止金具　40504

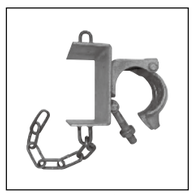

ロック金具　40503

品　名　ライトゲートクロス

! メーカーからの取寄せになります。

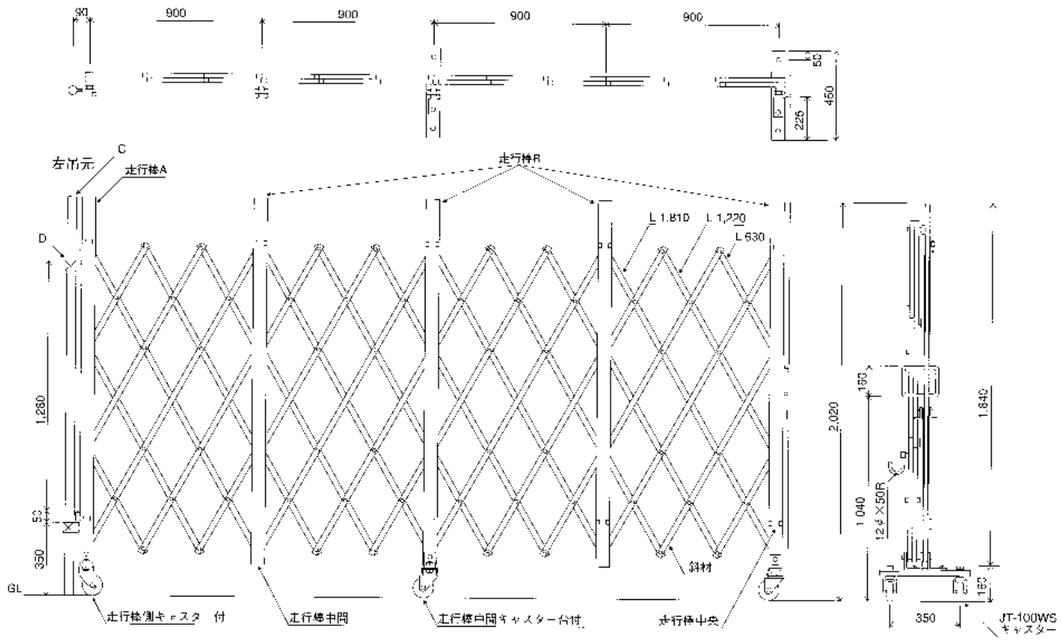

品　名　ライトゲートパネル

! メーカーからの取寄せになります。

LGP36-40524

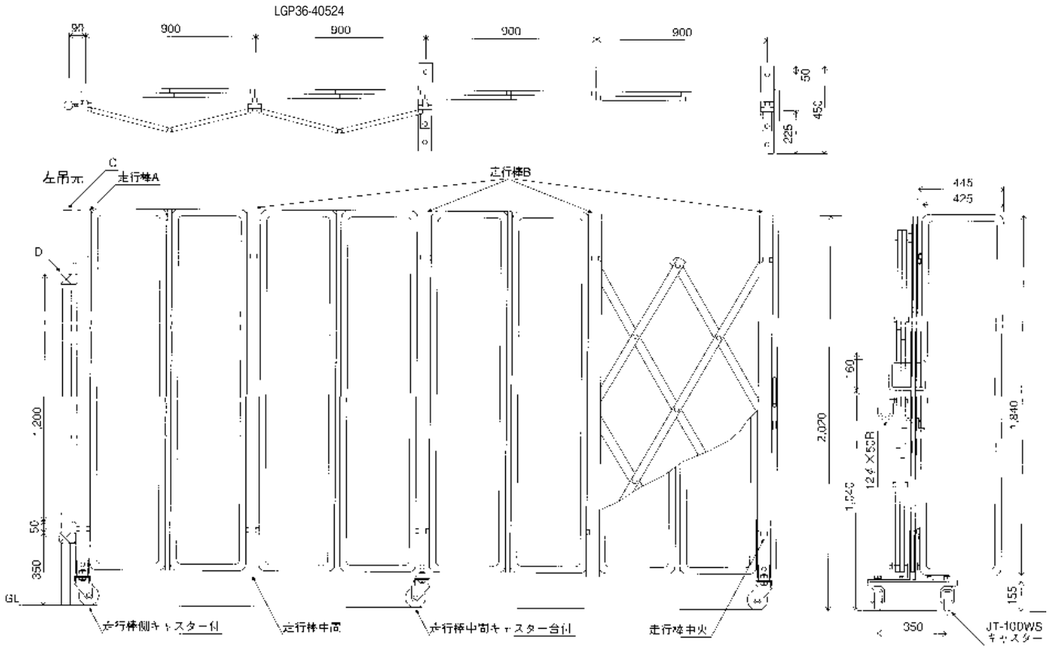

品　名　パネルメッシュキャスターゲート(LGPM)

! メーカーからの取寄せになります。

LGPM36-40551

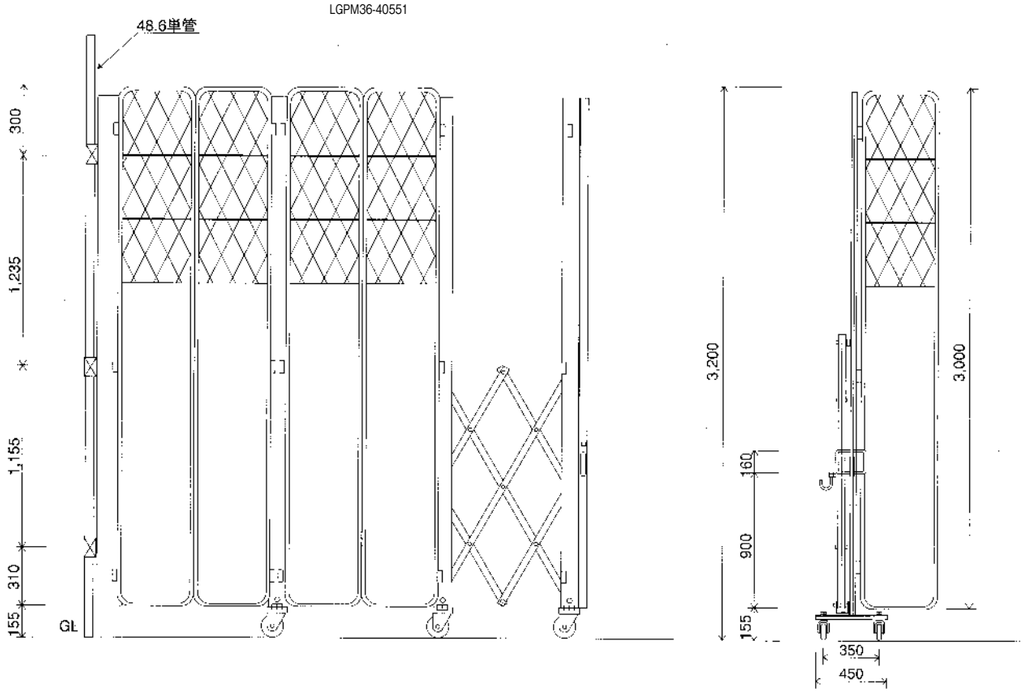

キャスターゲートサイズ表

※規格の表示は、クロスキャスターゲートの型式です。

規　格	W寸法(m/m)	H寸法(m/m) ()はLGPM	スパン数 (パネル)		
LGC−36	3,600	2,020 (3,200)	4		40518
LGC−45	4,500	2,020 (3,200)	5		40519
LGC−54	5,400	2,020 (3,200)	6		40517
LGC−63	6,300	2,020 (3,200)	7		40515
LGC−72	7,200	2,020 (3,200)	8		40514
LGC−81	8,100	2,020 (3,200)	9		40516
LGC−90	9,000	2,020 (3,200)	10		40506
LGC−99	9,900	2,020 (3,200)	11		40507
LGC−108	10,800	2,020 (3,200)	12		40508
LGC−117	11,700	2,020 (3,200)	13		40509
LGC−126	12,600	2,020 (3,200)	14		40510

品　名	H200型

! メーカーからの取寄せになります。

長さL(m)	重量(kg)
6.0	330
4.5	250
3.0	165

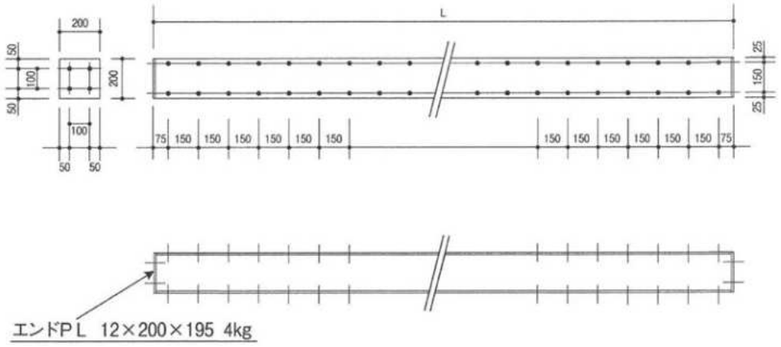

品　名	H250型・主材

! メーカーからの取寄せになります。

長さL(m)	重量(kg)
6.0	450
4.5	340
3.0	230
2.1	165
1.5	125
1.05	95

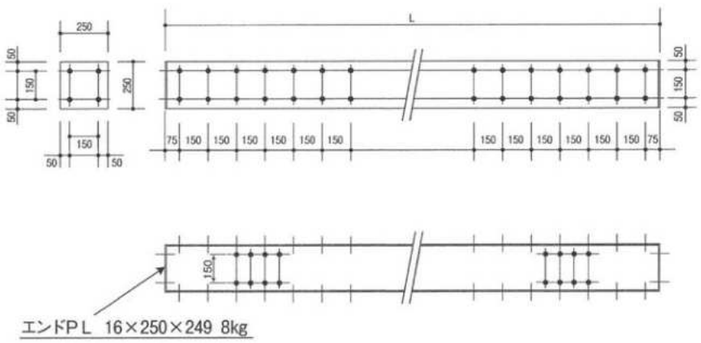

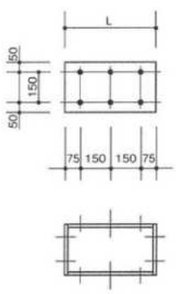

品　名	H250型・部材

長さL(m)	重量(kg)
0.9	80
0.45	45
0.3	35
0.2	30
0.15	25
0.1	20

品　名	H300型・主材

! メーカーからの取寄せになります。

長さL(m)	重量(kg)
6.0	600
4.5	450
3.0	300
2.1	210
1.5	150
1.05	105

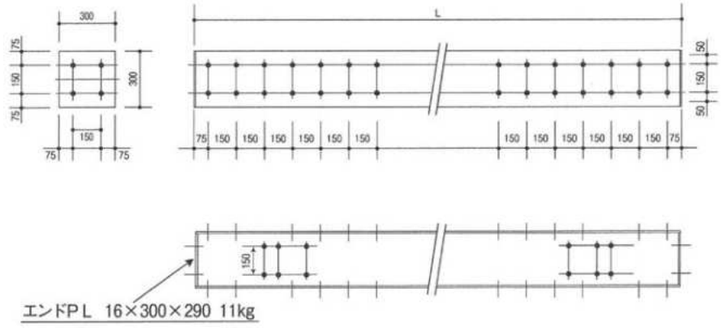

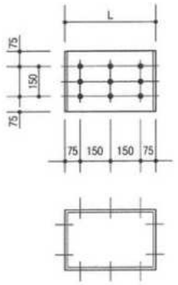

品　名	H300型・部材

長さL(m)	重量(kg)
0.9	90
0.45	65
0.3	50
0.2	45
0.15	40
0.1	35

品　名	H350型・主材

! メーカーからの取寄せになります。

長さL(m)	重量(kg)
6.0	900
4.5	675
3.0	450
2.1	315
1.5	225
1.05	170

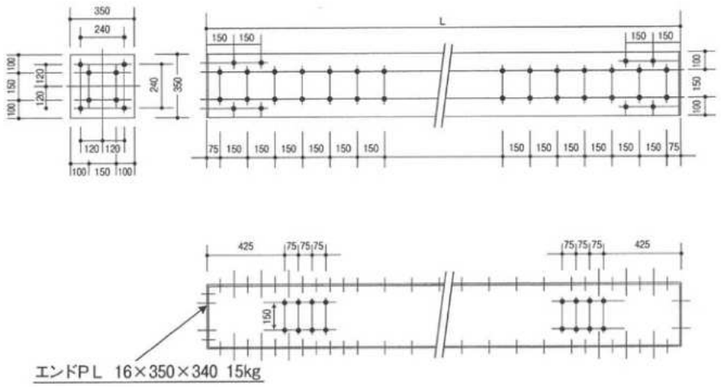

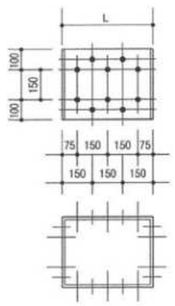

品　名	H350型・部材

長さL(m)	重量(kg)
0.9	135
0.45	90
0.3	70
0.2	60
0.15	50
0.1	40

品　名	H400型・主材

! メーカーからの取寄せになります。

長さL(m)	重量(kg)
6.0	1200
4.5	900
3.0	600
2.1	420
1.5	300
1.05	210

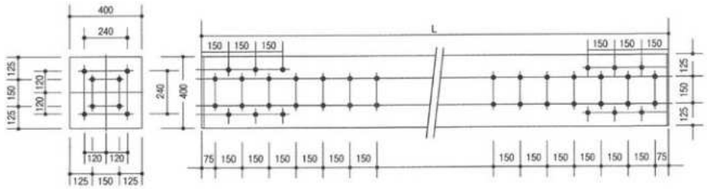

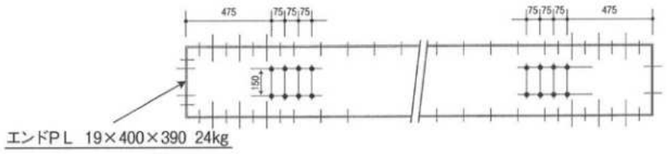

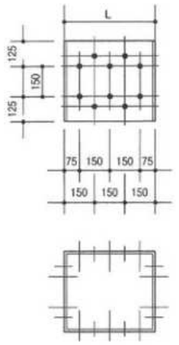

品　名	H400型・部材

長さL(m)	重量(kg)
0.9	180
0.45	120
0.3	95
0.2	80
0.15	65
0.1	60

品　名	カバープレート

! メーカーからの取寄せになります。

型　式	重量(kg)
H250	13.0
H300	25.0
H350	30.0
H400	60.0

H250型

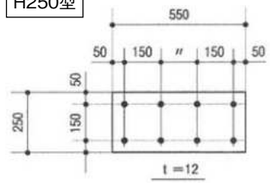

H300型

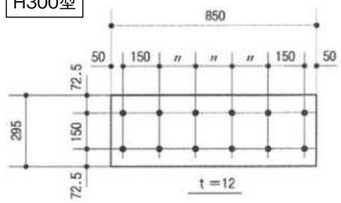

H350型

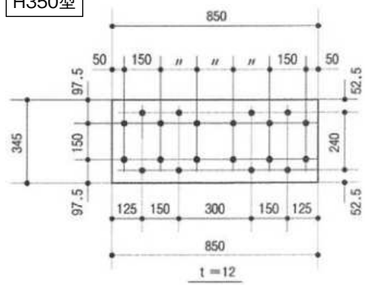

H400型

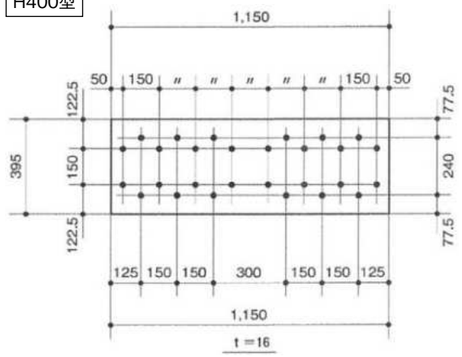

品　名	キリンジャッキ

! メーカーからの取寄せになります。

耐 力(t)	100
ストローク	140
重 量(kg)	70.0

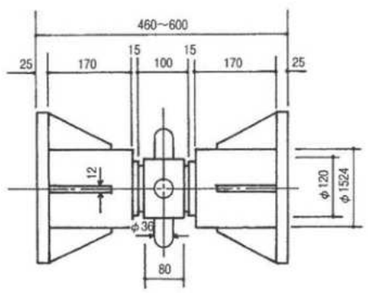

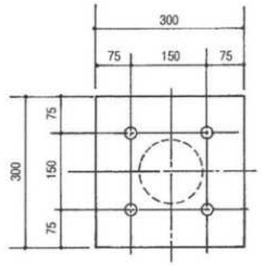

品　名	六角ボルト・ナット

! メーカーからの取寄せになります。

BN-65	
長さ	79
ℓ_1	65
重量(kg)	0.45

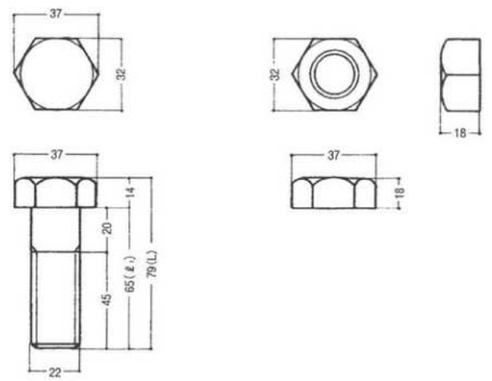

品　名 **OKマット**　48250

寸　法(mm)	網目寸法(mm)	線　径(mm)	重　量(kg)
450×2000	55	φ9、φ5	6.0

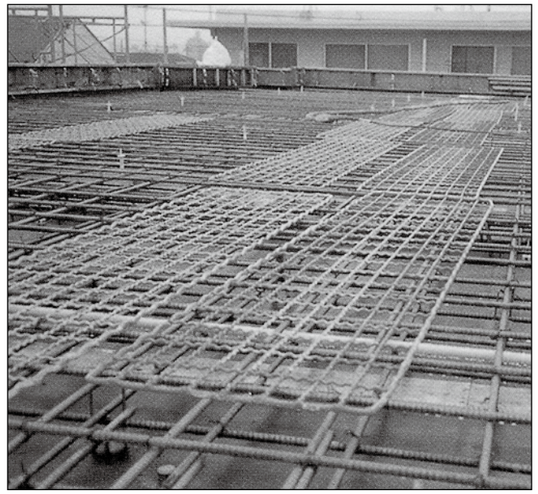

特 長

1. クリンプ加工により「すべりにくい」ため、スラブ鉄筋上の作業の安全が図れます。
2. OKマットを使用することにより、スラブ鉄筋の結束線の切断を防止し、作業員の荷重を分散するので鉄筋の乱れや曲がりを防止できます。
3. 従来品(木製足場板等)と比較して軽く(6kg)、バネ鋼を使用している為、破損・消耗が少なく転用効率を大幅に改善できます。更に、軽量のため、敷設・片付け・移動、保管等の作業効率を大幅に向上させます。
4. 溶融亜鉛メッキ仕様です。

品　名 **メッシュパレット**　40175

重量(kg)
46.0

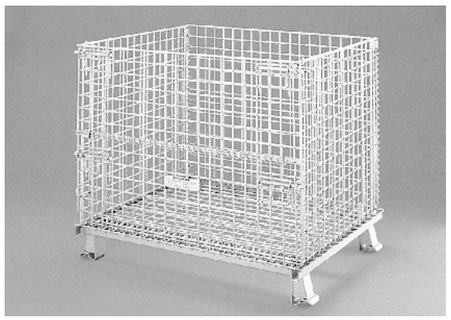

※大きいサイズのパレットもあります

品　名 **消火器**　10080

品　名 **旗竿キャップ・クリート**

※販売のみの扱いとなります。

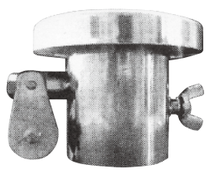

40480

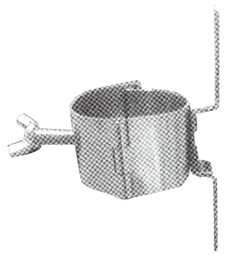

40481

品　名 **水中ポンプ**　20064

品　名 **オートポンプ**　20074

品　名 **サニーホース**

! 販売のみの扱いとなります。

水中ポンプ

オートポンプ

■外形寸法図

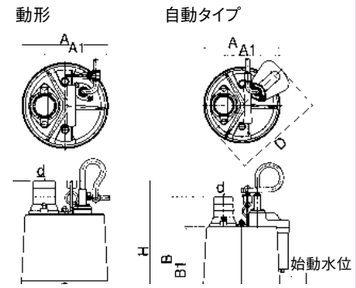

吐出し口径(mm)	型　式	出力(Kw)	相・電圧(V)	全揚程(m)	吐出し量(m^3/min)	始動方式	重　量(kg)	異物通過径mm	ケーブル 材質	ケーブル 心数×断面積(mm^2)	ケーブル 仕上外径(mm)	ケーブル 長さ(m)	ポンプ部寸法(mm) A	A1	B	B1	D	H	運転水位(mm) W1
50	LB3-480	0.48	単100	8	0.12	コンデンサ運転	9.5	6	VCT	3×1.25	10.1	5	186	137	303	229	186	304	50
50	LB3-480A	0.48	単100	8	0.12	コンデンサ運転	10.0	6	VCT	3×1.25	10.1	5	186	137	302	229	222	304	120

品　名 **キュースターポンプ**　20080

品　名 **キュースターホース**

長　さ	10m	5m
	20086	20887

品　名 **ホースジョイント**

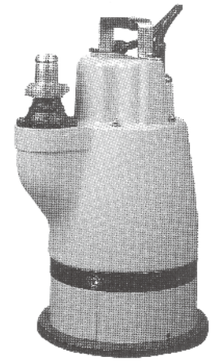

単位:mm
L.W.I.(運転可能最低水位)

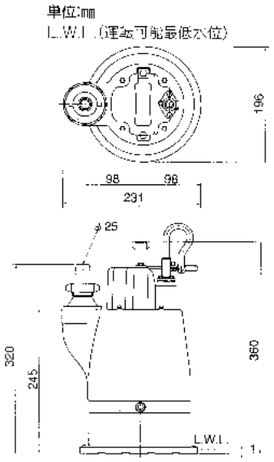

吐出し口径(mm)	型式	出力(Kw)	相・電圧(単相)(V)	最高排水揚程(m)	始動方式	重　量(kg)	ケーブル 材質	ケーブル 心数×断面積(mm^2)	ケーブル 仕上外径(mm)	ケーブル 長さ(m)
25	LSC-4	0.4	100	12.5	コンデンサ	14	VCT	3×1.25	10.1	5

品　名 **発電機(2KVA)**　20286

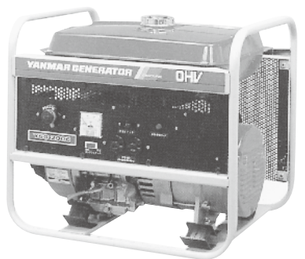

品　名 **送風機・送風機ダクト**

20125

20126

品　名 **チューブライト コントローラー付**　40854

長さ:5m

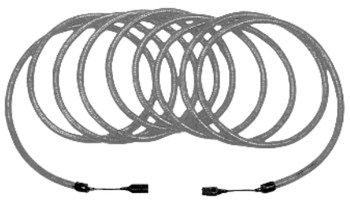

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

! メーカーからの取寄せになります。

単体タイプ

1坪～5坪まで、必要な大きさに応じて、5種類のタイプから選べる単体完成品。
トラックから降ろせば1時間以内に設置完了。即お使いいただけるレンタルハウスです。

品　名	H1型
面　積	3.42m²(1.0坪)
サイズ	W1,850×D1,850

付属設備　換気口

標準

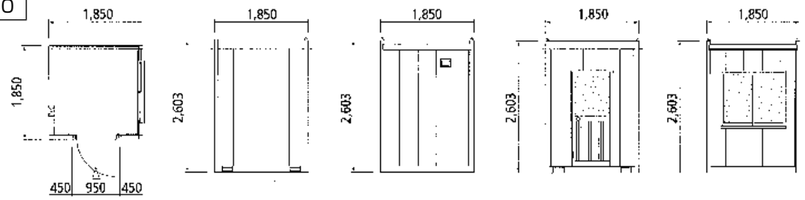

品　名	H2型
面　積	6.75m²(2.0坪)
サイズ	W3,650×D1,850

付属設備　蛍光灯・コンセント・ブレーカー・換気扇・スイッチ

標準

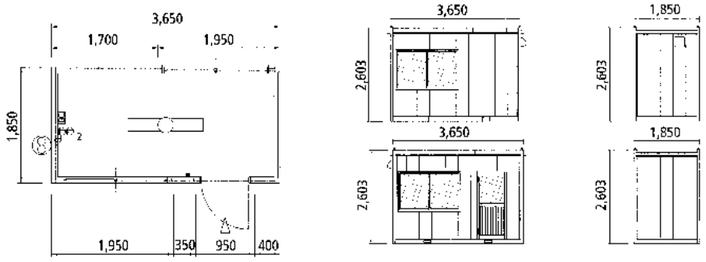

品　名	H3型
面　積	10.47m²(3.2坪)
サイズ	W4,550×D2,300

付属設備　蛍光灯・コンセント・ブレーカー・換気扇・スイッチ

標準

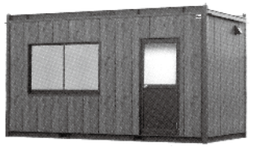

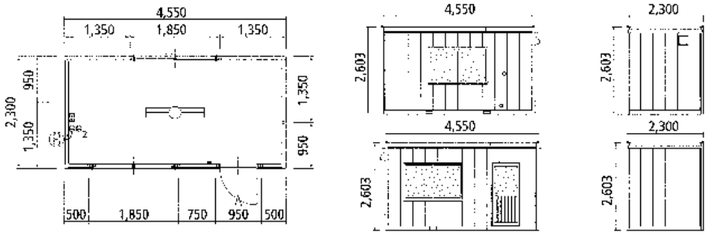

品　名	H4型
面　積	12.54m²(3.8坪)
サイズ	W5,450×D2,300

付属設備　蛍光灯・コンセント・ブレーカー・換気扇・スイッチ

標準

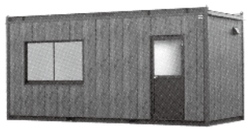

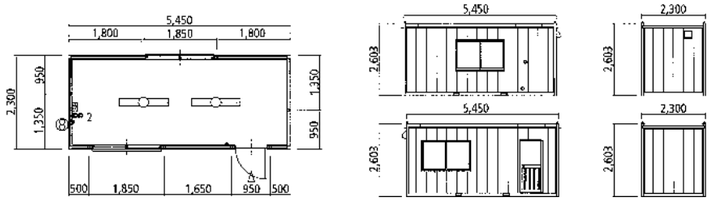

品　名	H4型
サイズ	W5,450×D2,300

付属設備　蛍光灯・コンセント・ブレーカー・換気扇・スイッチ

2階建

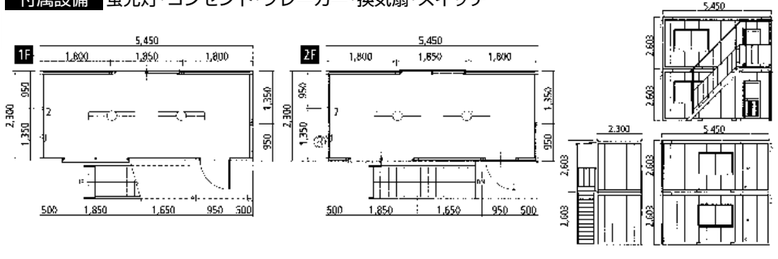

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

! メーカーからの取寄せになります。

連棟タイプ

「移・殖・重」が簡単なユニット型のレンタルハウス。2連結を3連結にしたり、2階建にしたりと要望に柔軟に対応できるのが特徴です。中～大規模な設置にもお勧めできます。

品　名	H56型
面　積	78.29m²(23.7坪)
サイズ	W6,990×D5,600

付属設備　蛍光灯・コンセント・ブレーカー・換気扇・換気口・スイッチ

3連棟2階建外階段

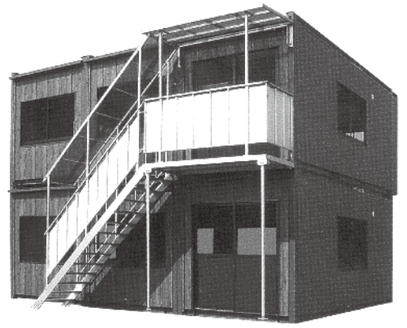

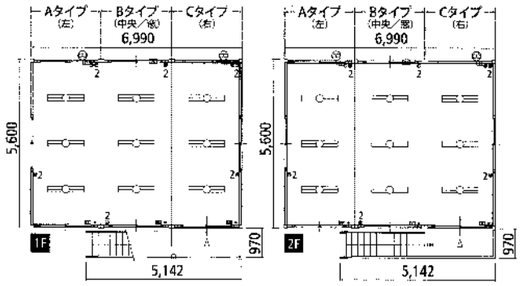

■内装・外装施工例

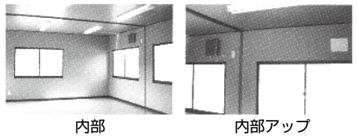
内部

内部アップ

内階段1F

キッチン内部

キッチン外部

間取り変更が可能な連棟タイプH56型なら、設置条件に合わせて2種類の正面パネルと4種類のユニットから組み替えを行うこともできます。　注)奥行き5,600方向は間取り変更出来ません。

■取付可能ユニット

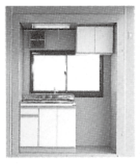
キッチン

窓

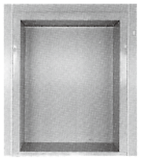
フラット

風除室

■脱着可能パネル

窓パネル

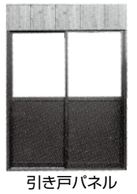
引き戸パネル

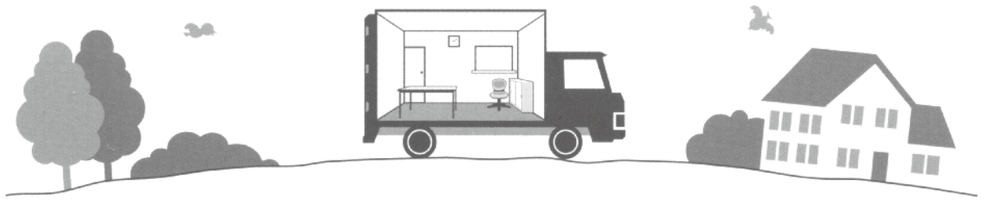

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・パタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

メーカーからの取寄せになります。

エアコン付ハウス

夏冬兼用のエアコンをセットにしたタイプもご用意。
現地で窓用エアコンを取り付けることも可能です。

H3 ～ H4 型に対応
■取付例

オプション
窓用取付エアコン

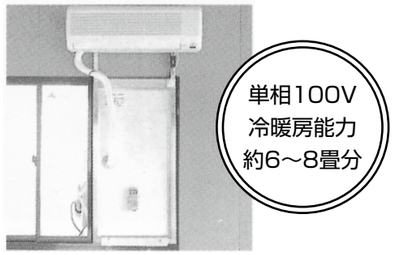

物置ハウス

大きい物でもたっぷり収納できる広々設計のシャッター付物置。
内外壁構造と高級シャッターを使用しています。

品　名	H1
面　積	3.42m²(1.0坪)
サイズ	W1,850×D1,850

付属設備　換気口・シャッター

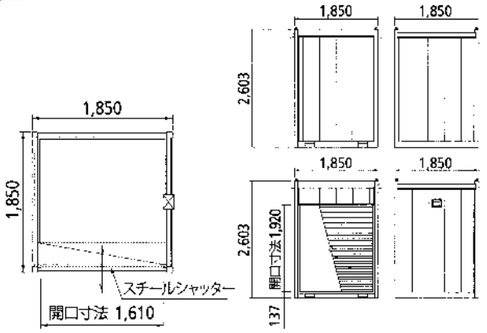

品　名	H2
面　積	6.75m²(2.0坪)
サイズ	W3,650×D1,850

付属設備　換気口・シャッター

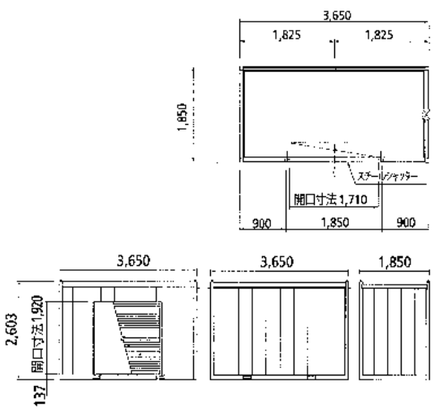

メーカーからの取寄せになります。

品　名	簡易水洗トイレユニット
外寸(mm)	H2,470×L1,550×W840

大小兼用(和式)

大小兼用(洋式)

小便専用 ※非水洗タイプ

手洗い器をセットして手洗いユニットとして使用することも可能です。

品　名	風呂シャワーユニット(専用脱衣場付タイプ)
外寸(mm)	H2,080×L1,574×W1,483

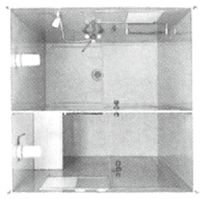

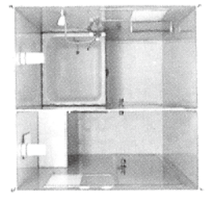

※給湯器・器具は別途になります。
※別途給排水、電気、ガス工事が必要となります。

※トイレ・風呂シャワーユニットには、他にも各種タイプがありますのでご相談下さい。

品　名　**オートレベル**　20015

※リース品には、ここに掲載の形式以外も含まれます。

AT−G3		
望遠鏡	全長	230mm
	対物有効径	40mm
	倍率	30×
	象	正
	視界	1°30'
	分解力	3"
	最短合焦距離	0.5m
	スタジア乗数	100
	スタジア加数	0
水平目盛盤	直径	117mm
	目盛	10
円形気泡管感度		10'/2mm
自動補正範囲		±15'
1km往復標準偏差（オプチカルマイクロ使用）		±1.5mm（±1mm）
耐水性及び耐じん性		JIS C 0920 保護等級IPX7（防侵形）
質量	本機	1.8kg
	ケース	2.0kg
国土地理院登録		3級水準儀

■ 素早く制動する自動補正機構

独自の自動補正機構の振り子は、特殊素材4本で懸垂され、水平位の安定性・耐寒性・耐熱性・耐衝撃に優れ、特に周辺の磁気の影響を受けません。

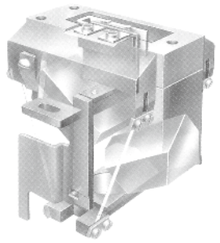

■ 望遠鏡は完全防侵形

対物部に窒素を封入し、完全密封した耐水構造の望遠鏡は、たとえ雨の中でも曇りません。

■ 気泡の確認が容易

円形気泡管の上部にミラーを配置してあり、望遠鏡を視準する姿勢で気泡の調整、整準ができます。

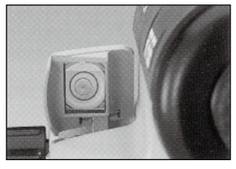

■ 方向微動は全周微動回転

クランプせずに微動が行えるクランプレス式で、全周微動回転が行えます。また、操作しやすいよう回転ノブは左右どちら側にもついています。

■ スタジア測量

望遠鏡に刻まれたスタジア線を用い、機械中心から標尺までの距離Lを測ることができます。

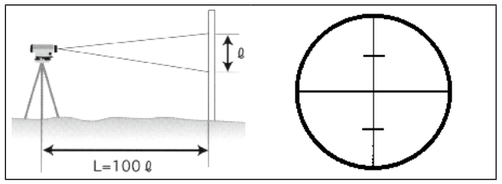

1. 測点上に標尺を立てます。
2. 望遠鏡のスタジア線間に挟んでいる標尺上の長さ ℓ を読取ります。
3. 機械中心から目標（標尺）までの距離Lは標尺の読取り長さ ℓ に100倍すると得られます。

■ 水平角度観測

360°まで1°間隔で目盛の読取りが可能です。

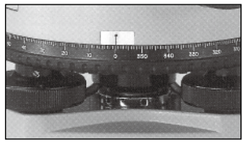

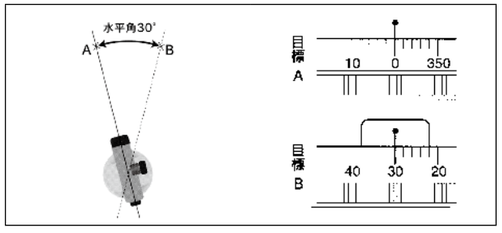

品　名　**回転レーザーレベル**　20016

※リース品には、ここに掲載の形式以外も含まれます。

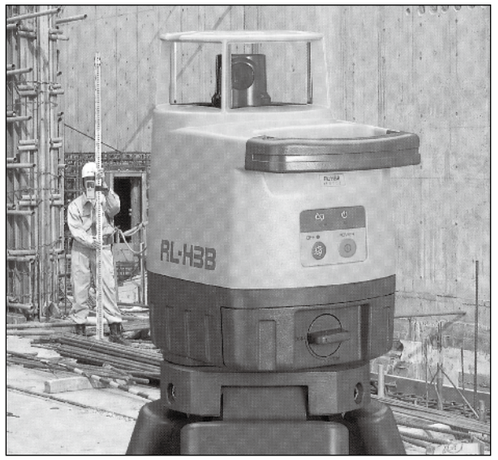

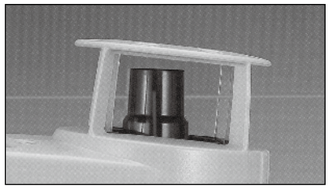

■ 自動整準機能搭載

本体を三脚または平らな面に設置し電源をON、素早く自動整準を行い、本機が傾いた（±3°以内）状態でも水平レーザーを射出します。

■ 広い作業範囲

360°全方向回転、最大直径400mの範囲での作業が可能です。

■ 信頼の防水設計

作業時における突然の雨の心配も必要がありません。
JIS保護等級IP56（防じん形・耐水形）に準拠
※雨や水に濡れた場合、乾いた布等で拭き取り、完全に乾いた状態で保管して下さい。

■ 水平精度アップ±2.4mm/50m（±10"）

従来のRL−HBと比べて更に高精度になり、
±2.4mm/50m（±10"）を実現しました。

品　名　**受光器LS-70B**　20017

■ 液晶表示とブザー音で基準位置をお知らせ

受光機が液晶表示と音で基準位置をお知らせします。
5mm単位の表示により正確な検出が可能です。

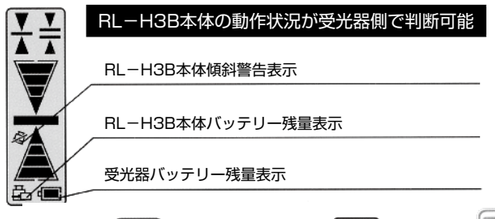

■ 標準構成品

●本体●LS−70B●ホルダー6型●ケース
●乾電池ホルダーDB−57●単一乾電池×4

■ RL−H3B主な仕様

測定範囲	直径2〜400m
水平精度	±2.4mm/50m（±10"）
自動整準範囲	±3°
光　源	半導体レーザー（690nm）
対物出力	0.9mW
レーザークラス	Class1
ビーム回転数	600rpm
電源残量表示	3段階表示
本体傾斜警告	有
耐水性及び耐じん性	JIS C 0920　保護等級IP56（防じん形・耐水形）に準拠
使用温度範囲	−20℃〜+50℃
寸　法	220(L)×144(W)×241(H)mm
質　量	2.6kg(乾電池を含む)
内部電源	乾電池(単1×4)
使用時間(アルカリ)	120時間

■ 受光器LS−70B主な仕様

分　解	ファイン	±1mm
	コース	±2mm
表示方法		9段階+ハズレ表示　LCD表裏各1個
感帯幅		50mm以上
耐水性及び耐じん性		JIS C 0920　保護等級IP56（防じん形・耐水形）に準拠
バックライト		無
オートカットオフ		30分
ブザー音		強/弱/OFF
電　源		DC9V(S−006P)
使用時間(アルカリ)		約80時間(+20℃)
電源寿命警告		LCD表示
水平出し気泡管		無
RL−H3Bとの警告通信		RL−H3B電池残量不足警告
RL−H3B本体傾斜警告表示		有
リモートディスプレイ用端子		無
質　量		250g
寸　法		165(L)×78(W)26(H)

品　名 **セオドライト** 20011

※リース品には、ここに掲載の形式以外も含まれます。

DT−214		
望遠鏡部	全長	152mm
	有効径	40mm
	倍率	26×
	像	正立
	視界	1°30'
	分解力	3"
	最短合焦距離	1m
	スタジア定数	100
	スタジア加数	0
測角部	測角方式	アブソリュート
	検出方式	水平角:片側
		鉛直角:片側
	表示単位	20"固定
	測角精度(JIS B 7909に準拠)	9"
	目盛直径	71mm
表示部	位置	片側
照明	表示器	有り
	レチクル	無し
鉛直角自動補正装置	形式	無し
	補正範囲	−−−−
求心望遠鏡	倍率	3×
	視界	3°
	合焦	0.5m〜∞
気泡管感度	托架気泡管	60"/2mm
	円形気泡管	10'/2mm
防水防塵	防水防塵性能	JIS C 0920保護等級IP66(耐じん形、耐水形)
電源	使用電源	単三乾電池4本
使用時間(アルカリ乾電池使用+20℃)	レーザーのみ	約80時間
	レーザー測角	約45時間
	測角のみ	約170時間
基盤	形式	センターリング式
レーザー	レーザー波長	633mm
	最大出力	0.6mW(クラス2)
	到達距離(昼間、晴天時)	50m
その他	寸法D×W×H(mm)	152×188×315
	質量(電池を含む)	3.9kg

■ アブソリュートエンコーダを採用

0° 位置の検出が不要になります。
また安定した測角精度により高精度な測定が行えます。

■ レーザーポインター搭載

ボタン一つで極めて小さなスポット径で、視準方向にレーザーポインターを射出します。
作業者は、観測者の誘導なしに正確な作業をする事が出来ます。

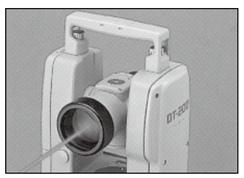

スイッチ一つの簡単操作

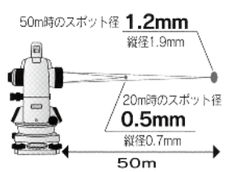

極めて小さなスポット径

※リース品には、レーザーポインター機能のない機種もあります。

■ 抜群の防水構造

突然の豪雨や埃から本体をガード。
過酷な悪条件の作業現場でも安心して使用できます。
JIS C 0920保護等級IP66(耐じん形・耐水形)

レーザー径(直径)

望遠鏡倍率	視準距離(m)	5	10	20	30	50
26×	レーザー径(mm)	0.1×0.2	0.3×0.4	0.6×0.8	0.8×1.2	1.4×2.0

レーザー径は計算値であり、まわりの明るさにより、実際の目線によるレーザー径とは多少異なります。

インデックス
次世代足場・次世代シートアサガオ
建　枠
筋違・下さん布　板
階　段手　摺
足場板・バタ角パイプ・大引材
ベース・大引受車輪・チェーン
クランプジョイント
6役・ブルマン壁つなぎ 他
ブラケットステップ・垂直はしご
シート(シートハンガー)ネット(ネットハンガー)
アサガオ
防音パネル養生枠・鬼クラ
先行手摺
梁　枠
ペコビーム
荷受フォーム
ローリング
親綱支柱システム
安全ブロック
はしごハンドレール
作業台マイティーベース脚　立
法面階段ベランダブリッジ
サポート
フラットパネルパネルドア万能鋼板ガードフェンス敷鋼板ゴムマットバリケードレボコーン
ゲート類
山留H鋼山留部材
生コン打設資材パレット・備品・機械類
ハウストイレ風呂シャワー
測量機器

品　名 **トータルステーション** 20005

※リース品には、ここに掲載の形式以外も含まれます。

■ ぐっと見やすい漢字表示

大型ディスプレイ搭載

■ 安心の防水構造

JIS C 0920保護等級IP66
(耐じん形・耐水形)

■ 長時間バッテリー

測距連続:約8.5時間
(Bluetooth通信時)
測角連続:約25時間
(Bluetooth通信時)

■ 高性能測距

長距離:1プリズムで3,000m
高精度:±(2mm+2ppm)
高　速:約1.2秒

	CS−237WF		CS−237WF
望遠鏡部		**求心望遠鏡**	
全長	150mm	像	正立
有効径	45mm(EDM:50mm)	倍率	3×
倍率	30×	合焦範囲	0.5m〜∞
像	正立	視界	5°
視界	1°30'	**耐環境性**	
分解力	2.5"	耐水性及び耐じん性	JIS C 0920保護等級IP66(耐じん形.耐水形)
最短合焦距離	1.3m	使用温度範囲	−20℃〜+50℃
測距部		**寸法.質量**	
1プリズム※1	1,600m	高	336mm
3プリズム※1	2,400m	長	150mm
測距精度	±(3mm+3ppm×D)※2m.s.e.	幅	184mm
測距時間(初回測距時間)		本体(バッテリ含)	4.9kg
ファインモード	約1.2秒(約4秒)	ケース	3.2kg
コースモード	約0.7秒(約3秒)	**電源**	
トラッキングモード	約0.4秒(約3秒)	内部電源	BT−52QA　電圧:7.2V、容量:2700mAh(Ni-MH)
気象補正	有	充電器	BC−27AR(リフレッシュ機能付)
プリズム定数補正	有	測距を含んだ連続使用時間	Bluetooth ON 約8.5時間/OFF 約10時間
両差補正	有	測角のみの使用時間	Bluetooth ON 約25時間/OFF約45時間
測角部		**その他**	
測角精度(JIS B 7909:1998準拠)	7"	鉛直軸形式	単軸
測角方式	アブソリュート測角方式	機械高(整準台受皿)	176mm
検出方式(H:水平角、V:鉛直角)	H:片側、V:片側	インターフェイス	RS−232C準拠
表示単位	20"/10"	微動装置	1速
目盛直径	71mm	外部電源入力端子	有
表示部		**機能**	
表示器	片側		データコレクト、測設、新設点設置、SD/VD/HD、N/E/Z、HL、HR/V、V%、H倍角測定、REM(遠隔操作)、MLM(対辺測定)、水平角設定、水平角HOセット、水平角ホールド、視準オフセット、ステークアウト、機械点設定、90度ブザー
角度補正装置			
形式	1軸自動補正		
作動範囲	±3'		
気泡管感度		**メモリ容量**	データコレクト:4,000点、座標:8,000点
托架気泡管	40"/2mm	Bluetooth	通信距離　5m
円形気泡管	10'/2mm	**国土地理院認定**	

※1:視程が約20kmで、かげろうがかすかに出ていて、風が適度にある時
※2:Dは測定距離(mm)

関　連　資　料　集

目　　次

仮設工業会　認定機材一覧…… 100

風荷重の計算…… 101

次世代足場の使用基準…… 104

枠組足場…… 106

- 枠組足場の材料
- 枠組足場の強度と許容荷重
- 拡幅枠の強度と許容荷重
- 附属金具の強度および許容荷重
- 枠組足場の積載荷重の制限
- 枠組足場の組立て上の注意事項

足場部材の許容強度…… 111

パイプサポート …… 112

ローリングタワー …… 113

アングルブラケット …… 114

鋼製足場板･木製足場板 …… 116

片持･単純梁の荷重公式 …… 117

材料の許容応力度･ヤング係数 …… 118

断面性能…… 122

断面性能算出公式…… 124

労働安全衛生法／同施行令…… 126

労働安全衛生規則…… 128

労働安全衛生規則（解釈） ……140

認定制度について

仮設構造物の安全性を確保するため、メーカーの製造する仮設機材が厚生労働省規格及び（社）仮設工業会が定めた認定基準に適合していることを製造工場に対する調査及び抜取検査により確認する認定制度です。

承認制度について

新しい形の型枠支保工、足場等の仮設構造物又はその構成部材を対象に、その安全性の確保をはかるため、構成部材の構造・材料及び組立時の性能・強度並びにそれらの組立及び使用方法について学識経験者により審査承認する制度です。

経年仮設機材の許容強度について

経年仮設機材の使用強度については（社）仮設工業会編集・発行（労働省労働基準局安全衛生部安全課監修）の『経年仮設機材の管理に関する技術基準』に基づいて管理しています。

認定品種類	レリコム資材名称
パイプサポート	サポート
補助サポート	補助サポート
標準わく	建　枠
簡易わく	建　枠
拡幅わく	ブラケット枠
交さ筋違	筋　違
床付き布わく	布　板
持送りわく	ブラケット
移動式足場用建わく	ローリング枠
移動式足場用脚輪	ジャッキ付車輪
壁つなぎ用金具	壁つなぎ
脚柱ジョイント	建枠ジョイントピン
アームロック	アームロック
単管ジョイント	直線ジョイント
緊結金具	クランプ
固定型ベース金具	パイプベース
ジャッキ型ベース金具	ジャッキベース
つりチェーン	チェーン
ネットフレーム	養生枠
安全ネット	安全ネット
ガードポスト	スタンション
鋼製脚立	安全脚立
金属製足場板	鋼製足場板
メッシュシート	メッシュシート

認定品種類	レリコム資材名称
鉄骨用クランプ	6役チャック
つりチェーン用クランプ	チェーンハンガー
階段枠	アルミ階段
階段開口部用手すりわく	セーフティフォルダー
防音パネル	防音パネル
防音パネル等取付け用クランプ	鬼クランプ
はりわく	梁　枠
はり受け金具	隅梁受け
はり渡し	梁渡し
挟締金具	Hクランバー・ブルマン
アルミニウム合金製可搬式作業台	マイティーベース
親綱支柱	アルミ親綱支柱
支柱用親綱	親　綱
緊張器	親綱緊張器
建築工事用垂直ネット	垂直ネット
緊結部付支柱	S 支柱（ステップ足場）
緊結部付布材	S 布材（ステップ足場）
緊結部付ブラケット	S ブラケット（ステップ足場）
ねじ管式ジャッキ型ベース金具	S ジャッキベース（ステップ足場）
荷受けフォーム	荷受フォーム
先行手摺エア・フォールド（K-1・K-2）	先行手摺
アルバステップ	ベランダブリッジ
下さん	下さん

風荷重の計算

※（社）仮設工業会発行「風荷重に対する足場の安全技術指針」より

1．適用範囲

本指針は、地表面から高さ 100m 以下の鋼管足場等に適用するものとする。

2．足場に作用する風圧力

足場に作用する風圧力は、式 **(2.1)** より求めるものとする。

(2.1)　$P = qz \cdot C \cdot A$

ここに、P：足場に作用する風圧力（N）
C：足場の風力係数
qz：地上高さ Z（m）における設計用速度圧（N／m^2）
A：作用面積（m^2）

3．設計用速度圧

3.1 設計速度圧

地上からの高さ Z における設計用速度圧は、式 **(2.2)** によって求めるものとする。

(2.2)　$qz = \frac{5}{8} Vz^2$

ここに、Vz：地上 Z における設計風速（m/s）で 3.2 項による。

3.2 設計風速

設計風速は、式 **(2.3)** により求めるものとする。

(2.3)　$V_z = V_o \cdot K_e \cdot S \cdot E_B$

ここに、
V_o：基準風速（m/s）で、表 2-1 に示す地域を除き 14m/s とする。なお、本基準風速は再現期間 12 ヶ月に基づいたものである。
K_e：台風時割増係数で、3.3 項により求める。
S：地上 Z における瞬間風速分布係数で、3.4 項により求める。
E_B：近接高層建築物による割増係数で、3.5 項により求める。

表 2-1. 基準風速 Vo

地　方	基準風速(m/s)	地　　域
北海道	16	宗谷支庁（18m/s地域を除く全域）、上川支庁（中川郡）、十勝支庁全域、空知支庁全域、石狩支庁全域、後志支庁（20m/s並びに18m/s地域を除く全域）、網走支庁（20m/s並びに18m/s地域を除く全域）
	18	宗谷支庁（稚内市、天塩郡、礼文郡、利尻郡）、留萌支庁全域、網走支庁（斜里郡）、根室支庁（20m/s地域を除く全域）、釧路支庁全域、日高支庁（20m/s地域を除く全域）、後志支庁（島牧郡）、胆振支庁全域、渡島支庁全域、桧山支庁（20m/s地域を除く全域）
	20	網走支庁（紋別郡、雄武町、興武町）、根室支庁（根室市）、日高支庁（三石郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡）、後志支庁（寿都郡）、桧山支庁（桧山郡）
東　北	16	福島県（白河市、須賀川市、岩瀬郡、西白河郡）
	18	青森県全域、岩手県全域、宮城県全域、秋田県（20m/s地域を除く全域）、山形県（酒田市、鶴岡市、飽海郡、東田川郡、西田川郡）
	20	秋田県（秋田市、本庄市、由利郡）
関　東	16	茨城県（鹿島郡、行方郡、稲敷郡、竜ヶ崎市、北相馬郡、東茨城郡、新治郡、石岡市、土浦市、取手市）、栃木県（那須郡、黒磯市）、群馬県（利根郡、勢多郡、山田郡、桐生市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、佐波郡、新田郡、太田市、邑楽郡、館林市、沼田市）、埼玉県（秩父市、飯能市、秩父郡、入間郡、児玉郡を除く全域）、千葉県（安房郡、館山市、鴨川市）、東京都（20m/s並びに18m/s地域を除く全域）、神奈川県（18m/s地域を除く全域）
	18	千葉県（銚子市、安房郡、館山市、鴨川市を除く全域）、東京都（23区内）、神奈川県（川崎市、横浜市、横須賀市、逗子市、鎌倉市、三浦市、三浦郡）
	20	千葉県（銚子市）、東京都（大島支庁、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁）
北　陸 中　部	16	新潟県（18m/s地域を除く全域）、富山県全域、山梨県全域、岐阜県（不破郡、養老郡）、静岡県（18m/s地域を除く全域）、愛知県（18m/s地域を除く全域）、三重県（18m/s地域を除く全域）
	18	新潟県（岩船郡、村上市、北蒲原郡、新発田市、豊栄市、新潟市、新津市、五泉市、白根市、燕市、西蒲原郡、三島郡、両津市、佐渡郡）、石川県（輪島市、珠洲市、珠洲郡、鳳至郡、鹿島郡、七尾市、羽咋市、羽咋郡）、静岡県（小笠郡、榛原郡の内、御前崎町、相良町、吉田町、榛原町）、愛知県（渥美郡）、三重県（津市、久居市、松坂市、伊勢市、鳥羽市、志摩郡、一志郡、多気郡、度会郡）
近　畿	16	滋賀県全域、大阪府全域、兵庫県（伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡、三田市、美嚢郡、加東郡、西脇市、三木市、小野市、加西市、多可郡、神崎郡、飾磨郡、揖保郡、竜野市、相生市、赤穂市、赤穂郡、津名郡、洲木市、三原郡）、和歌山県（18m/s地域を除く全域）
	18	兵庫県（尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市、明石市、加古郡、加古川市、高砂市、印南郡、姫路市）、和歌山県（和歌山市、海草郡、有田市、海南市）
中　国	16	鳥取県全域、山口県（阿武郡、萩市、大津郡、長門市、豊浦郡、下関市、厚狭郡、小野田市、宇部市）
	18	島根県全域
四　国	16	徳島県（鳴門市、板野郡）、香川県全域、愛媛県（南宇和郡、北宇和郡、宇和島市、東宇和郡、西宇和郡、八幡浜市、喜多郡長浜町、大洲市）
	18	徳島県（徳島市、小松島市、那賀郡、阿南市、海部郡）、高知県（安芸市、安芸郡、幡多郡、中村市、土佐清水市、宿毛市）
	20	高知県（室戸市）
九　州	16	福岡県（北九州市、中間市、京都郡苅田町、行橋市、遠賀郡）、長崎県（平戸市、松浦市、北松浦郡、壱岐郡、上県郡、下県郡）、宮崎県（宮崎市、宮崎郡、南那珂郡、日南市、串間市）、鹿児島県（肝属郡、鹿屋市、曽於郡、揖宿市、指宿郡、川辺郡、枕崎市、加世田市、大島郡、名瀬市）
	18	長崎県（南松浦郡、福江市）、鹿児島県（薩南諸島の大島郡、名瀬市以外）
沖　縄	18	沖縄県全域

風荷重の計算

3.3 台風時割増係数 K_e

台風接近時においても強風時対策を行わない場合、表2-2 に示す地域では割増係数 K_e は、以下の値とする。その他の地域では、K_e = 1.0 とする。

表 2-2 台風時割増係数 K_e

地方名	県　名	割り増し係数
中　国	山口県	1.1
九　州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	1.1
	鹿児島県	1.2
沖　縄	沖縄県	1.2

3.4 地上 Z における瞬間風速分布係数 S

瞬間風速分布係数 S は、表 2-3 により求めるものとする。

表 2-3 瞬間風速分布係数 S

地上からの高さZ(m)	地域区分				
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
	海岸海上	草原田園	郊外森	一般市街地	大都市市街地
0−5	1.65	1.50	1.35	1.19	1.07
5−10	1.65	1.50	1.35	1.19	1.07
10−15	1.74	1.62	1.47	1.25	1.07
15−20	1.74	1.62	1.47	1.25	1.07
20−25	1.84	1.74	1.59	1.36	1.13
25−30	1.84	1.74	1.59	1.36	1.13
30−35	1.84	1.74	1.59	1.36	1.13
35−40	1.84	1.74	1.68	1.46	1.22
40−45	1.92	1.85	1.68	1.46	1.22
45−50	1.92	1.85	1.68	1.46	1.22
50−55	1.92	1.85	1.68	1.55	1.31
55−60	1.92	1.85	1.77	1.55	1.31
60−65	1.92	1.85	1.77	1.55	1.31
65−70	1.92	1.85	1.77	1.55	1.31
70−100	1.99	1.94	1.84	1.64	1.41

(注) 地上からの高さ Z:0-5 の表示は、0m 以上 -5m 未満とよむ。

3.5 近接高層建築物による影響

近接する高さ 50m 以上の高層建築物による風速の割増係数 E_B は、高層建築物からの至近距離 L に対して以下の値とする。

(1) 近接して高層建築物がない場合、もしくは高層建築物から至近距離 L が、図 2-4 (a) の L_1 を超える場合には、E_B = 1.0 とする。

(2) 高層建築物から至近距離 L が、図 2-4 (a) の L_1 以下となる場合には、地上からの高さ Z ≦ H／2 の範囲において以下の値とする。

E_B = 1.1 とする範囲 ： $L_2 < L \leqq L_1$
E_B = 1.2 とする範囲 ： $L_3 < L \leqq L_2$
E_B = 1.3 とする範囲 ： $L_4 \leqq L \leqq L_3$

ここに、　H： 近接する高層建築物の高さ（m）
L_1、L_2、L_3、L_4： 図 2-4 (a) ～ (d) により求める高層建築物からの距離（m）

図 2-4 (a) . 風速の割増係数 E_B をとる範囲 L_1

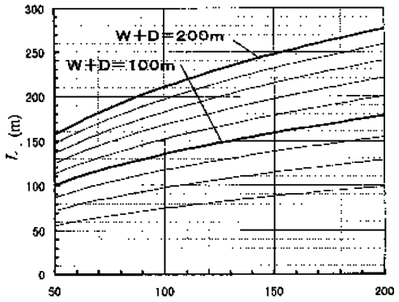

図 2-4 (b) . 風速の割増係数 E_B をとる範囲 L_2

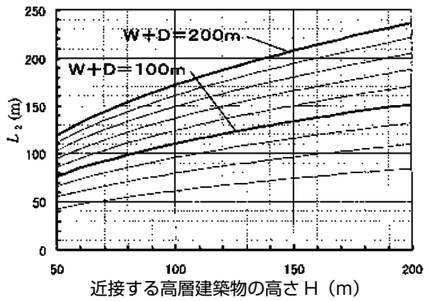

図 2-4 (c) . 風速の割増係数 E_B をとる範囲 L_3

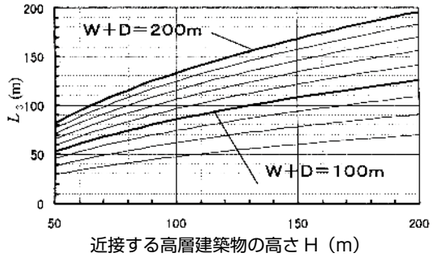

図 2-4 (d) . 風速の割増係数 E_B をとる範囲 L_4

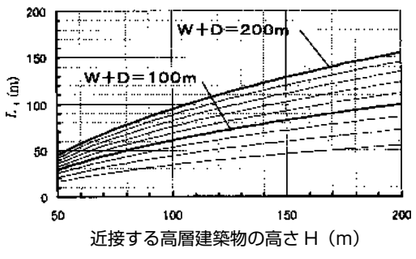

(注) 図中の W + D は、それぞれ近接高層建築物の幅 W と奥行 D（単位：m）の合計とする。また、図示した線上の W + D 以外の値については、直線補間により距離 L_1 ～ L_4 を求めるものとする。

3.6 崖や斜面の取り扱い

足場等を設置する場所が、崖や斜面上に位置する場合には、その影響を考慮する。

4. 風力係数

4.1 足場の風力係数

足場の風力係数は、式 **(2.4)** によって求めるものとする。

(2.4)　$C = (0.11 + 0.09\gamma + 0.945C_0 \cdot R) \cdot F$

ここに、　C： 足場の風力係数

γ： 第 2 構面風力低減係数で、$\gamma = 1 - \phi$ とする。なお、第 1 構面のみで構成される足場については $\gamma = 0$ とする。
ϕ： シート及びネットの充実率
C_0： シート、ネットおよび防音パネル等の基本風力係数で、4.2 項により求める。
R： シート、ネットおよび防音パネルの縦横比（L／B、2H／B）による形状補正係数で、4.3 項により求める。
F： 建築物に併設された足場の設置位置による補正係数で、4.4 項により求める。

4.2 足場の風力係数 C_0

シート、ネットおよび防音パネルの基本風力係数は、図 2-5 により求めるものとする。

図 2-5. シート、ネットおよび防音パネルの基本風力係数 C_0

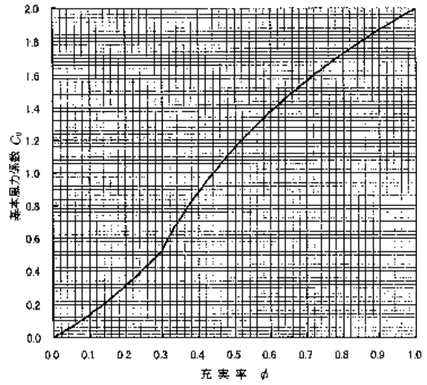

4.3 シート、ネットおよび防音パネルの縦横比による形状補正係数 R

シート、ネットおよび防音パネルの縦横比（L/B、2H/B）による形状補正係数 R は、シート、ネットおよび防音パネルが空中に設けられる場合と地上から建ち上げて設けられる場合のそれぞれに対して図 2-6 により求めるものとする。ただし、H、B、L はシート、ネットおよび防音パネルの形状を示す長さとする。

図 2-6. シート、ネットおよび防音パネルの縦横比による形状補正係数 R

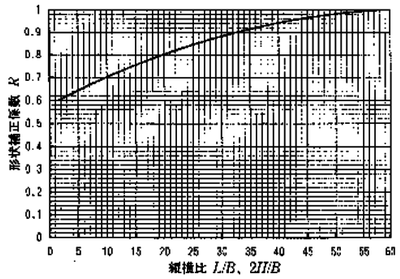

4.4 建築物に併設された足場の設置位置による補数係数 F

建築物に併設された足場の設置位置による補数係数 F は、設置された足場の場所に応じて図 2-7 および表 2-4 により求めるものとする。

図 2-7. 併設足場の設置位置による補正係数 F

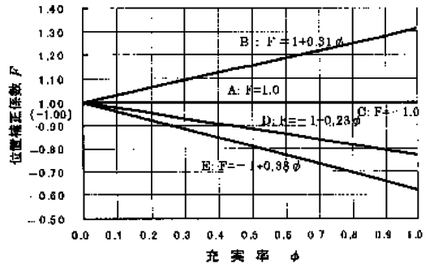

表 2-4. 併設足場の設置位置による補正係数 F の適用

足場の種類	風力の方向[1)]	シートネットの取付位置	F
独立して設置された足場	正･負	全　部　分	A
建物外壁面に沿って設置された足場	正	上層2層部分 その他の部分	A B(A[3)])
	負	開口部付近および突出部[2)] 隅角部から2スパンの部分 その他の部分	C D E

注 1） 正の風力とはシート等が建物に向かって押される場合をいう。
注 2） 開口部付近とは、シート等の開口部から2スパンの距離間とする。また、突出部とは建物頂部より突出した部分をいう。
注 3） 足場の一部分にシート等を取り付けた場合は、F の値として図 2-7 に示す A を適用することができる。

次世代足場の使用基準

ファステックの使用基準

許容支持力等

【1】下記の許容支持力以下の範囲で使用すること。

使用形状	許容支持力
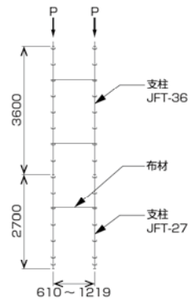	〈片側先行手摺付き ブレース片側布材〉 支柱1本当たり P=13.0(kN)以下 1.33(t) 〈両面先行手摺付き ブレース P=12.0(kN)以下 1.22(t)
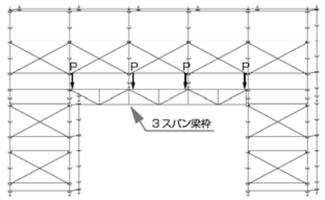	〈梁枠上の支柱1本当たり〉 P=12.0(kN)以下 1.22(t) 梁枠両端1スパン及び上方3層は、両面先行手摺付きブレースでの設置とする。
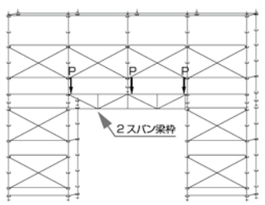	〈梁枠上の支柱1本当たり〉 P=12.0(kN)以下 1.22(t) 梁枠両端1スパン及び上方3層は、両面先行手摺付きブレースでの設置とする。
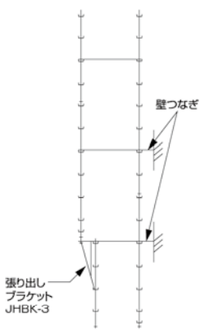	〈支柱1本当たり〉 P=10.0(kN)以下 1.02(t)
両端くさび付ブラケット　ピンブラケット 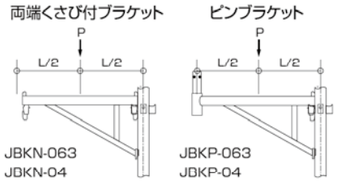	ブラケット1枚当たり P=2.45(kN)以下 0.25(t)
先行手摺付きブレースの許容水平抵抗力	3.00(kN)以下 0.03(t)

【2】積載荷重

①足場の最大積載荷重は、次表に示された値以下、かつ、同時積載は2層までとすること。

1層1スパンあたり	
同一層連続スパン載荷	250kg
同一層連続スパン以外の載荷	400kg

②作業床には上表の値にかかわらず、床付き布わくの許容積載荷重を超えて積載しない。

③梁枠で構成された開口部上方の足場の全積載荷重は800kg以下とすること。

【3】使用基準

1）部材の一時的取り外し
作業のためやむを得ず一部の部材を一時的に取り外すときは、取外した状態における足場の強度が著しく低下しないことを事前に確認するとともに、当該作業が終了した後は、直ちに原状に復すること。

2）先行手摺付きブレース
先行手摺付きブレースの使用は次によること。
①足場の組立て及び解体時において、最上段に設置された先行手摺付きブレースは、荷取り作業等においても取り外さない。
②足場の組立て又は解体作業が行われている足場最上層に置いては、先行手摺付きブレースに安全帯を取付けて作業する。
③安全帯取付け設備として使用する場合は以下による。
〈1〉安全帯のフックは、先行手摺付きブレースの手すりに掛け、1枠に1人の使用とする。
〈2〉作業床から地面又は衝突のおそれのある機械設備等までの垂直距離が2層以上で使用する。

3）表示
足場には、見やすいところに最大積載荷重を表示すること。

4）点検
足場は、労働安全衛生規則第 567 条及び 655 条に従って、各々の立場で適正な時期・内容で点検を行うこと。

枠組足場

1 枠組足場の材料

1 -1. 鋼　管

枠組足場に使用する鋼管の材料は、JISG-3444（一般構造用炭素鋼管）の２種および３種に規定するものとし、その種類（記号）、寸法、重量などは下記のとおりである。

【表 -1】枠組足場に使用する鋼管材料

種類の記号	寸法(mm)		重量 (kg/m)	断面積 (cm^2)	断面係数 (cm^3)	断面二次モーメント (cm^4)	断面二次半径 (cm)
	外径	厚さ					
STK−500	48.6	2.5	2.840	3.62	3.97	9.65	1.63
STK−500	42.7	2.5	2.490	3.16	3.00	6.40	1.42
STK−400	34.0	2.3	1.800	2.29	1.70	2.89	1.12
STK−400	27.2	2.0	1.240	1.58	0.93	1.26	0.89
STK−400	21.7	2.0	0.972	1.24	0.56	0.61	0.70

（注）外径 48.6 φ、42.7 φは枠の柱材に使用し、その他は枠の補剛材、筋違に使用している。

【表 -2】化学成分

種類の記号	化学成分(%)				
	C	Si	Mn	P	S
STK−500	0.24以下	0.35以下	0.30 ～1.00	0.040以下	0.040以下
STK−400	0.25以下	—	—	0.040以下	0.040以下

【表 -3】機械的性質および許容応力度

種類の記号	引張試験(kN/mm^2)		許容応力度(kN/mm^2)				
	引張強さ	降伏点	引張	圧縮	曲げ	剪断	支圧
STK−500	0.50以上	0.36以上	0.22	0.22	0.22	0.18	0.42
STK−400	0.40以上	0.24以上	0.16	0.16	0.13	0.13	0.30

（注）許容応力度については労働安全衛生規則より

1 -2. 鋼材の機械的性質および許容応力度

労働安全衛生規則第 241 条の３に許容応力の値の取りかたが規定され、同規定に準じて求めたものである。なお、鋼材の許容座屈応力の値は、次の式より計算した値以下とすること。

$\frac{\ell}{i} \leqq \Lambda$ の場合　$\sigma c = \dfrac{1 - 0.4(\frac{\ell}{i}/\Lambda)^2}{\nu} F$

$\frac{\ell}{i} > \Lambda$ の場合　$\sigma c = \dfrac{0.29}{(\frac{\ell}{i}/\Lambda)^2} F$

これらの式において、ℓ、i、Λ、σc、ν及びＦは、それぞれ次の値を表わすものとする。

ℓ：支柱の長さ（支柱が水平方向の変位を拘束されているときは、拘束点間の長さのうちの最大の長さ）（単位：センチメートル）

i：支柱の最少断面二次半径（単位：センチメートル）

Λ：限界細長比＝$\sqrt{\pi^2 E/0.6F}$

ただし、π：円周率

E：当該鋼材のヤング係数（単位：一平方センチメートルにつきキログラム）

σc：許容座屈応力の値（単位：一平方センチメートルにつきキログラム）

ν：安全率＝$1.5 + 0.57(\frac{\ell}{i}/\Lambda)^2$

Ｆ：当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の４分の３の値のうちのいずれか小さい値（単位：一平方センチメートルにつきキログラム）

なお、キロニュートン（kN）は、kg × 980.665 ／ 1000 で求める。有効数字を３桁とし、４桁目は０を除き切り上げる。

【表 -4】鋼材の機械的性質と許容応力度

種　類	記　号	引張強さ (kN/mm^2)	降伏点 (kN/mm^2)	許容応力度(kN/mm^2)				
				引張り	圧縮	曲げ	剪断	支圧
一般構造用圧延鋼材	SS330	0.33 ～0.43	0.21 以上	0.13	0.13	0.13	0.08	0.20
	SS400	0.40 ～0.51	0.25 以上	0.16	0.16	0.16	0.89	0.24
	SS490	0.49 ～0.61	0.29 以上	0.22	0.22	0.22	0.12	0.33
一般構造用軽量形鋼	SSC400	0.40 ～0.54	0.25 以上	0.16	0.16	0.16	0.89	0.24

1 -3. 木材の許容応力度

【表 -5】木材の許容応力度　(kN/cm^2)

	せん維方向					直角方向	
	引張り	圧縮	曲げ	剪断	支圧	剪断	支圧
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいひ、べいまつ	1.32	1.18	1.32	0.11	1.13	0.20	0.25
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ、べいつが	1.03	0.88	1.03	0.08	0.83	0.15	0.18
かし	1.91	1.32	1.91	0.21	1.32	0.30	0.44
くり、なら、ぶな、けやき	1.47	1.03	1.47	0.15	1.03	0.24	0.36

2 枠組足場の強度と許容荷重

【図 -1】２層垂直荷重試験

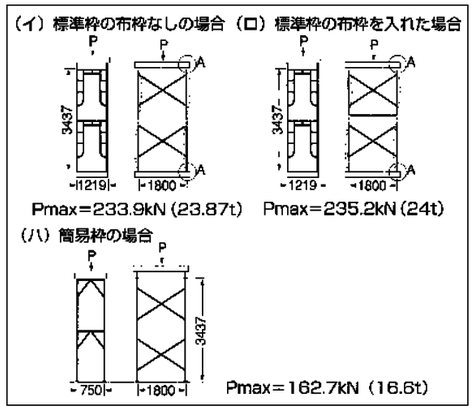

枠組足場の強度については、計算で求めることもできるが、不確定な要素が多いため、正確な値を算出することはできないので現状では実験をもとにして、枠の許容耐力を決めているのが実状である。

2 -1. 強度試験

【図 -2】５層垂直荷重試験

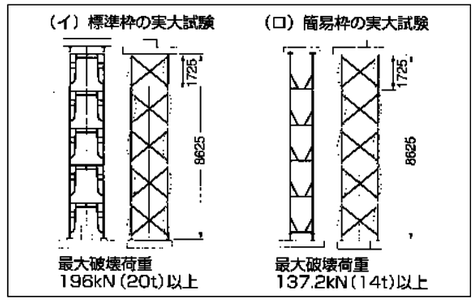

2 -2. 計算方法

計算式は、「型枠支持用の枠組支保工の強度について」労働省産業安全研究所発行を参考にした。
KA-4055B 型脚管荷重における座屈計算式は

●枠の断面２次モーメント

$I = 2Io + n I_1 \dfrac{h1}{ho}$ ……（1）

I_o　脚柱材の断面２次モーメント …… 6.40cm^4
I_1　補剛材の断面２次モーメント …… 1.26 cm^4
n　補剛材の本数 …… ２本
h_o　一層当たりの層高（連結ピンを含む）…… 172.5cm
h_1　補剛材用脚柱材の肘影長 …… 115.5cm

（1）式より

$I = 2 \times 6.40 + 2 \times 1.26 \times \dfrac{115.5}{172.5} = 14.49$ （cm^4）

●枠の基本強度

$Po = \dfrac{\pi^2 E}{ho^2} \cdot I$

$\therefore Po = \dfrac{3.14^2 \times 2.1 \times 10^6}{172.5^2} \times 14.49 = 10{,}083(kg)$

$10{,}083 \times 9.8 \times 1/1000 = 98.81 \rightarrow 98.9kN$

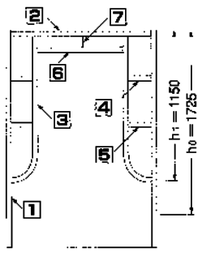

記号	寸　法	材　質
1	φ42.7	SKT−500
2	φ42.7	〃
3	φ27.2	SKT−400
4	φ27.2	〃
5	φ27.2	〃
6	φ27.2	〃
7	FB6T×50	SS

●筋違 必要剛度

$\dfrac{I_b}{I} \cdot \dfrac{h_o}{\ell_b} > 0.03$ …… (2)

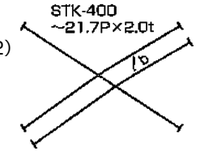

筋違の材料を
φ 21.7 × 2.0t として計算

I_b：筋違の断面２次モーメント …… 0.61cm^4
I　：枠の断面２次モーメント …… 14.49cm^4
h_o：一層当たりの層高 …… 172.5cm
ℓ_b：筋違の挫屈長 …… 219.8cm

(2) 式より $\dfrac{0.61}{14.19} \times \dfrac{172.5}{219.8} = 0.033 > 0.03$

故に筋違は挫屈しない
以上のように、計算値と実験値とは 10%内外の違いはあるが計画の一つの目安として、この計算式を利用すると非常に便利であり広く利用されている。

●枠の層数の関係

これまでの実験の結果、３～５層の挫屈強度と２～１層との強度は、同じ枠の場合でも異なっている。
一般的には、３～５層のときの強度を基本強度とし、１層のときは 25%増、２層のときは 10%の強度が割り増しされるといわれているが、これは上下端の状況により大きく左右される要素をもつ値であり、安全を確保する意味から、１～２層使用のときでも基本強度（１枠 49kN（5t））以内で使用すべきである。
なお、基本強度については、試験の結果より表 -6 の通りである。

【表 -6】建枠の基本強度

建枠の種類		許容荷重
標　準　枠	高さ1.800mm 超 2,000mm 以下	39.2kN （4.0ｔ）
	高さ1.800mm 以下	42.7kN （4.35ｔ）
簡　易　枠 (巾900mm未満)	高さ1.800mm 以下	34.3kN （3.5ｔ）

また、建枠はジャッキ型ベース金具の繰出し長により強度の低下を考慮する必要があり、繰り出し長による許容支持力は表 -7 の通りである。

【表 -7】ジャッキ繰出し長による許容支持力

ジャッキ繰出しの長さ(mm)	許容支持力
200以下	42.7kN(4.35ｔ)
200超　250以下	40.7kN(4.15t)
250超　300以下	38.8kN(3.95ｔ)
300超　350以下	37.3kN(3.80ｔ)

3 拡幅枠の強度と許容荷重

拡幅枠とは敷地・道路占用許可の関係で幅の狭い建枠を建て、途中から幅の広い標準枠を建てる時に用いる枠で標準枠より強度は低下する。

3 -1. 試験結果

【図 -3】枠の強度の試験結果

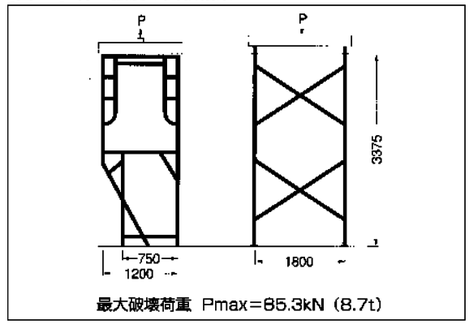

（注）枠の試験は、試験方法によって著しく変わる。

3 -2. 特殊枠の許容荷重

一般的には表 -8 の許容荷重内で使用すること。

【表 -8】特殊枠の許容荷重

枠　名	最大破壊荷重(2段)	許容荷重t(1枚)
拡幅枠	85.3kN(8.7t)	29.5kN(3.0t)

3 -3. 梁枠の強度と許容荷重

枠組足場の通路、開口部上に使用する梁枠の強度と許容荷重は次のとおりである。

【表 -9】無枠の許容荷重

	最大破壊荷重(梁枠2枚)	許容荷重
2スパン	15.7kN (1,600kg)以上	$\frac{9.8\text{kN}\ (1{,}000\text{kg})}{2\ \text{枚}}$
3スパン	19.6kN (2.000kg)以上	
4スパン	19.6kN (2,000kg)以上	

4 付属金具の強度および許容荷重

足場の付属金具としてクランプ、ジャッキ型ベース金具があるが、その強度および耐力は次のとおりである。

【表 -10】付属金具の強度および許容荷重

名　称	性　能		許容荷重 kN(kg)
	すべり試験の最大荷重	垂直荷重に対する最大荷重	
直交型クランプ	14.7kN (1500kg)以上	—	4.90(500)
自在型クランプ	9.8kN (1000kg)以上	—	3.43(350)
ジャッキ型ベース金具	—	39.2kN (4.000kg)以上	21.4(2175)

5 枠組足場の積載荷重の制限

枠組足場の布枠および布板については、1 スパン当たりの積載荷重は 4.9kN（500kg）以下とし、1 枚当たりの許容荷重は表 -11 の通りである。

【表 -11】板付布枠の許容荷重

名　称	幅(m/m)	許容荷重　kN (kg)
床付布枠	500	2.45 (250)
補助布枠	240	1.18 (120)

つぎに枠組足場の同時積載層数であるが、下より全部の枠が高さ 1.7m の枠で組立てられたとき、枠の自重、アサガオ、シート、養生金網などの自重および風荷重等から安全を考え表 -12 の数値以下で使用することが望ましい。また枠組足場の下部に拡幅枠を使用しているときは、さらに表の値の 70%で使用することが望ましい。

【表 -12】枠組足場の積載荷重

足場層数	足場高さ (mm)	部材重量 (kg)	全荷重(部材重量+作業床重量)kN(kg)	
			作業床重量	
			2層同時作業 4.90kN×2=9.80kN (500kg×2=1,000kg)	1層作業 4.90kN (500kg)
			kN(kg)	kN(kg)
1	1,725	70		6.2 (636)
5	8,625	302	13.5 (1,374)	8.6 (874)
10	17,250	592	16.4 (1,672)	11.5 (1,172)
11	18,975	650	17.0 (1,732)	12.1 (1,232)
12	20,700	708	17.6 (1,791)	12.7 (1,291)
13	22,425	766	18.1 (1,851)	13.2 (1,351)
14	24,150	824	18.7 (1,910)	13.8 (1,410)
15	25,875	882	19.3 (1,970)	14.4 (1,470)
16	27,600	940	19.9 (2,030)	15.0 (1,530)
17	29,325	998	20.5 (2,089)	15.6 (1,589)
18	31,050	1056	21.1 (2,149)	16.2 (1,649)
19	32,775	1114	21.6 (2,208)	16.7 (1708)
20	34,500	1172	22.2 (2,268)	17.3 (1,768)
21	36,225	1230	22.8 (2,328)	17.9 (1,828)
22	37,950	1228	23.4 (2,387)	18.5 (1,887)
23	39,675	1346	24.0 (2.447)	19.1 (1,947)
24	41,400	1404	24.6 (2,506)	19.7 (2,006)
25	43,125	1462	25.1 (2,566)	20.2 (2,066)
26	44,850	1520	25.7 (2,625)	20.8 (2,125)

※但し、アサガオ重量含まず。シートはメッシュシート。

【表 -13】一層の部材自重

規　格	名　称	自重(kg)
KA−4055B	建　枠	17
KA−20	連結ピン　2本	1.0
KA−127A	アームロック　2本	1.0
KA−14	ブレース(筋違)　2本	8.8
HPS-518	床付布枠　2枚	30.2
計		58
最　上　部	手摺柱及び手摺	12(kg)

6 枠組足場の組立て上の注意事項

6 -1. 基　礎

1 段目の組立てで全足場が支配されるので、1 段目の組立てには細心の注意を払うこと。
建枠の下端には、ジャッキ型ベース金具を取り付け、各建枠を常に水平垂直に保たなければならない。
ジャッキ型ベース金具の下には、適当な接地面積を有する敷板を設け、そのうえクギでベース板を固定すること。

6 -2. 布　枠

最上層および 5 層以内ごとの箇所に布枠を設けるよう安全規則で規定しているが、この規定は壁つなぎのある層に布枠を設け、足場の水平強度をもたせる主旨であるので、壁つなぎと布枠をばらばらに取り付けた場合は、足場全体の強度は半減する。布枠のかわりに床付布枠を使用する場合には、床付布枠を 2 枚敷きならべ、すきまのないよう配慮する。
なお、布枠、床付布枠のつかみ金具は完全にロックさせ、下面からの吹上げに対しても外れないように十分確認する必要がある。サビついて落下錠が作動しないときもあるので、かならず落下錠の確認をすること。

6 -3. 交さ筋違（ブレース）

各建枠間に交さ筋違を設ける前踏み側の筋違も、安全上必要であるので、一部を取り外しても作業後ただちに原型に復しておくこと。
作業上やむをえず前踏み側の筋違を取り去るときはその部分の上下には、かならず布枠を入れること。
長期にわたり前踏み側の筋違を取り外すときは、必ず各段に枠幅の布枠か床付布枠を入れることはもちろんのこと、前踏み側に墜落事故のないよう手摺、ネット等の処置をすべきである。
前踏み側の筋違のない場合の枠組足場の強度は、両側筋違を入れたときよりも 30 ～ 40%（枠 1 枚の許容耐力約 29.4kN（約 3.0t）に低下することが実験でも確認されている。

6 -4. 建枠の連結

建枠の連結は、アームロックによる方式の他に、回転式のもの、ピン式のものなどあるが、回転式、ピン式のものは忘れがちであるので、ロックされているかどうか必ず確認する必要がある。

6 -5. 壁つなぎ

都会地での建設現場では落下物による危害防止の規定などにより、足場には養生金網、シート、アサガオを取り付けて作業する現場が多いので、風荷重、偏心荷重等を考慮して、壁つなぎ間隔を決めることが必要である。

※風荷重に関しては、（社）仮設工業会発行の「風荷重に対する足場の安全技術指針」に詳しく記載されているので、ご参照下さい。

壁つなぎの耐力

壁つなぎは、なまし鉄線 8 番線 2 本よりの強さ（最大耐力 8.83kN（900kg）、許容耐力 4.42kN（450kg））以上とすることが一般的にいわれているが、その現場に合わせ計算チェックをしてその現場に適応した措置をする必要がある。
また部材の取り付け部も、これと同等以上の耐力がなければならない。壁つなぎは、引張り力、圧縮力に同時に耐えられるものが一番よいが、引張り材と圧縮材に分けて設けるときは、両部材との間隔を 1m 以内とすること。壁つなぎは、足場面に対してできるだけ直角に設けること。

【図 -4】壁つなぎ金具

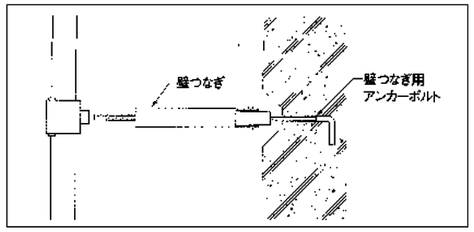

6 -6. 足場の高さ

JISA8951 鋼管足場の中に、足場の高さは原則として 45m を越えてはならないとあるが、壁つなぎを計画どおりにしっかり取り付け、積載荷重も 3.92kN（400kg）2 層同時作業の場合では高さはさらに延ばすことができる。しかし 45m 以上の高さの足場が必要な場合にはシート、養生金網、アサガオの有無により条件が異なるので専門技術者と十分検討すること。

6 -7. コーナーのつなぎ

枠組足場のコーナーには、単管とクランプでつなぎ材を設けて双方の建枠を緊結する。

【図 -5】コーナーのつなぎ（例）

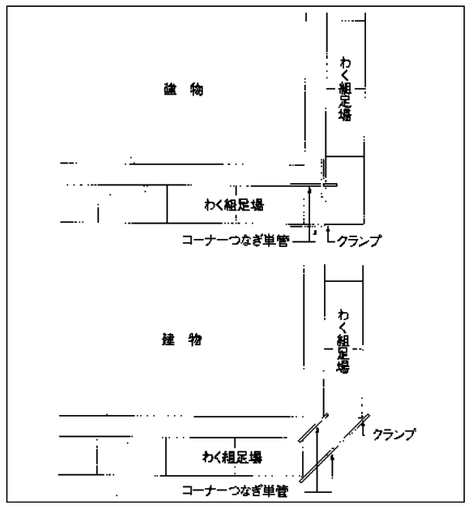

6-8. 簡易枠と拡幅枠併用の時の注意

（1）簡易枠と拡幅枠との接合箇所（図６中Ａ点）には、各枠列ごとにかならず圧縮に強い壁つなぎを取り付けること。

（2）拡幅枠と鳥居型枠との接合箇所の各列とも壁つなぎを設けること。この層を基準にして、４層４列.2層２列に壁つなぎを設けること。

（3）拡幅枠の水平構
拡幅枠上部の水平変位防止のため拡幅枠上部列に布枠、布板を設けること。

6-9. アサガオ取り付け上の注意

アサガオを取り付けることによって、足場の片側に荷重がかかり偏荷重となるため、その部分には、壁つなぎを密に設ける必要がある。
建設省の建築工事等の工事現場における落下物による危害を防止するための措置に関する指導基準によれば、

（1）建築工事等の工事を行なう部分が地盤面より 10m 以上の高さにある場合は、落下物による危害防止上必要な部分の周囲にはアサガオを１段以上、20m 以上の高さにわたる場合には２段以上設ける。（一般には地上より４～ 5m の箇所に１段目を設け、２段目以降は、下段のアサガオから 10m より低い間隔で設けることが望ましい。）

（2）アサガオに使用する木板は、厚さ 1.5cm 以上。金属板など、その他の材料を使用する場合でも、これと同等以上の効力を有する厚さであること。

（3）アサガオは、足場の外側から水平距離で 2m 以上突出させ、水平面となす角度を 20 度以上とすること。

6-10. 枠組足場使用基準等について

次の事項については（社）仮設工業会で作成した「基本部材で構成する枠組足場の使用基準」に従って下さい。

（1）枠組足場の組立、解体方法
（2）枠組足場の使用時の注意事項
（3）警告
（4）保管および保守管理

【図 - 6】拡幅枠、簡易枠使用のときの壁つなぎ

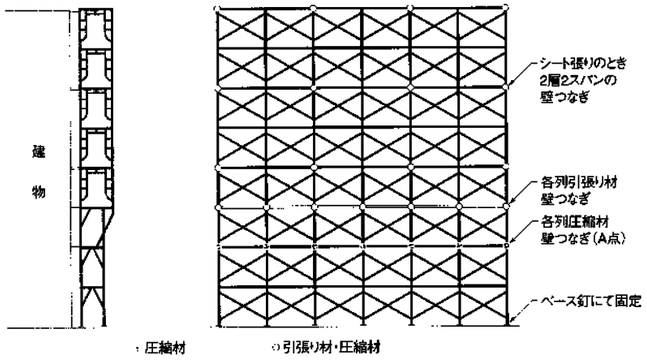

【図-7】アサガオを取り付けた場合の壁つなぎの取り方

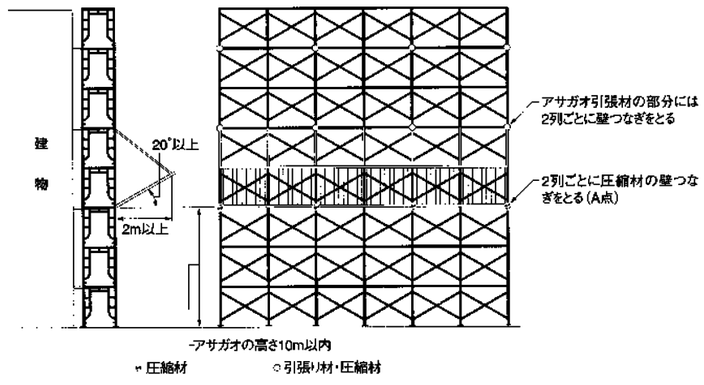

No.	品　種	型　式(例)	許容荷重(kN)	使用条件	備　考
1	建　枠	KA−4055B KA−3055A	42.7(4.35ｔ)	1)脚柱鉛直荷重とする 2)1脚あたりは1/2とする	一般的な幅900mm以上の標準枠
2	簡易枠	KA−6117A	34.7(3.5ｔ)		鳥居型枠であっても幅が900mm未満は簡易枠とする
3	拡幅枠	KA−6117 KA−9117	29.4(3.0t)		狭い方の脚間が60%以上のものに限る
4	床付布枠	HPS−518	2.45(250kg)		
5	補助布枠	HPS−218	1.18(120kg)		
6	梁　枠	KA−146	9.80kN/2枚 (1.0ｔ/2枚)	梁枠上の全積載荷重 (建枠等の重量は含まない)	ステージとして扱う場合は別途検討する。
7		KA−147			
8		KA−148	7.84ｋN/2枚 (0.8t/2枚)		
9	ジャッキベース	KA−752	21.4(2.175ｔ)	建枠にセットした場合で繰り出し長さ200mm以下とする。	
10	伸縮ブラケット	NKB−500 NKB−750 NKB−1000	2.46(250kg)		水平材の長さは300mm～1150mmとする
11	壁つなぎ	各種	4.42(450kg)	壁、足場と直角に取り付ける	引張、圧縮同強度
12	パイハンガー		片側1.96(200kg)	片側1.96kN(200kg)、両側同時のとき3.92kN(400kg)まで	
13	吊りチェーン	各種	2.36(240kg)	一本吊りのとき	引掛け角度45°以下
			4.22(430kg)	ループ吊りのとき	
14	吊りチェーン用クランプ	M−5U	4.20(430kg)		
15	鋼製足場板	KT−4 KT−2	1.47(150kg)	スパン1800mmで中央集中荷重のとき	
16	ローリングタワー		2.45(250kg)	作業床の面積が2m²以上のとき	組立・使用時の積載荷重
17	ジャッキ付車輪		2.50(255kg)		
18	直交クランプ		4.90(500kg)	締めつけトルク 3.43kN-cm(350kg-cm)程度	
19	自在クランプ		3.43(350kg)		
20	単管ジョイント (かんざしピン仕様)		7.35(750kg)	引っ張り強さ	
			18.6(1.9t)	ℓ＝1800mmに対する座屈強さ	
			59.6kN-cm (6.075t-cm)	許容曲げモーメント	

●許容支持力

材端条件	（注）連携有り	連携なし 使用高さ(m) 2m以下	2～2.5m	2.5～3m	3～3.4m
上下端　木材	19.6kN（2000kg）	19.6kN（2000kg）	17.6kN（1800kg）	13.7kN（1400kg）	9.8kN（1000kg）
上端　木材 下端　仕上げコンクリート	19.6kN（2000kg）	19.6kN（2000kg）	18.6kN（1900kg）	16.6kN（1700kg）	14.7kN（1500kg）

補助サポート	19.6kN（2000kg）	水平つなぎを2方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

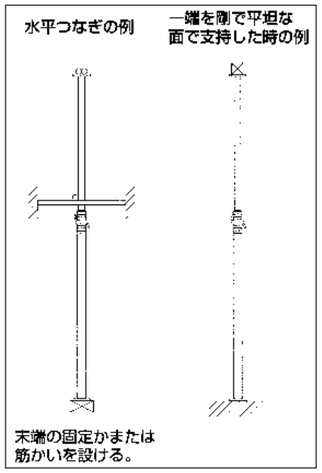

※パイプサポートの許容支持力は、水平つなぎの有無及び材端条件により上記表の通りとする。

※水平つなぎを設け、有効な拘束が行われている場合の許容支持力は、パイプサポートの使用高さに関係なく 19.6kN（2000kg）とする。なお、有効な拘束とは高さ 2m 以内ごとに水平つなぎを二方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止することをいう。

※補助サポート及びピボット型ベース金具をパイプサポートに継ぎ足し使用する場合は、高さ 3.5m を超えるため、水平つなぎを設けることとなり有効な拘束が行われている場合、その許容支持力は 19.6kN（2000kg）とする。

※パイプサポート等を継ぎ足し使用する場合は、労働安全衛生規則第 242 条の規定により 2 本までとし、継ぎ足し方法は、4 以上のボルト又は専用金具をもちいてつなぐこと。

●つなぎ材の取り方

※パイプサポートにつなぎ材（48.6 φ）での補強の際は必ずクランプをご利用ください。

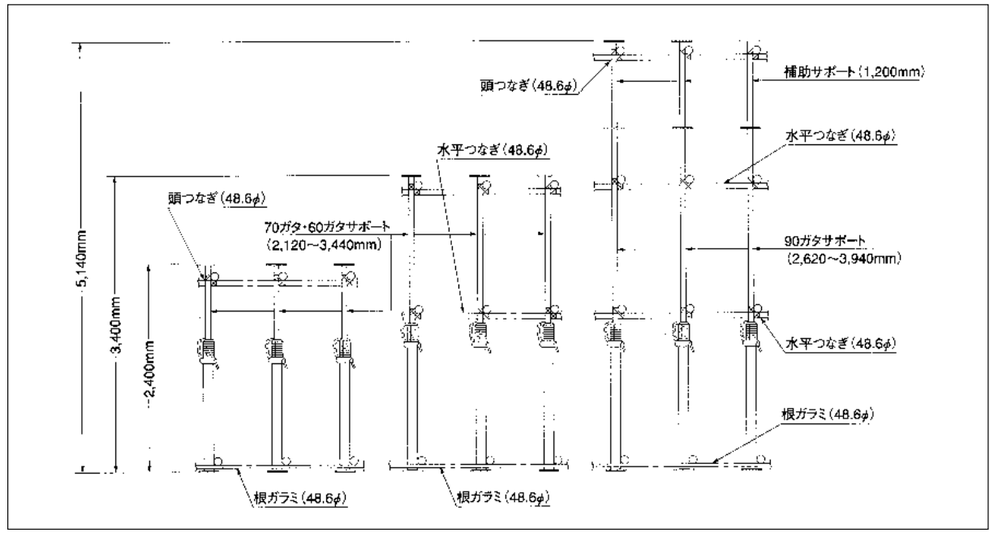

■移動式足場の安全基準に関する技術上の指針抜粋

1 積載荷重

積載荷重（Wkg）は、作業床（Am^2）に応じて次の式によりえられた値とする。

A ≧ 2 のとき W = 250kg

A<2 のとき W = 50 + 100A

2 使用高さ及び脚輪間隔

（1）控枠がない場合：脚輪（キャスター）の下端から作業床までの高さ（H）と移動式足場の外かくを形成する脚輪の主軸間隔（L）とは次の式を満足するものとする。

H ≦ 7.7L − 5.0……(1)

（2）控枠を有する場合（図 1）：控枠を有する構造の移動式足場にあっては（1）式に於ける L の値を次の式により得られる値とすることができる。

L = A + 1/2（B1 + B2）

図 1

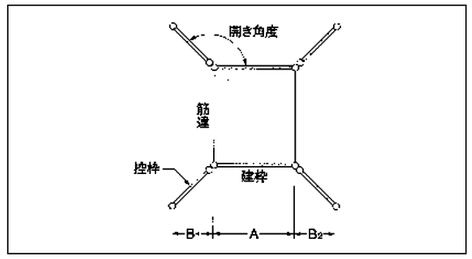

3 脚　輪

（1）車輪の直径は 125mm 以上とする。

（2）主軸は脚柱に対して、かん合性が良好で容易に離脱しない機能を有するものとする。

4 昇降設備

（1）**はしご：**踏さんの長さが 30cm 以上、かつ、踏さんの間隔が 40cm 以下で等間隔であるはしご。

（2）**階段：**こう配が 50 度以下、かつ、幅が 40cm 以上である階段。

5 防護設備

作業床の周囲には、高さ 90cm 以上の丈夫な手すり、中さんおよび高さ 10cm 以上の巾木を設けるものとする。

6 強　度

（1）作業床の床桟に対しては、200kg/m^2 の等分布荷重。

（2）交さ筋違、水平交さ筋違、連けい桟およびこれらの取付部に対しては、100kg の主軸荷重。

（3）脚輪に対しては、200kg の主軸荷重。

（注）荷重の kN 概算値は kg × 9.8/1000 で求める。

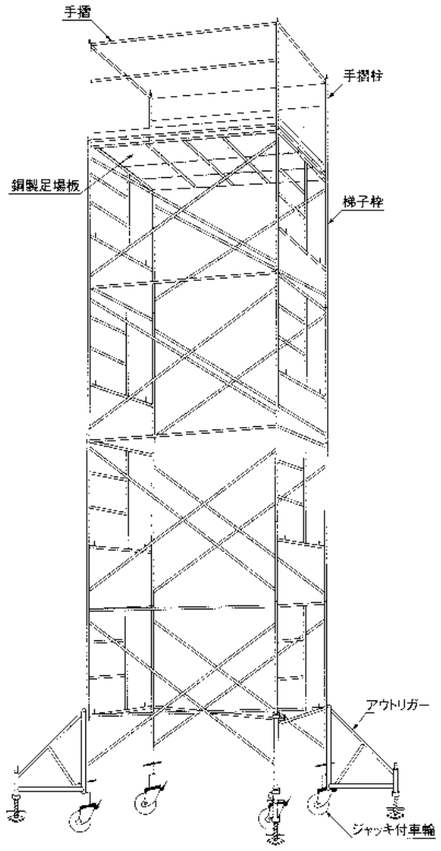

アングルブラケット

種類仕様

（1）本体寸法

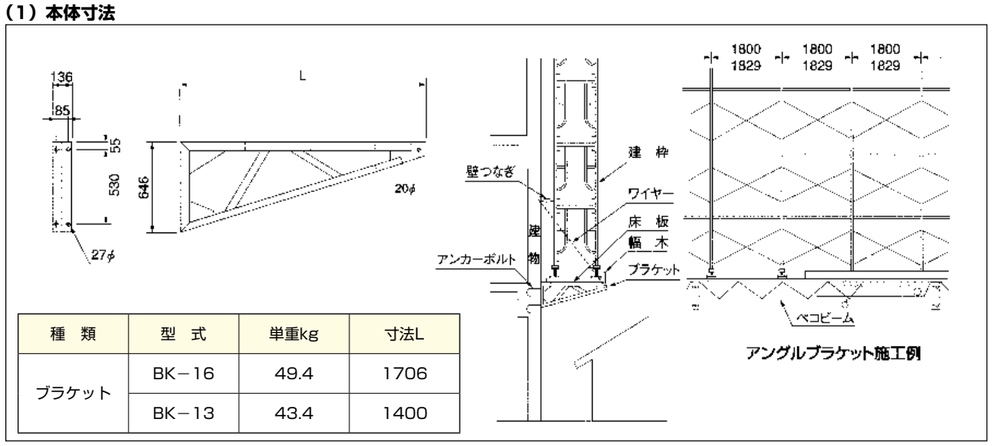

アングルブラケット施工例

種　類	型　式	単重kg	寸法L
ブラケット	BK－16	49.4	1706
	BK－13	43.4	1400

強　度　等

（1）アングルブラケットの許容載荷強度は、使用条件（特に荷重の架かり方）によって変わりますので、計画時には十分な強度検討が必要です。

①許容荷重 P の求め方（ただし、荷重は 2 点均等とします。）

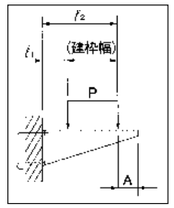

$$M = \frac{P}{2}\ell_1 + \frac{P}{2}\ell_2$$

$$= \frac{P}{2}(\ell_1 + \ell_2) \text{ より}$$

$$P = \frac{2M}{(\ell_1 + \ell_2)}$$

項　　目	BK－16	BK－13
許容曲げモーメントM	3.028ton-m	3.785ton-m
許容荷重Pton	$\frac{6.056^{\text{ton-m}}}{(\ell_1+\ell_2)^{\text{m}}}$	$\frac{7.57^{\text{ton-m}}}{(\ell_1+\ell_2)^{\text{m}}}$
上限荷重Pmax	P≦4.0ton	P≦5.0ton

②荷重点が躯体に近い場合等は、計算上許容荷重 P が上限荷重 Pmax を超えることがありますが、使用上は上限荷重以下として下さい。

◆アングルブラケットの構造上、原則として先端から 170mm より外側（上図 A の箇所）には足場（中心）を建てないで下さい。

（2）アンカーボルトの検討

①アンカーボルトに加わる引抜き力

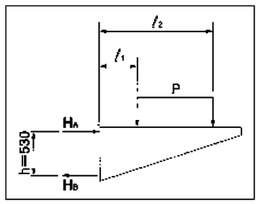

$$M = \frac{P}{2}(\ell_1 + \ell_2) - H_B h = 0 \quad \text{より}$$

$$H_B = \frac{P(\ell_1 + \ell_2)}{2h} = \frac{P(\ell_1 + \ell_2)}{1.06} = H_A$$

◆H_A は上部２本のアンカーに加わる引抜き力ですから、１本あたりはこの 1/2 となります。

◆H_B は圧縮力で、コンクリートに対して負荷される荷重ですが、一般的にはアンカーボルトは４本とも同じものを使用します。

②アンカーボルトの埋込み必要長さ

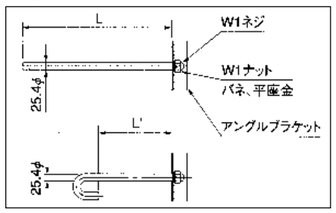

$$T = \frac{H_A}{2\phi L} \quad \text{（1本あたり）より}$$

HA ……（2）－①計算の引抜き力　(kg)
φ ……アンカーボルトの周長　π D（cm）
T ……コンクリートの許容付着力　7.0（kg/cm²）

$$L = \frac{H_A}{2\phi T} = \frac{H_A}{2 \times 3.14 \times 2.54 \times 7}$$

$$\fallingdotseq \frac{H_A}{112} \quad \text{cm 以上（ストレートアンカーの場合）}$$

$$L' = \frac{2}{3}L = \frac{2H_A}{3 \times 112}$$

$$\fallingdotseq \frac{H_A}{168} \quad \text{cm 以上（フック付きアンカーの場合）}$$

③アンカーボルトのせん断強度

アンカーボルトのせん断力については、アングルブラケットの上限許容強度が 5ton（BK-13 の場合）であり、これを４本で支えるので次式によりチェックします。

$$\text{せん断応力 } \tau = \frac{\text{せん断力 Q}}{\text{断面積 A}} = \frac{P/4}{\pi \times d^2/4} = \frac{5000/4}{\pi \times 2.54^2/4} = 246.7 \fallingdotseq 247^{\text{kg/cm}^2} < 900^{\text{kg/cm}^2} \quad \cdots\cdots \text{OK}$$

（SS400 材の許容せん断応力度）

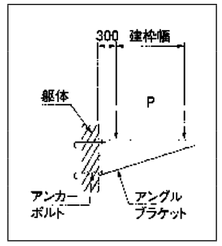

アングルブラケット　取付けアンカーボルトの仕様表

種　類	建枠幅	積載許容荷重 P(ton)	アンカーに生ずる引抜き力 (ton/本)	アンカーボルトの径×数	アンカーボルトの埋め込み長さ ストレート	アンカーボルトの埋め込み長さ フック付き
BK－16	1219	3.3以下	0.86P	φ25.4×4本	15.4P	10.3P
	914	4.0以下	0.72P		12.8P	8.6P
BK－13	914	5.0以下	〃	〃	〃	〃
	610	〃	0.58P		10.2P	6.8P

※埋め込み長さは余裕をみて計算値より長めにして下さい。また、埋め込み最小長さは 15cm 以上として下さい。

◆アングルブラケットに使用するアンカーボルトの標準仕様は、上記のように径が 1 インチ（25.4mm）の丸棒埋込みアンカー（SS400 材）です。このアンカーを使用し、上限強度以内で作業する限り、せん断強度については特に都度計算しなくても安全と言えます。原則としてフック付きをご使用下さい。

◆改修工事等で後付けアンカーを使用しなければならない場合は、計算により求めた引抜き力やせん断力に対して十分安全であるものを使用して下さい。なお詳細については、各専門メーカーにご相談願います。なお、この場合にはブラケットのアンカー取付け用の穴径が 27mm（アタッチは 28mm）に適合するボルトを選定して下さい。

使用上の注意

（1）アングルブラケットは、外足場の基礎に相当するものですから、施工上の十分な安全対策が必要です。

（2）アングルブラケット・アンカーボルトの許容強度および上限荷重を超えて使用しないで下さい。

（3）アングルブラケットの設置間隔は 7.2m 以下として下さい。

（4）アングルブラケットの取付け位置は、原則として躯体の梁やスラブの箇所として下さい。特にベランダの手摺壁等のように、そのまま取付けると危険が予想される箇所は避けて下さい。（右図参照）

（5）荷量の位置とアングルブラケットの許容荷重との関係は下表のようになります。

躯体からの位置ℓ_1	BK－16 建枠の種類　W	BK－16 許容荷重　Pton	BK－13 建枠の種類　W	BK－13 許容荷重　Pton
250	610	4.0	610	5.0
	914	4.0	914	5.0
	1219	3.5	1219	取付け不能
300	610	4.0	610	5.0
	914	4.0	914	5.0
	1219	3.3	1219	取付け不能
350	610	4.0	610	5.0
	914	4.0	※　914	4.6
	※1219	3.1	1219	取付け不能
400	610	4.0	610	5.0
	914	3.5	※　914	4.4
	※1219	2.9	1219	取付け不能
450	610	4.0	610	5.0
	914	3.3	※　914	4.1
	※1219	2.8	1219	取付け不能
500	610	3.7	610	4.7
	914	3.1	914	4.2
	1219	取付け不能	1219	取付け不能

危険な取付け箇所の例

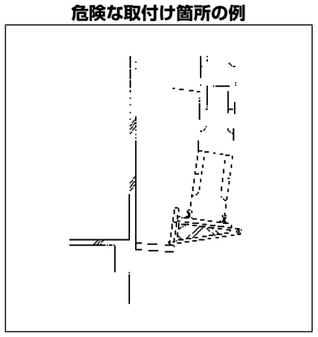

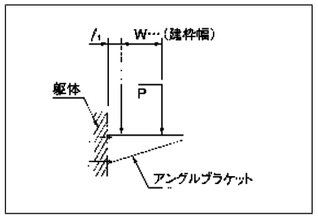

◆表中※印の場合はアタッチメントの併用が条件になります。

●鋼製足場板の強度計算式

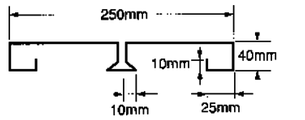

・断　面　積　A = 3.93cm²
・断面二次モーメント　I = 9.94cm⁴
・断　面　係　数　Z = 3.73cm³

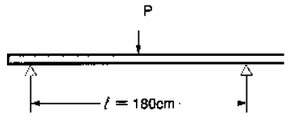

上図のようにスパン180cmの状態で荷重が加わる場合。

(a)　最大許容荷重（Ps）
許容曲げモーメント Ms は（σ = 1900kg/cm² とする）

$$Ms = Z \cdot \sigma = 3.73 \times 1900 = 7{,}087 \text{ kg・cm}$$

$$Ps = \frac{4Ms}{\ell} = \frac{4 \times 7{,}087}{180} = 157.5 \text{ kg}$$

(b)　最大許容荷重時におけるたわみ量δは

$$\delta = \frac{P\ell^3}{48EI} = \frac{150 \times 180^3}{48 \times 2.1 \times 10^6 \times 9.94} = 0.87 \text{ cm}$$

●鋼製足場板の支持間隔（スパン）に対する許容荷重ならびにたわみの関係

支持間隔	90cm	120cm	150cm	180cm
許容荷重	300kg	230kg	180kg	150kg
許容荷重時のたわみ	0.23cm	0.41cm	0.64cm	0.87cm

木製足場板

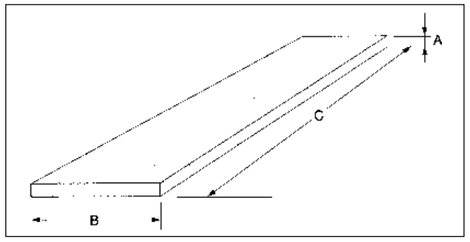

品　名	A(mm)	B(mm)	C(mm)	重量(kg)
合　板	28	240	4000	22
杉	35	200	4000	16

■安全積載荷重（kg）

断面寸法(mm) ＼ 足場板スパン(m)		0.9	1.2	1.5	1.8
合　板	28×240	229	172	138	114
杉	35×200	191	143	114	95

●計算式

$$P = \frac{\sigma bh^2}{1.5\ell}$$

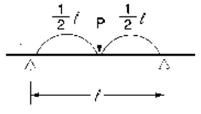

P：荷重（kg）
σ：曲げ応力（kg/cm²）
　合板足場板の許容応力度は 165kg/cm²
　杉足場板の許容応力度は 105kg/cm²
b：巾（cm）
h：厚（cm）
ℓ：スパン

梁	荷重条件	反力 R	最大剪断力 Qmax	最大曲げモーメント Mmax	最大たわみ δmax
片持梁	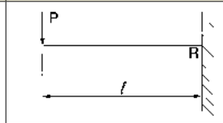	R=P	Qmax=P	Mmax=Pℓ	$\delta max = \frac{P\ell^3}{3EI}$
	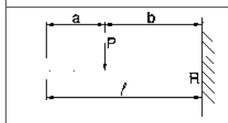	R=P	Qmax=P	Mmax=Pb	$\delta max = \frac{Pb^3}{3EI}(\ell - \frac{3a}{2b})$
	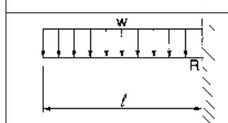	R=wℓ	Qmax=wℓ	$Mmax = \frac{w\ell^2}{2}$	$\delta max = \frac{w\ell^4}{8EI}$
	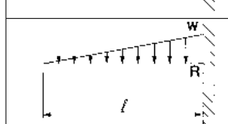	$R = \frac{w\ell}{2}$	$Qmax = \frac{w\ell}{2}$	$Mmax = \frac{w\ell^2}{6}$	$\delta max = \frac{w\ell^4}{30EI}$
単純梁	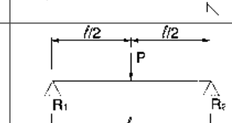	$R_1 = R_2 = \frac{P}{2}$	$Qmax = \frac{P}{2}$	$Mmax = \frac{P\ell}{4}$	$\delta max = \frac{P\ell^3}{48EI}$
	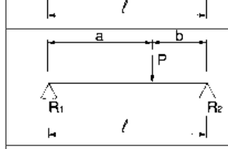	$R_1 = \frac{Pb}{\ell}$ $R_2 = \frac{Pa}{\ell}$	$Qmax = \frac{Pa}{\ell}$	$Mmax = \frac{Pab}{\ell}$	$\delta max = \frac{Pb\sqrt{(\ell^2-b^2)^3}}{9\sqrt{3}EI\ell}$
	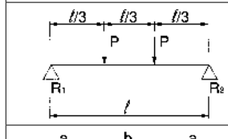	$R_1 = R_2 = P$	Qmax=P	$Mmax = \frac{P\ell}{3}$	$\delta max = \frac{23P\ell^3}{648EI}$
	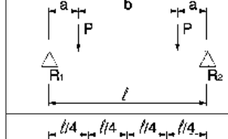	$R_1 = R_2 = P$	Qmax=P	Mmax=Pa	$\delta max = \frac{P\ell^3}{24EI}(\frac{3a}{\ell} - \frac{4a^3}{\ell^3})$
	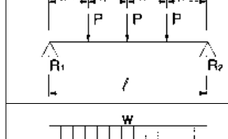	$R_1 = R_2 = \frac{3P}{2}$	$Qmax = \frac{3P}{2}$	$Mmax = \frac{P\ell}{2}$	$\delta max = \frac{19P\ell^3}{384EI}$
	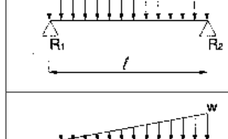	$R_1 = R_2 = \frac{w\ell}{2}$	$Qmax = \frac{w\ell}{2}$	$Mmax = \frac{w\ell^2}{8}$	$\delta max = \frac{5w\ell^4}{384EI}$
	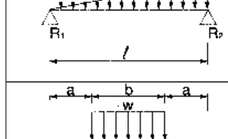	$R_1 = \frac{w\ell}{6}$ $R_2 = \frac{w\ell}{3}$	$Qmax = \frac{w\ell}{3}$	$Mmax = \frac{w\ell^2}{9\sqrt{3}}$	$\delta max = 0.00653\frac{w\ell^4}{EI}$
	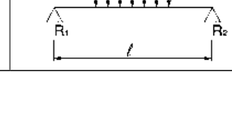	$R_1 = R_2 = \frac{wb}{2}$	$Qmax = \frac{wb}{2}$	$Mmax = \frac{wb}{8}(2\ell - b)$	$\delta max = \frac{wb}{384EI}(8\ell^3 - 4\ell b^2 + b^3)$

材料の許容応力度・ヤング係数

鋼材のＦ値及び許容応力度

(kN/cm^2)

種　類		Ｆ　値	引張・圧縮・曲げ	せん断	支　圧
SS330	鋼材の厚さが16mm以下	20.5	13.7	7.8	20.5
	鋼材の厚さが16mmを超え40mm以下	19.5	13.0	7.4	19.5
	鋼材の厚さが40mmを超えるもの	17.5	11.7	6.7	17.5
SS400	鋼材の厚さが16mm以下	24.5	16.3	9.3	24.5
	鋼材の厚さが16mmを超え40mm以下	23.5	15.7	8.9	23.5
	鋼材の厚さが40mmを超えるもの	21.5	14.3	8.2	21.5
STK400		23.5	15.7	8.9	23.5
STKR400		24.5	16.3	9.3	24.5
SSC400		24.5	16.3	9.3	24.5
STK490		31.5	21.0	12.0	31.5
STKR490		32.5	21.7	12.4	32.5
STK500		35.5	23.7	13.5	35.5
STK540		39.0	26.0	14.8	39.0

●木材及び合板の許容応力度

(kN/cm^2)

種　類		引　張	圧　縮	曲げ	せん断
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、べいまつ、又はべいひ		1.32	1.18	1.32	0.103
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ、又はべいつが		1.03	0.88	1.03	0.074
かし		1.91	1.32	1.91	0.21
くり、なら、ぶな、又はけやき		1.47	1.03	1.47	0.15
合板足場板				1.62	
ラワン合板	表面の繊維に平行方向			1.37	
	表面の繊維に直角方向			0.78	
丸太		使用する材料の種類により上記の4/3倍			

(注)許容応力度の値は、木材の繊維方向の値である。

●各材料のヤング係数

材　料			ヤング係数(kN/cm^2)
鋼			2.1×10^4
アルミニウム合金			7.0×10^3
コンクリート			2.1×10^3
木材	針葉樹	あかまつ、くろまつ、ひのき、つが、べいまつ、又はべいひ	9.0×10^2
		すぎ、もみ、えぞまつ、べいすぎ、又はべいつが	7.0×10^2
	広葉樹	かし	9.8×10^2
		くり、なら、ぶな、又はけやき	8.0×10^2
	ラワン合板	表面の繊維に平行方向	5.5×10^2
		表面の繊維に直角方向	2.0×10^2

(注)　ラワン合板は、厚さ 12mm のものである。

●ラワン合板の繊維方向別・厚さ別ヤング係数

繊維の方向	厚さ(mm)	ヤング係数(kN/cm^2)
表面の繊維に平行方向	12	5.5×10^2
	15	5.1×10^2
	18	4.7×10^2
表面の繊維に直角方向	12	2.0×10^2
	15	
	18	

●ボルト等の許容応力度

(kN/cm^2)

ボルトの種類	許容応力度			
	せん断	引　張	曲　げ	支　圧
高力ボルト(注1)	0.20F	0.42F		F
普通ボルト	0.38F	0.50F		F (注2)
ピン	0.48F		0.9F	
アンカーボルト	0.28F			

(注)　1. 高力ボルトを摩擦接合しないで支圧接合する場合は、普通ボルトの欄の式による。
2. ピンが回転可能な場合は、支圧を 0.5F とする。
3. F 値は材料の降伏強さの値又は、引張強さの値の 4 分の 3 のうちいずれか小さい方の値とする。(kN/cm^2)
4. 許容応力度は、ボルトの軸（外径）断面で算出するものとする。

●高力ボルトのＦ値

(kN/cm^2)

等　級	Ｆ　値
F8T	58.8
F10T	73.6
F11T	80.9

（社）仮設工業会：足場・型枠支保工設計指針より抜粋

断面性能

●円形鋼管

一般構造用炭素鋼鋼管　　材　質　STK

形　状	寸　法(mm) 外径 D	寸　法(mm) 厚さ t	単位重量 kg/m	断面積 cm^2	断面二次モーメント cm^4	断面係数 cm^3	断面二次半径 cm
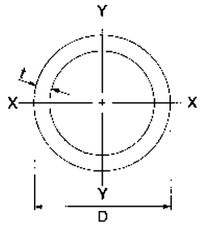	21.7	1.9	0.928	1.182	0.585	0.539	0.703
		2.0	0.972	1.238	0.607	0.560	0.700
	27.2	1.9	1.19	1.510	1.22	0.893	0.897
		2.0	1.24	1.583	1.26	0.930	0.890
		2.3	1.41	1.799	1.41	1.03	0.884
	34.0	2.2	1.73	2.198	2.79	1.64	1.13
		2.3	1.80	2.291	2.89	1.70	1.12
	42.7	2.3	2.29	2.919	5.97	2.80	1.43
		2.4	2.39	3.039	6.19	2.90	1.43
		2.5	2.49	3.157	6.40	3.00	1.42
		2.8	2.76	3.510	7.02	3.29	1.41
	48.6	2.3	2.63	3.345	8.99	3.70	1.64
		2.4	2.73	3.483	9.32	3.83	1.64
		2.5	2.84	3.621	9.65	3.97	1.63
		3.2	3.58	4.564	11.8	4.86	1.61
	60.5	2.3	3.30	4.203	17.8	5.89	2.06
		2.8	3.98	5.073	21.2	7.00	2.04
		3.2	4.52	5.760	23.7	7.84	2.03

●角形鋼管

一般構造用角形鋼管　　材　質　STKR

形　状	寸　法(mm) 辺の長さ A×B	寸　法(mm) 厚さ t	単位重量 kg/m	断面積 cm^2	断面二次モーメント cm^4 I_X	断面二次モーメント cm^4 I_Y	断面係数 cm^3 Z_X	断面係数 cm^3 Z_Y	断面二次半径 cm i_X	断面二次半径 cm i_Y
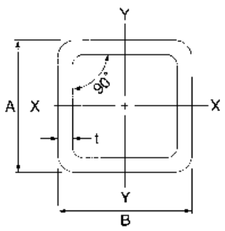	40×40	1.6	1.88	2.392	5.79	5.79	2.9	2.9	1.56	1.56
		2.0	2.31	2.937	6.94	6.94	3.47	3.47	1.54	1.54
		2.3	2.62	3.332	7.73	7.73	3.86	3.86	1.52	1.52
	50×50	1.6	2.38	3.032	11.7	11.7	4.68	4.68	1.96	1.96
		2.0	2.93	3.737	14.1	14.1	5.66	5.66	1.95	1.95
		2.3	3.34	4.252	15.9	15.9	6.34	6.34	1.93	1.93
		3.2	4.50	5.727	20.4	20.4	8.16	8.16	1.89	1.89
	60×60	1.6	2.88	3.672	20.7	20.7	6.89	6.89	2.37	2.37
		2.3	4.06	5.172	28.3	28.3	9.44	9.44	2.34	2.34
		3.2	5.50	7.007	36.9	36.9	12.3	12.3	2.30	2.30
	75×75	1.6	3.64	4.632	41.3	41.3	11.0	11.0	2.99	2.99
		2.3	5.14	6.552	57.1	57.1	15.2	15.2	2.95	2.95
		3.2	7.01	8.927	75.5	75.5	20.1	20.1	2.91	2.91
		4.5	9.55	12.17	98.6	98.6	26.3	26.3	2.85	2.85
	80×80	2.3	5.50	7.012	69.9	69.9	17.5	17.5	3.16	3.16
		3.2	7.51	9.567	92.7	92.7	23.2	23.2	3.11	3.11
		4.5	10.3	13.07	122	122	30.4	30.4	3.05	3.05
	90×90	2.3	6.23	7.932	101	101	22.4	22.4	3.56	3.56
		3.2	8.51	10.85	135	135	29.9	29.9	3.52	3.52
		4.5	11.7	14.87	178	178	39.5	39.5	3.46	3.46
	100×100	2.3	6.95	8.852	140	140	27.9	27.9	3.97	3.97
		2.6	7.82	9.956	156	156	31.2	31.2	3.96	3.96
		3.2	9.52	12.13	187	187	37.5	37.5	3.93	3.93
		4.0	11.7	14.95	226	226	45.3	45.3	3.89	3.89
		4.5	13.1	16.67	249	249	49.9	49.9	3.87	3.87

一般構造用角形鋼管　　材　質　STKR

形　状	寸　法(mm) 辺の長さ A×B	寸　法(mm) 厚さ t	単位重量 kg/m	断面積 cm^2	断面二次モーメント cm^4 I_X	断面二次モーメント cm^4 I_Y	断面係数 cm^3 Z_X	断面係数 cm^3 Z_Y	断面二次半径 cm i_X	断面二次半径 cm i_Y
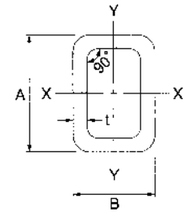	50×30	1.6	1.88	2.392	7.96	3.60	3.18	2.40	1.82	1.23
		2.3	2.62	3.332	10.6	4.76	4.25	3.17	1.79	1.20
	60×30	1.6	2.13	2.712	12.5	4.25	4.16	2.83	2.15	1.25
		2.3	2.98	3.792	16.8	5.65	5.61	3.76	2.11	1.22
		3.2	2.99	5.087	21.4	7.08	7.15	4.72	2.05	1.18
	75×45	1.6	2.88	3.672	28.4	12.9	7.56	5.75	2.78	1.88
		2.3	4.06	5.172	38.9	17.6	10.4	7.82	2.74	1.84
		3.2	5.50	7.007	50.8	22.8	13.5	10.1	2.69	1.80
	80×40	1.6	2.88	3.672	30.7	10.5	7.68	5.26	2.89	1.69
		2.3	4.06	5.172	42.1	14.3	10.5	7.14	2.85	1.66
		3.2	5.50	7.007	54.9	18.4	13.7	9.21	2.80	1.62
	100×50	1.6	3.64	4.632	61.3	21.1	12.3	8.43	3.64	2.13
		2.3	5.14	6.552	84.8	29.0	17.0	11.6	3.60	2.10
		3.2	7.01	8.927	112	38.0	22.5	15.2	3.55	2.06
		4.5	9.55	12.7	147	48.9	29.3	19.5	3.47	2.00
	125×75	2.3	6.95	8.852	192	87.5	30.6	23.3	4.65	3.14
		3.2	9.52	12.13	257	117	41.1	31.1	4.60	3.10
		4.0	11.7	14.95	311	141	49.7	37.5	4.56	3.07
		4.5	13.1	16.67	342	155	54.8	41.2	4.53	3.04
		6.0	17.0	21.63	428	192	68.5	51.1	4.45	2.98
	130×70	2.3	6.95	8.853	201	79.27	31.0	22.65	4.77	2.97

●丸　　鋼

熱間圧延棒鋼　　材　質　SS400

形　状	寸　法(mm) 径 D	単位重量 kg/m	断面積 cm^2	断面二次モーメント cm^4	断面係数 cm^3	断面二次半　径 cm
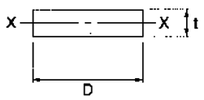	9	0.499	0.6362	0.03	0.07	0.23
	10	0.617	0.7854	0.05	0.10	0.25
	13	1.04	1.327	0.14	0.22	0.33
	16	1.58	2.011	0.32	0.40	0.40
	19	2.23	2.835	0.64	0.67	0.48
	22	2.93	3.801	1.15	1.05	0.56
	25	3.85	4.91	1.92	1.53	0.63
	30	5.55	7.07	3.98	2.65	0.75
	36	7.99	10.2	8.24	4.53	0.90
	50	15.4	19.6	33.7	12.2	1.25

●平　　鋼

熱間圧延平鋼　　材　質　SS400

形　状	寸　法(mm) 巾 D	寸　法(mm) 厚さ t	単位重量 kg/m	断面積 cm^2	断面二次モーメント cm^4	断面係数 cm^3	断面二次半　径 cm
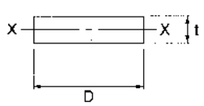	38	3	0.89	1.14	0.09	0.06	0.09
	50	6	2.36	3.0	0.17	0.30	0.17
	50	9	3.53	4.5	0.26	0.67	0.26
	65	6	3.06	3.90	0.17	0.39	0.17
	75	6	3.53	4.50	0.17	0.45	0.17
	75	9	5.30	6.75	0.26	1.01	0.26
	90	9	6.38	8.10	0.26	1.22	0.26
	100	9	7.07	9.00	0.26	1.35	0.26

断面性能

●溝形鋼

熱間圧延形鋼　　材　質　SS400

形　状	寸　法(mm)					単位重量 kg/m	断面積 cm^2	断面二次モーメント cm^4		断面係数 cm^3		断面二次半径 cm	
	辺の長さ A×B	厚さ t_1	厚さ t_2	半径 r_1	半径 r_2			I_X	I_Y	Z_X	Z_Y	i_X	i_Y
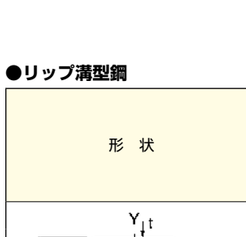	75×40	5	7	8	4	6.92	8.818	75.9	12.4	20.2	4.54	2.93	1.19
	100×50	5	7.5	8	4	9.36	11.92	189	26.9	37.8	7.82	3.98	1.50
	125×65	6	8	8	4	13.4	17.11	425	65.5	68.0	14.4	4.99	1.96
	150×75	6.5	10	10	5	18.6	23.71	864	122	115	23.6	6.04	2.27
	150×75	9	12.5	15	7.5	24.0	30.59	1050	147	140	28.3	5.86	2.19
	180×75	7	10.5	11	5.5	21.4	27.20	1380	137	154	25.5	7.13	2.24
	200×80	7.5	11	12	6	24.6	31.33	1950	177	195	30.8	7.89	2.38
	200×90	8	13.5	14	7	30.3	38.65	2490	286	249	45.9	8.03	2.72
	250×90	9	13	14	7	34.6	44.07	4180	306	335	46.5	9.74	2.64
	300×90	9	13	14	7	38.1	48.57	6440	325	429	48.0	11.5	2.59

●等辺山形鋼

熱間圧延形鋼　　材　質　SS400

形　状	寸　法(mm)				単位重量 kg/m	断面積 cm^2	断面二次モーメント cm^4	断面係数 cm^3	断面二次半径 cm
	辺の長さ A×B	厚さ t	半径 r_1	半径 r_2					
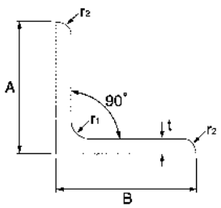	40×40	5	4.5	3	2.95	3.755	5.42	1.91	1.20
	45×45	5	6.5	3	3.38	4.302	7.91	2.46	1.36
	50×50	6	6.5	4.5	4.43	5.644	12.6	3.55	1.50
	65×65	6	8.5	4	5.91	7.527	29.4	6.27	1.98
	65×65	8	8.5	6	7.66	9.761	36.8	7.97	1.94
	75×75	6	8.5	4	6.85	8.727	46.1	8.47	2.30
	75×75	9	8.5	6	9.96	12.69	64.4	12.1	2.25
	90×90	7	10	5	9.57	12.22	93.0	14.2	2.76
	90×90	10	10	7	13.3	17.0	125	19.5	2.71
	100×100	7	10	5	10.7	13.62	129	17.7	3.08
	100×100	10	10	7	14.9	19.00	175	24.4	3.03

●リップ溝型鋼　　材質　SS400

形　状	寸　法(mm)		単位重量 kg/m	断面積 cm^2	断面二次モーメント cm^4		断面係数 cm^3		断面二次半径 cm	
	辺の長さ A×B×C	厚さ t			I_X	I_Y	Z_X	Z_Y	i_X	i_Y
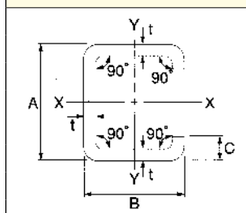	60×30×10	2.3	2.25	2.872	15.6	3.32	3.88	1.32	2.37	1.11
	75×45×15	2.3	3.25	4.137	37.1	11.8	9.90	4.24	3.0	1.69
	90×45×20	3.2	5.0	6.367	76.9	18.3	17.1	6.57	3.48	1.69
	100×50×20	2.3	4.06	5.172	80.7	19.0	16.1	6.06	3.95	1.92
	100×50×20	3.2	5.50	7.007	102	24.5	21.3	7.81	3.9	1.87
	125×50×20	3.2	6.13	7.807	181	26.6	29.0	8.02	4.82	1.85
	150×50×20	3.2	6.76	8.607	280	28.3	37.4	8.19	5.71	1.84
	150×75×25	3.2	8.26	10.53	375	83.6	50.0	17.3	5.97	2.83

●H形鋼　　材　質　SS400

形　状	寸　法(mm)				単位重量 kg/m	断面積 cm^2	断面二次モーメント cm^4		断面係数 cm^3		断面二次半径 cm	
	長さ A×B	厚さ t_1	厚さ t_2	半径 r			I_X	I_Y	Z_X	Z_Y	i_X	i_Y
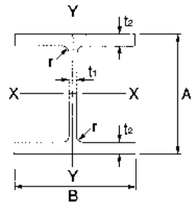	100×100	6	8	8.0	16.9	21.59	378	134	75.6	26.7	4.18	2.49
	125×125	6.5	9	8.0	23.6	30	839	293	134	46.9	5.29	3.13
	150×150	7	10	8.0	31.1	39.65	1620	563	216	75.1	6.4	3.77
	175×175	7.5	11	13.0	40.4	51.42	2900	984	331	112	7.5	4.37
	200×200	8	12	13.0	49.9	63.53	4720	1600	472	160	8.62	5.02
	250×250	9	14	13.0	71.8	91.43	10700	3650	860	292	10.8	6.32
	300×300	10	15	13.0	93	118.4	20200	6750	1350	450	13.1	7.55
	350×350	12	19	13.0	135	171.9	39800	13600	2280	776	15.2	8.89
	400×400	13	21	22.0	172	218.7	66600	22400	3330	1120	17.5	10.1
	588×300	12	20	13.0	147	187.2	114000	9010	3890	601	24.7	6.94
	594×302	14	23	13.0	170	217.1	134000	10600	4500	700	24.8	6.98

●木　材

品　名 形　状		寸　法(mm)		断面積 cm^2 a	単位重量 kg/m	断面二次モーメント cm^4		断面二次半径 cm		断面係数 cm^3	
		A	B			I_X	I_Y	i_X	i_Y	Z_X	Z_Y
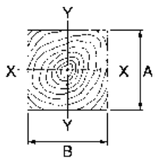 バタ角	90□	85	85	72.25	5.78	435.0		2.453		102.3	
		90	90	81.00	6.48	546.7		2.598		121.5	
	100□	97	97	94.09	7.53	737.7		2.800		152.1	
		100	100	100.0	8.00	833.3		2.886		166.6	
	105□	103	103	106.1	8.49	937.9		2.973		182.1	
		105	105	110.3	8.82	1012		3.031		192.9	
	120□	115	115	132.3	10.58	1457		3.319		253.4	
		120	120	144.0	11.52	1728		3.464		288.0	
	150□	145	145	210.3	16.82	3683		4.185		508.1	
		150	150	225.0	18.00	4218		4.330		562.5	
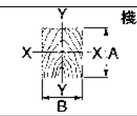 桟木		60	30	18.00	1.44	54.00	13.50	1.732	0.866	18.00	9.000
		50	27	13.50	1.08	28.12	8.201	1.443	0.779	11.25	6.075
		50	25	12.50	1.00	26.04	6.510	1.443	0.721	10.41	5.208
		48	24	11.52	0.92	22.11	5.529	1.385	0.692	9.216	4.608
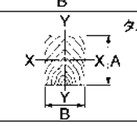 タル木		45	40	18.00	1.44	30.37	24.00	1.299	1.154	13.50	12.0
		45	36	16.20	1.30	27.33	17.49	1.299	1.039	12.15	9.720
		40	36	14.40	1.15	19.20	15.55	1.154	1.039	9.600	8.640
		40	30	12.00	0.96	16.00	9.000	1.154	0.866	8.000	6.000
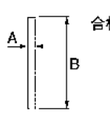 合板パネル		12	600	72	5.76	8.64		0.346		14.4	
		12	900	108	8.64	12.96		0.346		21.6	
		12	1000	120	9.60	14.40		0.346		24.0	
		12	1800	216	17.28	25.92		0.346		43.2	
		12	2000	240	19.20	28.80		0.346		48.0	

（単位重量は比重 0.8 で表示）

断面性能算出公式

断　面	断　面　積 A〔cm²〕	重心軸から縁までの距離 y〔cm〕	断面二次モーメント I〔cm⁴〕	断面係数 Z〔cm³〕=I/y	断面二次半径 i〔cm〕
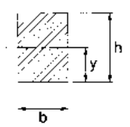	bh	$\frac{h}{2}$	$\frac{bh^3}{12}$	$\frac{bh^2}{6}$	$\frac{h}{\sqrt{12}}=0.289h$
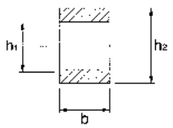	$b(h_2-h_1)$	$\frac{h_2}{2}$	$\frac{1}{12}b(h_2^3-h_1^3)$	$\frac{1}{6}\cdot\frac{b(h_2^3-h_1^3)}{h_2}$	$\sqrt{\frac{1}{12}\cdot\frac{h_2^3-h_1^3}{h_2-h_1}}$
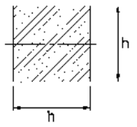	h^2	$\frac{h}{2}$	$\frac{h^4}{12}$	$\frac{h^3}{6}$	$\frac{h}{\sqrt{12}}$
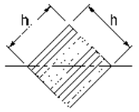	h^2	$\frac{h}{\sqrt{2}}$	$\frac{h^4}{12}$	$\frac{\sqrt{2}h^3}{12}=0.118h^3$	$\frac{h}{\sqrt{12}}=0.289h$
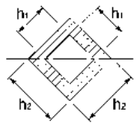	$h_2^2-h_1^2$	$\frac{h_2}{\sqrt{2}}$	$\frac{1}{12}(h_2^4-h_1^4)$	$\frac{\sqrt{2}}{12}\cdot\frac{h_2^4-h_1^4}{h_2}$	$\sqrt{\frac{1}{12}\cdot(h_2^2-h_1^2)}$
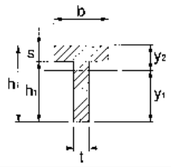	b_0+h_1t	$y_2=\frac{th^2+(b-t)s^2}{2A}$ $y_1=h-y_2$	$\frac{th^3+(b-t)s^3}{3}-Ay_2^2$	$Z_1=\frac{I}{y_1}$ $Z_2=\frac{I}{y_2}$	$\sqrt{\frac{I}{A}}$
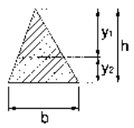	$\frac{bh}{2}$	$y_1=\frac{2h}{3}$ $y_2=\frac{h}{3}$	$\frac{bh^3}{36}$	$Z_1=\frac{bh^2}{24}$ $Z_2=\frac{bh^2}{12}$	$\frac{h}{\sqrt{18}}=0.236h$
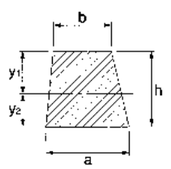	$\frac{(a+b)h}{2}$	$y_1=\frac{1}{3}\cdot\frac{2a+b}{a+b}h$ $y_2=\frac{1}{3}\cdot\frac{a+2b}{a+b}h$	$\frac{a^2+4ab+b^2}{36(a+b)}h^3$	$Z_1=\frac{a^2+4ab+b^2}{12(2a+b)}h^2$ $Z_2=\frac{a^2+4ab+b^2}{12(a+2b)}h^2$	$\frac{h\sqrt{2(a^2+4ab+b^2)}}{6(a+b)}$

断　面	断　面　積 A〔cm²〕	重心軸から縁までの距離 y〔cm〕	断面二次モーメント I〔cm⁴〕	断面係数 Z〔cm³〕=I/y	断面二次半径 i〔cm〕
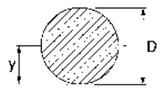	$\frac{\pi D^2}{4}$	$\frac{D}{2}$	$\frac{\pi D^4}{64}$	$\frac{\pi D^3}{32}$	$\frac{D}{4}$
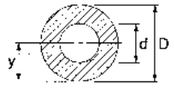	$\frac{\pi}{4}(D^2-d^2)$	$\frac{D}{2}$	$\frac{\pi}{64}(D^4-d^4)$	$\frac{\pi}{32}\cdot\frac{D^4-d^4}{D}$	$\frac{\sqrt{D^2-d^2}}{4}$
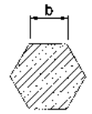	$\frac{3\sqrt{3}}{2}b^2$	$\frac{\sqrt{3}}{2}b$	$\frac{5\sqrt{3}}{16}b^4$	$\frac{5}{8}b^3$	$\sqrt{\frac{5}{24}}b$
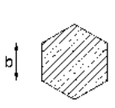	$\frac{3\sqrt{3}}{2}b^2$	b	$\frac{5\sqrt{3}}{16}b^4$	$\frac{5\sqrt{3}}{16}b^3$	$\sqrt{\frac{5}{24}}b$
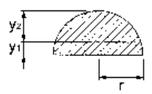	$\frac{\pi}{2}r^2$	$y_2=\frac{(3\pi-4)r}{3\pi}$ $y_1=\frac{4r}{3\pi}$	$\left(\frac{\pi}{8}-\frac{8}{9\pi}\right)r^4$	$Z_2=\frac{I}{y_2}=0.1908r^3$ $Z_1=\frac{I}{y_1}=0.2587r^3$	$\sqrt{\frac{9\pi^2-64}{36\pi^2}}\cdot r$ $(=0.2643r)$
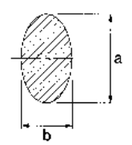	$\frac{\pi ab}{4}$	$\frac{a}{2}$	$\frac{\pi}{64}ba^3$	$\frac{\pi}{32}ba^2$	$\frac{a}{4}$
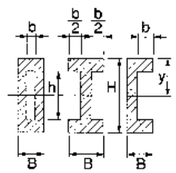	$BH-bh$	$\frac{H}{2}$	$\frac{1}{12}(BH^3-bh^3)$	$\frac{1}{6H}(BH^3-bh^3)$	$\sqrt{\frac{BH^3-bh^3}{12(BH-bh)}}$
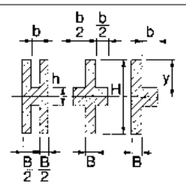	$BH+bh$	$\frac{H}{2}$	$\frac{1}{12}(BH^3+bh^3)$	$\frac{1}{6H}(BH^3-bh^3)$	$\sqrt{\frac{BH^3-bh^3}{12(BH+bh)}}$

労働安全衛生法／同施行令

第３章　安全衛生管理体制

（作業主任者）

第14条　事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

※ 労働安全衛生法施行令

（作業主任者を選任すべき作業）

第6条　法第十四条 の政令で定める作業は、次のとおりとする。

1～8　省略

8の2　コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業

9　掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業（第11号に掲げる作業を除く。）

10　土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業

10の2～13　省略

14　型わく支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持する仮設の設備をいう。以下同じ。）の組立て又は解体の作業

15　つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

15の2　建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業

15の3　橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業

15の4　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号 に規定する軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業

15の5　コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業

16　橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30メートル以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業

14～22　省略

23　石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業

第４章　労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

（事業者の講ずべき措置等）

第20条　事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1　機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

2　爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

3　電気、熱その他のエネルギーによる危険

第21条　事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2　事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第23条　事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第５章　機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

（譲渡等の制限等）

第42条　特定機械等以外の機械等で、～略～ 危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

※ 労働安全衛生法施行令

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第13条　1～2

3　法第42条 の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

1～9　省略

10　型わく支保工用のパイプサポート、補助サポート及びウイングサポート

11　別表第8に掲げる鋼管足場用の部材及び附属金具

12　つり足場用のつりチエーン及びつりわく

13　合板足場板（アピトン又はカポールをフエノール樹脂等により接着したものに限る。）

14以下　省略

第８章　免許等

（技能講習）

第76条　第14条又は第61条第1項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、別表第18に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2　技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3　技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 10 章　監督等

（計画の届出等）

第88条　事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2　前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項本文の事業者を除く。）について準用する。

3　事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

5　事業者は、第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第3項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

6　前3項の規定（前項の規定のうち、第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

7　労働基準監督署長は第1項（第2項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第3項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

8　厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第3項又は第4項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

労働安全衛生規則

目　次

第１編　通　則

第２章　安全衛生管理体制
第５節　作業主任者 …… P131
第 16 条　作業主任者の選任
第 17 条　作業主任者の職務の分担
第 18 条　作業主任者の氏名等の周知

第３章　機械等並びに危険物及び有害物に関する規制
第１節　機械等に関する規制 …… P 131
第 27 条　規格に適合した機械等の使用

第９章　監督等 …… P 131
第 84 条 -2　計画の届出を要しない仮設の建設物等
第 85 条　計画の届出等
第 88 条　計画の届出をすべき機械等
第 89 条 -2　仕事の範囲
第 91 条　建設業に係る計画の届出
第 92 条 -2　資格を有する者の参画に係る工事又は仕事の範囲
第 92 条 -3　計画の作成に参画する者の資格

第２編　安全基準

第３章　型わく支保工
第１節　材料等 …… P 133
第 237 条　材　料
第 238 条　主要な部分の鋼材
第 239 条　型わく支保工の構造

第２節　組立て等の場合の措置 …… P 133
第 240 条　組立図
第 241 条　許容応力の値
第 242 条　型枠支保工についての措置等
第 243 条　段状の型わく支保工
第 244 条　コンクリートの打設の作業
第 245 条　型わく支保工の組立て等の作業
第 246 条　型枠支保工の組立て等作業主任者の選任
第 247 条　型枠支保工の組立て等作業主任者の職務

第９章　墜落、飛来崩壊等による危険の防止
第１節　墜落等による危険の防止 …… P 135
第 518 条　作業床の設置等
第 521 条　安全帯等の取付設備等
第 522 条　悪天候時の作業禁止
第 523 条　照度の保持
第 524 条　スレート等の屋根上の危険の防止
第 526 条　昇降するための設備の設置等
第 527 条　移動はしご
第 528 条　脚　立
第 529 条　建築物等の組立て、解体又は変更の作業
第 530 条　立入禁止

第２節　飛来崩壊災害による危険の防止 …… P 136
第 534 条　地山の崩壊等による危険の防止
第 536 条　高所から物体投下による危険の防止
第 537 条　物体の落下による危険の防止
第 538 条　物体の飛来による危険の防止
第 539 条　保護帽の着用

第１０章　通路、足場等
第１節　通路等 …… P 136
第 540 条　通　路
第 541 条　通路の照明
第 542 条　屋内に設ける通路
第 544 条　作業場の床面
第 552 条　架設通路
第 556 条　はしご道

第２節　足場
第１款　材料等 …… P 137
第 559 条　材料等
第 560 条　鋼管足場に使用する鋼管等
第 561 条　構　造
第 562 条　最大積載荷重
第 563 条　作業床

第２款　足場の組立て等における危険の防止 …… P 138
第 564 条　足場の組立て等の作業
第 565 条　足場の組立て等作業主任者の選任
第 566 条　足場の組立て等作業主任者の職務
第 567 条　点　検
第 568 条　つり足場の点検

第４款　鋼管足場 …… P 139
第 570 条　鋼管足場
第 571 条　鋼管規格に適合する鋼管足場
第 572 条　鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場
第 573 条　鋼管の強度の識別

第５款　つり足場 …… P 139
第 574 条　つり足場
第 575 条　作業禁止

第１１章　作業構台 …… P 140
第 575 条 -2　材料等
第 575 条 -3　構　造
第 575 条 -4　最大積載荷重
第 575 条 -5　組立図
第 575 条 -6　作業構台についての措置
第 575 条 -7　作業構台の組立て等の作業
第 575 条 -8　点　検

第４編　特別規制

第１章　特定元方事業者等に関する特別 …… P 141
第 646 条　型わく支保工についての措置
第 654 条　架設通路についての措置
第 655 条　足場についての措置
第 655 条 -2　作業構台についての措置

第１編　通　則

第２章　安全衛生管理体制

第５節　作業主任者

（作業主任者の選任）

第16条　法第 14 条 の規定による作業主任者の選任は、別表第 1 の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2　省　略

別表第 1（第 16 条、第 17 条関係）

作業の区分	資格を有する者	名　称
令第6条第14号の作業[型わく支保工の組立て又は解体の作業]	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	型枠支保工の組立て等作業主任者
令第6条第15号の作業[つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業]	足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	足場の組立て等作業主任者

（作業主任者の職務の分担）

第17条　事業者は、別表第 1 の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を 2 人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

（作業主任者の氏名等の周知）

第18条　事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

第３章　機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第１節　機械等に関する規制

（規格に適合した機械等の使用）

第27条　事業者は、法別表第 2 に掲げる機械等及び令第 13 条第 3 項 各号に掲げる機械等については、法第 42 条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

第９章　監督等

（計画の届出を要しない仮設の建設物等）

第84条の2　法第 88 条第 1 項 の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は機械等は、次に該当する建設物又は機械等で、6 月未満の期間で廃止するもの（高さ及び長さがそれぞれ 10 メートル以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ 10 メートル以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が 60 日未満のもの）とする

1　その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が 2.2 キロワット未満である建設物

2　原動機の定格出力が 1.5 キロワット未満である機械等（法第 37 条第 1 項 の特定機械等を除く。次号及び第 89 条第 1 号において同じ。）

3　別表第 6 の 2 に掲げる業務を行わない建設物又は機械等

（計画の届出等）

第85条　法第 88 条第 1 項 の規定による届出をしようとする者は、様式第 20 号による届書に次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

1　事業場の周囲の状況及び 4 隣との関係を示す図面
2　敷地内の建設物及び主要な機械等の配置を示す図面
3　原材料又は製品の取扱い、製造等の作業の方法の概要を記載した書面
4　建築物（前号の作業を行なうものに限る。）の各階の平面図及び断面図並びにその内部の主要な機械等の配置及び概要を示す書面又は図面
5　前号の建築物その他の作業場における労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

2　建設物又は機械等の一部を設置し、移転し、又は変更しようとするときは、前項の規定による届出は、その部分についてのみ行なえば足りるものとする。

第86条　別表第 7 の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者が法第 88 条第 1 項 の規定による届出をしようとするときは、様式第 20 号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2　前項の規定による届出をする場合における前条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

1　建設物又は他の機械等とあわせて別表第 7 の上欄に掲げる機械等について法第 88 条第 1 項 の規定による届出をしようとする場合にあつては、前条第 1 項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項に規定する届書又は書面若しくは図面等の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとすること。

2　別表第 7 の上欄に掲げる機械等のみについて法第 88 条第 1 項 の規定による届出をする場合にあつては、前条第 1 項の規定は適用しないものとすること。

3　省　略。

別表第7（第 86 条、第 88 条関係）

10型わく支保工（支柱の高さが3.5m以上のものに限る。）	1　打設しようとするコンクリート構造物の概要 2　構造、材質及び主要寸法 3　設置期間	組立図及び配置図
11架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る。）	1　設置箇所 2　構造、材質及び主要寸法 3　設置期間	平面図、側面図及び断面図
12足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限る。）	1　設置箇所 2　種類及び用途 3　構造、材質及び主要寸法	組立図及び配置図

労働安全衛生規則

（計画の届出をすべき機械等）

第88条　法第 88 条第 2 項 の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第 7 の上欄に掲げる機械等（同表の 21 の項の上欄に掲げる機械等にあつては放射線装置に限る。次項において同じ。）とする。

2　第 86 条第 1 項の規定は、別表第 7 の上欄に掲げる機械等について法第 88 条第 2 項 において準用する同条第 1 項 の規定による届出をする場合に準用する。

3　省　略。

第89条　法第 88 条第 2 項 において準用する同条第 1 項 の厚生労働省令で定める仮設の機械等は、次のとおりとする。

1　機械集材装置、運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）、架設通路及び足場以外の機械等（令第 6 条第 14 号 の型わく支保工（以下「型わく支保工」という。）を除く。）で、6 月未満の期間で廃止するもの

2　機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が 60 日未満のもの

（仕事の範囲）

第89条の2　省　略

第90条　法第 88 条第 4 項 の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

1　高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事

2　最大支間 50 メートル以上の橋梁の建設等の仕事

2 の 2　最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の場所において行われるものに限る。）

3　ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）

4　掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事

5　圧気工法による作業を行う仕事

5 の 2　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物（第 293 条において「耐火建築物」という。）又は同法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（第 293 条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

5 の 3　ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事

6　掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

7　坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

（建設業に係る計画の届出）

第91条　建設業に属する事業の仕事について法第 88 条第 3 項 の規定による届出をしようとする者は、様式第 21 号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第 21 号の 2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合においては、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

1　仕事を行う場所の周囲の状況及び 4 隣との関係を示す図面

2　建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面

3　工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

4　工法の概要を示す書面又は図面

5　労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

6　工程表

2　前項の規定は、法第 88 条第 4 項 の規定による届出について準用する。この場合において、同項 中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

（資格を有する者の参画に係る工事又は仕事の範囲）

第92条の2　法第 88 条第 5 項 の厚生労働省令で定める工事は、別表第 7 の上欄第 10 号及び第 12 号に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事とする。

2　法第 88 条第 5 項 の厚生労働省令で定める仕事は、第 90 条第 1 号から第 5 号までに掲げる仕事（同条第 1 号から第 3 号までに掲げる仕事にあつては、建設の仕事に限る。）とする。

（計画の作成に参画する者の資格）

第92条の3　法第 88 条第 5 項 の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第 9 の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第 9（第 92 条の 3 関係）

工事又は仕事の区分	資　格
別表第7の上欄第10号に掲げる機械等に係る工事 型わく支保工（支柱の高さが3.5m以上のものに限る。）	1　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当する者 (1) 型枠支保工に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること。 (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第12条の1級建築士試験に合格したこと。 (3) 建設業法施行令第27条の3に規定する1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。 2　労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの 3　その他厚生労働大臣が定める者
別表第7の上欄第12号に掲げる機械等に係る工事 足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10m以上の構造のものに限る。）	1　次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当する者 (1) 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること。 (2) 建築士法第12条の1級建築士試験に合格したこと。 (3) 建設業法施行令第27条の3に規定する1級土木施工管理技術検定又は1級建築施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。 2　労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築である者 3　その他厚生労働大臣が定める者

第２編　安全基準

第３章　型わく支保工

第１節　材料等

（材　料）

第237条　事業者は、型わく支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない。

（主要な部分の鋼材）

第238条　事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格G 3106（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本工業規格G 3350（建築構造用冷間成形軽量形鋼）に定める規格に適合するもの又は日本工業規格Z 2241（金属材料引張試験方法）に定める方法による試験において、引張強さの値が 330 ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。

鋼材の種類	引張強さ（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）	伸び（単位　パーセント）
鋼　管	330以上400未満	25以上
	400以上490未満	20以上
	490以上	10以上
鋼板、形鋼、平鋼又は軽量形鋼	330以上400未満	21以上
	400以上490未満	16以上
	490以上590未満	12以上
	590以上	8以上
棒　鋼	330以上400未満	25以上
	400以上490未満	20以上
	490以上	18以上

（型わく支保工の構造）

第239条　事業者は、型わく支保工については、型わくの形状、コンクリートの打設の方法等に応じた堅固な構造のものでなければ、使用してはならない。

第２節　組立て等の場合の措置

（組立図）

第240条　事業者は、型わく支保工を組み立てるときは、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

2　前項の組立図は、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置、接合の方法及び寸法が示されているものでなければならない。

3　第 1 項の組立図に係る型枠支保工の設計は、次に定めるところによらなければならない。

1　支柱、はり又ははりの支持物（以下この条において「支柱等」という。）が組み合わされた構造のものでないときは、設計荷重（型枠支保工が支える物の重量に相当する荷重に、型枠 1 平方メートルにつき 150 キログラム以上の荷重を加えた荷重をいう。以下この条において同じ。）により当該支柱等に生ずる応力の値が当該支柱等の材料の許容応力の値を超えないこと。

2　支柱等が組み合わされた構造のものであるときは、設計荷重が当該支柱等を製造した者の指定する最大使用荷重を超えないこと。

3　鋼管枠を支柱として用いるものであるときは、当該型枠支保工の上端に、設計荷重の 100 分の 2.5 に相当する水平方向の荷重が作用しても安全な構造のものとすること。

4　鋼管枠以外のものを支柱として用いるものであるときは、当該型枠支保工の上端に、設計荷重の 100 分の 5 に相当する水平方向の荷重が作用しても安全な構造のものとすること。

（許容応力の値）

第241条　前条第 3 項第 1 号の材料の許容応力の値は、次に定めるところによる。

1　鋼材の許容曲げ応力及び許容圧縮応力の値は、当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の 4 分の 3 の値のうちいずれか小さい値の 3 分の 2 の値以下とすること。

2　鋼材の許容せん断応力の値は、当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の 4 分の 3 の値のうちいずれか小さい値の 100 分の 38 の値以下とすること。

3　鋼材の許容座屈応力の値は、次の式により計算を行つて得た値以下とすること。

$$\frac{\ell}{i} \leqq \Lambda \text{ の場合}\quad \sigma c = \frac{1-0.4\left(\frac{\ell}{i}/\Lambda\right)^2}{\nu} F$$

$$\frac{\ell}{i} > \Lambda \text{ の場合}\quad \sigma c = \frac{0.29}{\left(\frac{\ell}{i}/\Lambda\right)^2} F$$

これらの式において、ℓ、i、Λ、σc、ν、及びFは、それぞれ次の値を表すものとする。

ℓ　支柱の長さ（支柱が水平方向の変位を拘束されているときは、拘束点間の長さのうち最大の長さ）（単位センチメートル）

i　支柱の最小断面二次半径（単位センチメートル）

Λ　限界細長比＝$\sqrt{\pi^2 E/0.6F}$
ただし、π円周率

E　当該鋼材のヤング係数（単位　ニュートン毎平方センチメートル）

σc　許容座屈応力の値（単位　ニュートン毎平方センチメートル）

ν　安全率＝1.5＋0.57（$\frac{\ell}{i}$／Λ）^{2}

労働安全衛生規則

F　当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の4分の3の値のうちいずれか小さい値
（単位　ニュートン毎平方センチメートル）

4　木材の繊維方向の許容曲げ応力、許容圧縮応力及び許容せん断応力の値は、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。

木材の種類	許容応力の値（単位　ニュートン毎平方センチメートル）		
	曲げ	圧縮	せん断
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいまつ又はべいひ	1320	1180	103
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが	1030	880	74
かし	1910	1320	210
くり、なら、ぶな又はけやき	1470	1030	150

5　木材の繊維方向の許容座屈応力の値は、次の式により計算を行つて得た値以下とすること。

$\frac{l_k}{i} \leqq 100$の場合　$f_k = fc\ (1 - 0.007\ \frac{l_k}{i})$

$\frac{l_k}{i} > 100$の場合　$f_k = (\frac{0.3\ fc}{\frac{l_k}{100\ i}})$

これらの式において、$lk \cdot i \cdot fc$ 及び fk はそれぞれ次の値を表すものとする。

lk　支柱の長さ（支柱が水平方向の変位を拘束されているときは、拘束点間の長さのうち最大の長さ）（単位センチメートル）

i　支柱の最小断面二次半径（単位センチメートル）

fc　許容圧縮応力の値（単位　ニュートン毎平方センチメートル）

fk　許容座屈応力の値（単位　ニュートン毎平方センチメートル）

（型枠支保工についての措置等）

第242条　事業者は、型枠支保工については、次に定めるところによらなければならない。

1　敷角の使用、コンクリートの打設、くいの打込み等支柱の沈下を防止するための措置を講ずること。

2　支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講ずること。

3　支柱の継手は、突合せ継手又は差込み継手とすること。

4　鋼材と鋼材との接続部及び交差部は、ボルト、クランプ等の金具を用いて緊結すること。

5　型枠が曲面のものであるときは、控えの取付け等当該型枠の浮き上がりを防止するための措置を講ずること。

5の2　H型鋼又はI型鋼（以下この号において「H型鋼等」という。）を大引き、敷角等の水平材として用いる場合であつて、当該H型鋼等と支柱、ジャッキ等とが接続する箇所に集中荷重が作用することにより、当該H型鋼等の断面が変形するおそれがあるときは、当該接続する箇所に補強材を取り付けること。

6　鋼管（パイプサポートを除く。以下この条において同じ。）を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管の部分について次に定めるところによること。

イ　高さ2メートル以内ごとに水平つなぎを二方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

ロ　はり又は大引きを上端に載せるときは、当該上端に鋼製の端板を取り付け、これをはり又は大引きに固定すること。

7　パイプサポートを支柱として用いるものにあつては、当該パイプサポートの部分について次に定めるところによること。

イ　パイプサポートを3以上継いで用いないこと。

ロ　パイプサポートを継いで用いるときは、4以上のボルト又は専用の金具を用いて継ぐこと。

ハ　高さが3.5メートルを超えるときは、前号イに定める措置を講ずること。

8　鋼管枠を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管枠の部分について次に定めるところによること。

イ　鋼管枠と鋼管枠との間に交差筋かいを設けること。

ロ　最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かいの方向における5枠以内ごとの箇所に、水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

ハ　最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の枠面の方向における両端及び五枠以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布枠を設けること。

ニ　第6号ロに定める措置を講ずること。

9　組立て鋼柱を支柱として用いるものにあつては、当該組立て鋼柱の部分について次に定めるところによること。

イ　第6号ロに定める措置を講ずること。

ロ　高さが4メートルを超えるときは、高さ4メートル以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

9の2　H型鋼を支柱として用いるものにあつては、当該H型鋼の部分について第6号ロに定める措置を講ずること。

10　木材を支柱として用いるものにあつては、当該木材の部分について次に定めるところによること。

イ　第6号イに定める措置を講ずること。

ロ　木材を継いで用いるときは、2個以上の添え物を用いて継ぐこと。

ハ　はり又は大引きを上端に載せるときは、添え物を用いて、当該上端をはり又は大引きに固定すること。

11　はりで構成するものにあつては、次に定めるところによること。

イ　はりの両端を支持物に固定することにより、はりの滑動及び脱落を防止すること。

ロ　はりとはりとの間につなぎを設けることにより、はりの横倒れを防止すること。

（段状の型わく支保工）

第243条　事業者は、敷板、敷角等をはさんで段状に組み立てる型わく支保工については、前条各号に定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

1　型わくの形状によりやむを得ない場合を除き、敷板、敷角等を2段以上はさまないこと。

2　敷板、敷角等を継いで用いるときは、当該敷板、敷角等を緊結すること。

3　支柱は、敷板、敷角等に固定すること。

（コンクリートの打設の作業）

第244条　事業者は、コンクリートの打設の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。

1　その日の作業を開始する前に、当該作業に係る型わく支保工について点検し、異状を認めたときは、補修すること。

2　作業中に型わく支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置をあらかじめ講じておくこと。

（型わく支保工の組立て等の作業）

第245条　事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

1　当該作業を行なう区域には、関係労働者以外の労働者の立ち入りを禁止すること。

2　強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

3　材料、器具又は工具を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

（型枠支保工の組立て等作業主任者の選任）

第246条　事業者は、令第6条第14号の作業については、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

（型枠支保工の組立て等作業主任者の職務）

第247条　事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

1　作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

2　材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

3　作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第9章　墜落、飛来崩壊等による危険の防止

第1節　墜落等による危険の防止

（作業床の設置等）

第518条　事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2　事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条　事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2　事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第520条　労働者は、第518条第2項及び前条第2項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）

第521条　事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2　事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

（悪天候時の作業禁止）

第522条　事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

（照度の保持）

第523条　事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なうときは、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

（スレート等の屋根上の危険の防止）

第524条　事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（昇降するための設備の設置等）

第526条　事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

（移動はしご）

第527条　事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1　丈夫な構造とすること。

2　材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。

3　幅は、30センチメートル以上とすること。

4　すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

（脚　立）

第528条　事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1　丈夫な構造とすること。

2　材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。

3　脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。

4　踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

労働安全衛生規則

（建築物等の組立て、解体又は変更の作業）

第529条　事業者は、建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行なう場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

1　作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。

2　あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

（立入禁止）

第530条　事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

第２節　飛来崩壊災害による危険の防止

（地山の崩壊等による危険の防止）

第534条　事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

1　地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。

2　地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

（高所からの物体投下による危険の防止）

第536条　事業者は、3メートル以上の高所から物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置く等労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

2　労働者は、前項の規定による措置が講じられていないときは、3メートル以上の高所から物体を投下してはならない。

（物体の落下による危険の防止）

第537条　事業者は、作業のため物体が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

（物体の飛来による危険の防止）

第538条　事業者は、作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

（保護帽の着用）

第539条　事業者は、船台の附近、高層建築場等の場所で、その上方において他の労働者が作業を行なつているところにおいて作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第１０章　通路、足場等

第１節　通路等

（通　路）

第540条　事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2　前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

（通路の照明）

第541条　事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明具を所持させるときは、この限りでない。

（屋内に設ける通路）

第542条　事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

1　用途に応じた幅を有すること。

2　通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。

3　通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。

（作業場の床面）

第544条　事業者は、作業場の床面については、つまづき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

（架設通路）

第552条　事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1　丈夫な構造とすること。

2　こう配は、30度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが2メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。

3　こう配が15度をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。

4　墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。

イ　高さ85センチメートル以上の手すり

ロ　高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

5　たて坑内の架設通路でその長さが15メートル以上であるものは、10メートル以内ごとに踊場を設けること。

6　建設工事に使用する高さ8メートル以上の登りさん橋には、7メートル以内ごとに踊場を設けること。

（はしご道）

第556条　事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1　丈夫な構造とすること。

2　踏さんを等間隔に設けること。

3　踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。

4　はしごの転位防止のための措置を講ずること。

5　はしごの上端を床から60センチメートル以上突出させること。

6　坑内はしご道でその長さが10メートル以上のものは、5メートル以内ごとに踏だなを設けること。

7　坑内はしご道のこう配は、80度以内とすること。

2　前項第5号から第7号までの規定は、潜函内等のはしご道については、適用しない。

第２節　足場

第１款　材料等

（材料等）

第559条　事業者は、足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

2　事業者は、足場に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がなく、かつ、木皮を取り除いたものでなければ、使用してはならない。

（鋼管足場に使用する鋼管等）

第560条　事業者は、鋼管足場に使用する鋼管については、日本工業規格A 8951（鋼管足場）に定める鋼管の規格（以下「鋼管規格」という。）又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

1　材質は、引張強さの値が370ニュートン毎平方ミリメートル以上であり、かつ、伸びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものであること。

引張強さ（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）	伸び（単位　パーセント）
370以上390未満	25以上
390以上500未満	20以上
500以上	10以上

2　肉厚は、外径の31分の1以上であること。

2　事業者は、鋼管足場に使用する附属金具については、日本工業規格A 8951（鋼管足場）に定める附属金具の規格又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

1　材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）は、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であること。

2　継手金具にあつては、これを用いて鋼管を支点（作業時における最大支点間隔の支点をいう。）間の中央で継ぎ、これに作業時の最大荷重を集中荷重としてかけた場合において、そのたわみ量が、継手がない同種の鋼管の同一条件におけるたわみ量の1.5倍以下となるものであること。

3　緊結金具にあつては、これを用いて鋼管を直角に緊結し、これに作業時の最大荷重の2倍の荷重をかけた場合において、そのすべり量が10ミリメートル以下となるものであること。

（構　造）

第561条　事業者は、足場については、丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

（最大積載荷重）

第562条　事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これをこえて積載してはならない。

2　前項の作業床の最大積載荷重は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下この節において同じ。）にあつては、つりワイヤロープ及びつり鋼線の安全係数が10以上、つり鎖及びつりフツクの安全係数が5以上並びにつり鋼帯並びにつり足場の下部及び上部の支点の安全係数が鋼材にあつては2.5以上、木材にあつては5以上となるように、定めなければならない。

3　事業者は、第一項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

（作業床）

第563条　事業者は、足場（一側足場を除く。第3号において同じ。）における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

1　床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。

木材の種類	許容曲げ応力（単位　ニュートン毎平方センチメートル）
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいまつ又はべいひ	1320
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが	1030
かし	1910
くり、なら、ぶな又はけやき	1470
アピトン又はカポールをフエノール樹脂により接着した合板	1620

2　つり足場の場合を除き、幅は、40センチメートル以上とし、床材間のすき間は、3センチメートル以下とすること。

3　墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ　交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ　手すりわく

ハ　高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」

労働安全衛生規則

という。）及び中さん等

4　腕木、布、はり、脚立その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によつて破壊するおそれのないものを使用すること。

5　つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように２以上の支持物に取り付けること。

6　作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ 10 センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第３号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2　前項第５号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

1　幅が 20 センチメートル以上、厚さが 3.5 センチメートル以上、長さが 3.6 メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ　足場板は、３以上の支持物にかけ渡すこと。

ロ　足場板の支点からの突出部の長さは、10 センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの 18 分の１以下とすること。

ハ　足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、20 センチメートル以上とすること。

2　幅が 30 センチメートル以上、厚さが６センチメートル以上、長さが４メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。

3　労働者は、第1項第3号ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第２款　足場の組立て等における危険の防止

（足場の組立て等の作業）

第564条　事業者は、令第６条第15号 の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

1　組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

2　組立て、解体又は変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

3　強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

4　足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅 20 センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。

5　材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

2　労働者は、前項第4号の作業において要求性能墜落制止用器具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

（足場の組立て等作業主任者の選任）

第565条　事業者は、令第６条第15号 の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

（足場の組立て等作業主任者の職務）

第566条　事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第１号の規定は、適用しない。

1　材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。

2　器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

3　作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。

4　要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

（点　検）

第567条　事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第 563 条第１項第３号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

1　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

2　建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態

3　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

4　第 563 条第１項第３号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

5　幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

6　脚部の沈下及び滑動の状態

7　筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

8　建地、布及び腕木の損傷の有無

9　突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3　事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

1　当該点検の結果

2　前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

（つり足場の点検）

第568条　事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第２項第１号から第５号まで、第７号及び第９号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

第４款　鋼管足場

（鋼管足場）

第570条　事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1　足場（脚輪を取り付けた移動式足場を除く。）の脚部には、足場の滑動又は沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける等の措置を講ずること。

2　脚輪を取り付けた移動式足場にあつては、不意に移動することを防止するため、ブレーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な建設物に固定させる等の措置を講ずること。

3　鋼管の接続部又は交さ部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

4　筋かいで補強すること。

5　一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあつては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。

イ　間隔は、次の表の上欄に掲げる鋼管足場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。

鋼管足場の種類	間隔（単位メートル）	
	垂直方向	水平方向
単管足場	5	5.5
わく組足場（高さが5メートル未満のものを除く。）	9	8

ロ　鋼管、丸太等の材料を用いて、堅固なものとすること。

ハ　引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、１メートル以内とすること。

6　架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。

2　前条第３項の規定は、前項第３号の規定の適用について、準用する。この場合において、前条第３項中「第１項第６号」とあるのは、「第 570 条第１項第５号」と読み替えるものとする。

（鋼管規格に適合する鋼管足場）

第571条　事業者は、鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第１項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第１号から第４号まで、わく組足場にあつては第５号から第７号までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1　建地の間隔は、けた行方向を 1.85 メートル以下、はり間方向は 1.5 メートル以下とすること。

2　地上第１の布は、2メートル以下の位置に設けること。

3　建地の最高部から測つて 31 メートルを超える部分の建地は、鋼管を２本組とすること。

4　建地間の積載荷重は、400 キログラムを限度とすること。

5　最上層及び五層以内ごとに水平材を設けること。

6　はりわく及び持送りわくは、水平筋かいその他によつて横振れを防止する措置を講ずること。

7　高さ 20 メートルを超えるとき及び重量物の積載を伴う作業を行うときは、使用する主わくは、高さ２メートル以下のものとし、かつ、主わく間の間隔は 1.85 メートル以下とすること。

2　前項第１号又は第４号の規定は、作業の必要上これらの規定により難い場合において、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値に関し、事業者が次条に定める措置を講じたときは、適用しない。

3　第１項第２号の規定は、作業の必要上同号の規定により難い部分がある場合において、２本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。

（鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場）

第572条　事業者は、鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場については、第 570 条第１項に定めるところによるほか、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値が、鋼管の断面係数に、鋼管の材料の降伏強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値の２分の１の値）の 1.5 分の１及び次の表の上欄に掲げる鋼管の肉厚と外径との比に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（継手のある場合には、この値の４分の３）以下のものでなければ使用してはならない。

鋼管の肉厚と外径との比	係数
肉厚が外径の14分の1以上	1.0
肉厚が外径の20分の1以上14分の1未満	0.9
肉厚が外径の31分の1以上20分の1未満	0.8

（鋼管の強度の識別）

第573条　事業者は、外径及び肉厚が同一であり、又は近似している鋼管で、強度が異なるものを同一事業場で使用するときは、鋼管の混用による労働者の危険を防止するため、鋼管に色又は記号を付する等の方法により、鋼管の強度を識別することができる措置を講じなければならない。

2　前項の措置は、色を付する方法のみによるものであつてはならない。

第５款　つり足場

（つり足場）

第574条　事業者は、つり足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1　つりワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ　ワイヤロープ一よりの間において素線（フイラ線を除く。以下この号において同じ。）の数の 10 パーセント以上の素線が切断しているもの

ロ　直径の減少が公称径の７パーセントをこえるもの

ハ　キンクしたもの

ニ　著しい形くずれ又は腐食があるもの

2　つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ　伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの５パーセントをこえるもの

ロ　リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の 10 パーセントをこえるもの

ハ　き裂があるもの

3　つり鋼線及びつり鋼帯は、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用しないこと。

4　つり繊維索は、次のいずれかに該当するものを使用

労働安全衛生規則

しないこと。
イ　ストランドが切断しているもの
ロ　著しい損傷又は腐食があるもの
5　つりワイヤロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帯又はつり繊維索は、その一端を足場けた、スターラツプ等に、他端を突りよう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。
6　作業床は、幅を 40 センチメートル以上とし、かつ、すき間がないようにすること。
7　床材は、転位し、又は脱落しないように、足場けた、スターラツプ等に取り付けること。
8　足場けた、スターラツプ、作業床等に控えを設ける等動揺又は転位を防止するための措置を講ずること。
9　たな足場であるものにあつては、けたの接続部及び交さ部は、鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

2　前項第 6 号の規定は、作業床の下方又は側方に網又はシートを設ける等墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

（作業禁止）
第575条　事業者は、つり足場の上で、脚立、はしご等を用いて労働者に作業させてはならない。

第１１章　作業構台

（材料等）
第575条の2　事業者は、仮設の支柱及び作業床等により構成され、材料若しくは仮設機材の集積又は建設機械等の設置若しくは移動を目的とする高さが 2 メートル以上の設備で、建設工事に使用するもの（以下「作業構台」という。）の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

2　事業者は、作業構台に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がないものでなければ、使用してはならない。

3　事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格G 3106（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G 3191（熱間圧延棒鋼）、日本工業規格G 3192（熱間圧延形鋼）、日本工業規格G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本工業規格G 3466（一般構造用角形鋼管）に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。

（構　造）
第575条の3　事業者は、作業構台については、著しいねじれ、たわみ等が生ずるおそれのない丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

（最大積載荷重）
第575条の4　事業者は、作業構台の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。

2　事業者は、前項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

（組立図）
第575条の5　事業者は、作業構台を組み立てるときは、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

2　前項の組立図は、支柱、作業床、はり、大引き等の部材の配置及び寸法が示されているものでなければならない。

（作業構台についての措置）
第575条の6　事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。
1　作業構台の支柱は、その滑動又は沈下を防止するため、当該作業構台を設置する場所の地質等の状態に応じた根入れを行い、当該支柱の脚部に根がらみを設け、敷板、敷角等を使用する等の措置を講ずること。
2　支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部又は取付部は、変位、脱落等が生じないよう緊結金具等で堅固に固定すること。
3　高さ 2 メートル以上の作業床の床材間のすき間は、3 センチメートル以下とすること。
4　高さ2メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（作業構台の組立て等の作業）
第575条の7　事業者は、作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。
1　組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
2　組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
3　強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。
4　材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

（点　検）
第575条の8　事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
1　支柱の滑動及び沈下の状態
2　支柱、はり等の損傷の有無
3　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
4　支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
5　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
6　水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
7　手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
1　当該点検の結果
2　前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

第４編　特別規制

第１章　特定元方事業者等に関する特別規制

（型わく支保工についての措置）
第646条　注文者は、法第 31 条第 1 項 の場合において、請負人の労働者に型わく支保工を使用させるときは、当該型わく支保工については、法第 42 条 の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第 2 編第 3 章（第 237 条から第 239 条まで、第 242 条及び第 243 条に限る。）に規定する型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

（架設通路についての措置）
第654条　注文者は、法第 31 条第 1 項 の場合において、請負人の労働者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第 552 条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。

（足場についての措置）
第655条　注文者は、法第 31 条第 1 項 の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。
1　構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。
2　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
イ　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
ロ　建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態
ハ　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
ニ　第 563 条第 1 項第 3 号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
ホ　幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
ヘ　脚部の沈下及び滑動の状態
ト　筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態
チ　建地、布及び腕木の損傷の有無
リ　突りようとつり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能
3　前 2 号に定めるもののほか、法第 42 条 の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第 2 編第 10 章第 2 節（第 559 条から第 561 条まで、第 562 条第 2 項、第 563 条、第 569 条から第 572 条まで及び第 574 条に限る。）に規定する足場の基準に適合するものとすること。

2　注文者は、前項第 2 号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
1　当該点検の結果
2　前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

（作業構台についての措置）
第655条の2　注文者は、法第 31 条第 1 項 の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。
1　構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを作業構台の見やすい場所に表示すること。
2　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。
イ　支柱の滑動及び沈下の状態
ロ　支柱、はり等の損傷の有無
ハ　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
ニ　支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
ホ　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
ヘ　水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
ト　手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無
3　前 2 号に定めるもののほか、第 2 編第 11 章（第 575 条の 2、第 575 条の 3 及び第 575 条の 6 に限る。）に規定する作業構台の基準に適合するものとしなければならない。

2　注文者は、前項第 2 号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
1　当該点検の結果
2　前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

労働安全衛生規則（解釈）

目　次

1 型枠支保工関係

第 16 条　作業主任者の選任 …… P143
第 237 条　材料 …… P143
第 238 条　主要な部分の鋼材 …… P143
第 240 条　組立図 …… P143
第 241 条　許容応力の値 …… P143
第 242 条　型枠支保工についての措置等 …… P143
第 243 条　段状の型枠支保工 …… P144
第 244 条　コンクリートの打設の作業 …… P144

2 墜落災害の防止、足場等関係

第 16 条　作業主任者の選任 …… P144
第 18 条　作業主任者の氏名等の周知 …… P145
第 518 条　作業床の設置等 …… P145
第 521 条　安全帯等の取付設備等 …… P145
第 522 条　悪天候時の作業禁止 …… P145
第 524 条　スレート等の屋根上の危険の防止 …… P145
第 526 条　昇降するための設備の設置等 …… P145
第 527 条　移動はしご …… P145
第 534 条　地山の崩壊等による危険の防止 …… P145
第 539 条　保護帽の着用 …… P146
第 540 条　通路 …… P146
第 559 条　材料等 …… P146
第 560 条　鋼管足場に使用する鋼管等 …… P146
第 562 条　最大積載荷重 …… P147
第 563 条　作業床 …… P147
第 564 条　足場の組立て等の作業 …… P147
第 566 条　足場組立て等作業主任者の職務 …… P147
第 567 条　点検 …… P147
第 570 条　鋼管足場 …… P147
第 571 条　鋼管規格に適合する鋼管足場 …… P148
第 572 条　鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場 …… P149
第 573 条　鋼管の強度の識別 …… P149
第 574 条　つり足場 …… P149

※第 569 条は丸太足場の為、省略した

3 作業構台関係

第 575 条の 2　材料等 …… P150
第 575 条の 3　構造 …… P150
第 575 条の 5　組立図 …… P150
第 575 条の 6　作業構台についての措置 …… P150
第 575 条の 7　作業構台の組立て等の作業 …… P150
第 575 条の 8　点検 …… P150

●用語解説

「発発」＝労働大臣名又は次官名で発するもので、労働基準局関係の通達。
「基発」＝労働基準局長名で発する通達。
「基収」＝労働基準局長が疑義に答えて発する通達。
「安発」＝安全衛生部長名で発する通達。

1 型わく支保工関係

（作業主任者の選任）

第16条【解釈例規】

型わく支保工：「型わく支保工」には、建設物の柱および壁、橋脚、ずい道のアーチおよび側壁のコンクリートの打設に用いるものは含まれない趣旨であること。（昭 38.6.3 基発 635）

けた等：「けた等」の「等」には、水槽や暗渠の天井等が含まれること。（昭 38.6.3 基発 635）

つなぎ：「つなぎ」とは、支柱またははりのてん倒を防止し、かつ、支柱が座屈しにくいようにするため、支柱と支柱との間またははりとはりとの間に設ける連結材をいうこと。（昭 38.6 基発 635）

筋かい等：「筋かい等」の「等」には、大引等が含まれること。（昭 38.6.3 基発 635）

本条の趣旨：本条は、法に基づき制定された省令に規定するすべての作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格者および名称を整理し、一括的に掲げたものであること。

なお、それぞれの作業主任者に関する資格要件、職務内容等具体的な事項については、それぞれの省令で定めるところによることとされていること。（昭 49.9.18 基発 601 の 1）

（材料）

第237条【解釈例規】

型わく支保工用パイプサポートの規制：旧規則第 107 条の 3 に規定されていた型わく支保工に使用するパイプサポートの構造基準については、法第 42 条に基づき、構造規格を具備しないパイプサポートの譲渡、貸与および設置が規制されるとともに、新規則の第 27 条により事業者に対しその保持義務が定められたので、本章においてはあらためて規制しないこととしたものであること。（昭 47.9.18 基発 601 の 1）

（主要な部分の鋼材）

第238条【解釈例規】

はりの支持物：はりの支持物とは、はりを支持するため、あらかじめ壁、橋脚等に埋め込んだ鋼形鋼等の部材をいう趣旨であること。（第 242 条関係参照。）

なお、はりの支持物には古レールを使用しないように指導すること。（昭 38.6.3 基発 635）

主要な部分：主要な部分には差込み継手、金具、パイプサポートの調節ねじ等は含まれない趣旨であること。（昭和 38.6.3 基発 635）

（組立図）

第240条【解釈例規】

組立図：第 1 項の「組立図」は、たとえばビル建築工事において、1 の階全部について、型わく支保工の構造および使用材料を同一または近似のものとする場合には、当該階の一部についての組立図をもって当該全部についての組立図とみなして差しつかえないこと。

同様に、B 階の型わく支保工の構造および使用材料を A 階のものと同一または近似のものとする場合にも、A 階についての組立図をもって B 階についての組立図とみなして差しつかえないこと。（昭 38.6.3 基発 635）

組み合わされた構造のものでないとき：第 3 項第 1 号の「組み合わされた構造のものでないとき」とは、たとえば、鋼管、形鋼、丸太等の柱につなぎ・筋かい等を設け、その交さ部を鋼線、緊結した構造のものである場合をいうこと。従って、たとえばパイプサポートのような構造のものにより、または鋼管わく、ラチスばり等のように鋼材を溶接若しくは鈑接により門形状、梯子形状、トラス状等の形状に製作したものにより構成されている場合は、同項第 2 号の「組み合わされた構造のものであるとき」に該当すること。（昭 38.6.3 基発 635）

型わく支保工がささえる物：第 3 項第 1 号の「型わく支保工がささえる物」とは、コンクリート、鉄筋、型わく、大引き、支保工の自重等をいう趣旨であること。（昭 38.6.3 基発 635）

150 キログラム：第 3 項第 1 号における「150 キログラム」は、コンクリートの打設の作業を行なう場合のカート足場、猫車、作業者等の重量を考慮したものであるが、この数値はあくまで最低基準としての数値であるから、それぞれの現場においては、コンクリートの打設の方法、型わく支保工の形状等に適応する数値を用いるように指導すること。（昭 38.6.3 基発 635）

支柱等に生ずる応力：第 3 項台 1 号の「支柱等に生ずる応力」のうち、はりに生ずる曲げ応力の値は、当該はりが単純ばりでない場合においても、単純ばりとして算出して差しつかえないこと。（昭 38.6.3 基発 635）

製造した者の指定する最大使用荷重：第 3 項第 2 号の「製造した者の指定する最大使用荷重」が不明である場合には、原則として支柱、はり等として使用しないように指導すること。

ただし、実際の使用状態に近い条件のもとで支持力試験を行ない、その結果に基づいて安全率を 2 以上として使用する場合には、差しつかえないものとする。（昭 38.6.3 基発 635）

（許容応力の値）

第241条【解釈例規】

支柱が水平方向の変位を拘束されているとき：第 3 号および第 5 号の「支柱が水平方向の変位を拘束されているとき」とは、通常、つなぎを設けてその両端を壁、橋脚等に固定している場合、つなぎを設けてさらに筋かいを入れている場合等をいうこと。

なお、これらの場合当該つなぎは、支柱、筋かい等に緊結されていなければならないことはいうまでもないこと。（昭 38.6.3 基発 635）

拘束点：第 3 号および第 5 号の「拘束点」とは、支柱が水平方向の変位を拘束されている場合における支柱とつなぎとの交さ部をいうこと。

なお、大引きが水平変位を生じない構造のものである場合には、当該大引きと支柱との取付部も本号の拘束点とみなして差しつかえないこと。（昭 38.6.3 基発 635）

（型枠支保工についての措置等）

第242条【解釈例規】

コンクリートの打設：第 1 号の「コンクリートの打設」とはコンクリートにより仮基礎を設けることをいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

くいの打込み等：第 1 号の「くいの打込み等」の「等」には、ローラによる地盤の転圧、栗石を敷き込んでつき固めること等が含まれること。（昭 38.6.3 基発 635）

第 3 号の趣旨：第 3 号は、重ね合わせ継手を禁止する趣旨であること。（昭 38.6.3 基発 635）

第 4 号の趣旨：第 4 号は、鋼線、繊維ロープ等による緊結を禁止する趣旨であること。

なお「接続部」が差込み継手による場合には、本号（接

労働安全衛生規則（解釈）

続部に限る。）は適用しないこと。（昭 38.6.3 基発 635）

型わくが曲面のものである場合：第 5 号の「型わくが曲面のものである場合」とは、たとえばアーチ状、ドーム状等の屋根のコンクリートの打設に用いる型わくのように、型わくが平面をなしていない場合をいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

当該鋼管の部分について：第 6 号の「当該鋼管の部分について」とは、支柱として、鋼管、鋼管わく、木材等の異種の材料を混用している場合に、そのうち鋼管についてという意味であること。

なお第 7 号の当該パイプサポートの部分について、第 8 号の「当該鋼管わくの部分について」、第 9 号の「当該組立て鋼柱の部分について」および第 10 号の「当該木材の部分について」についても、同様に解すること。（昭 38.6.3 基発 635）

水平つなぎの変位を防止すること：第 6 号イの「水平つなぎの変位を防止すること」とは、第 107 状の 5〔現行 241 条〕第 3 号および第 5 号〔現行＝ 241 条〕にいう「支柱が水平方向の変位を拘束されているとき」の措置（第 107 条の 5〔現行 241 条〕参照）と同様の措置を講ずることをいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

第 6 号ロの取扱い：第 6 号ロについては、はりまたは大引きが、型わく支保工の組立て作業中またはコンクリートの打設の作業中に滑動し、または脱落するおそれがない場合には、端板を当該はりまたは大引きに固定しなくても差しつかえないものとして取り扱うこと。（昭 38.6.3 基発 635）

専用の金具：第 7 号の「専用の金具」には、差込み継手金具が含まれること。（昭 38.6.3 基発 635）

鋼管わく：第 8 号の「鋼管わく」とは、鋼材を主材として、あらかじめ溶接により門形状、梯子状等一定の形状に製作されたわくをいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

交さ筋かい：第 8 号イの「交さ筋かい」とは、向き合った鋼管わく相互を連結するため、鋼管、形鋼等を鋼管わく内に X 字形に取り付けたものをいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

型わく支保工の側面：第 8 号の「型わく支保工の側面」とは、交さ筋かい方向およびわく面方向のそれぞれの端面をいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

布わく：第 8 号ハの「布わく」とは、鋼管、形鋼等を主材としてあらかじめ溶接により一定の形状に製作されたわくであって、型わく支保工の安定性を高めるため、交さ筋かい方向に鋼管わく間に水平にかけ渡して用いるものをいうこと。

なお、ロに定める交さ筋かい方向の水平つなぎは、布わくを設けた層については設ける必要がないものとして取り扱うこと。なおまた、この規定は最低基準のものであるから、布わくは、荷重、地盤等の諸条件を考慮の上できるだけ密に設け、鋼管わくの層の数が 10 をこえる場合には、五層以内の層ごとに当該層の全面にわたり設けるように指導すること。（昭 38.6.3 基発 635）

組立て鋼柱：第 9 号の「組立て鋼柱」とは、鋼管、形鋼等を主材として、あらかじめ一定の形に製作され、現場で継ぎ足して支柱として用いるものをいうこと。

添え物：第 10 号ロの「添え物」とは、継手部を補強し、かつ、継ぎやすくするために、継手部の側面にあてる丸太、木の板、鋼板等をいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

はりで構成するもの：第 11 号の「はりで構成するもの」とは、大引きまたは根太の下方にI形鋼、トラス等を橋けた状に並べてかけ渡し、中間に支柱を、全く設けないかまたはわずかしか設けない型式のものをいうこと。

つなぎ：第 11 号ロの「つなぎ」とは、向き合ったはり相互間を連結する部材をいうこと。

なお、はりのたけが低く、かつ、上部の大引きまたは根太がつなぎの代わりをするものと認められる場合には、つなぎは必ずしも設ける必要はないものとして取り扱うこと。（昭 38.6.3 基発 635）

水平つなぎの使用：

問　第 8 号のハ「……に布わくを設けること。」とあるが、布わくを使用することが困難な場合には、布わくのかわりに水平つなぎを使用することは認められるか。

答　水平の斜めつなぎを入れる場合には差し支えない。（昭 43.9.16 基収 3523）

第 11 号のイの趣旨について：

問　第 11 号のイの規定は、はりの滑動および脱落のおそれがない場合でも、はりの両端を支持物に固定しなければならない趣旨か。

答　滑動および脱落のおそれがない限り、必ずしも固定する必要はない。（昭 43.9.16 基収 3523）

（段状の型枠支保工）

第243条【解釈例規】

型わくの形状によりやむを得ない場合：第 1 号の「型わくの形状によりやむを得ない場合」とは、たとえば型わくがアーチ状、ドーム状等をなしており、敷板、敷角等が一段では型わくの支持が困難であるような場合をいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

敷板、敷角等を緊結すること：第 2 号の「敷板、敷角等を緊結すること」とは、敷板、敷角等をその長手方向に確実に連結することをいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

支柱の固定：第 3 号については、敷板、敷角等をはさんだ上下の支柱の軸線をなるべく一致させて固定するように指導すること。（昭 38.6.3 基発 635）

（コンクリートの打設の作業）

第244条【解釈例規】

当該作業に係る型わく支保工：第 1 号の「当該作業に係る型わく支保工」とは、当該作業を行なうことにより荷重が加わる型わく支保工をいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

作業中止のための措置：「異状が認められた際における作業中止のための措置」とは、異状を発見した者がコンクリートの打設の作業を行なっている者に対して、直ちに作業中止のための連絡をすることができるような措置をいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

2 墜落災害の防止、足場等関係

（作業主任者の選任）

第16条【解釈例規】

足場：「足場」とは、いわゆる本足場、一側足場、つり足場、張出し足場、脚立足場等のごとく建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋲打、部材の取りつけまたは取りはずし等の作業において、労働者を作業箇所に接近させて作業させるために設ける仮設の作業床およびこれを支持する仮設物をいい、資材等の運搬または集積を主目的として設けるさん橋またはステージング、コンクリート打設のためのサポート等は該当しない趣旨であること。（昭 34.2.18 基発 101、昭 47.9.18 基発 602）

旧規則との相異点：作業主任者、就業制限、特別の教育、免許等については、本規則においてその種類等を総括的に規定し、その細目を本規則のほか各単独規則において定めることとしたこと。（昭 47.9.18 基発 601 の 1）

本条の趣旨：本条は、法に基づき制定された省令に規定するすべての作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格者および名称を整理し、一括的に掲げたものであること。

なお、それぞれの作業主任者に関する資格要件、職務内容等具体的な事項については、それぞれの省令で定めるところによることとされていること。（昭 47.9.18 基発 601 の 1）

（作業主任者の氏名等の周知）

第18条【解釈例規】

見やすい箇所に掲示する等の「等」：「見やすい箇所に掲示する等」の等には、「氏名」ついては、当該作業主任者に腕章をつけさせる、特別の帽子を着用させる等の措置が含まれるものであること。（昭 47.9.18 基発 601 の 1）

（作業床の設置等）

第518条【解釈例規】

労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させる等の「等」：「労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させる等」の「等」には、荷の上の作業等であって、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させることが著しく困難な場合において、墜落による危害を防止するための保護帽を着用させる等の措置が含まれること。（昭43.6.14安発100）

作業床の端、開口部等：第 2 項〔現行＝第 1 項〕の「作業床の端、開口部等」には、物品揚卸口、ピット、たて坑又はおおむね 40 度以上の斜坑の坑口及びこれが他の坑道と交わる場所並びに井戸、船舶のハッチ等が含まれること。（昭 44.2.5 基発 59）

旧規則との相違点：高所作業における足場の設置義務を作業床の設置義務に改めたこと（第 518 条）。（昭 47.9.18 基発 601 の 1）

作業床を設ける：本条は、従来の足場設置義務を作業床の設置義務に改めたものであり、「足場を組み立てる等の方法により作業床を設ける」には、配管、機械設備等の上に作業床を設けること等が含まれるものであること。（昭 47.9.18 基発 601 の 1）

（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）

第521条【解釈例規】

要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等の「等」：「要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、はり、柱等がすでに設けられており、これらに要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれること。（昭43.6.14安発100）

（悪天候時の作業禁止）

第522条【解釈例規】

強　風：「強風」とは、10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上の風をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

大　雨：「大雨」とは、一回の降雨量が 50 ミリメートル以上の降雨をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 108）

大　雪：「大雪」とは、一回の降雪量が 25 センチメートル以上の降雪をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

（スレート等の屋根上の危険の防止）

第524条【解釈例規】

木毛板等の「等」：「木毛板等」の「等」には塩化ビニール板等であって労働者が踏み抜くおそれがある材料が含まれること。（昭和 43.6.14 安発 100）

野地板等がある場合：スレート、木毛板等ぜい弱な材料でふかれた屋根であっても、当該材料の下に野地板、間融が 30 センチメートル以下の母屋等が設けられており、労働者が踏み抜きによる危害を受けるおそれがない場合には、本条を適用しないこと。（昭 43.6.14 安発 100）

防網を張る等の「等」：「防網を張る等」の「等」には、労働者に命綱（現行＝安全帯等）を使用させる等の措置が含まれること。（昭 43.6.14 安発 100）

（昇降するための設備の設置等）

第526条【解釈例規】

安全に昇降するための設備等の「等」：「安全に昇降するための設備等」の「等」には、エレベーター、階段等がすでに設けられており労働者が容易にこれらの設備を利用し得る場合が含まれること。（昭和 43.6.14 安発 100）

作業の性質上著しく困難な場合：「作業の性質上著しく困難な場合」には、立木等を昇降する場合があること。なお、この場合、労働者に当該立木等を安全に昇降するための用具を使用させなければならないことは、いうまでもないこと。（昭和 43.6.14 安発 100）

（移動はしご）

第527条【解釈例規】

転位を防止するために必要な措置：「転位を防止するために必要な措置」には、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支えること等の措置が含まれること。（昭和 43.6.14 安発 100）

継いで用いる場合の措置：移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止し、やむを得ず継いで用いる場合には、次によるよう指導すること。

イ　全体の長さは 9 メートル以下とすること。

ロ　継手が重合せ継手のときは、接続部において 1.5 メートル以上を重ね合せて 2 箇所以上において堅固に固定すること。

ハ　継手が突合せ継手のときは 1.5 メートル以上の添木を用いて 4 箇所以上において堅固に固定すること。（昭和 43.6.14 安発 100）

踏み桟：移動はしごの踏み桟は、25 センチメートル以上 35 センチメートル以下の間隔で、かつ、等間隔に設けられていることが望ましいこと。（昭和 43.6.14 安発 100）

（地山の崩壊等による危険の防止）

第534条【解釈例規】

本条の適用：本条の規定は、第 2 編第 6 章第 1 節（明り掘削の作業）又は第 3 節（採石作業）の規定が適用されない作業についてのみ適用されるものであること。（昭 44.10.23 基発 705）

安全なこう配：安全なこう配とは、法面が崩壊を起さずに安全に保たれるこう配をいう。

安全なこう配は、理論的には、粘着性のない土砂では内部摩擦角、粘着性のある土砂では内部摩擦角、粘着力及び法面の高さにより定まるものであり、現実に算定するに当っては、この他各種の条件を考慮に入れる必要があり、相当の困難を伴うものであるが、災害多発の現状に鑑み、高さ 2 メートル以上の法面の下における作業については、当該現場の地質、気候等の特殊条件を勘案の上作業個所毎に、こう配の基準を決定して、監督指導されたいこと。なお、決定するこう配の基準は、ち密な岩盤及び堅硬な粘土の場合を除き 75 度を超えないこと。（昭 34.5.15 基発 367）

労働安全衛生規則（解釈）

（保護帽の着用）

第539条【解釈例規】

第１項の趣旨：物体が飛来し、又は落下して本項各号（現行第１項）に掲げる作業に従事する労働者に危害を及ぼすおそれがない場合には適用しない趣旨であること。（昭 43.1.13 安発 2）

（令関係）

電気用安全帽：電気用安全帽であって上記２の（1）のなお書（（注）物体の飛来又は落下による危険をも防止するためのもの）に該当するものについては、第 13 条第 15 号に掲げる機械等に係る検定のほか、第 13 条第 39 号に掲げる機械等に係る検定をも受けるべきものであること。（昭 50.2.24 基発 110）

（令第 13 号関係）

物体の飛来若しくは落下による危険を防止するための

保護帽：第 39 号の「物体の飛来若しくは落下による危険を防止するための保護帽」とは、帽体、着装体、あごひも及びこれらの附属品により構成され、主として頭頂部を飛来物又は落下物から保護する目的で用いられるものをいい、同号の「墜落による危険を防止するための保護帽」とは、帽体、衝撃吸収ライナー、あごひも及びこれらの附属品により構成され、墜落の際に頭部に加わる衝撃を緩和する目的で用いられるものをいうこと。従って、乗用車安全帽、バンプキャップ等は、本号には該当しないものであること。

なお、電気用安全帽であって物体の飛来又は落下による危険をも防止するためのものについては、第 15 号の「絶縁用保護具」に該当するほか、本号にも該当するものであること。

（通路）

第540条【解釈例規】

通　路：通路とは、当該場所において作業をなす労働者以外の労働者も通行する場所をいうこと。（昭 23.5.11 基発 736）

（労働安全衛生法（労働安全衛生規則）に基づく段階に関する疑義について）

問　標記については、改正前の労働基準法に基づく旧労働安全衛生規則第 91 条、第 96 条等に規定していたところでありますが、労働安全衛生法に基づく新労働安全衛生規則（以下新安衛則という。）では、これらの条文が削除されております。

ついては、（1）事業場における階段で通常通路として使用されるものは、新安衛則の「通路」に含まれること、また、（2）新安衛則第 540 条の「安全な通路」としての階段の具体的要件については、建築基準法によるもののと解してよろしいか、何分のご教示を賜りたくりん伺いたします。

答　（1）及び（2）ともに貴見のとおり。（昭 49.5.11 基収 305）

（材料等）

第559条【解釈例規】

足　場：足場とは、いわゆる本足場、一側足場、つり足場、張出し足場、脚立足場等のごとく建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋲打、部材の取りつけ又は取りはずし等の作業において、労働者を作業個所に接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいい、資材等の運搬又は集積を主目的として設けるさん橋又はステージング、コンクリート打設のためのサポート等は該当しない趣旨であること。（昭 34.2.18 基発 101）

繊維の傾斜：第２項の「繊維の傾斜」とは、いわゆる木目又は木理の傾斜をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

木皮を取り除くこと：第２項において、木皮を取り除くこととしたのは、木材の割れ、虫食等の欠点を容易に発見することを目的としたものであって、丸太の末口部、角材の丸身部等に木皮が残っているものがあっても、耐力上影響のない部分であれば差しつかえない趣旨であること。（昭 34.2.18 基発 101）

（鋼管足場に使用する鋼管等）

第560条【解釈例規】

日本工業規格 A（鋼管足場）に定める鋼管の規格に適合するもの：第３項〔現行＝第 560 条第１項〕の「日本工業規格 A8951（鋼管足場）に定める鋼管の規格」に適合するものとは、次に掲げるものをいうものであること。

（1）単管足場用鋼管にあっては、「日本工業規格 A8951（鋼管足場）」中２・２「鋼管」、２・４・１「鋼管」及び２・４・２「鋼管のメッキ」に規定されている事項に適合する鋼管

（2）わく組足場用鋼管にあっては、「日本工業規格 A8951（鋼管足場）」中３・２「鋼管」に規定されている事項に適合する鋼管（昭 34.2.18 基発 101）

肉厚及び外径の寸法：第３項第２号〔現行＝第 560 条第１項第２号〕の肉厚及び外径の寸法は、実測によるものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

日本工業規格 A8951（鋼管足場）に定める附属金具の規格に適合するもの：第４項〔現行＝第 560 条の２項〕の「日本工業規格 A8951（鋼管足場）」に定める附属金具の規格」に適合するものとは、次ぎに掲げるものをいうものであること。

（1）単管足場用附属金具にあっては、「日本工業規格 A8951（鋼管足場）」中２・３「附属金具」及び２・４・３「附属金具」に規定されている事項に適合する附属金具

（2）わく組足場用附属金具にあっては、「日本工業規格 A8951（鋼管足場）」中 34「部品の製造」の（3）、3・5・4「附属金具」及び３・６「検査」に規定されている事項に適合する附属金具（昭 34.2.18 基発 101）

衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品：第４項第１号〔現行＝第 560 条第２項第１号〕の「衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品」とは、摩擦形継手金具の両端部における部品（次図のＰ部）のごとき部品をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

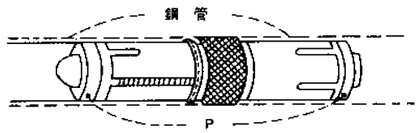

作業時の最大荷重：第４項第２号〔現行＝第 560 条第２項第２号〕及び第３号〔現行＝第 560 条第２項第３号〕の「作業時の最大荷重」とは作業時１本の水平材の２支点間にかかる荷重の合計をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

（最大積載荷重）

第562条【解釈例規】

作業床の最大積載荷重：

（1）第１項の「作業床の最大積載荷重」とは、たとえば本足場における４本の建地で囲まれた一作業床に積載し得る最大荷重をいうものであること。

（2）最大積載量は、一作業床に載せ得る作業者数または材料等の数量で定めてもよい趣旨であること。（昭 34.2.18 基発 101）

（作業床）

第563条【解釈例規】

高さ２メートル以上の作業所：第１項の「足場（一側足場を除く。）における高さ２メートル以上の作業場所」とは、足場の構造上の高さに関係なく、地上又は床上から作業場までの高さが２メートル以上の場所をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

手すり等の「等」：「手すり等」の「等」には、柵、囲のほか、わく組足場の筋かい等であって労働者がその間から墜落するおそれがないものが含まれること。なお、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものは、支持物が堅固でかつ、ロープ等の長さが短く、労働者がその間から墜落するおそれがない場合を除き、手すり等とは認められないこと。（昭 43.6.14 安発 100）

臨時に手すり等を取りはずした後の措置：ただし書の場合において、作業の必要臨時に手すり等を取りはずした時は、その必要な期間後直ちにもとの状態に復しておかなければならないこと。（昭 43.6.14 安発 100）

手すりの下からの墜落の防止：手すりは、高さ 75cm 以上の箇所に一本設けることで足りるが、可能な限り幅木、つま先板、さん等を設けるよう指導すること。（昭 43.6.14 安発 100）

鋼製足場において枠組足場に使用されている筋かい：

問　第１項第３号の手すりに関する規定は、鋼製足場についても適用あるものと解されるが、その場合枠組足場に使用されている筋かいを手すり等とみなしてよいか。

答　貴見のとおり。（昭 43.9.16 基収 3523）

布枠のコロバシ材：

問　第１項第４号及び第５号の運用については、布枠のコロバシ材を支持物と考えてよいか。

答　貴見のとおり。（昭 43.9.16 基収 3523）

作業に応じて移動させる場合：第２項〔現行第２項第１号〕の「作業に応じて移動させる場合」とは、塗装、鋲打、はつり等の作業で、労働者が足場板を占用し、かつ、作業箇所に応じて、ひん繁に足場板を移動させる場合をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

突出部に足を掛けるおそれのない場合：第２項第１号〔現行第２項１号ロ〕の「突出部に足を掛けるおそれのない場合」とは、突出部が、さく、手すり等の外側にあって、労働者が無意識にも突出部に足を掛けるおそれのない場合をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

合板の足場板に関する第１項第１号及び第２項の取扱い：幅が 20 センチメートル以上、長さが 3.6 メートル以上で、かつ、重量が 15 キログラム（幅が 20 センチメートル、厚さが 3.5 センチメートル、長さが 3.6 メートルの松材の足場板の重量）以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合であって、労働安全衛生規則第 108 条の３〔現行＝第 563 条〕第２項第１号イからハまでに定める措置を講ずる場合には、同号に該当する場合として取り扱うこと。（昭 42.2.28 基発 228）

（足場の組立て等の作業）

第564条【解釈例規】

周知の時期等：第２号〔現行＝第１号〕の労働者に周知させる時期、範囲及び順序は概要で差しつかえない趣旨であること。（昭 34.2.18 基発 101）

強風等の悪天候：第４号〔現行＝第３号〕の「強風、大雨、大雪等の悪天のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象警報が発せられ、悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。（昭 34.2.18 基発 101）

墜落防止措置：第５号〔現行＝第４号〕は、労働者が建地又は布をつたわって、昇降又は移動する場合には適用しない趣旨であること。（昭 34.2.18 基発 101）

つり綱及びつり袋：第６号〔現行＝第５号〕の「つり綱」及び「つり袋」は、特につり上げ及びつり下しのためにつくられた特定のものに限る趣旨ではないこと。（昭 34.2.18 基発 101）

（足場組立て等作業主任者の職務）

第566条【解釈例規】

要求性能墜落制止用器具の機能の点検：第２号の「要求性能墜落制止用器具の機能の点検」とは、ランヤードの損傷の有無、径及び長さの適否、ランヤードとベルトとの取付部の状態及び取付金具類の損傷の有無等についての点検をいうものであること。（昭34.2.18基発101）

保護帽の機能の点検：第２号の「保護帽の機能の点検」とは、緩衝網の調節の適否、帽体の損傷の有無、あご紐の有無等についての点検をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

（点検）

第567条【解釈例規】

強　風：「強風」とは、10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上の風をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

大　雨：「大雨」とは、一回の降雨量が 50 ミリメートル以上の降雨をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

大　雪：「大雪」とは、一回の降雪量が 25 センチメートル以上の降雪をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

中震以上の地震：中震以上の地震とは、震度階級４以上の地震をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

（鋼管足場）

第570条【解釈例規】

敷板、敷角等：第１号の「敷板、敷角等」とは、数本の建地又はわく組の脚部にわたり、ベース金具と地盤等との間に敷く長い板、角材等をいい、根がらみと皿板との効果を兼ねたものをいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

脚輪を取り付けた移動式足場：第２号の「脚輪を取り付けた移動式足場」とは、単管足場又はわく組足場の脚部を車に取り付けたもので、工事の終了後は解体するものをいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

適合した附属金具：第３号の「適合した附属金具」とは、第 108 条第４項〔現行＝第 560 条第２項〕に定める性能を有するもので、使用箇所に応じて、これに適合した形式及び寸法の金具いうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

第６号の趣旨：第６号は、足場と電路とが接触して、足場に電流が通ずることを防止することとしたものであって、足

労働安全衛生規則（解釈）

場上の労働者が架空電路に接触することによる感電防止の措置については、第 124 条〔現行＝第 329 条〕の規定によるものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

架空電路：第 6 号の「架空電路」とは、送電線、配電線等空中に架設された電線のみでなく、これらに接続している変圧器、しゃ断器等の電気機器類の露出充電部をも含めたものをいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

「電路に近接」及び「電路を移設」の意義：第 6 号の「架空電路に近接する」とは、電路と足場との距離が上下左右いずれの方向においても、電路の電圧に対して、それぞれ次表の離隔距離以内にある場合をいうものであること。従って、同号の「電路を移設」とは、この離隔距離以上に離すことをいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

電路の電圧	離隔距離
特別高圧（7,000ボルト以上）	2メートル。ただし、60,000ボルト以上は10,000ボルト又はその端数を増すごとに20センチメートル増し。
高圧（300ボルト以上7,000ボルト未満）	1.2メートル
低圧（300ボルト未満）	1メートル

送電を中止している電路等：送電を中止している架空電路、絶縁の完全な電路若しくは電気機器又は電圧の低い電路は、接触通電のおそれが少ないものであるが、万一の場合を考慮して接触防止の措置を講ずるよう指導すること。（昭 34.2.18 基発 101）

絶縁用防護具：第 1 項第 6 号の「絶縁用防護具」とは、第 127 条の 8 第 3 号〔現行＝第 348 条第 1 項第 3 号〕に規定するものと同じものであること。（昭 44.2.5 基発 59）

第 1 項第 6 号の装着する等の「等」：第 1 項第 6 号の「装着する等」の「等」には、架空電路と鋼管との接触を防止するための囲いを設けることのほか、足場側に防護壁を設けること等が含まれるものであること。（昭 44.2.5 基発 59）

壁つなぎの強度：

問　第 1 項第 5 号の壁つなぎについては、どの程度の強度を考えればよいか、ご教示願いたい。

答　一箇所あたりおおむね 500kg 以上の強度を有することが望ましい。（昭 43.9.16 基収 3523）

（鋼管規格に適合する鋼管足場）

第571条【解釈例規】

単管足場：単管足場とは、現場で鋼管を継手金具及び緊結金具を使用して丸太足場と類似の構造に組む足場をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

わく組足場：わく組足場とは、あらかじめ鋼管を主材として一定の形に製作したわくを、現場において特殊な附属金具や附属品を使用して組立てる足場をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

けた行方向・はり間方向：第 1 号の「けた行方向」とは、足場の布を取り付けた方向をいい、同号の「はり間方向」とは、腕木を取り付けた方向をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

建地間の積載荷重：第 4 号の「建地間の積載荷重」とは、相隣れる 4 本の建地で囲まれた一作業床に積載し得る荷重をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

5層以内：第 5 号の「5層以内」とは、作業床の有無に関係なく、垂直方向に継いだわく 1 段を一層とし、5 段以内をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

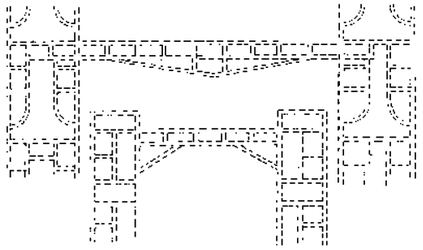

はりわくの例

はりわく：第 6 号の「はりわく」とは、上図のごとく別個に組み上げたわく組間に、はりとして使用する部品をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

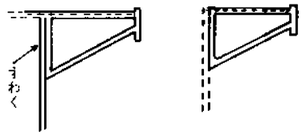

先送りわくの例

持送りわく：第 6 号「持送りわく」とは、上図のごとくわく組の側方に張り出した作業床を支持するために使用する部品をいうものであること。（昭 34.2.18 基地 101）

重量物の積載を伴う作業：第 7 号の「重量物の積載を伴う作業」とは、石材、コンクリートブロック等の取り付け、組積等の作業のごとく、一時的に、比重の大きな材料を足場上の作業箇所の近くに積載する作業をいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

多層の場合各層の最大積載荷重：

問　第 1 項第 4 号の規定については、多層の場合でも、各層ごとに 400kg の荷重を積載できるものとして解してよいか。

答　本条第 1 項第 4 号は、鋼管規格に適合する鋼管を使用して構成された足場について、その布、腕木等の水平材の破壊を防止するため、建地間の一層の 1 スパンに載荷し得る最大の荷重について規定したものである。

しかし、作業床の最大積載荷重は第 108 条の 2（現行＝第 562 条）の規定により足場の構造及び材料に応じて定められるべきものであり、通常の足場には、建地鋼管 1 本あたりの荷重は 700kg を限度とすることが望ましいので、足場の自重等を勘案すれば、作業床の三層以上にわたってそれぞれ 400kg の荷重を積載することは適当でない。（昭 43.9.16 基収 3523）

第 1 項第 5 号にかかる疑義について：

問　第 1 項第 5 号については、布枠を水平材とみなしてよいか。

答　貴見のとおり。（昭 43.9.16 基収 3523）

第 1 項第 5 号の解釈について：問 1　本号にいう「水平材を設けること」の趣旨は、昭和 43 年 9 月 16 日付基収第 3523 号通ちょうにより、水平材を設けることのかわりに、布わくを設けてもよいこととされていますが、今日では、布わくを使用するかわりに板つき布わく（「鋼板布わく」という。）を使用する場合が多くなっており、本会におきましても昭和 46 年 5 月より「鋼板布わく」についての認定基準を定め、これに則って製品の認定を実施しているところであります。

つきましては、同通ちょうにいう「布わく」のなかに「鋼板布わく」を含め解してよろしいか。

2　本号の解釈にあたり、前記 1 によることができるとした場合、「布わく」と「鋼板布わく」とを比較すると構造上若干の相違（別表参照）がありますので、次のいずれによるべきか重ねてお伺いします。

(1) わく組足場の最上層及び五層以内ごとに水平材を設けることの趣旨は、わく組足場が水平方向の荷重に対し、十分耐えるものでなければならないと考えられます。

したがって、「布わく」又は「鋼板布わく」のいずれであっても十分な強度を有し、かつ、つかみ金具のロック部が 4 カ所で確実に固定されるものでないと水平材とみなすことができないと解してよろしいか。

(2) 従来の「布わく」については、つかみ金具のロック部が二カ所（対角線上）と 4 カ所（4 隅部）の二種類ありますが、2 カ所のものにあっても、本号にいう水平材とみなしてよろしいか。

別表（布わくと鋼板布わくとの比較）

構成及び性能 ＼ 種類	構造			性能 kg/cm²		
	主な材料	つかみ金具のロックの数	形状	曲げ強度	ロックの強度	つかみ金具の強度
布枠	パイプ	2～4	はしごタイプ	平均値500以上	平均値330以上	平均値2000以上
鋼板布枠	鋼板又はC型鋼	4	鋼板タイプ	平均値500以上	平均値330以上	平均値2000以上

答 1　設問 1 については、昭和 43 年 9 月 16 日付け基収第 3523 号通達にいう「布わく」には、「鋼板わく」を含むものと解すること。

2　設問 2 については、「布わく」は、水平力を十分に伝達できるように、4 カ所以上で、ロックつきのつかみ金具等を用いて確実に主わく等に固定されているものに限るものであること。

「鋼鉄布わく」外力図

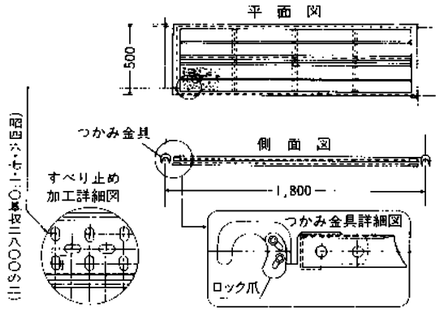

（鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場）

第572条【解釈例規】

単純ばりとしての計算：「各支点間を単純ばりとして計算する」とは、足場を実際に組んだ場合に、腕木、布等の水平材について、それぞれの支点間を独立したはりと考え、支点の固定条件及び支点外の部分の影響を無視して、単に二つの支点上に材を載せたものとして計算することをいうものであること。（昭和 34.2.18 基発 101）

（鋼管の強度識別）

第573条【解釈例規】

外径及び肉厚が近似している鋼管：外径及び肉厚が近似している鋼管とは、それぞれの鋼管の寸法差が見較べたのみでは容易に識別できないものをいうのであること。（昭和 34.2.18 基発 101）

強度が異なるもの：強度が異なるものとは、これを使用して足場を構成した場合に、その構成条件に相違を生ずるごとき強度の異なる鋼管をいい、たとえば、「日本工業規格 G3440（構造用炭素鋼鋼管）」の第 4 種甲と 5 種乙（現行＝「JIS G3444（一般構造用炭素鋼鋼管）」の 2 種と 3 種）との別のごときものをいうものであること。（昭 34.2.18 基発 101）

鋼管の混用による危害：鋼管の混用による危害とは、強度の弱いものが強いものと同一に使用され、強度の不十分な足場が構成されることによる危害をいうものであること。（昭和 34.2.18 基発 101）

鋼管の強度の識別：「鋼管の強度を識別する」とは、鋼管の強度が異なるものであることを識別することであって、個々の鋼管の強度の数値を識別することまでをいう趣旨ではないこと。（昭 34.2.18 基発 101）

（つり足場）

第574条【解釈例規】

労働者の危害を防止するための措置：ただし書の「墜落による労働者の危害を防止するための措置」には労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させることも含まれるものとして取り扱って差しつかえないこと。（昭38.6.3基発635）

スターラップ：第 5 号の「スターラップ」とは、つり足場の作業床を支持する金具であって、通常次図に示すような形状のものをいうこと。（昭 38.6.3 基発 635）

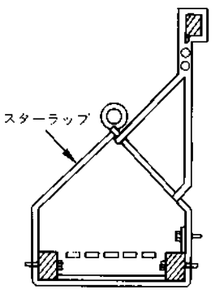

3 作業構台

（材料等）

第575条の2【解釈例規】

作業構台：本条の作業構台は、ビル建築工事等において、建築資材等を上部に一時的に集積し、建築物の内部等に取り込むことを目的として設ける荷上げ構台（ステージング）、地下工事期間中に行われる根切り工事等のため、堀削機械、残土搬出用トラック及びコンクリート工事用の生コン車等の設置又は移動を目的として設ける乗入れ構台等があり、次図に示すようなものであること。

荷上げ構台

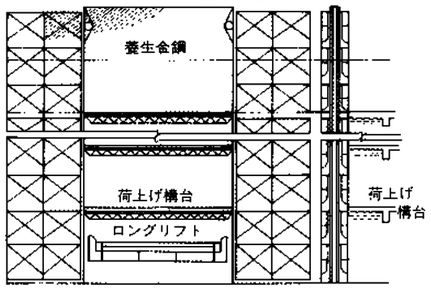

乗入れ構台

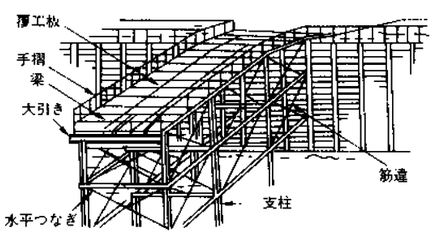

建設機械等：第1項の「建設機械等」の「等」には、移動式クレーン、変圧器等の機械、設備が含まれるものであること。

高さ：第1項の「高さ」とは、地盤面等から最上の床面までの高さをいうものであること。

大引き等：第3項の「大引き等」の「等」には、水平つなぎ及び筋違が含まれるものであること。（昭55.11.25基発第648号）

（構造）

第575条の3【解釈例規】

たわみ等：「たわみ等」の「等」には、部材の緊結部の滑動及び支柱の沈下が含まれるものであること。（昭55.11.25基発第648号）

（組立図）

第575条の5【解釈例規】

大引き等：第2項の「大引き等」の「等」の範囲は、第575条の2第3項の「大引き等」の「等」の範囲と同様であること。（昭55.11.25基発第648号）

（作業構台についての措置）

第575条の6【解釈例規】

地質等：第1号の「地質等」の「等」には、地層が含まれるものであること。

敷角等：第1号の「敷角等」の「等」には、鋼板及び石材（栗石）が含まれるものであること。

使用する等：第1号の「使用する等」の「等」には、コンクリートの打設、杭の打込み及び脚部の固定の措置が含まれるものであること。

筋違等：第2号の「筋違等」の「等」には、作業床、大引き及び水平つなぎが含まれるものであること。

緊結金具等：第2号の「緊結金具等」の「緊結金具」とは、直交クランプ、自在クランプ等のクランプをいい、「等」には、ボルトが含まれるものであること。

作業の必要上手摺等を設けることが著しく困難な場合：第4号の「作業の必要上手摺等を設けることが著しく困難な場合」には、作業構台を設置する場合又は作業構台の構造から手摺等を設けることが著しく困難な場合及び取り扱う材料が常態として長尺物あるいは大きいものであるため、手摺等を設けることにより作業が著しく困難となる場合があること。

なお、第4号に規定する措置は、立入禁止等の措置を講じたために労働者が作業床に端に立入ることがない場合には、講ずる必要がないことは当然であること。（昭55.11.25基発第648号）

（作業構台の組立て等の作業）

第575条の7【解釈例規】

第3号の「強風、大雨、大雪等のため」並びに第4号の「吊り鋼」及び「吊り袋」の意義は、第517条の3第2号の「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」並びに同条第4号の「吊り鋼」及び「吊り袋」の意義と同様であること。（昭55.11.25基発第648号）

（点検）

第575条の8【解釈例規】

「強風、大雨、大雪」及び「中震以上の地震」の意義は、第567条の「強風、大雨、大雪」及び「中震以上の地震」の意義と同様であること。（昭55.11.25基発第648号）

分野別　目次

分　類	品　目　名　称			P
次世代足場・次世代シートアサガオ	次世代足場			12
	次世代足場・部材			14
	次世代足場・部材			16
	次世代足場・組立手順			18
	次世代シートアサガオ 構成部材図			20
建　枠	建枠 4055A 調整枠 404L	建枠 4055B 調整枠 403L	調整枠 417	22
	建枠 6117A 調整枠 204L	はしご枠 6117SS 調整枠 203L	調整枠 217	24
筋違・下さん	筋　違	下さん		26
階 段・手 摺	階　段（アルミ）	セーフティホルダー	階段手摺	28
足場板・バタ角	鋼製足場板 ヌキ板	木製足場板（杉） バタ角	敷　板	30
ジャッキベース	ジャッキベース ダブルジャッキベース	ロングジャッキベース 固定ベース	自在ジャッキベース パイプベース	32
クランプ	兼用直交クランプ 3連自在クランプ	兼用自在クランプ 角丸直交クランプ	3連直交クランプ 角丸自在クランプ	34
鉄骨金物	6役チャック ブルマン	6役チャック大 ターンバックル		36
ブラケット	ブラケット	ネットブラケット		38
シート・ネット	メッシュシート	塗装シート		40
	防音シート			42
	垂直ネット			44
アサガオ	アサガオ			46
	アサガオ組立図			48
防音パネル	防音パネル	防音コーナーパネル	採光パネル	50
先行手摺	先行手摺	先行手摺取付金具		52
梁　枠	梁　枠			54
ベコビーム	外ビーム	内ビーム		56
荷受フォーム	荷受フォーム			58
ローリング	ローリング構成図			60
墜落防止	親綱支柱システム	親　綱	親綱緊張器	62
	親綱支持用ベルト			64
鉄骨建方	はしご	スライドはしご	イージークライマー	66
作業台 マイティーベース	作業台	作業台エリアガード	マイティーベース	68
法面階段	法面階段			70
サポート	サポート	補助サポート		72
フラットパネル	フラットクリアパネル	フラットパンチングパネル		74
万能鋼板	万能鋼板 万能鋼板用ドア	パンチングパネル	フックボルト	76
敷鉄板 ゴムマット	ゴムマット 敷鉄板	段差解消マット 縞鋼板	プラシキ	78
ゲート	開型パネルゲート	簡易パネルゲート		80
	ライトゲートクロス	ライトゲートパネル		82
山留H鋼	H200型 H250型主材	H250型部材		84
	H400型主材	H400型部材		86
生コン打設資材 パレット・備品 養生	OKマット	メッシュパレット	消火器 旗竿キャップ・クリート	88
ハウス トイレ 風呂シャワー	ユニットハウス			90
	エアコンハウス	物置ハウス		92
測量機器	オートレベル			94
	セオドライト			96

分　類	品　目　名　称			P
次世代足場・次世代シートアサガオ	次世代足場			13
	布　板	補助布板	ハッチ式布板	15
	次世代足場・部材			17
	次世代足場・組立手順			19
	次世代シートアサガオ 安全対策			21
建　枠	建枠 3055A 調整枠 304L	調整枠 305L 調整枠 303L	調整枠 317	23
	ブラケット枠 9117 ローリング枠	ブラケット枠 6117 ローリング調整枠	建枠ジョイントピン	25
布　板	布　板	補助布板	ハッチ式布板	27
手　摺	手摺　柱 妻側伸縮手摺	手摺　布		29
パイプ・大引材	丸パイプピン付 アルミ角パイプ	丸パイプピンなし アルミ大引き材	角パイプ 丸パイプ杭	31
大引受・車輪チェーン	大引受ジャッキ 異形建枠連合金具	ロング大引受ジャッキ チェーン	ジャッキ付車輪 チェーンハンガー	33
クランプ・ジョイント	角角直交クランプ 根がらみ自在クランプ	角角自在クランプ ブラケット用クランプ	根がらみ直交クランプ パイプ直線ジョイント	35
壁つなぎ	壁つなぎ	ロックチャン	Hクランパー	37
ステップ・垂直はしご	コンビステップ 垂直はしご	スキマステップ 垂直はしご手摺		39
シート・ネット	シートハンガー	PPひも		41
	白シート（防炎）	溶接用シート		43
	ラッセル安全ネット	ネットハンガー	安全ネットひも	45
アサガオ	コーナーアサガオ			47
	コーナーアサガオ 組立図			49
養生枠 鬼クランプ	養生枠・鬼クランプ 次世代用クランプ	鬼クランプコーナー 次世代用クランプコーナー	鬼クランプコーナ3ツ爪 次世代用クランプ3ツ爪	51
先行手摺	先行手摺　組立図			53
梁　枠	方　杖	隅梁受け	梁渡し	55
ベコビーム	ベコビーム組合せ			57
荷受フォーム	荷受フォーム			59
ローリング	ローリング枠 ハッチ式布板	ローリング調整枠 巾　木	ローリング布板 ジャッキ付車輪	61
墜落防止	親綱ストレッチポール	スタンション スタンション用フックボルト	ロリップ	63
	安全ブロック			65
鉄骨建方	ハンドレール			67
脚　立	安全脚立	アルミ脚立（9尺）	ゴムバンド	69
ベランダブリッジ	ベランダブリッジ			71
フラットパネル	フラットパネル本体	フラットコーナーパネル	フラットスライドパネル	73
パネルドア	ワイドドアパネル	ミニドアパネル Uフック	ドアパネル	75
ガードフェンス	ガードF全鉄板 ガードF全鉄板ドア付	ガードF1.8 ガードF1.8ドア付	ガードF1.2 ガードフェンス台	77
バリケード レボコーン	ガードフェンスサポート コーンバー	ガードFH鋼取付金具 木製バリケード	レボコーン 単管バリケード・ウエイト	79
ゲート	パネルゲート部材表	ミニドア		81
	パネルメッシュ キャスターゲート	キャスターゲート サイズ表		83
山留H鋼	H300型主材 H350型主材	H300型部材 H350型部材		85
山留部材	カバープレート	キリンジャッキ	六角ボルト・ナット	87
機 械 類	水中ポンプ 発電機（2KVA）	オートポンプ 送風機・ダクト	キュースターポンプ チューブライト	89
ハウス トイレ 風呂シャワー	ユニットハウス			91
	簡易水洗トイレ	風呂シャワーユニット		93
測量機器	回転レーザーレベル	受光器LS-70B		95
	トータルステーション			97

● ご注意 ●

本レリコム賃貸仮設用資機材総合カタログに記載されている資機材の構造・仕様および形状については、改良等のため予告なく変更することがあります。

賃貸仮設用資機材 総合カタログ Vol.9　　（2022.3）